

令和 7 年

12月熊取町議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 3 日開会

令和 7 年 12 月 16 日閉会

熊 取 町 議 会

令和7年12月定例会会議録目次

(12月3日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	2
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	2
2. 報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
3. 報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	6
1. 石井一彰議員	7
1) 将来の消防団員確保と受援前応急期対応を見据えた中学校防災クラブの設置について	
①本町の消防団員の現状と今後の確保策の課題について	
②若年層への防災意識向上を、消防団員育成の観点からどのように位置づけているのかについて	
③本町の受援前応急期の初動対応体制はどの様に想定しているのかについて	
④地域の若い世代、とりわけ中学生が担う役割について	
⑤中学校への防災クラブ設置の可能性について	
2) 地方交付税の減額対象にならない法定外目的税の現状と推進について	
①本町の法定外目的税導入の検討状況について	
②導入に向けた課題と可能性について、どのように整理しているのかについて	
③他自治体の実例を参考に、本町に適した法定外目的税の検討、また財政戦略の一つとして位置づける考えはあるのかについて	
3) eスポーツを活用した高齢者福祉の推進について	
①eスポーツの他の自治体の事例の調査・研究は行っているのかについて	
②高齢者福祉への応用可能性について	
③大学連携による世代間交流について	
④実証事業やモデル事業の実施について	
4) 不登校児童生徒の出席扱いについて	
①本町の不登校児童生徒の現状と教育支援センターの利用状況、また教育支援センターに通う事が、難しい児童生徒の実態について	
②教育支援センターでの通所困難な児童生徒に対する支援策について	
③現在、中学校でオンライン学習を出席扱いとして認めている事例について	
④現行制度に対し、町として統一的なガイドラインを設けることについて	
2. 田中圭介議員	19
1) 蛍光灯2027年問題について	
①現在、町所有施設などのLED化は、何%ぐらい整備されているのかについて	

- ②今後、一般家庭向けの補助金などは検討しているのかについて
- 2) 庁舎の電話について
 - ①通話録音装置の設置前と設置後で、職員の業務の質や、接遇意識の向上効果はあったのか。また、外部からの暴言や不当な要求などは減ったのかについて
 - ②職員が電話に出た際、「〇〇課です」しか言わない職員も多く居るので、「〇〇課のAです」と自分の名を名乗るよう全職員統一してはどうかについて
- 3) ブルーベリー農園について
 - ①今年のブルーベリー狩り来場者数と、第3農園の収穫量について（前年と比較した資料提出）
 - ②R10年の自走化に向けての進捗状況について
- 4) 熊取だんじり祭りについて
 - ①今年は約何人ぐらい観光客が来たのかについて
- 3. 河合弘樹議員 30
 - 1) 資源ごみ持ち去りにについて
 - ①9月議会後の資源ごみ持ち去りの調査、研究について
 - 2) 熊取町の町有財産について
 - ①現在、売却等検討している土地、建物、池等について
 - 3) 観光促進について
 - ①現在、行っている取り組み、検討状況について
- 4. 江川慶子議員 40
 - 1) 国民健康保険料について
 - ①滞納世帯数および滞納額の直近3カ年の推移はどうか？また主要な要因をどのように分析しているのかについて
 - ②現行の府制度に基づく軽減策以外に、町独自で負担軽減に向けた施策の実施を検討する考えはあるのかについて
 - ③政府は「被保険者証の有効期限切れ等により10割負担となった世帯」について、市町村の判断で窓口負担を3割に軽減できる旨の見解を閣議決定したが本町としてこの政府見解に基づき、対象者への周知や実際に3割負担とするための具体的対応（手続き、判断基準）を既に検討しているのか、町の対応状況について
 - 2) こども誰でも通園制度について
 - ①来年度から開始される「こども誰でも通園制度」の進捗状況について
 - 3) 物価高騰対策について
 - ①町として物価高騰による町独自のアンケートや実態調査などを実施し、その声を把握しているのかについて
 - ②全世帯向けへの支援として、生活に欠かせない水道基本料金への減免や補助や地元商店で使える「お米券」、地域限定のクーポンの配布などで食糧支援を行うことについて
- 5. 渡辺豊子議員 50
 - 1) 環境施策の拡充について
 - ①リチウム蓄電池等の適正処理について
 - (1)安全な処理体制を構築するためにどの様に取り組んでいるのかについて
 - (2)使用済み乾電池やモバイルバッテリー等を町で回収してはどうかについて

て

②家庭ごみの出し方について、外国人向けの外国語版マニュアルはあるのかについて

2) 妊婦・子どものインフルエンザ予防接種について

①妊婦・子どものインフルエンザ予防接種の公費助成の検討状況について

3) 投票しやすい環境整備について

①投票支援カードをR6年度執行の選挙から導入しているが、利用状況について

②支援カードを利用しやすいように、コミュニケーションボードの導入について

③視覚に障がいのある方が、自ら投票用紙に書けるようにする「投票用紙記入補助具」の導入について

6. 二見裕子議員 60

1) 防災について

①感震ブレーカーについて

(1)地震に伴う、通電火災などの電気火災を防ぐために、普及啓発はしているのかについて

(2)設置の推進にくまどり防災基金(利息分)で補助を出してはどうかについて

②災害時における福祉避難所施設利用に関する協定について

(1)福祉避難所とされるのは、総合福祉センター(ふれあいセンター)だけが、協定を結んでいる施設(12施設)と、町との詳細なマニュアルは作成しているのか。災害時にどのタイミングで開設するのか。開設の周知はどのようにするのかについて

(2)福祉避難所の施設は、どのくらいの人数が避難できるのかについて

(3)福祉避難所の施設に避難する方は、どういう方が対象なのかについて

(4)福祉避難所の施設に、本町からの備蓄物資の支援はあるのかについて

2) 高齢者・障がい者支援について

①独居高齢者について

(1)独居高齢者は何世帯あるのか。また、将来推計について

(2)独居高齢者の見守り支援は増加しているのかについて

(3)独居高齢者の災害時の個別避難計画の策定は進んでいるのかについて

(4)地域包括支援センターの総合相談体制の強化で、高齢者の相談はしやすくなり、増えたのかについて

②成年後見制度について

(1)本町における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数、成年後見制度利用支援事業の直近数年間の利用者数、今後の見通しについて

(2)基幹相談支援センターの設置時期が決定しました。障がい者の方の成年後見制度利用支援事業の運営は行うのかについて

(3)成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入はどうかについて

(4)市民後見人制度の活用促進に向けた取組状況と、今後の方針について

(12月4日)

出席議員	73
議事日程	73
一般質問（続き）	74
1. 長田健太郎議員	74
1) 学校教育の取り組みについて	
①小学校低学年の教員は中学校での学習や子ども達が中学校を卒業するときの姿をイメージしながら教育活動を行っているのかについて	
②中学校の教員は小学校のどの学年で何を学び、何につまずいて今の子ども達の姿があるのかを知った上で指導にあたっているのかについて	
③北中学校校区での現状課題（生徒数・施設・通学、教育環境）について	
2) 小中一貫教育について	
①関心が周辺自治体で高まっていることについて	
(1)認識はしているのかについて	
(2)背景はどのように考えているのかについて	
②令和7年3月議会答弁の小中一貫教育へのデメリットの見解について	
(1)リーダーシップや自主性を養う機会の減少について	
(2)9年間で人間関係が固定化しやすい事について	
(3)中学校相当の生徒の悪影響のおそれについて	
(4)教員確保の困難が想定される事について	
③令和7年3月議会答弁の小中一貫型小中学校を設立する場合の課題への見解について	
(1)小中連携を強めるため教職員の打合せや研修の為の時間確保が難しい状況について	
(2)熊取町全体の校区見直しが必要となることについて	
④小中一貫校の可能性調査を行う意思はあるのかについて	
3) 公共施設管理について	
①学校施設長寿命化計画の進捗について	
②本町に遊休化が見込まれる施設はあるのかについて	
③過去に遊休化した施設はあるのかについて	
④統廃合により使わなくなった学校施設の「次の用途案」を考える「未来利用計画」の作成について	
2. 大林隆昭議員	84
1) 永楽ゆめの森公園指定管理者選定について	
①選定プロセスの透明性について	
(1)審査委員会の構成について、公平性・中立性、そして専門性はどのように担保したのかについて	
(2)評価結果、とくに評価点や講評について、住民に向けてどの範囲まで公開する考えがあるのかについて	
②現指定管理期間の実績評価について	
(1)現指定管理期間において、町はどのように実績評価を行い、その結果はどのような内容であったのかについて	
(2)利用者満足度、苦情への対応、事故やトラブルの発生状況など、住民サービスの観点から課題はなかったと判断した根拠は何かについて	
(3)現指定管理者の運営上の課題や改善要望に対し、現指定管理者はどのように対応してきたのか。また、その改善が今回の選定にどのように反映	

されたのかについて

③指定管理者候補者及び次点候補者からの提案内容と住民サービス向上について

(1)今回の提案の中で、住民サービス向上に向けて現在より具体的にどのような改善策が示されているのかについて

(2)新規事業、設備の改善、ICTの活用など、将来に向けた投資について、町はどのように評価したのかについて

④指定管理料積算根拠について

(1)前回との比較において指定管理料に増減がある場合、その理由はどのように整理されているのかについて

(2)人件費や委託費などの積算根拠について、町はどのように妥当性をチェックしたのかについて

(3)今後、指定管理期間中の町の財政負担について、どのような見通しを持っているのかについて

⑤リスク管理・安全管理について

(1)安全管理マニュアル、災害時対応マニュアルは適切に整備されているのかについて

(2)人員不足や突発的なトラブルなど、運営に支障が生じた際のバックアップ体制はどのように確保されているのかについて

3. 多和本英一議員 94

1) 教育支援センターの取組と学校との連携について

①教育支援センターでの児童生徒の活動状況について

②現状の人員体制について

③校外活動や体験などの取組や今後の予定について

④センターと学校との連携について

⑤保護者からの通所、進路に関する相談内容について

⑥小学校から中学校への進学時の取組や対応について

⑦センターでの進路説明会実施の状況について

⑧指導員・教員向けの不登校関連の研修などの実施について

⑨近隣市町の教育支援センター・フリースクールとの連携について

⑩教育支援センターホームページの年間アクセス数について

⑪機能の充実を図る上で、新たな取組の考えについて

2) 学童保育所について

①東学童保育所3クラブ化への考えについて

②学童保育所の支援員への保育就労支援金適用の考えについて

4. 坂上巳生男議員

1) 町内のPFAS汚染について

①事業所における「原因の調査」の進捗状況及び把握したことの報告について

②熊取町の独自調査で2か所のため池が目標値を超過していた。継続調査を予定していると聞いたが、結果について

③環境省が公表している暫定測定方法を用いての土壌調査は可能と考えるが、いかがかについて

2) 泉陽ヶ丘住宅地内の雨山川に架かる「不明橋」について

①泉陽ヶ丘の雨山川に架かる「不明橋」については早期の対策が必要と思わ

れる。大阪府との協議はどうかについて	
3) 可燃ごみ指定袋の無料配布の拡充について	
①紙おむつを使用せざるを得ない障がい者への無料配布も必要と思われるがどうかについて	
5. 坂上昌史議員	109
1) 質の高い行政サービスを維持するための持続可能な財政・人材戦略について	
①人件費率が高い要因と中長期的な財政見通しについて	
②類似団体比較の明確化と改善への活用について	
③適材配置・業務最適化に向けた人員配置方針について	
④行政サービスの質を支えるための人材育成・スキル向上戦略について	
2) 国の制度化の動向をふまえた給食費無償化について	
①国の制度化の動向をどのように分析し、町の今後の判断にどうつなげていくのかについて	
②本町の給食費無償化の現状評価と、小学校への拡大に向けた考えについて	
③財源の裏付けと持続可能性の確保について	
3) 財源確保に向けたふるさと納税とブランド戦略の強化について	
①ブランド認定品の返礼品化と市場分析について	
②既存資源の収益化に向けた短期的な方針について	
③ブランド戦略とふるさと納税を一体で推進する体制について	
④短期的な財源確保としての寄附額の見通しと目標設定について	
提案理由説明	
議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、以上5件一括付議	127
質 疑	131
総務文教常任委員会付託	131
提案理由説明	
議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	131
質 疑	132
事業厚生常任委員会付託	132
提案理由説明	
議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	132
質 疑	133
事業厚生常任委員会付託	133
提案理由説明	
議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	133
質 疑	136
事業厚生常任委員会付託	136
提案理由説明	
議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について	136
質 疑	137

事業厚生常任委員会付託	137
提案理由説明	
議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について	137
質 疑	137
事業厚生常任委員会付託	137
提案理由説明	
議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について	137
質 疑	138
総務文教常任委員会付託	138
提案理由説明	
議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	138
質 疑	142
総務文教常任委員会付託	142
提案理由説明	
議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2件一括付議	142
質 疑	144
事業厚生常任委員会付託	144
提案理由説明	
議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	144
質 疑	146
事業厚生常任委員会付託	146
提案理由説明	
議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	146
質 疑	147
事業厚生常任委員会付託	147
提案理由説明	
請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書	147
総務文教常任委員会付託	148
 (12月16日)	
出席議員	149
議事日程	149
委員会報告	150
議会運営委員会報告	150
議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）、以上7件一括付議	150
総務文教常任委員会委員長報告	151

質 疑	151
討 論	151
採 決	151
議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件一括付議	154
事業厚生常任委員会委員長報告	154
質 疑	154
討 論	154
採 決	154
請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書	158
総務文教常任委員会委員長報告	158
質 疑	158
討 論	158
採 決	160
提案理由説明	
議案第76号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）	160
質 疑	162
採 決	168
提案理由説明	
議案第77号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	168
質 疑	169
採 決	170
提案理由説明	
議員提出議案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書	170
質 疑	171
採 決	172
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	172
議会改革検討特別委員会報告	172

12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和7年12月定例会会議録（第1号）

月 日 令和7年12月3日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長	田中 耕二
総合政策部統括理事	明松 大介	総合政策部統括理事	松浪 敬一
総 務 部 長	永橋 広幸	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	山本 浩義	住 民 部 理 事	奥村 光男
健康福祉部長	石川 節子	健康福祉部理事	橋 和彦
健康福祉部理事	阪上 正順	都 市 整 備 部 長	白川 文昭
都市整備部理事	坂本 佳弘	都 市 整 備 部 理 事	庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長	根来 雅美	教 育 次 長	巖根 晃哉
教育委員会事務局理事	河合 淳	教育委員会事務局理事	三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	木村 直義	書 記	阪上 高寛
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第60号	一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第61号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第63号	常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第64号	議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第65号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第66号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第67号	熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第68号	指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
議案第69号	指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
議案第70号	指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
議案第71号	令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第72号	令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第73号	令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第74号	令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第75号	令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
請願第1号	小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

令和7年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議いただき、併せて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和7年9月定例会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容は、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和7年10月末現在における各会計の現金預金残高については、タブレットに掲載している資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和7年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、大阪・関西万博のにぎわいに沸いた1年もいよいよ師走を迎えました。本町の冬の風物詩であるくまどりイルミネーションも始まっており、今月7日には第14回熊取ふれあい農業祭わいわいフェアを同時開催します。議員の皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと存じます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、条例の制定、一部改正につきましては一般職職員給与条例の一部を改正する条例ほか7件、指定管理者の指定についてが3件でございます。また、補正予算につきましては令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）ほか4件をそれぞれご提案申し上げます。

以上、何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。橘健康福祉部理事。健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定のとおり報告するものでございます。

1 ページをご覧ください。

専決処分日は令和7年11月13日でございます。

専決処分の内容でございますが、事故発生日時は令和7年7月3日午前11時47分頃でございます。

事故発生場所は、熊取町七山東897番地の1先、駐車場内でございます。

相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、本町保険年金課職員が国民健康保険被保険者宅先の駐車場内で公用車を転回しようとして後退した際、車後方を駐車場内のフェンスに接触し、損傷させたものでございます。

損害賠償額は9万3,500円で、相手方の駐車場内のフェンスの修繕費用でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済からの補填を受けております。

今後、公用車の運転に当たりましては、改めて細心の注意を払い、安全運転を心がけ、より一層の事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。
白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和7年10月29日でございます。

内容につきまして、1、事故発生日時は令和7年2月15日午後3時頃でございます。

2、場所は、つばさが丘北2丁目13番6号地先でございます。

3、相手方につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

4、事故の概要は、熊取町が管理する町道つばさが丘北1号線の歩道部を被害者が自転車で走行中、街路樹の根の生育により舗装路面が隆起し、約5センチの段差が生じていたことが原因で転倒し、顎部を負傷させたものです。

5、損害賠償額につきましては1万3,782円となっております。治療費、通院交通費、付添費及び慰謝料が保険認定の被害額となっております。過失割合を考慮の上、被害額の6割を損害賠償するものでございます。

なお、損害賠償額は全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものです。

本件事故を受け、つばさが丘地区における舗装路面の隆起、段差の状況確認を行い、事故現場を含む隆起が著しい2か所については、事故後速やかに緊急修繕を完了し、緊急度の低い残る14か所は現在、工事発注により対応しているところです。今後、他地区においても同様の状況確認を行い、適切な管理に努めるとともに、定期的な道路パトロールにより事前の対応に努め、適切な道路管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。
巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についてご説明申し上げます。

報告第3号をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分し

たので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

専決処分日は令和7年10月29日でございます。

事故発生日時は令和7年8月5日午前8時30分頃で、場所は熊取町希望が丘2丁目6番1号、熊取町立熊取北中学校のグラウンド、相手方については記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、当該グラウンドにおいて軟式野球部の部活動で打撃練習をしていた生徒のボールがフェンスを越え、相手方宅に直撃し雨どいを損傷させたものでございます。

損害賠償額については4万7,850円で、雨どいの修繕費用となっております。

なお、損害賠償額については全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものでございます。

事故後におきまして、教頭から部活動顧問に、また部活動顧問から部員に対し、部活動における打撃練習の位置等については十分留意し、工夫するよう指導を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第3号 損害賠償に関する専決処分報告についての説明を終わらせていただきます。議長（文野慎治君）ただいまの行政報告3件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。河合議員。

14番（河合弘樹君）報告第2号なんですけれども、つばさが丘北2丁目ということで、これは2月に発生したんですけれども、先ほどのあれでは2か所をもう補修したとあるんですが、それはいつ頃したんでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）日付は明確にはないんですけれども、2月中にもう緊急補修をさせていただいております。事故後、速やかに対応しているものです。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）これ、番地を見ているだけじゃちょっと分かりにくい。北2丁目というたらあの大通りでしょうかね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）大通り、町道穴釜成合線ではないんですけれども、それなりに南北方向に入った地域になります。つばさが丘北地区のメイン道路といいますか、北地区においてはメイン道路になります。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）メイン通りじゃないということなんであれなんですけれども、そこで、私も最近一月ほど前、メイン通りの体大のほうから来たら下にひまわりドームのほうに下りていく、てっぺん、上にローソンがあるところから下りてカーブにちょっとなっているぐらいのところの道が同じような根っこが上がって出ている、私、早朝にランニングしているんですけれども、そこにつまずいて私もこけまして、1回転して前回り受け身、中学校と高校のときに体育の授業で柔道をやっていたから、受け身をやった擦り傷で済んだんですけど、これ、1年前も私、同じところでこけたんです。それ言えへんかったんですけど、もうそれを直したのかなと思ったんでここで聞かせてもらったんです。場所を言うんでまた見ておいてください。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）今、順次対応もしているところですので、一定、段差の大きいところは緊急、先ほどの説明のとおり、2か所についてはそういう5センチ以上の段差が生じていた部分については早急に対応で、あと残りの部分については今順次対応しているところですので、すみませんがご理解賜りますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）報告第1号の件で、シャルマンフジの駐車場のところで公用車が転回しようとしたときにフェンスに接触しというご説明があったんですけども、職員はそうやって出先に行かれたとき、お二人で運転されて行っておられるかと思うんです、同乗されてね。後ろにバックしようとしたときにその後ろの点検、助手席に乗っておられる方がその後ろの確認というか、そういったことはされたのでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）今回の事故に関しましては、その確認が漏れたことによりまして、やはり運転手の確認のみでフェンスに接触したものでございます。先ほども安全運転ということで、職場には2人で行った際には必ず助手席の者が後方確認するよう徹底しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）フェンスもあれなんですけど、また後ろに人がいたりとか、そういう事故につながる事になりかねませんので、その辺のところはやっぱりしっかり注意をしていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それと、報告案件3つ目のところで、北中学校のグラウンドでの事故なんですけれども、この日は早朝の練習ということで、先生はいておられたのでしょうか。ちょっとその辺のところ。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）当然、クラブの顧問の先生はその日その場にいたんですけども、ちょうど打撃練習をやっている場所と違うところで、同じ野球部の守備練習といいますか違う練習をやっている、たまたまそちらのほうにおったという報告を受けております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

その打撃練習、これ今ボールがフェンスを越えて相手方のおうちの雨どいだったから修繕したら済むんですけども、それがもしも外を歩いておられる方とかにそのボールが当たったら大きな人身事故になりますので、その辺のところをちょっと、そういうふうにはフェンス越えにつきましては練習する位置をちゃんと検討するようにと今ご答弁もありましたが、常にそこでされていたからそこでしたのかなというふうには思うんです。その辺のところの注意というのは、先生がそのとき違うところで練習を見ていたからということだったんですけども、やっぱりそういった事故のないように指導というのはずっと当初からあるべきかなと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。今までにもそういうフェンス越えはなかったのでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）すみません。ちょっと私、過去どこまで遡ってというところは、実際あったのかというのは記憶しておらないんですけども、それなりに野球部の部活動ということで、学校のグラウンドの周囲のフェンスというのは随時高くさせてはいただいております。

少々のことでは普通は越えないんですけども、やはり普通に部活動でやっていることですので、不測の事態で思わぬ勢いで飛び出してしまうということはあると思います。一定これはもう部活動だけではなくて、日頃の一般開放で各小・中学校のグラウンドを貸していてネットを越えたというような、そこは私はスポーツを担当しておったときにそういう形でネットを幾分か上げていったというケースはございます。ただ、それというのはやはりどこまで上げてても不足で、絶対ここまで高くすれば越えないという保証はございませんので、一定の高さのところからは、先ほど言いましたように、今回のケースでしたら打撃練習の位置を変えとかという形で対応させていただいておるところです。

クラブの顧問についても常時、今回の場合は顧問1人で見ておったというところなんですけれども、全てのところに目配せするのが普通やと思うんで、やっぱりなかなかそこは目の行き届かないところはあろうかと思しますので、先ほど申しあげましたように、今後改めて打撃練習の位置とかについてはきっちりと指導させていただいたというところがございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。一生懸命練習されていてそういった事故が起きたというところは、やっぱり今後もその位置というものを見直していただいて、注意をしていただくことをお願いします。

すみません。以上です。

議長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（文野慎治君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席6番 大林議員、議席7番 坂上巳生男議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る11月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和7年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月3日から12月16日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月3日、4日、5日及び16日の4日間といたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。事業厚生常任委員会を12月10日に、総務文教常任委員会を12月11日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を12月10日に、議会改革検討特別委員会を同じく12月10日に、議員全員協議会を12月11日にそれぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月3日から12月16日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月3日から12月16日までの14日間と決定いたしました。

議長（文野慎治君） 次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、石井議員。

4番（石井一彰君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

それでは、まず大きな項目の1番、将来の消防団員確保と受援前応急期対応を見据えた中学校防災クラブの設置についてお伺いをいたします。

昨年の3月議会でも私は地域防災の担い手について質問をさせていただきました。また、今年の8月に、関西大学社会安全学部の永田教授を講師としてお迎えしまして町村議長会の議員セミナーがございました。そのときに先生から能登の地震の発生直後の応援体制についての講義があり、そのとき初めて受援前応急期という言葉を知りました。改めて地域防災の重要性を感じまして、今回また質問させていただくことにいたしました。

ざっくりと講義内容を説明させていただきますと、永田教授が震災直後の能登の地震を視察され、そのときの消防の動きについてお話がございました。内容につきましては、まず震災直後に、元旦の16時6分に震災が発生しました。その後、消防庁長官が各消防本部へ電話され、17時30分に緊急消防援助隊に出動指示が出ました。そのとき、2,000人規模で出動の指示があったとのことでした。

ただ、道路の崩壊や倒木、ニュースでもよくありましたですけれども、そういったインフラがかなり被災し、入るのに大変苦勞し、実際、24時間後の2日午後4時過ぎの時点で目的地に到着した人員は311名、全体の約16%、48時間後の3日午後4時過ぎの時点でも1,026名、約53%、72時間後、3日後の4時過ぎにやっと大半が現地に入れたと、そういった状況だったそうです。その間、地元住民で初動対応する期間、この期間を受援前応急期というそうです、釈迦に説法だとは思いますが、今後確実に発生すると言われている南海トラフ大地震の場合、周辺自治体も同様に被災します。規模がかなり大きいと言われていいますので、そうなるを受援前応急期の期間はさらに長くなる可能性が高いというふうに予想されます。そのためにも、さらなる地域防災力の強化が必要だと思えます。

ただ、このように地域防災の大事さを理解していても、現実的には全国的に消防団員の確保が困難となってきております。

前置きが長くなりましたが、それでは質問の第1番、熊取町における消防団員の現状と今後の確保策の課題等について教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、将来の消防団員確保と受援前応急期対応を見据えた中学校クラブの設置についてのご質問の1点目、将来の本町の消防団員の現状と今後の確保策の課題についてご答弁いたします。

消防団員の現状につきましては、全国的には消防団員が減少しつつあり、構成につきましても高齢化、また被用者の割合が増加傾向にあります。このような状況において、本町におきましては、ほかの多くの自治体の消防団が条例定数を満たせていない状況の中で、昭和22年の消防団組織への移行からこれまでの間、地域一丸となって消防団体制を堅持いただいております、地域の方々の信頼の下、地域防災の要としての役割を十分に果たしていただいております。

今後の消防団員の確保策の課題でございますが、本町においても高齢化の進行が進む状況にありますが、国平均の年齢を下回っており、また、団員数に占める被用者の割合も国の平均値を大きく下回っている状況となっております、健全な状態を保っていただいているところで。

現在のところ、定数確保を妨げるまでの状況にはなく、引き続き、町として消防団の活動を支え、地域防災の要としての役割を担っていただくこととしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。人数に対しては、一応足りているということではあるみたいですが、やはり先ほどお話がありましたとおり、高齢化はしているということだと思います。

2番目の質問になります。

私は、地域防災力を次世代へ継承していく仕組みづくりがやっぱり早急に必要だと、そのように

感じております。町として、若年層への防災意識の向上を、将来の消防団員の育成の観点からどのように位置づけているか、教えてください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）そしたら、次に2点目の若年層への防災意識の向上を、消防団員育成の観点からどのように位置づけているかのご質問にお答えをします。

本年9月に政府の地震調査委員会が、南海トラフ巨大地震の発生確率を80%程度から60%から90%以上へ見直すなど、発生が現実味を帯びつつある中で、地域防災力の向上は喫緊の課題として認識してございます。

こうした中で、将来的に地域防災の役割を担っていただく若年層へのPRはとりわけ重要と考えておきまして、地域防災計画におきましても、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等を通して、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等あらゆる機会を活用して住民の防災意識の高揚や防災スキルの向上を図っていくことを定めており、その取組を進めているところでございます。

小・中学校では、学習指導要領の下で計画的かつ実践的に各校の実態に合った工夫ある防災教育を行っており、全ての学校において、災害が起こったときに自ら考え行動できる児童・生徒の育成に取り組んでいます。

一方、各自治会の自主防災組織においても年々、訓練の実施自治会数が増えてきているところであり、訓練の調整を行う際に子どもの参加を呼びかけることにより、中学生や小学生にもご参加いただくなど、若い世代の意識の醸成に努めているところでございます。将来、地域防災を支える消防団への入団も大いに期待するものでございまして、そのため、小・中学生の児童・生徒に防災意識を持ってもらうことは重要であるものと考えており、今後におきましてもこの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。

災害発生から応援到着までの受援前応急期における初動対応体制はどのように想定されておられますでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）次に、3点目の本町の受援前応急期の初動対応体制の想定についての質問にお答えします。

本町の国・大阪府や応援協定を締結している市町からの支援を受ける以前の災害応急対策の初動対応体制でございますが、本町、大阪府、国、また防災関係機関、自治会などの公共的団体等の役割を定める地域防災計画において災害応急対策の内容を定め、これに基づく対策を実施することとしており、また、本町の職員は、本計画に基づき具体的な役割を定める職員行動マニュアルに沿って初動応急対策を講じてまいります。とりわけ、各自治会の自主防災組織におきましては自主防災マニュアルの作成が進められており、その中で初動期の対応を定め、発災時に対応できるように、当該マニュアルに基づく訓練も実施していただいております。

また、大規模災害での各指定避難所の避難者への対応につきましても、避難所運営マニュアルを定めておきまして、職員による初動期の対応を行います。

また、多くの方が長期間の避難所生活を行うことを想定して、小学校ごとに自治会の皆さん、学校、行政の3者で協議を行い、校区の避難所運営マニュアルの作成にも取り組んでいただいております。北小学校、南小学校では既に作成をいただいております。東小学校におきましても先月19日にこの3者会議を実施し、この取組をスタートしたところでございます。

このような形で、大規模災害を想定した準備を整え、自助、共助、公助それぞれの力を結集して

対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）マニュアルの中身についてちょっとお聞きしたいんですが、発生時間によって、日中に発生した場合でしたら消防団員の方はやはり大阪市内とかに働きに行かれる方も多いと思います。そういった状況によって、時間帯によって違ってくると思うんですけども、そういう個別なマニュアルというのは作成されているのでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）各自治会で自主防災マニュアルを定めていただいております。その中には風水害での災害あるいは地震の災害を想定して、時系列で1時間後にはこういう形、3時間後にはこういうことをやっていくというふうな時系列での対応は定めております。

ただ、その何時に発生したということ、場合分けしてというところまではまだ整理はできておりませんので、これは今後の課題やというふうに考えているところでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）発生時間によって状況は全然変わってくると思います。ぜひ早急に、個別の発生時間によるマニュアルを作っていただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは4番目、地域の若い世代、とりわけ中学生が担う役割についてどのように考えているか、教えていただけますでしょうか。

まず最初に、先ほども若い子に対する指導教育については教えていただきましたが、これ、昨年3月議会でも地域の防災の担い手としての中学生に共助の役割について質問をさせていただきました。その際に先ほど似たような形で答弁いただきました。答弁の内容を申し上げますと、若い世代は地域防災の中核となっていく必要があると、そういった意味で、中学生に地域防災の役割を担っていただくことは不可欠なことだと認識しております。自主防災における訓練等の活動やまちの総合防災訓練などの際に、中学生を含む若い世代の方に積極的に参加してもらえよう促し、地域の防災への参加がより身近になるように図ってまいりますと、そのように3月には答弁いただきました。

ただ、先日行われました防災訓練、私も参加させていただき、西小学校のほうに伺いました。約80名ほどの参加者がおられましたが、やはり西小学校だけなのかも分かりませんが、中学生らしき生徒はほぼ皆無のような状況でした。実際、昨年答弁いただいた後、どのような指導がなされたのかというのが少し疑問に思ひまして、質問させていただきます。ご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）4点目の地域の若い世代、とりわけ中学生が担う役割についてのご質問にお答えをさせていただきます。

中学生が担う役割でございますが、現在のところ、発災時の役割としては、行政計画上の位置づけはございませんが、それぞれの地域やご家庭で自分自身ができる範囲での行動を行うものと考えております。そして、そういう場合に備えて防災意識や防災知識を高めていただくことが大切であるものと存じます。

また、その一環として、先月9日に開催いたしました総合防災訓練の第2部において非常食炊き出し配給訓練を予定し、防災への関心・興味を持ってもらうきっかけにってもらうために、10名の中学生ボランティアに参加してもらうことを予定しておりました。残念ながら中止となり実現はいたしませんでした。今後、改めてこのような取組も進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の地域防災を支えていただきたい存在でありますので、自助・共助の大切さ、防災に対する意識の啓発に努めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）昼からの炊き出し等のボランティア、中止になったということは非常に残念なことではありました。ただ、私は昨年の3月でも質問させていただいたんですが、避難所になる小学校、中学校という施設というのはやっぱり中学生が一番よく知っている。そのような状況の中で、中学生が率先してテントや段ボールベッドの設置、非常トイレの設置等をぜひやっていただきたい。本当に共助としてそういう役割を中学生に担っていただきたいというふうに、そのようにお話をさせていただきました。

炊き出しも本当、大事ではあるんですが、そういった活動をしていただくように指導していただきたいと思っておるんですが、それは今後難しいんでしょうかね、そういうふうな指導をしていただくのは。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）今回、総合防災訓練を実施するに当たりまして、アプローチの仕方として、自治会に対しましては自主防災組織連絡協議会という組織がありますので、そこで訓練の説明なり調整をさせていただいていたところですが、その中では小学生をはじめ幅広い年代の方々にご参加をいただきたいということをお願いを申し上げておりました。

また一方、学校におきましては、防災訓練の実施のポスターを掲示いただいたりとか、あと先ほど申しあげました消防防災フェアの中での炊き出し訓練への中学生のボランティア参加につきましても、直接学校のほうを訪問させていただいて生徒全員に募集案内を配付させていただいたりとかいう形で、訓練の周知をさせていただいたところでございます。

ただ、結果として一部の避難訓練のほうには中学生は若干名の参加にとどまったというところがございます。自治会の中ではやっぱり中学生が組織しにくいというところもあるのかなとは思いますが、アプローチの仕方であったりとかそういうところももう少し工夫するべきところもあったのかなというふうには考えております。今後、引き続き、児童・生徒の方々に対しましては自発的に防災に関わっていただくというふうな意識が醸成できるように、我々としても取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）先ほども申しあげましたとおり、本当に日中に震災が発生した場合、消防団員、自治会の大人の方たちが熊取町にいないということを想定した場合に、やはり中学生、地元における若い子たちの役割は本当に大きいと思っております。そういった意味では、本当にそういう危機感を指導の際にしっかりと周知していただければなど、そのように思っております。

それでは、5番目の質問に入ります。

中学校への防災クラブの設置の可能性について伺います。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）5点目の中学校への防災クラブ設置の可能性についてのご質問にお答えをします。

中学生の皆さんにつきましては、将来の地域防災を支えていただく大切な人材であるものと認識しておりまして、この期間で防災意識の醸成を図っていくことが非常に大切だと考えております。

このための取組といたしましては、学校での防災教育に加え、各自治会の自主防災組織において防災訓練を実施する際に、小・中学生の参加の呼びかけの働きかけをさせていただいているところでございます。

地域防災の力を上げていくためには子どもの頃からの防災意識の醸成が大切であるものと考えており、ご指摘の中学校への防災クラブの設置につきましては、将来的な課題としつつも、これまで述べてきました取組をしっかりと進めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

3月でも同じような質問をさせていただいて、そのような答弁をいただきました。私もその後、全国の自治体で中学校の防災クラブ、3月で質問をさせていただいたときは東京の荒川区のほうの状況は説明させていただいたんですが、その後、ほかもないかなということいろいろ調べさせていただきました。

大阪府は残念ながら1校だけ、大阪府北部の水都国際中学校というところでは防災クラブが設置されています。ただ、ほかの自治体ではないような状況です。周辺の自治体でも調べましたが、貝塚市、泉佐野市、阪南市等は設置を検討したこともないというような回答でした。泉南市のほうでは、中学校2校が一応検討はしたということでありました。ただ、もう検討で終わってしまって、実際、募集までは至らなかったということです。

ただ、やっぱり被災が大きいというふうに予想されている徳島県なんかでしたら、教育委員会が主導で、高校は全学校に防災クラブが既に設置され、中学校でも順次防災クラブが設置されているそうです。やはり最初にお話ししたとおり、日中に震災が起こった際の若い子の共助の役割を持たずということで設置がされているそうです。

私も、全中学校に一斉に防災クラブを設置してほしいと言っているわけではないです。まず、1校でもいいですからモデル校として、本当に消防団、自主防災組織と教育委員会が連携した形で、1校でもいいからちょっとつくっていただけないかなというふうに思っておりますけれど、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）先ほどご答弁にもありましたとおり、各学校におきましては防災教育を通じて防災に対する素地づくりのほうを今行っているところです。

防災については、特定の生徒が意識して取り組むことではなくて、それこそ大きな災害が起こったとき、全ての生徒一人一人が主体的に考えて行動できるようにすること、これがとにかく大切であるというふうに捉えております。こうした考えの中で、災害に備えるとともに地域と連携して、将来を通じて共に行動できる生徒の育成に努めているところです。

各自治体等の防災訓練に生徒が自発的に参加すること、これが広がっていけば防災クラブと同様の役割を果たすものというふうに考えておりますことから、新たにクラブの設置ということは予定してございません。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私の防災クラブの設置というのは、確かに学生全員が主体的に行動してもらおうということは本当、大事なんですが、そのきっかけづくりとしてできないかということです。今までもいろいろ教育はされてきているんだと思いますけれど、実際、私も何度か本当に防災訓練参加していますけれど、本当に若い子はいません。

次回の防災訓練にはたくさん参加していただけるような、何かあるのであればそれはそれでいいんですが、1つのきっかけづくりとして私はモデル校の設置というのを提案させていただいたんですが、どうでしょう。やっぱり難しいですかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）部活動の意義というところにもつながってくる内容になるのかなというふうには思います。

部活動というのは、子どもが興味を持って取り組みたいことをさらに深めるというようなところのために参加しているものというふうに捉えております。普及のためという部分もあるというのは理解しているところですが、教育の中では、仲間のことを考える、お年寄りのことを考えたいわるであったりとか、移動が困難な方を支援するとか、もうそれこそまちを愛する、まちのことを考えながら、まちのことを考えるといったそういった気持ちを育むことが第一かなと、教育の役割かなというふうに捉えておりますので、先ほどそのようにお答えさせていただきました。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）でも本当に命に関わることなので、本当、しっかり興味を持っていただけるような指導をしていただきたいと思います。楽しいだけでなく、本当に命に関わることです。何か仕掛けづくり、東京の荒川区なんかでしたら小学生に対しても防災クラブが設置されていて、そういった放水車の使い方とかAEDの使い方とかのイベントに参加したらバッジがもらえるとか、何かそういったきっかけをつくって参加していただくようなこともしています。それは考えれば幾らでも方法はあると思いますので、主体的主体的と言い出すとなかなか現状、進まないような気はします。もう本当にどこかで半強制的な部分が必要ではないかなと私は思っております。ぜひ、次回防災訓練はたくさんの中学生在が参加していただけるように、周知のほう、興味を持っていただけるような指導のほうをよろしく願いいたします。

将来の消防団員の確保と地域防災力の強化には、地域ぐるみで若い世代の防災意識を高める継続的な取組が不可欠だと思っております。中学校に防災クラブを設けることで、子どもたちが地域とつながり、自らのまちを守る意識を育むきっかけとなると私は思っております。消防団、学校、地域が一体となって次世代の防災リーダーを育てる仕組みづくりをぜひ前向きに検討していただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

議長（文野慎治君）ちょっと待ってください。松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）議員、いろいろご指摘ありがとうございます。

消防、学校での取組というところで地域防災を支えるところなんですけれども、家庭のほうでもやはり防災に関して意識を持って話をしていくということが大事やということの中で、9月の第1日曜日、くまもり防災を家族で考える日というのを設定しております。突然災害が起こっても落ち着いて行動ができるように、日頃から家庭のほうでお話合いをしてもらおうというふうな設定もしておりますので、そういったことを通じて若い世代の意識の醸成、向上に努めていきたいというふうに考えております。

あと、地域におきましては以前から防災士の育成もしておりまして、地域との結びつきというか、マッチングも進めているところでございますので、できるだけ小・中学生がそういった防災のところを身近に感じていただけるような土壌づくりというんですか、そういったのも進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございました。

続きまして、2番目の質問、地方交付税の減額対象にならない法定外目的税の現状と推進についてお聞きします。

本町は、高齢者や障がい者、保育などの福祉サービスに係る民生費が歳出全体の約4割を占めており、少子高齢化に伴う社会保障経費、扶助費の増加傾向が非常に顕著です。令和6年度の決算概要では、大きな臨時事業はないにもかかわらず多額の基金から繰入れが必要になっており、経常経費に財源不足が生じている状況です。経常収支比率は98.5%と高い水準にあり、自由に使えるお金が非常に少ない状態が続いています。

こうした中、地方自治法第259条に基づく法定外税のうち特定の目的に充てることのできる法定外目的税は、地方交付税の算定上、基準財政収入額に算入されず、交付税の減額対象にはならないとされています。この特性を生かし、町独自の課税で地域課題を解決することは、財政の自立性を高める有効な手段と考えます。

総務省の公表資料によると、全国では現在、宿泊税、産業廃棄物税、森林環境税などの法定外目的税を導入する自治体が増加しており、特に観光振興や環境保全など、地域の特徴に応じた使途が

広がっております。一方で、熊取町はこれまで法定外目的税の導入事例はなく、町独自の財源確保策としての活用は進んでいない状況です。

それでは、質問1番目、熊取町における法定外目的税の導入の検討は現在されていますでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の1点目、本町の法定外目的税導入の検討状況についてご答弁申し上げます。

法定外目的税は、地方税法に税目が定められていない地方税のうち、あらかじめその税収用途を特定し条例で制定することができる税となっております。地方税法第731条の規定により法定外目的税を新設・変更する場合は、総務大臣に協議し、その同意を得るものとなっております。

本町の法定外目的税導入の検討状況といたしましては、熊取町行政運営アクションプログラムの平成28年度の実績において、新税創設の検討といたしまして開発事業等緑化負担税の導入を検討した経過がございますが、検討結果といたしましては、開発事業者への課税によるものではございませんが、ひいては住民への負担を強いるものであることから、慎重に検討することとし、導入には至ってございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私も過去の議事録を調べました。平成29年8月24日の全協で、そのときおられた議員の方から新税創設の検討について質問があり、そのときの総務部から、箕面市が導入している今お話がありました開発事業等緑化負担税を検討しておりますと。導入の場合は年間500万円から1,800万円程度の増収が見込めるとの答弁が議事録に残っております。ただ、やっぱりそれが進まなかったというのは負担があるということなんですかね。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）あくまで、箕面市の状況の当時の開発の実例の面積であるとかから試算した概算の報告だったと思います。

しかし、開発事業者への課税ではございますが、宅地開発でございますと、そこが販売される宅地のほうに当然賦課される内容でございますので、回り回って直接住まわれる住民の方への負担になるということが懸念されたかと思えます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）この外税は、やっぱり一部の事業者であったり住民の負担というのはもうしようがないものなのかなと思います。何もないところから出てくるわけではないので、こっちからこっちを取るという形ではあると思うんですけども、その税金が結局、最終的に住民全体にプラスになるということで作られている目的税だと思うんですね。

このときに、今500万円から1,800万円というのも、これ箕面市の概算ではなくて、あくまでそれを熊取町に置き換えた場合の概算で年間500万円から1,800万円というような答弁だったと思うんですね。それが頓挫してしまって進まなかったのは非常に残念だなと思っはるんですけども、じゃ、もう2番目の質問にいけます。

導入に向けた課題と可能性についてどのように町としては整理されていますでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の2点目でございます。導入に向けた課題と可能性について、どのように整理しているかについてご答弁いたします。

法定外目的税の導入に向けたプロセスには大きく3つございます。1つ目、課税の目的、財源の必要性の明確化、税収用途となる対象事業等と課税客体との間に何らかの受益関係があるか、2つ目でございますが、関係者などから意見を聞いた上で理解や協力を得ること、3点目には国、大阪

府と協議の上、調整することが必要でございます。

導入に向けての課題といたしましては、本町に適した課税の目的、財源の必要性、税収用途とその課税客体の受益の程度等を明確化した上で、広く学識経験者や関係団体、住民から意見を伺い、慎重に検討を重ね合意形成を図り、大阪府と調整し、最終的には総務省の同意を得ることなど、多岐にわたり非常に困難であると考えられます。

また、導入の可能性につきましては、全国的な導入事例を鑑みると、現時点では低い状況とはなっておりますが、法定外目的税を導入している自治体の先進事例を継続して調査を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）財源の必要性とありましたが、もともとこの法定外目的税を導入することによって、今、自主財源を増やしたいということですから、財源の必要性は十分あると思います。

財源の使い方に関しても、多分これ、今やられているところは皆さん基金として繰り入れて自由に使われていると思います。だから、使い勝手のいい税収だとは思うんですけども、それでは3番目にいきます。

自治体で実施されている事例を参考に、熊取町に適した新たな法定外目的税の検討方針、また法定外目的税を財政戦略の一つとして位置づける考えはございますでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の3点目でございます。他自治体の事例を参考に、本町に適した法定外目的税の検討、また財政戦略の一つとして位置づける考えはあるのかについてご答弁いたします。

国通知の法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項についてにおきましては、住民の負担が著しく過重となるものと認められる場合は同意しないものとなっております。まずはこの点を十分に留意し、大阪府下自治体、また本町と行政需要が類似する団体の法定外目的税の状況などを引き続き注視しつつ、さらなる研究・検討を続け、新たな法定外目的税の導入準備を始める段階においては、新税の導入といたしまして行財政構造改革プランへ位置づけるものと考えてございます。

今後も引き続き、国の関係法令や改正や通知などに留意しつつ、大阪府と連携しながら法定外目的税の調査、研究に努めてまいりますので、ご理解いただきますよう申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

私も、今導入されている法定外目的税、全国のやつを一通り調べました。なかなか熊取町に落とし込むのは正直、現状は難しい、それはもう重々理解しております。ただ、今後本当、今お話がありましたとおり、どういったものが出てくるか分かりません。しっかり研究していただいて、可能性を探っていただければなと思います。

熊取町の強みである自然環境や教育文化資源を生かして、地域特性に応じた小規模課税の検討を進めてはどうでしょうか。法定外目的税は、地方交付税の減額は伴わず、町民合意を得ながら進めることで、持続可能な自治を実施する新たな選択肢となり得ますので、ぜひほかの自治体の実施例を参考に検討のほどよろしく願いをいたします。

では、続きまして3番目の質問をさせていただきます。

大きな項目、eスポーツを活用した高齢者福祉、地域活性化の推進についてお聞きいたします。

近年、若者だけでなく、高齢者の間でもeスポーツが注目されています。反射神経や集中力だけでなく、認知機能の維持、コミュニケーションの促進、世代間交流のきっかけにもなることから、全国の自治体で高齢者福祉の新たな手法として取り入れる動きが広がっています。

一方、熊取町においては、デジタルを活用した高齢者の生きがいや健康づくりの場がまだ十分整

備されているとは言えません。

そこで、1番目の質問です。eスポーツのほかの自治体の事例や調査・研究は行っておられますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の1点目、eスポーツのほかの自治体の事例の調査・研究を行っているかについてでございますが、eスポーツとは、一般社団法人日本eスポーツ協会の定義では電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指すものであり、近年、住民の交流促進、コミュニティ形成や地域の魅力向上等を目的に、若年層を中心に年齢や障がいの有無等に関係なく参加できる新たなスポーツとして注目をされております。

本町におきましても、広くスポーツ振興の観点から他の自治体の事例の情報収集を行い、年明けの1月31日に、くまとりスポーツコミッションが主催となりますが、電子機器を装着し体を動かす対戦型eスポーツの体験会を開催する予定でございます。

今年度実施する体験会の結果を基に、引き続き他団体の取組を注視しつつ調査・研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

1月31日、スポーツコミッション主催のやつ、HADO体験会ですかね。これ、前に社協が環境フェスか何かのイベントか何かでやられたのか、何のイベントかで一度体験会があったと思います。なかなかこれはこれですごくいいことではあります。ただ今回、私がeスポーツをテーマに上げている高齢者が参加するには結構ハードルが高い。なかなか高齢者は難しいような体験会かなと思います。ただ、eスポーツを広めていただくのは全然ありがたいことなので、楽しみにしております。

今年の9月21日の読売新聞の中で、「eスポはまちの新戦略」という題で、47都道府県、また20の政令都市を調査したところ、7割の自治体がeスポーツの関連予算を2024年度中に計上されているとありました。

私がまた調べたところでは、町村でも熊本県美里町、これは町と地域のeスポーツ協会が連携し、高齢者チームをつくって、小学生との交流イベントなど世代間交流を進めていますとか、北海道上士幌町、介護予防ICT化事業としてeスポーツを取り入れ、介護予防プログラムの一部に取り組み実践事例がありましたと、そういうのがございました。

近隣では、泉佐野市のりんくうタウン駅にeスタジアム泉佐野、ただ、これは大体若い子たちが主になっていると思いますが、泉佐野市はおもてなし課という担当課で高齢者施設に出向いてeスポーツの体験会を開催している、そういう実績もございます。ぜひそういったことも検討していただければと思います。

じゃ、2番目にいきます。

eスポーツが脳の活性化、手指運動、認知症予防などに一定の効果があると報告もされています。高齢者福祉への応用可能性についてどのように町としてお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、ご質問の2点目、高齢者福祉への応用可能性についてご答弁申し上げます。

eスポーツは、判断、反応速度、記憶などが求められ、認知機能の維持・向上が期待でき、高齢者福祉分野において社会参加のきっかけや認知症予防、地域交流につながる方策の一つとして注目されつつあります。一方で、長時間の実施により、目や肩、腰への負担が大きく、認知疲労からのゲーム障害や長時間の座位姿勢から健康への影響も懸念されております。

高齢者福祉への応用可能性については、健康面に配慮したプログラムであること、まずはゲーム機に触れるところから支援できるだけのスタッフの配置、ゲーム機等の購入による財政的な負担な

ど、実施に際しては検討すべき課題が大きく、現状では難しいと感じております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）最後にお話しさせてもらおうと思っていたんですけど、今、財政的な負担というのがありましたので、先にお話をさせていただきます。

私も、財政的な負担があるから何か補助がないかなと思っていろいろ調べました。スポーツ庁が推進する制度で、自治体が運動・スポーツを通じた健康づくり、地域活性化のために使える補助金として地方スポーツ振興費補助金、これを活用してゲーム機等を購入している自治体がございます。また、厚生労働省が高齢者の健康増進、介護予防等のために実施している制度で、自治体や福祉施設の先駆的な試行的事業を補助対象に老人保健事業推進費等補助金、これも使えらる。これを使ってゲーム機等を購入してやられている自治体もございます。だから、結構町としての負担は少なくできるのかな、財政負担という問題はそんなにないのかなというふうに考えてはおります。健康のためにやるのに健康を害していたら意味がないので、それはもっといろいろデータ等々を調査していただく必要はあるのかなと思います。

それでは、3番目の大学連携による世代間交流について伺います。

資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

これは、阪南大学で開催されている高齢者向けeスポーツ教室です。過去にも阪南大学では地域向けに高齢者eスポーツ教室を複数回実施しており、今回これ11月3日だったのかな。今回は57名規模で参加実績があったそうです。子どもや学生と高齢者が共にプレーすることで、世代を超えた交流や地域のつながりづくりに資する可能性があると思います。本町も現在、大学でいろいろ連携事業が実施されていますが、阪南大学の取組は今後の参考になると思います。

先ほどありましたゲームに慣れるというのもありましたが、阪南大学の取組なんかでしたら、ゲームをされていない高齢者の方も、これ太鼓の達人だったんですけども、学生が作った新聞紙を丸めたやつをばちにし、段ボールで作ったやつを太鼓にし、全員が画面に合わせてたたくというようなことをやっていますので、マシンを触っていない、ゲームを触っていない高齢者の方も一緒に楽しめるといことです。

その資料にありますように、アンケートにお答えいただいた高齢者の方は、高齢者だけに限らずかも知れないですけども、100%の方が「満足した」「楽しかった」「またやってほしい」というような回答があったとのこと。事例としては本当に好事例じゃないかなと思うんですが、熊取町として大学連携についてどのように考えておられますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）3点目の大学連携による世代間交流についてでございますが、例えば先ほどございました阪南大学では、総合情報学部の前身である経営情報学部を中心に学生運営チームによりeスポーツ大会が開催されており、学んだ基礎知識や技術を実践的に学ぶ場として高齢者を対象としたイベントも行われております。

本町においては、町内大学からの高齢者を対象としたeスポーツに関するイベント等の協力依頼は現在のところございません。しかしながら、大学との連携は様々な分野で取り組まれており、高齢者福祉の分野では、タピオステーション等の介護予防事業や長生会等でポッチャやミニモルックなどのニュースポーツが、町内大学等からの享受をきっかけに地域での楽しみながらの交流につながってきております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ぜひ、そのプログラムの中の一つとして検討していただけないかなと思います。

タピオも足腰が不自由な方でしたら椅子に座ってでもできるとか、その辺の配慮はされているのは重々分かっています。ミニモルックとかになると、どうしてもなかなか立ってしないと駄目にな

ってきますけれど、そういう配慮されている取組もあるのは十分分かってはいます。ただ、eスポーツも本当に座ってでもできます。運動機能が落ちていても認知症予防としては本当に効果があると言われておりますので、今後増え続ける認知症の予備軍を少しでも減らす上でも、ぜひ検討していただきたいと思っております。

4番目になります。まず、地域の高齢者のサロンや公民館、デイサービス等の体験会、町主催のイベントで体験ブースや関連する大学、地域、NPOとの連携の検討など、実証的な取組をぜひ検討すべきと考えます。実証事業、モデル事業の実施を一度していただくことはできないでしょうか。議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）4点目の実証事業やモデル事業の実施についてでございますが、2025年6月、千葉大学予防医学センターによる高齢者eスポーツ導入ガイド「高齢者のつながりと健康を育むデジタルアクティビティのすすめ」が公開され、全国の自治体でも高齢者向けにeスポーツイベントが開催されてきております。

本町においては、フレイルゼロのまちくまもりを目指し、身体活動、栄養、社会参加を高める施策を進めており、タピオステーションも30か所に展開してきたところでございます。今後とも、フレイル予防を軸に推進し、ご質問の高齢者福祉施策としてのeスポーツの実証事業やモデル事業の実施については予定してはございませんが、他市町村の取組、動向については注視してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

また、このeスポーツの取組というのは、健康福祉だけではなくて、世代間交流というのもすごく価値がある取組だと思っております。本当に若い子たちが高齢者と接する機会が増えるというのは、一番最初にお話しさせていただいた防災に若い子たちが参加するという部分でも意義があるのではないかなと思っております。

eスポーツは、本当に単なる娯楽ではなく、健康づくり、孤立の防止、世代間交流、ICTリテラシーの向上といった複数の社会課題の解決に寄与し、熊取町が先進的に取り組むことで、福祉分野だけでなく地域ブランドの発信や若年層のまちづくりの参画促進にもつながると思います。まずは関係部局が連携して、熊取町eスポーツ福祉推進モデルとして試行的な取組を行うよう強く要望して、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

不登校児童生徒の出席扱いについてお聞きします。

近年、不登校児童・生徒の数は全国的に増加傾向にあり、熊取町においても例外ではございません。町では教育支援センターを設置し、学校に通いづらい児童・生徒の居場所、学びの場として一定の役割を果たしています。しかしながら、支援センターに通うこと自体にも心理的、身体的ハードルがある児童が存在しております。特に家庭環境、発達特性、対人不安など多様な要因により、センターにすら通うことが困難なケースがございます。

令和5年8月の文部科学省の遠隔教育についての通知では、一定の条件を満たす場合、ICTを活用した学習活動を校長の判断で出席扱いにできることが示されております。大阪府においても、教育支援センターやオンライン学習を含む特例の授業として認め得る枠組みを設けています。

一方で、熊取町における明確な運用基準やガイドラインは、現時点では確認できませんでした。教育支援センターに通所できない児童への対応が学校や家庭任せになっているのが実情だと感じます。教育の機会確保という観点から、町として今後の対応を検討すべき時期に来ていると考えます。

そこで1番目の質問です。本町の不登校児童の現状及び教育支援センターの利用状況、また教育センターに通うことが難しい児童の実態はどのような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、石井議員の不登校児童生徒の出席扱いについてのご質

問の1点目、本町の不登校児童生徒の状況と教育支援センターの利用状況、また教育支援センターに通う事が、難しい児童生徒の実態についてご答弁申し上げます。

令和6年度の不登校児童・生徒数につきましては、小学校で35名、中学校で67名、計102名となっております。教育支援センターの利用状況につきましては、2学期以降、新たに小学生3名の申込みがあり、11月末現在において小学生13名、中学生13名、計26名となっております。1日当たり平均で6名の児童・生徒が通所しております。また、1人も通所しなかったという日は1日もなく、最も多い日で13名の通所がございました。

一方、教育支援センターに相談があったものの、通所につながらなかった児童・生徒もいます。不登校の要因が様々であることと同様に、心理的な不安や自分の居場所としての選択肢とならなかったケースなど、要因は様々です。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）教育支援センター、今、申込自体は小学生13名、中学生13名、大体平均して1日6名ぐらいが来られているということですね。ちなみに、教育支援センター自体のキャパはどんな感じなんですかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）大きさにしまして、学校の教室の2部屋分ぐらいのイメージかと思えます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）実際、申し込んでいる方が全員通所されても対応はできるということですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）スペース的にはもう十分なキャパシティかというふうに考えております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）最大のキャパって何名ですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）主に活動は2部屋ある中で1部屋を使っております。その中で、個に応じて別の部屋で学習する生徒がいたりとかするようなケースもありますので、26名全員が来たときに今どういう形になるかというのは、またそのとき考えないといけないのかなというふうに思っておりますが、対応できるスペースなのかなというふうに思っております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

2番目の質問になります。教育支援センターに通所が困難な児童に対する支援策は今どのようなになっていますか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）ご質問の2点目、教育支援センターでの通所困難な児童生徒に対する支援策についてご答弁申し上げます。

教育支援センターでは、通所が困難になっている児童・生徒に対して、保護者への電話連絡や家庭訪問を行うなどして、つながりを継続できるよう努めております。また、学校と連携し、ケース会議に参加するなど、児童・生徒の状況を教職員と共に共有した上で、個に応じた支援に努めているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

続きまして、現在、熊取町の学校でオンライン学習を出席扱いとして認めている事例はあります

でしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の3点目、現在、中学校でオンライン学習を出席扱いとして認めている事例についてご答弁申し上げます。

小学校においては民間事業者におけるオンライン学習を出席扱いとして認めた事例はございますが、中学校においては、これまで出席扱いとしたケースはございません。各校には、令和元年10月25日付で文部科学省より通知されました「不登校児童生徒への支援の在り方について」を基に、適切に判断するよう指導しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）4番目になります。

校長判断で委ねられている現行制度に対し、町として統一的なガイドラインを設ける考えはおありでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の4点目、現行制度に対し、町として統一的なガイドラインを設けることについてご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、オンラインを活用した学習活動についても、文部科学省通知を基に、必要な要件を満たし、校長が有効・適切であると判断する場合には出席扱いとできることとして対応を進めております。今のところ新たに統一的なガイドラインを設け対応することは考えておりませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

教育支援センターに通うことさえ難しい児童に対して学びの場を保障するためにオンライン学習することは、もう今後避けて通れない課題ではないかなと思います。オンライン学習、ネット出席が出席扱いになる制度があることを知らない保護者や小・中学生が大半です。町として、ICT活用による多様な学びの機会の確保を制度的に整えて、どの子ども教育から取り残されない仕組みを構築することを求めます。

時間オーバーして申し訳ございませんでした。以上、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまよりしばらくの間、休憩します。

（「11時24分」から「11時27分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中議員。

13番（田中圭介君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。蛍光灯の2027年問題についてでございます。

これは、2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、一般照明用の蛍光灯ランプの製造、輸出入が2027年末で廃止が決定されたことよっての質問でございます。

直管型蛍光灯ランプ、また環形蛍光灯ランプと提出資料に載っているような真っすぐの上についているようなランプとよくある円いランプが2027年12月末で製造が停止になるだけで、使用、販売等はまだまだその後続くようでありまして、電球型蛍光灯ランプに関しましては、2025年、この12月末で製造が停止されているのが決定をされております。

1問目ですが、現在、町の所有施設などでのLED化は何%ぐらい整備をされておりますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、蛍光灯2027年問題についての1点目、現在、町所有施設などのLED化は何%ぐらい整備されているかにつきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、蛍光灯の製造・輸出入が2027年末で禁止となるため、本町公共施設におきましてもLED照明への転換が必要となります。財政状況が厳しい現状を踏まえ、LED化につきましては計画的に実施しており、現在、全公共施設のうち41%の施設において実施済みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）以前も図書館、そしてまた体育館等々のLED化の設置の報告は受けました。あと41%残っているんですかね。どの辺が一番大きく残っていますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）役場であったりふれあいセンターであったりというのは、エリア的な部分であるとか、あと天井を改修するなどのときに合わせてLED化を実施しており、数には入れていないんですけれども、その施設内で半分ぐらいはLED化が進んでいるというような形にはなっております。

あと、今後大きなところで大口といたしましたら小学校、中学校になろうかと思えます。またひまわりドームにつきましても、予定はしておりますけれども、現在まだLED化はなされていないので、数には入れてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）小・中学校の体育館はLED化になっていて、教室のほうはまだなっていないという解釈でいいですかね。

そしたら、この41%、ざっくり概算の計算は多分もうされているかと思われませんが、LED化をするのにどれぐらい、これ全部で予算が要るような感じでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）数にもよるんですけれども、統計を取って全て試算をやったわけではないんですけれども、小学校、中学校で試算しているところでは1億円を超えております。小学校、中学校合わせて2億円超の経費が必要になってくるのではないかというようなところもあります。そのほかにも、まだ現在進行中でLED化をやっていかなければならない施設もありますので、それを大きく上回る金額が必要になってくるかと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）まああの金額、やっぱりいきますよね。

今、蛍光灯の寿命というのが大体2年から4年、1日8時間ぐらいつけた計算みたいなんですけど、最終27年には製造が中止になって、買いだめをしておくのもいいかもしれませんが、やはり熊取町は令和3年にゼロカーボン宣言都市、CO₂をできるだけ排出しないでおこうという宣言をした都市でございます。なので、これは国とか府からの補助金というのは全くなく、単費で全部替えなあかんんですかね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）特化した補助金というのはないんですけれども、やはり省エネに対しての補助金とかのメニューというのは条件付であると思えます。

ただ、その条件といいますのはZEBかZEHかというようなところのハードルが高い場合がありますので、そのためにピンポイントで補助金の交付というのは、調査をやっている範囲では見当たらないかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）2027年にはもう完全に製造が停止、中止されるというのはもう決定をされております。その後、替えなければ絶対にいけないときが必ず来るだろうと。その中で、蛍光灯の多分直管型が多いと思われ、この上についているような形が。

そしてまた、高額の販売、転売とかというような問題も多分出てくるようなことも懸念をされておりますので、なかなか財政が厳しいのですぐに全部替えなければいけない、替えたいけれど替えられないという状況も分かりますが、これはもう次のところにも出てくるんですけども、一般家庭も全く同じなんです。そやから小・中学校、先ほど言われましたけれど、この庁舎全体はどんな感じなんですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）全部で、庁舎につきましては本数まで調べ切れておりますので、957本のうち522本がLED化が済んでおります。庁舎の中だけで申し上げますと54.5%のLED化になっているということでございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）プラス庁舎もまだやっていかなければいけない課題ですよ。この問題はもう大分前に、2023年に決定はされていると思われ、理事者の皆様に関してはほとんどの方がご存じだとも思われます。

次の質問にいくので、やはり一般の家庭の方の認知度があまり少ないという結果が出ております。パナソニックが2025年9月、今年の9月に行った調査では、一般家庭での蛍光灯照明を使っているという割合は6割ぐらいたったみたいで、その蛍光灯の製造、輸出入が2027年末に禁止になることを「知っている」と回答された方は6割、逆に「聞いたことがない」「知らない」という方がやはり4割に上ってきます。

2点目でございます。今後、一般家庭向けの補助金などは検討をされておられますでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）2点目の一般家庭向け補助金の検討についてでございますが、国、大阪府における当該事業に対する交付金等財政支援制度について情報収集、確認等を行いました、現時点ではないようでございます。また、大阪府内におきまして、令和7年度に一般家庭向けのLED照明器具設置に対し補助金を交付している団体はございませんでした。

以上を踏まえまして、本町の厳しい財政状況の中では、町単費での補助金制度の導入は厳しいものと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）財政が厳しいからやっぱりできないというのはもう確かと思われ。

LED照明の導入に関する補助金という制度は結構いろいろあるんですけど、その多くは事業者向け、また集合住宅の共用部向けであり、一般家庭の個別に対しての住宅を対象としたものは非常に限定的なことでございます。

大阪府も令和5年度から中小企業者向けのLED導入促進補助金というのがありまして、これ上限が1,500万円而下限額が20万円、私も事業をしているもので、替えようかなと思いましたが、あんな小さい事業所で20万円というのはなかなかいかないもので、これはちょっと無理やなところで、一般の家庭向けでやっているところはないのかなというところで調べたところ、提出資料を見ていただきたいと思います。

和歌山県になります。日高川町というところがコスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金というところで、これは何かというたら、コスモエコパワー株式会社というのが風力発電をしている会社でございまして、コスモ石油という、多分皆さんぱっと来ると思われます。コスモ石油が母体

の風力発電を日本で各軒々としている中の日高川町と広川町にまたがる白馬山脈というところで風力発電をしている会社が、年間300万円を10年間にわたり寄附するという事業が令和3年から始まっているようです。その300万円の補助をくれるに当たって日高川町はどうしようかなという検討をしたところ、提出資料に載っておる一つは家庭用照明LEDの推進事業の補助金で、これ上限が10万円で補助対象が2分の1と、もう一つは発電機購入の事業、これは災害等で自宅の簡易な非常用電源確保のための発電機の補助に対することを令和3年度からやっているそうでございます。これは単費ではなくて、コスモエコパワー株式会社から300万円毎年毎年寄附金という形でくれるのをどうしようかというところで、やはりここもゼロカーボンシティ宣言を本町と一緒に令和3年にしている都市なんですけれど、問い合わせますと、令和3年からトータル、今令和7年度、令和7年度に關したら4月と8月、2回申込みをしているようで、4月21日に募集して5月のもう半ばには満タンになったと、300万円上限が来たぐらい人気がある事業だということ、トータル3,500件大体あるそうです。うちの330件、10分の1ぐらいがこの補助をもう受けられたと。それは発電機なのかLEDなのか、その詳細はちょっと聞いていないんですけれど、恐らくLEDが多いだろうと思われます。

近々新しい家とかはもうほぼほぼLEDで、私も家がLEDなので、実家に行ったらやはりまだ半分が蛍光灯で、知り合いの電気屋に来てもらって大体概算でこれ何ぼぐらいかかるんやと。例えばこういうのも1個、今LEDにがさっと器具ごと替えるんやったら大体1万円ぐらいらしいです。もう一つ安く済む方法でやったら5,000円ぐらい、それが各5部屋ぐらいあるんですかね。特に風呂場とかというのは、やはり古いタイプの昭和50年以前の家ではまだまだ蛍光灯の電球を使っていたりするので、それを全部合わせたら5万円ぐらいいくのかなというところで、お金があるところはもう自分らでやればええんかもしれないんですけれども、2027年には確実に製造がなくなるというところをまず住民に知っていただいて、徐々に替えていってもらおうということ、熊取町にも原子炉の燃料を製造している会社がございますので、形は違いますけれど、そういうところにこういう寄附金をしていただけないかというような話をちょっと持っていったりしてもいいのではないのかなというふうな、僕の勝手な考えなんですけれど、もしかしたら、こういう高額ではなくても多少の寄附金をしてくれたらそういう活用に回してはどうかと思うんです。その辺はどうでしょう。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）即答はできません。やはり相手もあることですし、事業所はいろんな投資をやっているところというのはほかでも聞いておりますので、その会社の事情もあると思います。

ただ、考え方として、そういう寄附金を基に日高川町みたいな形でやるというのは理にかなっているかなと。これはなぜかといえば、日高川町とか広川町というようなところというのは、風力発電でまち全体を脱炭素に向けた動きを会社と行政と協働の中でやっているというところがありますので、この取組というのは理にかなった考え方の下での補助制度の構築なのかなというふうには考えます。

本町も、ちょっと前に地球温暖化対策実行計画の区域施策編、また事務事業編、この中で脱炭素に向けて取り組んでいくと。その中でやはり省エネルギーの取組をしっかりと取り組んでいかなければならないということで、当初我々も鼻息は荒かったんですけれども、まだやっぱり財政状況が厳しいというところがあって、そこをまずは立て直すと。その上で、またこの計画というのは2050年まで、議員おっしゃっているところというのは2027年問題ではございますけれども、しっかりと取り組んでいく必要はあるのかなと思いますので、まずは現時点では啓発をしっかりとやって、住民の皆様にも2027年問題を早く知ってもらえるようにしっかりと努力をやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）確かに相手があるのでむちゃなことは言いませんけれど、物価高騰で重点支援交付

金等々も多分また来るかと思われますけれど、いろいろとおこめ券を配ったらいいか、地域振興券を配ったらいいか、現金を配布したらいいか等々もいろいろ議論をされているかと思われますが、その中の一つのメニューとしてこういうのも入れていってもいいんではないかなとも思われます。

やはりいずれなくなるものなので、皆さんのご家庭に、特に古いおうちの方にとっては、やはり全部替えようと思つたらすごい費用がかかってくるので、町として単費ではなくて、そういう補助金等々で賄っていくメニューも考えていってほしいと思います。よろしくお願ひいたします。

そしたら、2点目に入りたいと思います。

2点目、すみません、申し訳ございません。1問目のところ、訂正をお願いいたします。令和4年9月28日となっていますが、これ令和6年の間違いです。申し訳ございません。

2点目の庁舎の電話についてでございます。

今年12月は、厚生労働省の職員のハラスメント撲滅月間といたしまして、パワハラ、カスハラ、セクハラ、マタハラは撲滅しようというのを厚生労働省が主体でやっておる月間でございます。

令和6年9月28日から通話録音装置が設定されました。設定前と後で職員の業務の質や接遇意識の向上効果はあったのか、また、外部からの暴言や不当な要求などは減ったのか、教えてください。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、ご質問の庁舎の電話についての1点目、通話録音装置の設置前と設置後で、職員の業務の質や、接遇意識の向上効果はあったのか。また、外部からの暴言や不当な要求などは減ったのかについてご答弁申し上げます。

通話自動録音装置は、業務の質の向上を図るとともに、働きやすい職場づくりを目的として導入してございます。設置後は、通話が録音されていることを意識することでこれまで以上に丁寧な電話対応を心がけていることから、職員の接遇意識をより一層高めることに寄与しているものと考えてございます。

また、外部からの暴言や不当要求についても、職員からの聞き取りの状況などから判断いたしますと一定の抑止にはなっていると認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）プラスな方向に動いていっているように思われます。

この中でも、やはりまだ暴言等々言うてくる住民の皆さんとかはいてはるんですかね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）暴言といいますか、強い口調のご意見というのはやっぱりなくなりませんし、職員の対応を誠実な対応をもってその辺は対応してございまして、これが一定、何のラインをもって暴言なのか不当な要求なのか、なかなか判断しかねるところではございますが、数としてはかなり減っているという認識はしてございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）カスハラってカスタマーハラスメントですよというのは、やっぱり自治体の職員というのは公金で給料もらっているからされやすいというのは、もうかなり報道でも言われております。一般的に、何かおまえら税金でもらってるんやろうというて暴言を吐いてくるというところは今まで多分かなりあったと思われます。それに対して、令和4年12月議会で僕がこういうのをつけたらちょっと収まるんではないかというところで、去年から設置をさせていただいて、今月がたまたまハラスメントの撲滅期間というところでこの質問をさせていただいて、外部から減ってきた、ほんで職員もある程度丁寧な発言、説明等々をされているというところで、これはすごくいいかなと思います。

そして次、2番目にいきたいと思います。

職員が電話に出た際に何々課ですしか言わない職員も多くいるので、何々課の例えば僕やったら

田中ですとかという自分の名前を名のるよう全職員に統一してはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、2点目の職員が電話に出た際、「〇〇課です」しか言わない職員も多くいるので、「〇〇課の何々です」と名のるよう全職員統一してはどうかについてご答弁申し上げます。

これまでも、電話を受けた際には「熊取町役場何々課〇〇です」と対応するよう全職員に周知してございます。今後も、住民の皆様から信頼される職員を目指し、良好な接遇に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これは、もう以前からそしたらそういう統一してはったんですかね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）以前からも電話対応マニュアルというのを作らせていただいて、全職員には周知させていただいてございまして、今回の事例につきましては再度職員につきまして周知させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）課によって多分違うと思うんですけど、僕も外線からよく電話をさせていただくんですが、課によっては「何々課です」しか言わない。交換の方を通してからのその次は「何々課です」しか言わない課がこの一般質問を作るときでも2つぐらいあったのかなと思われまして、ぜひとも、完全にマニュアル化しているならしっかりと自分の名前を名のっていただいて、これが録音装置にも誰が言うたとかになって、声だけしか残れへんかったら誰か分からへんようになってくるんで、一応名前を名のっていただいたほうが熊取町役場としてはいいかなと思われまして。

先ほどの日高川町のところにも電話した際には、「日高川町総務課何々です」というのをちゃんとと言われてはったんで、ああやはりほかの市町は言われてはるんだなというところで、僕がたまたまなのか、そういうふうな職員に内線で電話したら「何々課です」しか言わない職員も多いというのも聞いていたので、これはやはり同時に言うといたほうがいいかなという質問でございまして。ぜひとも徹底していただくようよろしくお願いを申し上げます。

議長（文野慎治君）田中議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時54分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員の一般質問を継続します。田中議員。

13番（田中圭介君）すみません。先ほどの通話録音装置についての要望を言うのをちょっと忘れていまして、休憩を挟んでいただいて思い出しましたので、ちょっと要望だけお伝えさせていただきたいと思っております。

先ほどからやっぱりいい効果が現れているというところで、クレームが多い小・中学校のほうにもできたらつけていただけたら教員の先生たちの負担もちょっと減るのかなと思っておりますので、これは要望としておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、3点目でございます。ブルーベリー農園についてです。

今回、今年のブルーベリー狩りの来場者数と第3農園の収穫数はどれぐらいあったのか、これ資料も添付していただいております。よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、ご質問のブルーベリー農園についての1点目、今年のブルーベリー狩りの来場者数と第3農園の収穫量について、提出しております資料に沿ってご答弁申し上げます。

す。

まず、ブルーベリー狩りの来場者につきましては、令和7年度が632人、令和6年度は852人と、前年比220人の減でございます。また、第3農園の収穫量については、令和7年度が413キログラム、令和6年度が378キログラムと、前年比35キロの増でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）マイナス220人ですね。これの要因は何でしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）なかなかこれという要因というのがしっかり分析というのはあれなんですけれども、グリーンパークにお聞きしますと、今年の開園においても個人であるとかグループであるとかの利用というのは前年並みに来ていただいているというふうに聞いてございます。今年が去年に比べて減っているというのは、去年、100人ぐらいの団体が2組来ていただいたみたいなんですけれども、それが今年はなかったというところもあってこれぐらいの減になっているというところになっていますので、次年度に向けてこの辺が改善点かなというところで考えておるところでございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）100名の団体が2組ということは、一般の参加、普通の方が家族連れとかで参加されているというのはめっちゃめっちゃもっと少ないという感じですかね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）ですので、細かな数字はあれなんですけれども、今年の実績の632名というのがほぼほぼそういった小グループの方のご利用といったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）やはりブルーベリー狩りのアピールというんですか、PR方法が非常に薄いような気がします。岬町等々、意外とSNS発信もしはりますし、もちろんグリーンパーク、熊取町のSNSでも発信をしているかと思われませんが、200人も減ったということは収入も減ったということになりますよね。僕ちょっとこれ言うてなかったんですけど、売上げの数というのは分かりませんか、今年。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）グリーンパークのほうから一応9月時点での数字ということなので、これから若干動くかとは思いますが、一応今、今年の収入で645万円程度ということで聞いてございます。

申し訳ございません。164万6,000円というところで聞いてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ですよね。600万円って、令和6年で237万円やったのが645万円って、えらい増えたんやなと思ったら、やはり164万6,000円ですかね。ということは、令和6年が237万円と令和7年が164万円ということは70万円減ですよね。これ、220人減ったというところが原因かと思われま

す。僕は以前から、ブルーベリー狩りのほうが粗利というんですか、利益率が多分いいと思うんで、第1、第2農園の集客にもっと力を入れていただいて、ここを令和6年5月議会で出されたブルーベリー狩りの入場者数なんか夢のような人数なんですけれど、このとき3,600人とか書いているんですね。これはちょっと遠い数字なんですけれど、これがだんだん、団体が減ったというのでも分らないんですけれど、やはり魅力は伝わっていないとか、いちご狩りとかやったら前も言っていたように行こうかなと思うんですけれど、ブルーベリー1回行ったらもう一回行こうかと

なるか、その辺ですわね。

一般の岬町とか、ほかの茨木市等々でやっているところというのは、前から言っているように民間がやっているからあの手この手でいろいろ試行錯誤を練ってやっていますけれど、熊取町で言うブルーベリー狩りというのは、またそこはちょっと趣旨というか、やり方が違うかと思われます。売上げも70万円マイナスというところで、第3農園の収穫量がちょっと増えましたよね。ちょっと、35キロ。これ、7年度は413キロですが、令和10年度にはマックス1,650キロと以前お答えをいただきました。1,650キロにはまだまだ到達しませんね、これ。プラス、だって1年で35キロしか増えていないのに、あと4年でどうやって1,650まで持っていくのか。

そこで、次の質問になるんですけど、自走化に向けていくという話ですけど、実際どうなんですか。今回、暑いから実のなりが悪かったのか、まだちょっと木が熟していないから30数キロしか増えていないのか、その辺の検証はどんな感じでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）今年の収穫量を踏まえて、グリーンパークのほうでもいろいろ検討、検証のほうをさせていただいております。

その中で、ちょっと2点目の答弁のほうでもつながってくるんですけども、来年に向けて、いわゆる栽培方法とかももうちょっと改善できるんじゃないかなと。そこはどういうことかといいますと、春に摘果作業ということで、ある程度小さいやつをカットして、品質のよいブルーベリーになるような作業をしているんですけども、そういうところでまだもうちょっと改善したりとか、そういうのを含めて次年度しっかりと収穫できるようにやっていきたいというところで、今考えておられるといったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、令和8年度の目標の収穫、第3農園の収穫量はどれぐらい見込んでいるんですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）議員が先ほど令和6年の議員全員協議会のお示しした、あの数字でということではよろしいでしょうかね。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）収穫量、どれぐらいなっているのかな。990。大丈夫ですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）一応、第3農園はいわゆる2年物ということで、年々増えていくというような試算を基に令和10年度で先ほどありました1,650キロというのを試算して、ここには当然、ある程度の幅も押さえながらやっているというところですので、実際この本数からいくと可能やというふうに考えておるところなんですけど、今年の結果もありますので、何とか達成できるようにグリーンパークと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）もう令和7年で825ということは、割る2、目標の半分しか令和7年度がっていないんですよ。やはりこれ、前も言うているんですけど、夢物語の数字じゃなくて、実際に令和10年度までに、今年413キロやったのをプラス35キロしか増えていない。ほな令和8年度やったらプラス何キロというようなちゃんとした数字を出してほしいんですね。ほんで、最終的に令和10年度に1,650キロ、それで自走化をされると言われていますけれど、1,650キロ、このままやったら届くと思いますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）令和10年度の目標値として1,650キロに向けて、来年に向けてのどういう形でやっていくかというのを今検討しておるといったところでございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）実際、やっぱり35キロしか1年で増えていないんやから、大体足し算していったら令和10年度で大体の数字は分かりますよね。これぐらい欲しいなというのは分かるんですけど、自走化に向けてやるんやったらきっちりした数字をやはり出さないといけないと思うんですね。第1、第2農園やったら、200人減ったというののもかなり痛いと思うんですけど、しっかりと第3農園、今回は選果場もちゃんとしたのを建てました。なのでしっかりと数字を残していってもらわないと、何のために選果場をちゃんとしたのを造ったのかとかよく分からなくなってくるので、次の質問にいきたいと思います。

次、その続きですよ。令和10年度に自走化に向けての進捗状況をよろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして2点目、令和10年自走化に向けての進捗状況でございますが、1点目で答弁いたしました令和7年度のブルーベリー狩りの来場者数と第3農園の収穫量の実績につきましては、令和7年度の目標数量には達していない状況でございます。

現在、実施主体であるグリーンパーク熊取では、今年の実績を踏まえて、来年度に向けて開園時期の前倒しの検討や栽培方法の見直し、管理経費の抑制などに取り組んでいるところでございまして、そういった改善等も行いながら令和10年度からの自走化を目指しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）前倒しということは第1、第2を前倒し……。実際何月ぐらいからでしょうかなみたいな。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）今現在、7月上旬からいつも開園をしているんですけども、第1、第2農園の品種で果実が取れるのは大体どれぐらいというところで、今、第3農園の品種であればハイブッシュ系という品種なんですけれども、6月中旬ぐらいから果実が取れるような状況になるというところですので、そういったところも第1、第2のほうに入れながら、やはり6月中旬ぐらいから開園できないかなというところで、今、グリーンパークのほうで考えていただいております。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、第3農園であるブルーベリーを第1、第2に持ってくるということですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）第3農園におきましても、ある程度ストックしている分であるとかそういうものがございまして、そういったものを活用できないかというところで検討しておられるといったところでございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）10年度目標の自走化なんですけれど、このままいくと収穫量もなかなか見込まれないから自走化できなかったというような答弁が4年後ぐらいに来そうな気がするんですね。なので、もう一回、令和6年9月議会は議員全員協議会のときに出していただいた数字を見直して、これ、再提出してくれるというのは可能でしょうか。実際の令和7年度、もう結果は出ていますよね。6年、7年と全然数字が今までと違った。ほんで来園、第1農園の入場者数、ブルーベリーの入场者数も、この当時では令和6年度やったら3,600人。600人じゃないんですよ。3,000がつくんや。3,600人という、もう桁が違う見込みをつけているので、ここはやっぱりきっちり見直して、実際増えているんじゃないかと減っているのもあるので、しっかりと数字を出していただけるというのは可能でしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）第3農園につきましては、議員ご存じのとおり昨年度から本格的な収穫が始まって、昨年度、今年と一定実績等もございますので、そういったところを踏まえて、またグリーンパークのほうとしっかり協議をして、シミュレーションのほうを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ちゃんとした訂正の数字でいいと思うんで、令和10年度までにはこれぐらいというようにしっかりした数字を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そしたら、最後になります。4点目です。熊取のだんじり祭りについてでございます。

今年は約何名ぐらい観光客が来たか分かりますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、田中議員の熊取だんじり祭りについての今年は何人ぐらい観光客が来たのかについてご答弁申し上げます。

熊取町の祭礼につきましては、過去より観光客数のデータを持ち合わせておらず、町といたしまして把握はできておりません。しかしながら、1日目の宮入り、2日目の駅前パレードにおいては沿道を観客が埋め尽くしている状況となっておりますので、2日間合わせまして相当数の観客が本町のだんじり祭りを見に来られているものと認識してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）確かに、観光客が何人来たかというのはなかなかカウントができないかと思われます。でも、先ほど理事の答弁にあったように、たくさんの方が見に来て来てしております。

ここで僕の提出資料の写真を見ていただきたいと思っております。

これは大久保のファミリーマートに祭礼運営委員会が設置している4基の仮設トイレでございます。皆さん見ていただいておりますでしょうか。下がちょっとぬれております。これは、タンクが満タンになりまして、その日の夕方からおしっこ、小便が漏れております。これは全部トイレからオーバーフロー、漏れているというようなことになっております。これについてちょっと見解をお願いいたします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）まず、この大久保のコンビニに置いている仮設トイレの基数ですけれども、大便器が3、それと小便器が2という状況でございます。この状況については、地元大久保の関係者のほうにお伺いをいたしまして、議員ご指摘のとおりで、おしっこがオーバーフローしたんじゃないかということで、これは2日目の夕方から晩にかけてこういう状況が出始めたというふうに聞いております。

2日目の漏れ始めたときには、特に漏れということだけでなく、トイレそのものの臭いであるというふうに周辺では感じておられたようです。ただ、祭礼が終わり、翌日の片づけを大久保がされたときには臭いとしては非常に強いものがあったというところで、これにつきましては今後、オーバーフローにならないような対策というのを祭礼運営委員会として考えていただくようなことになるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これは6月議会でも、担い手不足、寄附金の不足等々で熊取町の運営委員会としても各11町が今年は3万円ずつ出して警備、そしてまたこういう仮設トイレにも使っておるけれど、やはり今、立ちションがうるさい等々というのも6月に言うたと思っております。それが各町で賄っても、やはり結果が伴っていないというか、皆さん、そういう今まで外でしていたのをきっちり仮設トイレがあるところでしたらこういうような結果がやっぱり出てしまったということは、これ、観光客

が来たら熊取町のトイレは漏れてるぞというような悪印象を与えてしまうと思います。

これ、写真を撮ったのは僕なんです。何でかいうたら、このファミリーマートのところで2日目の夜に紺屋、野田、五門、大久保、僕たまたま役をやっていたので、このファミリーマート前で最後にお疲れさんでしたという花交換でもしましょうかというところで通ったときに、歩道からすごいアンモニア臭がして、これ、駐車場に入ったら何か水が漏れてるのかなと思って、手洗いか何かがついているから漏れてるのかなと思って、いやま真っさらこれ、おしっこちゃうでなど言いつつ一応写真だけ撮っとこと言うたのがこれやったんですよ。というので、多分実際にこの漏れているところ、踏まれている方がおると思うんですけど、これ多分おしっこが漏れているという感覚ではなくて、何かの水だろうという感覚でおられると思うんですけど、かなりの悪臭がしました。

なので、町長要望も僕と河合議員と、あと運営委員長と副会長と9月議会の最終日にお伺いさせていただきましたが、熊取町としても、江戸時代ぐらいから続いているこの文化を継承していくためにもちょっと手助けをしていただけたらありがたいかなというふうなのを、今年この状況を見て、せっかく見に来ていただける観光客の人も、トイレとかきれいなところをみたいというのが本音だと思います。この状況を熊取町としてというのか、祭礼委員会も同じになって考えないといけないんですけど、来年に向けての対策というのが要ると思われま。それはもう増設はまず必ずと思います。増設をするにももう今の祭礼運営委員会の予算では厳しい、はっきり言うて。なので、我々議会議員で携わっている者が、ここで反祭りの方からはあいつは何を言うてるんやというクレームを受けるのも分からんでもなく、やはり要望はしないとイケないなというところで、6月議会、そして9月議会の終わりに要望も提出しました。

また来年、同じようなことがないように我々もしていきたいと思ひますし、熊取町もせっかくたくさん観光客、2日間で何万人と来ていただいていると思われま。そういう人たちにこういう、これは誰の責任でもないと思うんですけど、こういうふうなことがないように対策を取っていかないとイケないんじゃないかなと思うんですけど、どういった手を取っていかうかとか考へていることがあったらよろしくお願ひします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）まず、このオーバーフローした便器ですけれども、これ恐らく小便器、専用の便器からオーバーフローしているんだろというふうな見込みを今のところ持っております。これについては、トイレの来年度オーバーフローしないための対策として考えられるのは、恐らく大きいサイズのタンクのトイレを例えばレンタルする方法であったりとか、あるいは祭礼途中に例えばくみ取りを1回入れるだとか、あるいは議員ご指摘のトイレの設置数の増設、恐らくはこういったところあたりが選択肢になってこようかなというふうに考へております。いずれにしても、オーバーフローしているということは何らかの対策をしないと、来年、議員おっしゃるよう印象が悪い状態の祭礼になるだろうというふうには感じております。

これについて、経費が増えてくる、祭礼運営委員会の収支予算としては非常に厳しい状況にあるというのは、十分認識はさせていただいております。トイレを例えばどういふところに幾つ必要だとか、そのあたりのところは祭礼運営委員会の中でいろいろ議論していただき、我々も事務局として一緒に考へさせていただくというふうなところはあると思ひます。要望書も出していただいておりますので、そこは十分に認識をさせていただいた上で今後対応していきたいと思ひております。

祭礼運営委員会に対しての補助金あるいはそれ以外の方法も含めて、どういふ形が祭礼にとって一番いい方法なのかというところは目下検討中でございます。全くゼロベースというふうなことにはならないと考へてはおるんですが、何分祭礼ということでもありますので、目的あるいはその方法だとか法的に問題がないかどうかとか、あるいはどういふ範囲まで支援をさせていただいたらいいのかとか、そのあたりの整理は目下検討中でございますので、もうしばらくお時間のほうはいただけたらというふうに思ひております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）しっかりと、熊取町の観光の資源の一つがこのだんじり祭りと思われまので、引いている、携わっている者もそうですけれど、来ていただいた方にもああ熊取の祭りはいい祭りやなど思われるようにご尽力賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（文野慎治君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

14番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの熱い田中議員の思いを引き継いで、私も頑張りたいと思います。

まず冒頭に、皆さん、見た目のとおり私、頭をちょっと丸めていますけれども、下手打ったわけでも出家するわけでもございません。今日のこの質問にける思いを兼ねて、ちょっと気合を入れてきまして、何やったら祭りの鉢巻きでも巻いたろうかなという気でいたんですけれど、冗談はあれとして、それでは質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、これ、資源ごみ持ち去りについてなんです。9月議会の会派代表質問でもこれさせていただいて、そこからまだ3か月なんですけれども、そのときの答弁で調査研究を行いますという答弁があったんですけれども、その後何か調査等、研究したことがあれば答弁願います。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、資源ごみ持ち去りについて、9月議会後の調査、研究につきましてご答弁申し上げます。

9月議会でご答弁申し上げました資源ごみに添付する持ち去り禁止の啓発用チラシにつきまして、町ホームページに既に掲載しておりますので、住民の皆様にはご自由にお使いいただける状態になってございます。

ご質問の調査、研究についてでございますが、府内市町村における取組を調査したところ、16団体で資源ごみに添付する持ち去り禁止の啓発用チラシの配布等を行っており、住民の皆様のご理解とご協力を得て、チラシを添付することにより、地域ぐるみで持ち去り防止に取り組む姿勢、機運を高めていくことが、最も効果的な抑止手段であると大半の団体は考えているものと思われま。

本町におきましても、今後、当面の間は引き続き町職員による定期的なパトロールを実施しながら、持ち去り禁止チラシの活用による啓発を継続することにより、町全体でその意識醸成に努め、資源ごみの持ち去りを抑止してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

そんな変わりはないかなというか、9月議会でも私のほうもちょっと調べていて、条例をつくっている市もあるということで、この辺では近くでは泉大津市とかもありまして、それをつくったからってすぐに効果があるのかというの、私もだからってその条例をつくれとかいうんじゃないし、それをつくることも検討するべきじゃないかなというの、それをすればそういうのができましたという、広報とかに載せて、それだけでも周知にもなりますし、多少の効果はあるんじゃないかな。実際にそこまで今度罰金裁判とか起こすというても、その事例もなかなか厳しいというの分かってる。法的なことでは厳しいのは分かってるんですけれども、そういった思いもあって、またそのほうも研究していただいて、熊取町に必要なのかというの、これからすぐとかじゃないし、事例等研究していただいて、必要であれば取り組んでいただきたいと思いますのと、9月議会が終わってから実際に持ち去りの現場を私自身が発見しまして、直接本人に誰に頼まれて運んでるんやと言ったら、いやどうのこうのと言うて、これだけ欲しいとかいうて、何言ってんやと言ったら、

軽トラにボディにコンパネとか立てて缶とかいっぱい積んでいました。それ、いつかといったら祭礼が終わった後なんですね。祭礼のごみを地元のだんじり小屋の横に段ボールを積み上げていたやつを持ち去ろうとしていて、たまたまそこを私が通りかかって見かけたんですけれども、なら、もうすぐ逃げて行って、携帯でナンバープレートだけは写真を撮ったんですけれども、そういうのがやっぱり何台もあると思うんですね。

私の知っているのは、9月議会でも言いました。知っているだけで3台ぐらいはいてる。たまたま今日も、大体軽トラが多いんですけれども、今日見たのはワゴンRに缶々の袋をいっぱい荷台、後ろに積んでうろうろしている。そんな車もまた新しく見ました。そんなのがあちこちにいるはずなんですよ。

そこでちょっと提案なんですけれども、これちょっと渡辺議員からアドバイスいただいたことなんですけれども、ごみにこれを持っていったら違反ですよとか貼る、そんなのとかじゃなしに、業者がはっきり分かるように、今現在は、名前を出していいのかどうかあれですけど、松藤興業とか中西興業は町指定業者とドアの横に書いているんですけど、ちょっと分かりにくいといったら分かりにくい。大きい2トンとかの車やったら車で分かるんですけれども、軽四に書いているのはちょっと分かりにくいんですね、横にね。だからこそ、町指定業者と書いた例えば黄色とかで大きいマグネットシートみたいなのを前後に貼るとか。横やったらちょっと分かりにくい。前後だったら、ああ町指定業者が取りに来てるんやなど。それをホームページなり町広報で持ち去りを減らすためにこうやってやりますと流すだけでも、それでも大分大きいと思うんですね。そんなお金もかからんことです。それについて、そうやったらいいんじゃないかと思うんですが、お考えはどうですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）まず、議員のご指摘のとおり、抑止力につながっていく方法であるのであればやはり前向きに考えていく必要があるかと思えます。ですので、指定業者との協議も行いながら、マグネットであるなりちゃんとしっかりと明示やった上で、持ち去りの抑止になる、収集するのであれば収集する資格のある事業者であるということをはっきりさせていく、これは大事なことかなと思いますので、少しお時間をいただくことになるかと思えますけれども、前向きに考えていきたいなと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、それとこれも9月議会でちょっと伺ったんですけれども、試算的なことはできないかということで、その後、私自身もその業者としゃべることがあって、話をすることがあって、やっぱり実際にごみは減って、あの人らは運んで幾らなんで、実際に減っていますという声は今日も聞いています。ほんで持ち去りされているのも知っている。

その試算を、これが絶対そうなのかと言いませんけれども、ちょっと考えたんですけれども、ここ遡って5年間でどれぐらいの量、金額も出て、5年から10年前のその5年間ずつちょっと比較していただいたら、ある程度、この5年ぐらいで多分結構増えていると思うんで、それである程度の差額は出ると思うんですね。それで幾らぐらいの想定できるという試算ができるんじゃないかなと思うんです。これが、だから熊取町にも収入が減っていると、両方あれなんですね。持ち去っている者だけが得をしているって、そんなことを許していいんですかということで、それについてどう思われますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご指摘のところにつきましては、9月議会でのときにももう一応そういう検証をしておりました。過去5年間ぐらいの推移なんですけれども、この持ち去りににつきましては主に段ボール、アルミ缶がメインになってくるかと思うんですけれども、量、売払い金額ともに増

加傾向にございます。ですので、一概にこれだけ減ったよということを示す指標にはならないかなと思います。

ただ、9月議会で私も答弁させていただきましたように、持ち去りの実態は一定あるというふうには認識しておりますので、それがどれだけ影響しているのかというのは、総体的に量も金額も、また雑入で入っております資源ごみの売払いの代金にしてでも横ばいはずっと推移をやっております。ですので金額が減ったというところには直結はしていないかなというふうには思いますが、そういう実態がある以上はやはり抑止していくべきというふうには認識しておりますので、先ほど議員ご指摘いただいたようないろんな手で持ち去りを抑止していく、そこはしっかり意識をやっていきたいなと思います。

先ほどの議員のほうからのお話にもありました条例につきましても、いろいろリサーチもやっております。主に関東のほうでは条例を厳しくやっているような自治体が多いようです。地域柄もあると思います。また、大阪市内ではある程度やはり生活的な、福祉的な観点から、要して緩く縛っているというような自治体もあります。この厳しくやる団体の傾向なんですけれども、厳しくやることによって町なか、村なかを取締りを強化することによって、爆速で逃げるとかそういう安全対策とかリスク管理をしなくてはいけない、また一つ問題がほかにもできたというようなりサーチもあります。ですので、そういったところの取組につきましては慎重にやっていかなければいけないのかなというふうなことも思いつつ、抑止に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

もう一度戻りますけれども、5年前も、今、量は減っているけれども金額的にはさほど変わらないと言いましたが、これ今、金属が買取り価格上がっているのでそうなってなっているだけであって、量にしたら絶対減っているはずなんです。それは試算できると思うんですね。それで金額は比較できないと言いつても、やっぱりそのときの相場も調べたら出てくるかも分かりませんが、そういったことをちょっと研究していただきたいと思いますので、付け加えておきます。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員おっしゃるように、この角度的なところといたしましうか、増加の角度がもっと上がっているのに、そこそこの上がり具合というようなそういった判断はあるのかなというふうには思いますけれども、それは、大体これぐらいというような明示はすることがちょっと難しいのかなというふうに思っております。

今先ほど私、申し上げましたように、売払い量的なものも言いますと、アルミ缶であったり段ボールであったり、これも量も増えております。ただ、もっと増えていたのになという話はあるかも分かりません。あと、缶類でいうような区分でやったら、スチール缶はやっぱり減少しています。それは生活の行動であるとか人口的なものも、地域柄も、そういったところはあるのかなというふうな分析はしております。

いずれにしてもしっかり分析しながら、また影響はなかなか難しいかも分かりませんが、抑止に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。引き続きよろしくお願いします。

もしまだ変動がなければ、この質問を続々と続けたいと思います。すぐじゃないと思いますけれど、3月議会ではしないと思いますけれど、またよろしく願いいたします。

それにちなんで、やっぱり9月議会でも言いましたけれども、それが試算できないと言いつても、年間50万円としても10年したら500万円になるんやから、そういった入ってくるお金が入ってこないようになるんで、これだけ財政難財政難と言っているんで、そういうことをきちんとして

いただきたいと思って、この質問を終わらせたいと思います。

それも関連した感じで、次の2点目、熊取町の町有財産について、現在、売却等を検討している土地、建物、池等はございますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、2つ目の熊取町の町有財産についてのご質問、現在、売却等を検討している土地、建物、池等についてご答弁いたします。

本町では、売却等を検討している土地、建物及びため池につきましては、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」におきまして、歳入確保の強化のための取組として具体的な位置づけを行っているところでございます。

その内訳を申し上げますと、まず土地と建物の町有財産といたしまして、旧大原衛生公苑、旧南保育所、旧東学童保育所、旧北学童保育所、旧町民会館分館の5か所でございます。次に、土地のみの町有財産といたしまして、大久保水源池跡地、山の手台2号集会所用地、旧朝代ちびっこ広場、世代間交流センター用地等でございます。次に、町有のため池として、高塚池、五門濁池、川田平池の3か所でございます。また、3か所のため池のほか、現在、八幡池の売却に向け、必要となる境界確定作業などを実施しているところでございます。

以上のとおり、これらの町有財産につきましてはアクションプログラムに基づきまして町一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

令和7年3月にアクションプラン改定の見直しが策定されて、そこで今おっしゃっていたあれなんですけれども、基本方針として未利用地の処分と人件費の見直し、投資的事業の見直しとありまして、そこで一番初めに出た大原衛生公苑も、これも9月議会でちょっと質問させていただいて、売却の方向で考えるということだったんです。私は温泉施設どうですかと言うたんですけれども却下されましたけれども、それについて今現在のどのぐらいの状態になっているか、大原衛生公苑についてお伝えできますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）答弁、何回もほかの質問もさせていただいている中で、大原衛生公苑につきましては周辺の土地と一体化で現在売却に向けて作業を進めているところでございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）その周辺の土地というのは、このAPのあれにも書いているんですけれども、世代間交流センター用地というのは隣接しているんですか。図書館駐車場として利用と書いているんですが。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）周辺の土地と今、本町で考えておりますのは、外館から大原衛生公苑までの間の町有地、何か所かございますので、その売却に向けて一体で取り組んでいるところでございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）何か前回の答弁ではチームをつくってやるという話やったんですね。7,000平方メートルぐらいあるんですか、全部で。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）プロジェクトチームを立ち上げまして、大原衛生公苑と周辺用地の売却に向けたチームをつくりまして、方針を決定させていただいて、売却という方向で取り組んでいるところでございます。その中に世代間交流センターも入ってございますので。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）大体いつぐらい売却予定とかありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）以前からのご質問のご答弁でもかぶるところがあるんですが、なるべく早い時点で、このアクションプログラムの期間中、8年、9年で。ただ、町長のご発言もありましたように、売れるところがもしかあれば、その辺は臨機応変に売れるところから売りたいんですが、大原衛生公苑等々の施設がございますので、あそこは必ず売っていきたいというところもございまして、その辺ご理解いただけると……。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

それでは、続いて企業誘致の推進なんですけれども、現在、企業誘致等にどこかの企業に営業をかけているとか、何かそんなことはありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）大原衛生公苑につきましては今のところないんですが、前回の一般質問で聞いていただいたほかの未利用地につきましては、一定のお問合せ等ございました。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）その内容は言えないですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）施設等も相手様もおられますので、この場ではちょっと差し控えたいと思います。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

そしたら、旧の町民会館の分館については何か考え等、売却する方向だと思うんですけども、何かありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）旧の町民会館につきましても、アクションプログラムでも書いております。基本、先ほどご答弁で言いましたように売却に向けて取り組んでおりますので、ここも、分館についても売却の方針で今進んでございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）私もこのアクションプログラムを見てちょっと質問させてもろうてはいるんですけども、その次に、先ほどの答弁にありました大久保水源池跡地というのはどの辺にあるんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）大久保の水源池跡地といいますのは昔の簡易水道時代にありました水源池でして、これは大久保水源池といいましても泉佐野市の部分にございまして、場所ではいいまして、今、泉佐野市にc h o c o Z A Pですか、R I Z A Pの小さいやつといいますか、泉佐野市へ抜けるところの橋を渡ってすぐ右側に昔の旧水源池がございまして、ちょうど泉陽ヶ丘へ上っていく坂のタイソク側といいますか、あそこでございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）それ、どれぐらいの大きさがあるんですかね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）今、私たち公募で見えておりますが、769平方メートルでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

それじゃ、その下の山の手台2号集会所用地というのは、これって第2集会所みたいなのを造るために購入していた土地なんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）経過としましては、将来、開発業者から帰属を受けまして、将来的に集会所用地としての用地を町として引き取っているものでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。その用地も売却等も考えているということなんですね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）山の手台地区の集会所用地ですので、最終、山の手台地区の方と集会所の建設等々を確認しながら売却に向けて進んでまいりたいと思います。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

それでは、学童保育なんですけれども、今現在、旧の東学童保育と旧の北学童保育及び旧の南保育所について処分を進めるとあるんですが、これも売却を考えているということですよね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）繰り返しになりますが、売却を考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）そこで、私ちょっと考えたんです。これも提案なんですけれども、東学童、まず。中、八幡池ぐらいのところからちょっと入り込んだところであって、車は通れる。ほんで現在プレハブの建物があって、前にも駐車場2、3台は止められそうな感じで、もう全然売却しても売れるんじゃないかなと思うんですけれども、それでも売れない場合、例えば。雨漏り等現在しているんですか。分からないですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）現在のところ、まだ健全な保全をしていると把握してございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）それなら、売却だけじゃなしに、これは渡辺議員のまた話になりますが、よく渡辺議員が言っているサテライトオフィス等に貸すとか、土地は提供するとか、家賃収入も入りますし、そういうことも考え、一つの案として、ただ売るだけじゃなし、売るんやったら売っていいんですけれども、そういうことも可能じゃないかなと思ってこの質問をさせていただいているのと、次、北学童ですけれども、あれ隣に永住橋1号公園というのが隣接していると思うんですが、これも仮に学童、この建物は僕もちょっとどんなのか分からないんですけれども、プレハブというのは分かるんですけれども、そのプレハブの部分をもう解体してしまって、今、これもまたほかの議員の名前を出しますけれども、田中議員がよく言っているインクルーシブ遊具をそこに備え付けて、その近くにある川田の平池を埋めて駐車場にするとか、駐車場にも貸せますし、売却売却だけじゃなしに、そういうこともちょっと考えたらいんじゃないかなと思うんですが、それがもし駄目なら、その近くの大きな若葉1号公園、あそこは大きい公園と思うんですが、そこにインクルーシブ遊具を持って行って、今の公園、永住橋1号公園とかその隣の北学童はもう売却するとか、そんなこともできると思うんですよ。そしたらまた、そういう遊具があるから転入する人も出てくるし、子育て世代も入るんじゃないかなと思うんですが、どう思いますか、これについて。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）いろいろご提案ありがとうございます。

基本、現在の財政状況等々言いましたように、ご答弁でも言いましたが、まずは短期間における収入の確保、これが売却が一番で、その後、民間が有効利用していただきまして雇用なり固定資産

代が入ってくるというところで、実際私たち、民間事業者等々の委託化をして、この売却に向けて取り組んでまいりたいと今思っております。その中で、実際この土地が売れるのかどうか、売るのが一番有効なのかどうかは、町では短期的には売れますので、今、一切草刈りのお手間かけさせていただいてご近所にご迷惑かけている施設等々も聞くところがございますので、基本は売却に向けて、ただ、その中で有効利用できるという、売れなかったらという想定は今のところしてございません。売却に向けて町一丸となって取り組んでいるところですので。

ただ、有効利用として、私たちが今、議会でご答弁いたしましたこれだけ売る施設が熊取町ではあるんですよというところで、民間の方が何か新しい提案を、私たちはできない民間事業者等で話いただければまた有効な方法はあるんですが、今、ご答弁としては売却に向けて今取り組んでいるところでご理解いただけると思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

先ほどの答弁でもありました八幡池につきましても売却に向けて考えているとありましたが、これ、以前も私、聞いたことがあるんですけども、もし売却するならば45%が町で、次の45%が池を管理している水利ですね。残りがその地区に10%が入るという割合で、それは変わらないんですかね。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）今、議員おっしゃられているとおりでございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

池といっても、なかなか池を買ったからってすぐ使えるのかとなったら、やっぱり埋立てとかなないと利用できないので、なかなか買手も難しいかなと思うんですが、ぜひ頑張って売れるように努力してください。

町有財産につきましてはそれで終わりたいと思います。

あと、最後にこれも提案なんですけれども、先月の11月初めに合同委員会視察で福井県の池田町というところに行ってきました。資料を提供させていただいておりますが、そこは面積が194平方キロメートルで、熊取町の約11倍ぐらいあって、でも人口は2,069人、熊取町の約20分の1ぐらいしか人口はいてないんですけれども、そこはそういったところなんで、加速化交付金とか使っている取組をやっていまして、すばらしいところだったんですけれども、そこで一番目に届いたのが、ご存じの方もおられるか分かりませんが、Tree Picnic Adventure IKEDAというのを山を切り開いて、この池田町というのは福井県と岐阜県の県境にあって、町の9割が森林に囲まれているような町であって、町内は信号は2つあって、コンビニもないというような町です。

そこで何が有名かという、山の合間にワイヤーを張って、全長1キロになる最大地上高さ約60メートルの日本最大級と言われているメガジップラインというのがありまして、1回乗るのに4,300円もかかるんですけれども、しかしながらこれ、令和6年度で利用した人が、このジップラインを利用しただけじゃないんですけれども、ここの施設を利用した人が4万5,000人いてまして、なるほど行ってみたら、すばらしいな、また来たいなと思うようなところで、そのほかにもジップラインだけじゃなしに、この資料にも載っていますけれども、アドベンチャーパークというのがある、木の上に広がる森のジャングルジムとか、コベンチャーパークとって多くの世代が楽しめる森の中の遊園地とか、アウトドアエリアとしてコテージやツリーハウス、また日本初の木の上テントも整備されている。森の中で夜を過ごして森の中で暮らす体験から森の息遣いを感じられる時間も得られるという、すばらしいところなんですけれども、これ全てを熊取町でやったら言うたら、それはなかなかできないと思う、補助金の加減もありますから。

ほんで、ここのもう一ついいのが、廃校になった学校をリノベーションして、これふるさと創生

事業活用としてクライミングウォールという、日本ではほとんどない屋内設置のクライミング3種類と宿泊施設のクライミングセンターというのがあります。日本初のクライミング施設で非常にすばらしく、私自身もクライミングに対しては体験してきましたんですけども、ほんま楽しかったです。

これも熊取町に造ったらどうやっというても、そんな廃校した学校もございませんし、今後またそういうことがあれば参考になるんじゃないかなと思うんで、皆さん、ぜひ機会があれば、この池田町へ行ったら楽しいと思います。

そこでですが、以前、佐古前議員が永楽ダムにジップラインを設置したらどうやということ、実際に業者も連れてきて可能かどうか確認したんですけども、実際施工はできるという答えをもらったらしくて、担当の部長にも話も一緒に行ったらしいんですけども、結局、工事費に約1億円かかると言われたらしい。そんなお金ないなということであったんですけども、そこで、それは今こんな財政の中、1億円出して造りませんか、そう言っているんじゃないし、以前にも言ったようにクラウドファンディングで募集をかけてみるとか、そんな甘いものじゃないと思いますけれども、でも、そんなのもやってみるべきじゃないかなというのと、それに対してちょっと答弁ありますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）ジップラインにつきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、以前、事業者のほうと一緒に現地視察をしたんですけども、金額的なところも含めて実現には至っていないというところでございます。

そのときにもいろいろ担当の人らにも話を聞いたところ、先ほども議員おっしゃっていただいたみたいに、やはりいろんな付加価値というんですか、いろいろ楽しめるようなそういう複合施設じゃないとなかなか集客ができないというふうなところでもありますとか、あるいは駐車場とかについても、今のゆめの森の駐車場の規模ではなくて、かなりの規模が必要であるとかというところになってくるので、多額の費用が必要になってくるというところで見送ったというふうに聞いてございます。

恐らくそういう寄附を募ったりとかしても、一定そういった町の負担というのは発生してくるのかなというところもございますので、そういったところにつきましてはかなりハードルが高いというふうな認識をしているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）そういう答弁だろうかと予想していたんですけども、そこで提案なんです。

提案ばかりですけども、先日、堺市以南の岬町までの保守系の議員である南大阪振興促進議員連盟というのがあって、その研修で和泉市の大栄環境のほうに行ってきて、大栄環境はリサイクルをやったりいろんなことをやっているんですけども、結論から言うと、管理型最終処分場というのを持ってまして、和泉市にあるんですけども、もうリサイクルできない最終のごみを埋立てするんです。それってぱっと聞いたら何か灰をほかすようなイメージがありますけれども、僕らもそうなのかと思っていたけれど、実際聞いたら、ちゃんと下の水を流れてくるようにして、その水を循環して、10年間それをして普通に飲めるぐらいまでするまでをずっとやっているらしくて、絶対安全と言って、そういうのもあってご近所にも理解を得ているというのがあって、最終埋め立てたところはサッカー場なりグラウンドにして野球したり、その横は花畑みたいな公園にしたり、ほんでその椅子とかテーブルはプラスチックで出た樹脂を再生利用して、だからすごくいいことをしているんですね、今の言うあれで。あれでと言うとあれですけど、よく言う。

それもやっというて、すばらしい取組やなど。そこがもうある程度いっぱいになってきて、そこだけじゃないしに全国でそういう谷底みたいなところがあれば探して、そこをやったりもしているんですけども、そこで私が考えたのは、永楽ダムもそういうところにすれば売却できますよね。最後、10年

か20年たったらもうフラットになって、そこに公園も造ってくれる。そこが造ってくれるんです、大栄環境が。町が造るんじゃないです。ほんでそういう野球場もサッカー場もできて、そんないいことないんじゃないかなと。それを口で言うのは簡単ですけども、実際やるとなったらそれはいろんなハードルあると思いますが、ぜひやってみるべきじゃないかなと思います、私自身は。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）まず、永楽ダムにつきましては農業利用もしているダムとなっておりますので、埋立利用というところは全く考えていないところでございます。

それとあと、全般的な、大栄環境とか観光促進とかという切り口でご質問いただきましたので、奥山雨山自然公園の内容でご用意したものではないんですけども、永楽ダムにつきましても、先ほど福井県の事例を説明いただいたかと思いますが、昨年、令和6年度でも永楽ダム周辺につきましてはご存じのようにゆめの森公園、こちらでも利用者数としては1万3,600人以上の方がお見えになられていますし、現在、ハイキングコースとして4年間、今年度最終年度になってございますが、4年をかけて、リニューアルではないんですけども、傷んだハイキングコースを擬木でしっかりと造って利用しやすい状況に取り組んでいるところでございます。

また、ほかにもそれに加えて、これは住民提案型事業の中ですが、平成30年から老朽木として桜の植え替えでありますとか、併せて紅葉等の植栽にも取り組んでございます。

ですので、観光資源としてなり得るかということはあるんですけども、しっかりと自然遺産というんですか、そちらについては奥山雨山自然公園のほかにも大阪みどりの百選、水源の森百選というのにも選ばれてございますので、そんな中で様々住民活動、先ほどの住民提案協働事業でも、紅葉や桜の保全とともに今提案いただいていますのが、桜が終わった時期以降につきましては、これはこれで新緑が楽しめる季節ではあるんですけども、新たにアジサイの植栽等に取り組んでいて、何とかまた人にも集っていただけるような環境整備づくりに努めていくという提案も受けてございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

私も今朝ちょっと永楽ダムのほうへ行ってきた、紅葉も少しなっていて、いいところだというのは分かっているんです。環境的にも大事にしたほうがいいのか。桜もそうです。だから、桜は別に置いとくんですし、真ん中を埋めるだけなんで、桜よりちょっと下まで埋めたらいいだけなんで。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）埋めて利用というのも確かにおっしゃるところ、切り口としてはいいかと思えます。ただ、あちらの水についてはご利用いただいて耕作に使われているというのと、あのダムを一体として水源の森百選、大阪みどりの百選、全体としてご利用もいただいています。運動してグラウンドとしてのご利用というのもあるかと思いますが、それ以外に散策であるとか、そういう整備でしっかりとPRして、人にも集っていただけるような環境にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今は農業用水として使っているのは分かっている。今後のことを考えて僕は言っている、10年、20年後のことを考えて。この10年たったらもう水も必要なくなるか分かりません。だからこそ、今こうやってそういうことも練って考えてもいいんじゃないかと。今すぐそれをやれとかじゃなしに、町長もいろんなことを考えていると思うんですが、町長、この意見に対してどう思いますか。ぜひやるべきと思いませんか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君） いや、ダムを埋め立てるというユニークな発想には少し興味を持ったんですけども、まずは熊取町の残された奥山雨山自然公園、この緑がどういう具合に維持できるかという、それに合わせてやっぱり水面というのが、そこには私のイメージではついてくるという、そんな感じなんです。

環境センターにつきましては、せんだって田中議員とやり取りがあったと思うんですけども、環境センターが廃止になった跡地、これをそういう自然環境で学びながら遊べるというふうな、そういう趣旨の施設に何とかならないものかなというふうに思っております。子どもたちが安全と安心の中で自然環境を学びながら自然の恵みを享受できるというふうな、それが熊取町の大きな売りじゃないかなというふうに思っているんですね。

グラウンドも必要です。グラウンドも必要やと思うんですけども、私的には永楽、奥山雨山自然公園は水面、水がありいの、桜がありいの、水面に桜の影が映る、緑の背景が永楽ダムの水面下に映っているという、そういう状況が私的には熊取町のイメージかなというふうに思っております。

ただ、環境センターの辺りは、廃止の後はそのような構想を持ってやっていただけたらなというふうに思います。私もそういう思いでおりますけれども、そんな感じでございます。

議長（文野慎治君） 河合議員。

14番（河合弘樹君） 町長、ありがとうございます。

今の町長の答弁を聞いて、奥の環境センターは今ボイラーがあって火で燃やせるというの、それを利用して温泉施設もできるんじゃないかなと思うので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

この質問というか、何で提案するかというたら、皆さんご存じのとおり、やっぱり財政難財政難で来ているので、少しでもその財政難を解消すべき。ただただ締めつけるじゃなしに、けちってけちって、今までもそうしてきた中で、それ以上にまだけちれと言っている。そう聞こえてくるんですね。それやったら、どうしたらお金をつくれるかということでこういった提案をさせていただいているんです。

まだこれでさっきのAPに戻りますけれども、ちょっとこれは質問の趣旨からずれるのか分かりませんが、人員配置の適正化ということで、経験ある職員の活用というのと、それで民間企業や専門分野の実務経験を有する人材を即戦力として活用するとともに、財政経験豊かな退職職員を再雇用し、専門的行政知識・技術を活用する。次、必要な職員の確保。適切な人員配置のため、各部署の業務内容を分析し、業務に必要とされる人員や専門家等の確保に努めるとあるんですが、これ自身、実際行われているのかどうか、ちょっと答弁できますかね。

議長（文野慎治君） 河合議員、通告外の域に入っているんだけど、答えてほしいですか。

14番（河合弘樹君） いや、ほんなら答えんでもいいんで、聞くだけ聞いていただいたら。

議長（文野慎治君） 通告外やね。

14番（河合弘樹君） 財政難財政難と言う中で、やっぱり人件費が一番かかると思うんですね。人材育成の推進とか働きやすい実現……

議長（文野慎治君） 河合議員、今読まれているところ、ご自分の今は通告をした質問の内容で資料をお持ちやと思うんで、それに関連して、残りまだ質問があれば有効利用してください。

14番（河合弘樹君） はい、失礼しました。先ほどの2点目に戻りましたので、申し訳ございません。

それでは、なかなかへこたれませんので、その埋めるのが駄目であればもう一つ提案として、これも夢の話が分かりませんが、先日私、今ちょっとテレビでも話題になっている四国の高知県の土佐清水市というところに行ってきたんですけども、そこ、市長がちょっとテレビに出ていましたけれども、そこは何かといたら、そこも過疎化で人口も減っていて、田舎町なんですけれども、そこに自衛隊が来たんですね、ここ最近。そしたら前の道の整備もよくなって、財政もやっぱり自衛隊が来ているというだけで国からの予算も入りますし、ほんなら役場の庁舎もさらに真っ

さらに建て替えて、やっぱりそういう潤う面があるんです。

だから、そこでもう一つ提案が、熊取町にも自衛隊の誘致をするということも考えたらどうかということなんです、そう簡単に、ほんなら来てくださいというて来るものと違いますけれども……

議長（文野慎治君）河合議員、それも全く質問通告外やから、また違う機会で行ってください。

14番（河合弘樹君）また続があればそれもやりたいと思います。

そういう思いだけ分かっていたら、何とかしたいと思っているだけなんでね。10年後、20年後の熊取町を考えて。

もう一つだけ、ほんなら最後に言わせていただきます。

これちょっと私、この前に大森神社のところに行きまして、そこに書いてあった言葉がすばらしいことやなどと思って、ちょっと言わせていただきますね。

これはアルベルト・アインシュタインが言っていることなんですけれども、挫折を経験したことがない者は何も新しいことに挑戦したことがないということだという言葉です。だから、言いたいのはこれなんです。何にもやれへんかったら何もないということ。ぬるま湯につかっているだけでええんやったらぬるま湯のままですよ、それでいいんですかということですよ。

以上で、2025年、ちょっと早いですが、これで質問を終わりたいと思います。来年また頑張りますので、シー・ユー・アゲイン。

議長（文野慎治君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

8番（江川慶子君）それでは、通告に従いまして私から一般質問させていただきます。

大阪府の国民健康保険制度は令和6年度（2024年度）から大きな変更が行われ、府内全43市町村で保険料水準が完全統一されました。大阪府内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば年間保険料は同じになりました。しかし、統一前の市町村独自の保険料率や減免措置は廃止され、府内統一基準が適用されています。これにより、熊取町でも統一前と比べると保険料が値上げとなる世帯が増えました。

そこで質問いたします。物価高騰に追い打ちをかけるように全国で国民健康保険料の値上げが相次いでいます。9月10日時点で少なくとも559市町村が今年度の保険料を引き上げています。全国知事会は今夏にまとめた国への提言で、国保の均等割の軽減割合の対象を現行の未就学児から18歳まで引き上げることを求めています。全国市長会も対象年齢や軽減割合の拡充を求めています。

そこで伺います。本町の滞納世帯数及び滞納額の直近の3か年の推移はどうでしょうか。また、主要な要因をどのように分析しているか伺います。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、国民健康保険についての1点目、滞納世帯数及び滞納額の直近3か年の推移はどうか、また、主要な要因をどのように分析しているのかについてご答弁申し上げます。

令和4年度の滞納世帯数702世帯、滞納額約3,943万円、令和5年度の滞納世帯数782世帯、滞納額約4,930万円、令和6年度につきましては滞納世帯数758世帯、滞納額約5,423万円でございます。なお、この数値につきましては、該当年度末の滞納世帯数及び各年度を比べやすいように当該年度の現年分の滞納額をお示しさせていただきます。

令和4年度から令和6年度の滞納世帯数及び滞納額につきましては、個々の世帯状況や保険料の納付状況など不規則に変動する傾向が見られます。主要な要因につきましては、各世帯の経済状況等が、やはり置かれている立場が違いますので、なかなか明確にこれだとお答えすることはできませんが、本町におきましてはこれまで同様、被保険者に寄り添い、それぞれの経済状況等、事情に応じた納付相談に対応しておりますので、引き続きそういった対応を取ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

滞納数については、全体的にパイが減っているのに数がそんなに変わらない、700、800近い数字で推移しているということと、金額的にも保険料が上がっている、どうしてもその辺の影響があるのかなというふうに感じました。経済状況が苦しいのでそういう状況に見合った、そこを寄り添いながら事情に応じて対応しているということだったんですが、滞納対策や徴収強化が具体的に行われていると思うんですが、統一化されてから変わったことってありますか。短期証がないので、どのようにされていますか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）大阪府下統一化したから変わったというよりは、いわゆる短期証が全国的になくなる、いわゆる特別療養費の支給に切り替えるという形になったときに、特別療養費、いわゆるこれまでの資格者証という、10割負担ということをもとに窓口で求められるんですけども、そういったことが短期証の場合はそれまで納付機会の短期の保険証を発行することによって滞納者と接触する機会を設けるといえるのがなくなるということで、いきなりそういった10割の負担を求めるのではなくて、そういった徴収の取組をしなさいということで、国で一定の指針が示されております。おおむね3か月に1回程度の納付状況のお知らせといいますか、これだけの未納がありますよというお知らせ、俗に言う催告書のようなものですが、それを3か月に一度送るようになります。また、特別療養費に切り替える際には事前通知書を送らないといけないんですけども、その事前通知書を送る前の直近3か月につきましては毎月そういった催告をするようにというような一定指針が設けられておりますので、そういった取組に基づいた現在取組に変えているところでございます。

また、引き続き月1回、もしくは2回の月もありますけれども、夜間の窓口開設、また銀行、こういったところは継続して行っているところであります。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）継続して行われていると。通知も送っているということで理解しました。

熊取町の場合、悪質なケースというのが……。答えにくそうな顔をされているのでちょっと聞きにくいんですけど、どうなんでしょう、その辺の状況は。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）何をもちて悪質かというところはあると思います。お金がないのにお支払いいただけない方に関しましては、当然我々も財産調査等行って、預金であったり、お給料が出ているか、過去の被保険者で現在働いている方でお給料が出ている場合、給与の差押え等も含めて、その状況に応じて悪質といいますか、お支払いいただける資力があるのにお支払いいただけない方には積極的に対応しておりますし、また、やはり少額であっても分納の状況で一旦しのがないといけない方につきましては、そういった寄り添った納付相談にも応じておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。その辺は丁寧に、ぜひ家庭の状況を見ていただいて対応をこれからも引き続きお願いしたいなと思います。

国保料が高くなっていく現状の中で本当に生活が圧迫しているんですね。その辺では国民健康保険料の財政の構造が問題だと思うんです。それが熊取町だけの問題ではなくて、これがもう大阪府になり全国の問題になっているので、保険料値上げの背景というのがとても一地方自治体で解決するような問題ではないということで、大変な状況の中でどう抑えられるかということで、もう何回もしつこくこちらにも質問させてもらい、答弁もいただいているんですが、全国の知事会、市長会が今求めている均等割の軽減の対象拡大ということが今話題になっているんですが、そのことの具

体的な内容をご存じですか。もしそうなった場合の効果など分かりましたらご答弁をお願いします。
議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 均等割世帯の18歳までの拡充につきましては、私たちも早ければ令和9年の導入のような報道は聞いておりますが、まだその影響額等は、申し訳ございません、試算はしてございません。

以上です。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） ありがとうございます。

令和9年度ぐらいにという話が今出ているというようなことをお聞きしたんですけれども、事前に、独自で軽減をやっている自治体があるということで以前にも紹介させてもらったんですけれども、そういったことも必要やと思うんですが、2つ目の質問に入ります。

現行の大阪府の制度に基づく軽減策以外に、町独自で例えば低所得者層への保険料減免基準の拡充や子育て世帯への均等割軽減の上乗せなど、負担軽減に向けた施策の実施を検討する考えはございますか。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） まず、2点目にお答えする前に、先ほどの私の答弁、私も報道でそういうのを見ただけですので、何も正確なものを国からの通知を頂いているわけではございませんので、すみません、それだけご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、2点目の現行の府制度に基づく軽減策以外に、町独自で負担軽減に向けた施策の実施を検討する考えはあるのかについてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、令和6年度から国民健康保険料につきましては大阪府内で統一されたところであり、先ほど議員がおっしゃったとおり、大阪府内どこに住んでいても同じ世帯・同じ所得の状況であれば同じ保険料負担となっております。

大阪府国民健康保険運営方針における考え方におきましては、大阪府で一つの国保として、安定的かつ持続的な財政運営を行っていくことと定められております。したがって、本町独自の保険料軽減を設けることはやはり現在考えておりません。まず、保険料増加の最大の要因であるのが医療費の増加でございますので、保険料増加の抑制のため、特定健診・特定保健指導の保健事業の推進などを引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしくようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） 分かりました。以前と全然変わらない答弁だということで、変更ないということですね。

ちなみに、来年度の国民健康保険料はどのような状況でしょうか。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 例年この時期に、仮の計算の段階では保険料の大阪府での試算が示されてございます。一定、現状の状況でいきますと下がる見込みはあるんですが、改めて令和8年度から子どもの支援金制度が始まりますので、それが保険料に加味されてまいりますので、その影響額を踏まえますと現行より同じか上がる方向にあるのではないかとというのが現在の見通しです。まだ国からの係数とかも仮のままでございますし、高額療養費の内容も今まだ現在検討中であつたりとか、まだまだちょっと変更要因がございますので、現時点で下がる上がるというのはなかなか申し上げにくいんですけれども、できるだけ抑える方向、大阪府におきましては全国的に先駆けて統一しましたので、そういった交付金も頂いて先行した分、それを保険料の抑制の財源として活用しておりますので、そういったところで大阪府と一体となって抑制には引き続き努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ちなみに、いつぐらいに確定になりますか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）市町村に最終的な案が示されるのは1月末ぐらいですかね。中頃から末にかけて担当会議が開かれまして、そこで最終的な保険料率が示されることになっております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）高過ぎる国民健康保険料をどうにか引き下げようというところで質問させていただいています。

それで、来年度の動向についても、保険料の中に含まれる医療分と介護分、後期高齢者の支援分に来年から子ども支援金というのが含まれてくるので、大きくなるのではないかなというふうに、誰が見ても一つ増えるわけですから想像しているんですが、何か思ったより給付費が減っているような情報も入ってきておりますので、その辺は大阪府の動向を注視しながらやっていくということですね。熊取町の独自の軽減策はしないということで、そういう状況であるということを受け止めました。ぜひとも、医療を安心して住民の皆さんが受けられるようにしていただきたいなと思います。

そこで3つ目の質問に入ります。

12月2日から、昨日ですよ。紙の保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証への一本化が行われました。これに伴い、保険料の滞納者に対して発行されていた短期保険証も廃止されました。いきなり医療費10割負担になるので受診できなくなるのではないかという懸念が出されています。政府は、被保険者証の有効期限切れにより10割負担となった世帯について、市町村の判断で窓口負担3割に軽減できる旨の見解を閣議決定しました。本町として、この政府見解に基づき対象者への周知や実際に3割負担とするための具体的対応、手続、判断基準を既に検討しているのか、対応状況をお伺いいたします。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）最後に、3点目の被保険者証の有効期限切れ等により10割負担となった世帯について、対象者への周知や、実際に3割負担とするための具体的な対応を既に検討しているのか、町の対応についてご答弁申し上げます。

今回、令和8年3月末日までの暫定的な対応といたしまして厚生労働省より通知があり、有効期限切れの健康保険証を医療機関に持参された場合でも、医療機関においてオンライン資格システムを確認いただくことや、例えば本町にお問合せを行っていただきまして、資格があるという方がいらっしゃればお答えを申し上げて、本来の負担となるように対応してまいります。あくまで暫定的な対応となりますので、マイナ保険証等であれば、有効期限が自動的に更新されるというメリットもございますので、マイナ保険証を持つ利便性を被保険者の方へ周知を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

答弁は以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

テレビなどでは12月2日で期限切れになるということを報道されておりますよね。けれども、特別な措置として来年の3月まで期限切れの保険証でも診ていただけるということ、すごくそれはありがたいことで、ぜひいろんな方に、住民の皆さんに知らせていかなければいけないと思うんですが、その点の延長のお知らせというのはされていますか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）12月2日で保険証が切れるという方におきましては、基本的に社保の方ですね、お勤め人の方。国保につきましては、もう既に7月に8月1日以降、来年の7月末まで

の新しい期限の分は送らせていただいております。後期におきましても同じ時期に送らせていただいておりますので、基本的に有効期限が切れるものをお持ちの方は現在いらっしゃらないという認識でございます。

ただ、報道で言っているのはいわゆるお勤めの方の保険証が12月2日以降使えませんよというところの認識でございますので、私たち保険年金課におきましては国保、後期の方が一応基本的には対象になりますので、そういった方々への案内というのはこれまでもしっかりと行ってきておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

国保ではないんですけど、社保の方でそういう方に対するの周知というのは、担当課ではないということなんでしょうけれども、知らせる必要はないでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）お知らせではございませんが、先ほどマイナ保険証のご案内を進めてまいりますというお話もさせていただきましたが、今現在、いわゆるマイナ保険証の切替えというんですか、ひもづけのお手伝いを窓口でさせていただいております。その方におきましては、国保・後期関係なく住民の方全てに対応させていただいております。

報道がやはりこの時期非常に多かったので、窓口の担当している職員に聞きますと、常にある程度一定の方がひもづけに来られるんですけども、ひもづけに来た理由で、やはり最近報道を見たから来ましたということでおっしゃる方が非常に多いなというのは聞き及んでおります。ただ、先ほど言いましたそういった対応もしっかりとしておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。その辺は丁寧にまたよろしくをお願いいたします。

それで、10割負担になってしまった方への対応なんですけれども、市町村の判断で3割に軽減できる旨の見解が出たということで、これは田村貴昭衆議院議員が国民健康保険料の滞納で窓口10割負担になった世帯への対応について、石破内閣が8月15日、自己負担が困難だと申出があれば市町村の判断で窓口負担を3割にできるとする答弁が閣議決定で出されたという経過があるんですが、その辺の町の対応状況はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）先ほど、答弁の中でも特別療養費の切替えに当たりましては国の指針に基づいた取組を行っているということをお伝えさせていただきました。特別療養費に切り替える際の際の要綱を定めて、一応いわゆる手続ですね。当然完納いただきましたら3割に戻させていただきますし、それなりの分納誓約いただきましたら、もう短期というのはございませんので、普通の保険証といいますか、資格のものを与えることになるんですけども、国からの通知も我々は受けておりますので、それは先ほど言いました悪質かどうかも含めまして、窓口での滞納者との折衝といいますか、状況に応じて対応しているところでございます。

ルールとしましてはもともと要綱を定めて行っておりますので、特にこれまでどおり大きく、先ほど要綱をつくって以降、この通知があるなしにかかわらず、しっかりと対応しているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）窓口での対応というのは医療機関の窓口ではないですよ、職員がおられないので、対応するのは医療機関の窓口になってきますよね。その方の保険の確認したときに10割負担

になったときに、一旦そこで10割払うわけになりますでしょう。10割全部払った分で特別療養費で7割なり後から返ってくるということなので、それがちょっと厳しいので、もう窓口で療養の給付という形で3割だけそこで払う措置を市町村でもかなうようになったという話なんですけど、その辺が10割を医療機関の窓口で払わなければならないのか、それとも3割一旦払っていき、そういう状態になればまだ医療機関には行きやすいというか、全額払わなあかんかったらちょっと受診控えが起こるというか、そういう話なんですけれど、医療の窓口には町職員がおられないので、その辺の判断とかできないですよ。ですのでそういったことを今の要綱では定められていないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 国の見解としましては、市町村の判断で短期の資格を与えることができる。今までは期間を定めた短期のそういう資格を与えることはできないというものを独自の判断で与えることができるということで、直接、例えば今特別療養費10割の方が窓口に行かれたときに、その状況であればもう10割を負担いただくしか基本的にはないと考えております。これまでも窓口等で対応を私も、直接はしておりませんが、後ろで確認しているところでは、基本的にまず受診する前にこちらへのお問合せがある場合がほとんど。いきなり行かれるというのはあまり聞いてはおりません。当然、こちらに来られた場合は先ほど言いましたように内容をお聞きした中で判断が生まれると思いますけれども、直接行った場合は、すみません、一旦もう10割頂きまして、こちらで特別療養費の支給の手続をいただく。その際に納付交渉にもまたなりますので、そういったところで取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） そういうことなんです、今の現状はね。分かりました。

とにかく10割払わなければいけない、突然コロナになったとか何か突然になった場合には、やはり10割負担がとても負担になって行きづらいうということも想定できますので、そういったことも含めて対応していただけたらと思います。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 一つだけ補足させていただきますと、特別療養費に切り替える前に先ほど言いましたいわゆる催告、納付交渉等を行いまして、基本的には1年以上の未納があれば特別療養に切り替えるという基準はありますけれども、それまでにまず何らかの折衝ですね。接点を持って納付いただく。最終的には、そういったどうしてももうお支払いいただけなくて交渉にも応じない、そういった方が初めて10割、特別療養費に切り替えておりますので、それほど世帯数として多いというわけではございません。これまで資格証においても30世帯ぐらいですけれども、現状で特別療養費になってからでも今現在40世帯ぐらいですので、若干多くはありますけれども、全てのそういう未納の方が10割というわけではございませんので、しっかりと対応しているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） 分かりました。職員としては手のひらに乗る、顔が見える多分世帯数だと思いますので、その辺を丁寧にまたよろしく願いいたします。

じゃ、次の質問に入ります。

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな就園給付として創設されました。2026年度、来年からは全国の自治体で実施されます。

6月議会でも質問いたしましたが、年内に運営に準ずる基準を新たに制定する必要があるとご答

弁がありました。いまだ条例提案がされておりません。また詳細も示されていませんので、来年度から開始されることも誰でも通園制度について現在の進捗状況をお伺いします。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） それでは、ご質問のことも誰でも通園制度につきまして、来年度から開始されることも誰でも通園制度の進捗状況についてご答弁申し上げます。

現在、民間保育施設等が子ども誰でも通園制度を実施する場合の認可基準となる熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の案を本定例会に上程しているところでございます。民間保育施設等から認可の申請がございましたら当該条例に基づき審査等手続を行うこととなりますが、現時点において令和8年度当初から事業を実施するご意向はお受けしてございません。

子ども誰でも通園制度は、令和8年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業として、生後6か月から満3歳未満の子どもを持つ全ての保護者に支援給付を受ける権利が生じることから、本町といたしましては、まずは町立保育所での実施に向けて検討を行っているところでございます。

事業の実施方式につきましては、大きく分けまして一般型事業と余裕活用型事業とに区分されており、一般型事業とは定員を別に設けて在園児と合同または専用室で受入れを行う方式であり、余裕活用型事業とは、事業所の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、その空き枠を活用して受入れを行う方式となっております。

現在、本町において、どの方式でどの町立保育所で実施するのか、また定員を何人に設定するのかなどについて、近隣市町とも情報交換を行いながら検討を行っているところではありますが、国から事業内容等に関する詳細かつ具体的な提示がなく、方向性を定めてお示しできる状況には至ってございません。

引き続き、議員各位をはじめ、利用を希望する保護者の皆様にできるだけ早くお示しできるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） ご答弁ありがとうございます。

6月議会のときには町立保育園及び民間保育園施設ともに協議調整していくというお話があったんですが、その状況をまずお聞かせください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 答弁でも若干申し上げましたけれども、6月以降、それ以前もそうですけれども、協議のほうは重ねてまいりましたが、現状におきまして詳細が示されていないというところも確かにございます。その中で、令和8年4月からもう必ずやらないといけない事業である中で、民間事業者にもご意向のほうを、我々が持ち得ている情報も示しながら協議をしておりますところですが、現時点におきましては民間保育施設、町内のほうで実施するご意向はお受けしていません。その代わり、この事業自体が必ずしないといけないものですので、町立保育所において実施する方向で今検討を進めているというところでございます。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） 分かりました。

追加議案で条例は出るということですかね。民間保育園がもしするとなったときの認可するための条例としては追加議案で出るという理解でよろしいですか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 今、答弁で触れたんですけれども、ちょっと正式名称と通称名が異なりますので、少し補足させていただきます。

先ほど答弁冒頭で申し上げました熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例といたしますが、子ども誰でも通園制度の本来の名称が熊取町乳児等通園支援事業という位

置づけになりますので、正式名称としての条例案につきまして、この12月議会のほうで議案としては提案させていただいているところでございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）今回条例提案されている分がそれに当たるということですね。分かりました。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）また補足にはなるんですけども、今回上げさせていただいている条例というのは、あくまで民間施設がこども誰でも通園制度をやりたいと言われたときに市町村がその認可を行う実務を担うことになりますので、その認可基準を定める条例となっております。

もう一つ実は今後予定がございまして、それは、認可なされた後に実際に運営をするに当たっての基準、これをまた定めないといけないということで、国が今パブリックコメント等でその基となる国の基準を作成中でございます。それが年内には確定するであろうということを知ってございまして、それが出てから、次の3月の定例議会にはその条例案を間に合わせたいなと思ってございまして。それまでには、この熊取町でどのような形で8年4月スタートさせるのかという、こういった枠組みというのはお示ししたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）何かすごく大変な状況だなということは伝わってきました。

当面は町立で行うということですね。町立は今3か所の中で行うと。その中で一般型にするのか余裕活用型にするのかということが今、話合いの題にのっているということで、入所予定も含めて人数が出てきたら、その辺の形も職員数の配置もいろいろこれから出てくると思います。大変なことですよ。

これについて事前にアンケートというのか、需要がどのぐらいあるのかとか、そういうのは想定されているのでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）まず、この位置づけとして、子ども・子育て支援のこども計画の上の事業として新たに位置づけられているところございまして、その策定の段階で、この計画にはもう既にのせておるんですけども、月当たり延べで60人程度というふうに書かせていただいておりますけれども、これは一定、何かのアンケートを取ったというものではないです。アンケートをこれから取るのかという話もあるんですけども、実際これはやる前提で進めていくものでございまして、かつアンケートを取って、我々としては今、基本スタンスとしては一般型であろうか余裕活用型であろうかというところも当然あるんですけども、まずはできる範囲でやっていきたいというふうに思っておりますので、まずはその数云々を調べるということではなくて、どうやったら1人でも2人でもお受けできるのかというところの今、そこの基本ベースのところを何とかしないといけないというところでございまして、そういったアンケートのほうは今のところは考えてございません。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。もう本当に大変ですね。

先ほどの国保にも関わるんですけども、子ども・子育て支援金が国保で徴収されて、それでこれがこども誰でも通園制度の原資になるということで、これ、一旦大阪府がお金、財政的にいって、それで給付されるみたいな形になるのでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）利用者が利用されるときに、今の制度上、7年度に試行実施している状況とかを踏まえますと、利用者が一定時間、1時間当たり幾らという金額をお支払いいただいて、残る部分につきましては国・府・町で負担し合うという、そういう制度設計になってございます。ですので8年度以降も、その負担割合がどうなるかというところはまだ未確定ですけども、その

原資に一定、国なり府なりの費用負担の中に幾らか子育て支援金というものが含まれているのではないかというふうには思われます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）何かほんまに不透明だなという感じがして、介護保険やったら介護保険、後期高齢者医療だったら後期高齢者医療制度の中でどう活用されているか分かるんですけど、この子ども・子育て支援金のもともとの、そこがどこでどうするのかなというのが全く見えない状態の中で、そこは何とかしていかなあかんなと思って今お聞きしました。町のほうからも働きかけていってほしいなと思います。こちらからも動けることがあれば動きたいなと思っております。議員のほうでもちょっと力を合わせてやればいかなと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。順調に進むように願っております。

次、物価高騰対策について、これも6月議会でもお聞きしたんですが、国の地方創生臨時交付金が追加交付されましたね、去年ね。それで、その財源により、今年度は小学校は食材費高騰分と中学校は給食費無償化を実施することができたところなんですが、歯止めがかからない物価高騰は、特に電気、ガス、食料品の値上がりとして町民生活を直撃しています。前回、6月議会で質問した以降も状況は改善していません。

そこで、町としての物価高騰による町独自のアンケートや実態調査などを実施し、その声を把握されていますでしょうか、そこをお聞きいたします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の物価高騰対策についての1点目、町として物価高騰による町独自のアンケートや実態調査などを実施し、その声を把握しているのかについて答弁申し上げます。

まず、本町は、いわゆる地方とは異なり、大都市近郊のベッドタウンであることから、物価高騰の状況はマスコミ等により報道されるものと基本的には同様のものであると認識しております。加えて、本町におきましては住民や事業者との距離が非常に近く、日常の業務の中で状況をお聞きする機会も多くあり、関係課間で情報共有もしっかり行っているところでございます。

このような状況を踏まえますと、議員ご提案の物価高騰に関するアンケートや実態調査は、一定の時間を要するものでもあることから現状では必要ないものと考えており、実施予定もございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

顔の見える距離感であるし地域でもありますので、その辺では一定、職員は把握できていると理解します。だから、あえてアンケートは取りませんというふうに受け止めてよろしいですね。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員おっしゃったとおり、我々、地元に戻ればいろんなところでご意見をお聞きする機会もございまして、また、会議等で事業者の方々からご意見等を頂戴することもあります。そういうものは情報共有もしっかりしてございます。そういう状況を踏まえると必要でないだろうというのが一つと、やっぱり一言で言うたら費用対効果と言うたらええんですかね。コストもかかりますし時間もかかるという部分を考えれば、今回の経済対策で求められているのは一定のスピード感というものを考えれば、今回、特に必要というか、するべきではないのかなというところでもございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

じゃ、全世帯向けの支援としては前回考えていないと、検討していないと答弁されてしまったん

ですが、生活に欠かせない、2つ目の質問に入ってます。

水道基本料金への減免や補助、既存の料金徴収システムを活用できるため事務負担が少なく、全世帯に恩恵が行き渡りますよね。ですので、水道料金の基本料金への減免や補助、または地元商店で使えるおこめ券、地域限定のクーポンの配布などで食糧支援を行い、地域経済の活性化にもつながりますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 次に、ご質問の2点目、全世帯向けへの支援として、生活に欠かせない水道基本料金への減免、補助や地元商店で使えるおこめ券、地域限定のクーポンの配布などで食糧支援を行うことについて答弁申し上げます。

令和7年11月21日に、強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定され、柱の1つである生活の安全保障、物価高への対応として重点支援地方交付金が2兆円追加されました。当該交付金の活用に当たっては、議員ご提案のいわゆるおこめ券などを含め、効果的と考えられる推奨事業メニューが国から提示されており、現在、本町としましても検討しているところでございますが、同交付金を含む令和7年度補正予算は今後、国会で審議予定であり、詳細については不明でございますので、国会審議の状況を注視することはもちろん、地域の実情をしっかりと把握するとともに、関係課と協議しながら迅速な対応が可能となるよう引き続き支援策を検討してまいります。

なお、先ほど水道の減免というところをおっしゃっていただいた。システム云々ということを一応こちらのほうも視野に入れて、水道のほうと確認等しています。ただ、どうしても最短で6月使用分からの徴収になるという意味では、先ほど私が申し上げたスピード感という意味ではちょっとやっぱり時間がかかるというのと、あと、システムの改修に一定の費用が当然必要になってくる。既存システムを使っても、それを熊取町に置き直すためには額で申し上げますと200万円以上の費用が必要になってくると。などを考えて、現状ではちょっとまだ優先順位としては厳しいのかなというところで考えておると。これを補足として申し上げておきます。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） ありがとうございます。

水道のほうもいろいろ調べていただいたと。この200万円というのは費用、経費、減免した金額も含めてでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 超概算になりますけれども、いわゆる改修費用として、イニシャルコストとしてです。減免したとすれば月1,000万円程度というのは過去に調べております。去年調べたときがそうだったかと思えます。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） ありがとうございます。

国のほうはいろいろおこめ券のこを出してきたり、これはもう地方でするようなことまで言っていて、参議院選挙で消費税減税が争点に入っていたので、これでかなりの減税の見通しがあるのかなとか思っていたんですが、そのような方向には至っておりませんので、生活の苦しさというのが物価高に合わせて消費税も上がるということなんで、そこをどうにか変えられたら本当にいいのになと思っているところです。

それから、今年やられた子どもたちの学校給食費ですよね。そこに充当する可能性もありますよね。ちょっと通告外になるのでどういうふうにかんがえているんですけれども、やっぱり給食のほうも無償化を引き続きやってほしいと、小学校にも広げてほしいという願いもありますので、その辺のことも含めて住民の生活実態を把握した上で物価高騰対策をするように望んでおります。どうぞよろしく願いいたします。

何か答弁あったら。時間があるんで。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員おっしゃっていただいたとおり、答弁、なかなか難しい部分もあるんですけども、大きく今回経済対策、2点かなと思っています。何遍も申し上げていますが、一つは生活者に対する食料品等の物価高騰、これの負担を何とか軽減しようという、いわゆる家計の下支えというんですか、これが地域経済の下支えにもなってくるところがあるというようなところで、これについては早期の対応が必要であると。早期といってもやっぱり準備期間が必要になるのは間違いございませんので、ただ、それも加味してできるだけ早くという部分を我々も持っておる。これが1点でございます。

もう一点が地域の実情に応じた対応。これ、議員が先ほど来おっしゃっていただいています。本町はこれまでも続けてきましたし、今年度もやっております小・中の給食関係の無償化であるとか物価高騰対策、今年はまだ保育所の副食費の物価高騰対策なんかもしています。こういったものは、本町にとってはもともと子育て世代支援ということで、子育てのまちということで大事にしているところでもございます。ただ、なかなか単独では厳しいという現実も踏まえ、こういう交付金を活用してさせていただいている。なおかつ、それだけでは無理なので一定の一般財源も投入したというのが現実でございます。

この辺のところについては当然議員おっしゃっていただいた継続性というところも非常に大事にしたいところでもございますので、当然ながら今年度だけではなく、来年度も一定視野に入れながらの検討ということになってまいりますので、迅速な対応と私、何遍か申し上げていますが、議員各位にまた協力いただく場面が出てくるかとも思いますので、どうぞよろしく申し上げますというところで終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）どうぞ住民の実態を把握していただいて、迅速にやっていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時30分まで休憩いたします。

（「15時08分」から「15時30分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。まず、1項目めは環境施策の拡充についてです。

1点目、リチウム蓄電池等の適正処理についてです。

リチウム蓄電池を使った製品がほかのごみと混ぜて捨てられ、処理の過程で発火する事故が増えています。令和5年度、火災事故等の発生件数は8,543件、収集車で圧縮時や処理施設での破碎時の発煙・発火などの発生件数は2万1,751件あったと環境省では把握されております。火災によって一部稼働停止に追い込まれたごみ処理施設もあったそうです。

発火の発生品目としては小型で安価なものや表面がプラスチックのものが多く、原因としては、住民が見た目から危険性や適切な分別区分を把握しにくいことなどが挙げられております。そこで環境省は、令和6年度末、火災事故防止の観点から、家庭から排出されるリチウムイオン電池について、一つの分別回収区分として設定するよう回収強化を全国の自治体に要請いたしました。また、令和7年度、市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針についての通知を发出されました。資料につけております。

そこでお尋ねいたします。リチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築するためにどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、環境施策の拡充についての1点目、リチウム蓄電池等の適正処理につきましてご答弁申し上げます。

まず、安全な処理体制を構築するためにどのように取り組んでいるかについてでございますが、リチウム蓄電池の回収につきましては、これまで住民の皆様には、まずは販売店やメーカーにお問合せいただくようご案内してきたところでございます。しかしながら、膨張している場合や販売店等が不明な場合など販売店やメーカーでの引取りが困難な場合につきましては、不燃ごみ袋に入れていただき環境課窓口へ持参していただくか、もしくは環境センターへお問合せの上、直接搬入していただくという方法で個別に対応することにより、安全な処理に努めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）個別に対応しているということなのですが、先ほども環境省からの資料にありましたように、住民がそのまま普通のごみの中に入れて出したりとか、そういったことがあつての火災事故とか、そういったものが起きているということになっているのかなというふうに思うわけなんですけれども、個々にちゃんと連絡があればいいわけなんですけれどもね。

資料の中にも、1ページのところに先ほど説明いたしました発生件数等が載っています。3ページ目にはそういった中で発生した処理施設が火災になった事例とか、そういったことが載っております。次の4ページには、火災事故の発生件数が増えてきているということ、そして、その分の事故の主な発生品目についてはモバイルバッテリーとか加熱式たばこといったものがあるということが載っております。というところで、環境省はこういった方針や対策について通達という形で出しておられるんですけれども、各自治体のほうにね。

それについて、本町におきましてそういう発煙や発火に至ったような、そんな危険なことになったという事例というか、そういうものは今のところはないんでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）リチウム蓄電池が原因というのは定かではないんですけれども、例えばガス缶であったりとかそういったものの混入がある場合などは小爆発や小火災みたいなものは発生したりしますが、消防車の出動みたいな大きなものにはなってございません。現場のほうの職員で対応できる範囲ではたまにそういうものはございますが、原因は定かではないというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。そしたらリチウムイオン電池が原因ではないというところのご理解なんですね。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）リチウム蓄電池が混入されていてそういったケースにつながっているというのは、100%否定はできないかなというふうには理解しています。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

そういったところでこの分について対策をしていかなければならないというところで質問させていただいているわけなんですけれども、今、本町におきましては、小型家電につきましては拠点回収をされていますよね。役場や煉瓦館、駅下にぎわい館、図書館、ひまわりドーム、環境センターの6か所でされておりますが、ここに出す小型家電につきましては、そういった電池は取り外して、電池がついたままでは駄目ですよというような、そういうことで回収をされています。その中に電池がついたまま投函されている場合もあるんでしょうか。そういった場合はどうしていますか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）そういった場合も中にはあろうかと思えます。そういった場合は職員のほうで分けて対応すると、リスクの回避をやっているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） その分につきまして、一応本町は鉄とかアルミとかレアメタルとか、そういった分のリサイクルを推進するために回収ボックスを設置し、拠点回収していただいていることは大変ありがたいことかなと思うんですが、そこにやっぱりそうやって分からずに、電池を外す仕方も分からなくてそのまま放置されている場合もあるかと思うんですね。その分につきまして、そういったところもある中で電池とそのものを外してというところも大変かと思うんですね、処分するのにね。それで、その分につきまして住民が不燃物として出すのではなくて、そういうところに分けて出させていただくということが一番助かることなんですけれども、危険を回避できることなんです、そういうところについて、それも併せて拠点回収するという、電池は引き取らないというそういうスタンスではなくて、電池も引き受けますよと、リチウムイオン電池も受け付けますよという、そういうスタンスで回収をしていただくことがベストかと思うんです。

資料の6ページのところに、方針と対策というところで環境省のほうから通知が来ています。6ページの2番目のところに、方針としては、回収したリチウム蓄電池の保管を適切に行うこと、そして、そういった適正処理が可能な事業者を引き渡して適正処理を行うこと、それが方針として挙げられておまして、3点目に対策が挙げられておまして、それを対策するためにはちゃんとした分別収集、拠点回収が必要やということ、そしてまた、膨張したり変形したリチウム蓄電池は耐火性の容器にちゃんと保管すること、そして適正処理が可能な事業者を引き渡すことというふうに、6ページのところには対策として国のほうが出されておられます。そういったところについて町はどのように対応を考えておられますか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 議員、質問で、1つ目の中で2つ質問されている中の2つ目のところでちょっとお話しさせていただこうと思いましたが、そこも併せて今答弁させていただいてよろしいでしょうか。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） そういったところを出しているというところで、今、2つ目のところは泉佐野市の例を挙げて質問させていただきます。

今現在、泉佐野市では、電池の火災事故の発生を防ぐために、使用済み乾電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池を市役所や公共施設等で拠点回収しております。回収は窓口で対応し、回収業者が来るまで火消しボックスで密封して保管しているそうです。その火消しボックスというのは資料の中で泉佐野市の回収用バケツの写真を入れさせていただきましたが、その分で回収をしているそうです。本町も町で回収してはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 使用済み乾電池やモバイルバッテリー等を町で回収してみてもどうかについてでございますが、まず使用済み乾電池につきましては、既に不燃ごみとして電話申込みにて回収しているとともに、小型不燃ごみとして役場、駅下にぎわい館などの拠点回収も実施してございます。また、モバイルバッテリー等につきましては、販売店やメーカーでの引取りが困難な場合などは町で回収してございます。

なお、現在、より安全に処理できる体制の構築に向けて調整しているところであり、令和8年4月実施を目標としてございまして、モバイルバッテリー等の回収につきまして、「ごみの分け方・出し方マニュアル」の改訂版への掲載をはじめ、ホームページや広報等で住民の皆様に対し改めて分かりやすく周知していきたいと考えてございます。

議員が先ほどから泉佐野市の方法のことを言われておりましたけれども、令和8年4月実施を目標にと、私言わせていただきましたけれども、それを含めて今ちょっと調整をやっているところ、それを目標にやっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、令和8年4月を目標にリチウムイオン電池等に関しましても分別収集をしていく方向で検討しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 引取り手の調整とかありますのでファイナルアンサーというわけにはこのタイミングでは言えないんですけども、それを目標にさせていただきます。ひいては、先ほど議員がご紹介いただいたように、やはり火災事故の防止、リスク回避というところでは、それを怠ったばかりに大きな投資につながる可能性すらありますので、その辺は我々施設担当部局につきましてはしっかりと認識した上で対応していきたいなと思っておりますので、しっかりとその辺は調整をやった上で、来年の春には皆様に分かりやすく丁寧に報告、周知できるように努めております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。本当に住民がやっぱり分かりやすく、ちゃんごみの出し方が分かって、そういったバッテリーについてもこういうところに出せば引き取ってくれるというところ、安全に適正に処理をしてくれるんだというところを住民もすっかり分かって、取り外して出させていただくとか、そういった住民にも努力していただいてごみをまたしっかり収集していただきたいと思えます。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） この収集の仕方なんですけれども、一応、缶で集めていくことはいくんですけども、当面の間は窓口で対応したいなというふうに考えてございます。放り込むんであったら、先ほど議員が取り外しとかいうようなケースというのは、なかなか取り外しできないというようなお声もいただきます。あと破損や膨張、これはどの程度とか、それがなっているのかなっていないのか、その辺のことがなかなかやっぱり住民の皆様には分かりにくいところもあるかと思っておりますので、初めのうちは丁寧に対応させていただいた上で、行く行くもう少し間を置いて浸透してきたらボックスなりの設置とかを考えて、便利なようにできるだけしていきたいなと。初めのうちはちょっと丁寧に対応していきたいなと思えます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） そのとおりでいいんです。町でやっていただきたいんですね。泉佐野市におきましても、ここに写真で入っていますが、これ写真である中のは携帯なんですよ。携帯は今、電池が取り外せない形になっておりますので、そのままアルミ缶の中に入れていくんですけども、引き取っているわけなんです。だから、今ハンディー型の扇風機というんですか、ファンがありますよね。それもそういったリチウムイオン電池で作動しているんですが、それもやっぱり外すことはできないので、それはそのまま出して引き取るということもやっているというふうにおっしゃっておられました。だから、それはそれで町でやっていただくのがいいんですが、そういうものも町としては分別収集でちゃんと引き取りますよというところの周知をしていただけたらなというふうに思えますので、よろしくお願ひします。

泉佐野市のほうへちょっと行って聞いてきたときに、その費用についてなんですけれども、今、泉佐野市は6か所で拠点回収をそれでやっておられるんですけども、同じようにこういったバケツ、このバケツ3,000円から4,000円の費用がかかったらいいんですが、それで回収した後、1か所に今言うごみ処理場に収集するわけなんです。ごみ処理場に処理業者が来て、それを回収して処理施設に持っていきやすいんですけども、その費用というのは大体、今、泉佐野市が利用しておられる業者は1トン当たり8万円というところでした。ですので、1トン当たりということで、一番少ない月で44キロ、多い月で101キロだったということですので、年間にしても1トンにも満たな

いというところで8万円程度、熊取町とすれば人口が半分なんで、4万円程度の予算でそういうものが処理できるということで、大きな火災事故、そういった処理施設の火災とかそういうことを回避できるのであるならば、しっかりとそういう取組をしていっていただき、4月からやっていただくということですので、しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目へいきます。

2点目、家庭ごみの出し方についてです。

先日、うちの緑ヶ丘の自治会で、自治会長が自前でごみ出しについてのイラストに日本語と英語で説明した文書を作って、資料にもつけていますが、回覧板を回してくれておりました。会長に理由を聞くと、うちの自治会にも何軒か外国人の方が転居されてきているので、カラスがごみを荒らすというのでそれが原因なんですけれども、ルールを知ってもらうために考案し、作成して回覧として回してくれたということなんです、資料をつけておられます。

熊取町におきましても外国人の方が増えてきております。9月議会で二見議員が一般質問されたときにも、令和7年度では508人、直近3年間で132人増加したというご答弁がありました。

そこでお伺いいたします。家庭ごみの出し方について、外国人向けの外国語版マニュアルはあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、2点目の家庭ごみの出し方について、外国人向けの外国語版マニュアルはあるのかについてでございますが、現在、外国語版はございませんが、町といたしましてもその必要性は感じており、課題としてきたところでございます。現在、ごみの分け方・出し方マニュアル簡易版等の外国語版、具体的には英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語を来年度に作成する方向で調整しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。今、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、もう一つ何と言いましたか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）フィリピンから来る方が多いのでタガログ語です。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。5か国の言葉で検討しているということで、ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただけたらと思うんですね。

今現在、外国人の方が来られたときには、そのマニュアルが今ないということですが、どのようにごみの出し方を説明しておられるのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）そんなに来ているわけではないのかなと。窓口でそういうふうなことに遭遇したことは現時点でないで、例えば翻訳のアプリとかで対応したりしている、簡単なものについてはそういうような形での対応になっているのかなというふうに思いますが、ちょっとそういったニーズといたしましよか、9月議会での話もございましたので、かねてからちょっとそこに、環境課窓口としての丁寧な対応ということでは弱点があるのかなというところで課題として持ってきたところなので、今のアプリではなしに、しっかりとそういったところのデータとしてホームページに掲載することによって画面で示せるように、また、ペーパーで欲しいのであれば打ち出してカラーコピーなどをした上でお配りできるように、そういった形で今は考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

今、ごみの出し方が一番、やっぱり間違っ出て出して、共生社会をつくるためにはみんなで協力し合っごみを片づけるといところ、自治会に迷惑をかけるはいけないので、考えてうちの自治会長は自分でこんな回覧板を作っくださったので、自治会単位で、できる自治会長ばかりではないので、やっぱり町としてこの回覧板的なものは用意していただいてもいいのかなというふうに思っております。

次のページにカレンダーまで作ってくれているんですけども、ここまではちょっとできないかと思っんですが、その自治会によっごみの出す曜日といのは違っかと思っますので、そういっしたものも含めて、各自治会用にこのイラスト入りで分かるように作っていただいて、窓口に来られた外国人の方にはマニュアルだけをお示しするのではなくて、その自治会が何曜日に可燃ごみ……。可燃ごみと言っても分からないので、イラスト入りで燃えるごみ、瓶、紙類、ペット類といっものもこのイラストがあれば分かりやすいと思っますので、このいっ、うちの自治会長が作っしたんですが、もうすばらしいなと思っました。このいっものを参考にしていただいて、窓口で個別に手渡せるものも作ったらいいのではないかなというふうに思っますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思っます。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）カレンダーといったらちょっと難しところかなというふうに実際問題思っます。ただ、分かりやすく、あと情報を入れ過ぎたらポイントがぼやけてしまうので、その辺はどのいっところをやっぴりお伝えしなければいけないのかといっことをしっかりと考えた上で、作成に向って努力してまいりたいと考えてございませ。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）イラストでやれば分かりやすいかなというふうに思っます。

今、外国人向けだけではなくて、それぞれの自治会でも、ごみステーションに限るんですけども、今このいっごみの出し方の掲示があるんですが、ちょっと年季が入ってきていますので分からなくなっ消えかけている掲示板もあります。もうこの際、このいっイラスト入りの掲示板にして、それぞれのステーションに掲示できたらいいのではないかなと。まだまだ高齢でちょっと間違っ出される方もいらっしゃいます。このいっことも含めて、このいっイラスト入りで新たに掲示板を作っていただいてステーションに掲げていくのもいいのではないかなというふうに、ごみを間違っ出さないように、このいっことも考えてはどうかなというふうに思っんですが、その辺のところはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、分かりやすさが一番ですし、先ほどの質問でモバイルバッテリーの件とかもありましたけれども、これも具体的にどのいっものがといっところもやっぴり示していく必要があるのかな。できるだけ視覚的にも分かりやすく、ポイントも絞った形で、それを念頭に置きながら取り組みたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは次、2項目めにいきます。

2項目めは、妊婦・子どものインフルエンザ予防接種についてです。

厚生労働省の集計で、全国3,000の医療機関で11月17日から23日までの1週間に報告されたインフルエンザの新規感染者数は19万6,895人、1医療機関当たりの新規感染者数は51.12人、39都道府県で警報レベルの1医療機関30人を超えているそうです。大阪府は38.01人となっております。今年例年よりインフルエンザ発生が早いようですが、例年であれば年末から年明けにかけてさらに発生数が多くなる傾向があるので、今後も患者数が増加すると思られるため注意が必要で。

感染予防には、小まめな手洗い、消毒、マスクの着用、せきエチケット、ワクチン接種があります。とりわけワクチン接種は重症化を予防することが期待できます。

そこで質問ですが、妊婦・子どものインフルエンザ予防接種の公費助成について、昨年、令和6年3月議会の一般質問で、子どもや妊婦の方が感染すると重症化する傾向が高いとされており、そのリスクを低減させ健康と子どもの学習機会を確保するために、町長の所信表明にもありましてしており、一部助成について検討していきたい、実際に一部助成の金額を幾らに設定するのか、対象をどうするのか、関係部局と調整の中で検討していきたい、令和6年度から実施できるように検討していきたいと前向きのご答弁をいただいております。そのご答弁に対しまして私のほうからは、インフルエンザが流行する前にしっかりと予防接種できるように事業を実施していただくようにと要望もさせていただいております。がしかし、いまだに実施されておられません。なぜなのか、その検討状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） それでは、妊婦・子どものインフルエンザ予防接種についてご答弁申し上げます。

妊婦・子どものインフルエンザ予防接種は、現状ではあくまでも任意接種であり、ご本人あるいは保護者のご判断で接種するものとなっております。また、当該予防接種によって健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度が適用されないなど、制度的に違いがあるところでございます。

しかし、その一方でインフルエンザは乳幼児や妊婦の方が感染すると重症化する傾向が高いとされていることから、手洗いやマスク着用といった基本的な感染予防対策に加えまして、接種により感染リスクをさらに低減させることで、ご本人だけでなく、周囲の方々の健康や学習機会が確保されることが大切であるという認識はしてございます。

この認識の下、本町におきまして、将来にわたって持続可能な制度として実現するためには、対象範囲や必要経費等をどの程度に設定するのが適切であるのか、検討を続けているところでございます。しかしながら、実施に当たりましては町単独事業であるため新たな財源の確保や既存事業の見直しが必要となることから、全庁的な行財政改革の取組と結果を踏まえつつ、また、本町における子育て関連施策の優先度も勘案しながら、引き続き整理と検討が必要と考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） まだ引き続き検討するということなんですが、まずちょっと聞きたいんですが、今年のインフルエンザの今の感染状況なんですけれども、学級閉鎖や学年、また学校閉鎖の状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君） 議員おっしゃられたようにインフルエンザの発生が今年度早いということで、学級閉鎖は10月末にもう既にありまして、10月末から11月末の1か月間なんですけれども、学級閉鎖、小学校で20学級、中学校で8学級、そこから発展しまして学年閉鎖に至ったのが小学校で2学年、中学校で1学年、そこから発展しまして学校が臨時休校になったのが中学校で1校あるという状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。もう小学校では学級閉鎖が20回あったということでしたね。中学校1回でというところで、早く今回、学校閉鎖もなったというところで。症状の出た児童とか生徒数とかいう人数的なものは今分かりますか。

議長（文野慎治君） 巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君） すみません。随時学校からは学校医とも相談した中で、今何人出たんで校医と

相談した上で学級閉鎖しますという報告は受けているんですけども、あいにく学級閉鎖の数は拾っているんですけど、ちょっと人数の集計はしてございません。申し訳ございません。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）学級閉鎖等の数はまた聞きますからということでお願いさせてもらっていて、分かりました。

そういう形で既にもう学級閉鎖、学校閉鎖が行われていることで、学習機会の確保がちょっとできなくなっているというところ、これからもまだ増えるかもしれないという状況かと思うんですけども、そういった中で、インフルエンザ予防接種につきまして定期接種ではないですが、任意接種ではありますが、必要性というものは町も認識されているかと思います。今まだ検討中ということをおっしゃられておりましたが、そのときに、去年の3月のときに今関係部局と調整しているということで、一部助成金の金額を幾らにするのか、また対象をどうするのかということを検討して調整しているということでしたが、具体的にどんなふうな試算をしたのか教えてください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 前回の答弁をさせていただいた際に、試算した金額というのは答弁の中でもあったかと思います。そのときは、生後6か月から中学3年生まで、それと妊婦の方向けに1回1,500円という単価で見込んだときに、約1,000万円程度というお話をさせていただいていた経過がございます。

その後、6年度に入りまして、我々としてその金額、全て中学生まで必要なのかかというところを再度検証して、担当部局としましては、先ほど答弁で申し上げましたように、乳幼児と妊婦に限定してはどうかということで一応試算をさせていただいております。それは生後6か月から5歳未満、それと妊婦を合わせた場合、接種率を大体60%と見込み、助成額を泉佐野市は1,500円なんですけれども他市は1,000円というところが多かったので、1,000円という形で試算をさせてもらって、見込額として大体200万円程度と推計はしたところでございます。この案で一定、協議のほうはのせさせていただいたところなんですけれども、まだ実現には至っていないというところでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

一旦私もちょっと助成額につきまして例を挙げて出させてもらったのが、高槻市は1,000円ということで、隣の泉佐野市は1,500円ですが、1,000円の助成をしているところもあるというところで、1,000円ということも試算としては考えられるのかなというところで試算していただいたというところで、今ご答弁いただいた分は、6か月から5歳未満の方と妊婦ということで200万円ということで試算したけれども、まだ検討中ということだったというところなんです。分かりました。

私も私なりにちょっと試算をさせてもらったんですけども、今年、この7年10月の人口統計表から見て、6か月から13歳未満の子どもの数が4,353人でした。13歳以上中学3年生までの方は1,216人、妊婦が300人として接種率を60%として見込んだ場合、13歳未満は約2,600人、13歳から15歳は730人、妊婦は180人、60%としたときにね。合計して13歳未満は2回接種せなあかんで、2,600人ですが5,200回として計算したときに、5,200人足す730人足す180人で6,110回、それ掛ける1,500円は917万円になりました。1回1,000円としたら611万円になりました。

でも、そういう形で今、理事は5歳未満まででというところで計算して200万円だったというところなんですけども、全ての子どもたちを入れてでも611万円というところで、そして吹田市の場合は、やっぱり受験生が一番インフルにかかっては困るので中3だけを助成して、そして2,000円助成しているというところで、それを参考にして試算すると、15歳の人口が396人だったので400人として、60%は240人、240人掛ける2,000円で48万円の費用で受験生のインフルエンザを救済できる、負担軽減できるというところを試算させていただいたんですけども、そういった試算も参考にしてしっかり検討していただきたいんですけども、それでも難しいというところなんですかね。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）大変参考になりますので、これから我々がこの事業を検討する上で、今、議員おっしゃられたご提案も引き続き勘案していきたいと思えます。

ただ一方で、まず、繰り返すにはなりますけれど、定期接種につきましては市町村が接種費用を公費負担した上で、積極的に接種勧奨して感染予防につなげるものである。一方で、任意接種は接種希望者が自らの判断で接種して疾病予防に資するものであるという前提の下で、あえて町として単独の事業として実施するには、やはり慎重に対応が必要という認識も当然持つ必要がございます。

ただ、一方で他の自治体においても実績が一定ある中で、この取組そのものを全て否定するものではございません。ですので、今後の社会情勢や本町を取り巻く環境、ほかの子育て支援施策との兼ね合い、また優先度なども考慮して、総合的に検討してまいりたいと思っております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）理事の立場ではそういうご答弁になってしまうかと思うんですが、町長、これは町長の所信表明でもございます。お忘れでしょうか。令和6年3月議会での町長の所信表明に「妊婦の方と子どもへのインフルエンザ予防接種費用の一部助成に加え、加齢に伴う聴力機能の低下により、日常生活に支障のある方も、積極的に社会に参画し、いきいきと豊かに暮らせるよう、補聴器購入費用の一部助成に向けた制度設計を進めてまいります」とあります。この補聴器購入費用の一部助成は、少額ではありますが実施していただきました。町民に表明したとおりに実施していただきましたが、こどもまんなか社会の実現に向けて、公の場でこの議場で、インフルエンザ予防接種の公費助成についていまだに実施されていない、町長の所信表明でまだ実施されていないということは、子育て世代への期待を裏切ることにはならないでしょうか。町長のご答弁を求めます。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）渡辺議員おっしゃるように、令和6年の所信表明の中でインフルエンザの公費助成という形で表現させていただいております。これができないから子育て支援ではないのではないかなというふうなことは少し性急ではないかなというふうには思いますが、この間いろいろなことがあった中で、原課も担当課もちょうちょしているのではないかなというふうには思っております。心の中では、中学校3年生は受験生ですので、こういった子どもたちを対象にインフルエンザの予防については即座に考えていきたいというのが思いでありますけれども、今年はまだ手後れの感がありますので、ぜひとも令和8年度以降にはこういう制度を立ち上げていきたいなど、担当と詰めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。財政もいろいろあるかと思うんですが、町長がやっぱり議場で町民の皆様にはこれはやりますと表明されたことですので、町民の期待を裏切らないようにしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

では、次へいきます。3項目めは投票しやすい環境整備についてです。

1点目、選挙のときに投票所で、代理投票やお手伝いが必要な方が口頭で伝えにくい場合、提示すれば代理投票してくれる投票支援カードを令和6年度執行の選挙から導入していただいております。利用状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）投票しやすい環境整備の1点目でございます投票支援カードの利用状況についてご答弁申し上げます。

投票支援カードは、投票にお手伝いが必要な方に手伝わっていただきたいことをカードに示していただき、投票所の係員に伝えることにより、投票用紙に代わりに記入する代理投票や車椅子の介助など、選挙の方が希望する補助事項を記載することができるもので、令和5年6月議会におきまして渡辺議員からご提案をいただき、令和6年1月執行の熊取町長選挙から活用してございます。

選挙人の方が容易に係員に補助を依頼していただけるものでございます。

投票支援カードは、事前に記載をいただいて投票所へお持ちいただくことができるよう町ホームページにも掲載をしております。それとともに期日前投票所を含めた各投票所に配置しているところではありますが、ご利用いただいた選挙人の正確な人数は、申し訳ございませんが把握してございません。各投票所においては、従前より親切、丁寧な対応を心がけているところであり、引き続き、選挙人の方がご不便なく安心して投票していただけるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。早速投票支援カードを作成していただいたことを感謝申し上げます。利用状況は分からないというところのご答弁だったんですが、ちょっと利用しやすいような環境もつくっていただくのが必要かなというふうに思っておりまして、質問させていただきました。

2点目になります。高齢者の方や障がいのある方から、投票支援カードがあることが分からなかったとか、投票所に行ったときに独特の空気感というか、ありますよね。そういった緊張する雰囲気というか、そういうのがあって支援カードについて気づかなかったというお声をお聞きしました。

そこで、投票所でよくあるお問合せ項目をイラストと簡単な文で表したコミュニケーションボード、資料にもつけさせていただいております。これは泉大津市のコミュニケーションボードなんです、を導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） ご質問の2点目、コミュニケーションボードの導入についてご答弁申し上げます。

コミュニケーションボードにつきましても、投票支援カードと同様、代理投票や投票のお手伝いを希望される選挙人の方がボードに記載された内容を指し示すことで投票時のお手伝いの希望を伝えることができるもので、総務省から発出された「障害のある方に対する投票所での対応例について」というのを参考に作成し、投票支援カードと同じく、令和6年1月執行の熊取町長選挙から既に導入をいたしております。期日前投票所を含めた各投票所にラミネート加工したものを設置しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。今見せていただいたA4判ではなかなか分かりにくい。私の思っているのはもう少し大きな掲示板、ボードに貼り付けていただいて、これと指さしてお声かけできるようなものがあれば使いやすいのではないかなというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 今の運用は、A4の加工したものを入り口付近に示させていただいて、これを指さしていただくというようなスタイルになっております。ご提案いただいたように、もう少し大きいものを使うとか、これがまずあることをお知らせするというほうが先かなというところもございませぬ。

あと、それと現場では、職員が極力選挙人に何かお困りのご様子があれば必ずお声がけをして、こちらからできることをご提案するような対応もしているように聞いていますので、極力、選挙人が迷いなく安心してできるような対応に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ちょっと声をかけていただいたらまたあれかと思うんですが、自分から声をかけにくいという場合、こういったコミュニケーションボードがあったときには指さして書いてほしいということをお伝えすることができるかと思っておりますので、作っていただいているこ

とはありがたいんですが、ちょっとA4判では目につきにくいので、もう少し大きなもので掲示していただき、目につくようにしていただけたらというふうに思います。よろしく願いしておきます。

3点目へいきます。

視覚に少し障がいのある方が代理投票ではなくて自ら投票する場合、自分から投票したいという方もいらっしゃいます。自ら投票する場合、記入する枠がよく見えないなど不安があるとのこと。記入する枠が分かりやすいようにしている投票用紙記入補助具というものがあるそうです。この補助具はプラスチック素材のケースで、記入欄に当たる部分がくりぬかれていて、投票用紙を挟むと触るだけで記入する位置が分かる仕組みになっております。投票用紙記入補助具についても導入してはいかかとお伺いいたします。その分につきましては、また泉大津市の分を資料の中につけさせていただいております。こんな形になっております。どうでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の3点目でございます。視覚に障がいのある方のための投票用紙記入補助具の導入についてご答弁申し上げます。

投票用紙記入補助具につきまして、投票用紙へ候補者名や政党名を記入する際に、記入可能な部分だけを切り欠いたプレート状のものでございます。視覚に障がいがある方が手触りも併せて記入部分を容易に判別し、安心して投票ができるようにするもので、令和6年より市販されていることを確認してございます。

全国的にも導入自治体が増えつつあり、本町においても導入について前向きに検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。導入していただくこと、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。投票される方の立場に立った、本当に投票しやすい環境づくりに努めていただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

最後にですが、これは質問ではないんですが、先ほども少しお話があったんですけども、国は11月21日に、物価高騰対策を柱に大型減税等を含めて21兆3,000億円規模の総合経済対策を閣議決定いたしました。地域のニーズに応じてきめ細やかに物価高対策が実施できるように、重点支援地方交付金については2兆円が計上されました。各自自治体への交付額は12月上旬に示されるということですが、昨年の4倍近い額になるというふうに思われます。まだちょっと交付額が分からないのでこの質問には上げなかったんですけども、私たち熊取公明党は、11月27日に物価高騰から住民生活を守る緊急要望書を提出し、重点支援地方交付金を活用して実施していただきたい支援策、全町民への地域振興券配布など3項目を要望させていただきました。交付額が決定次第、速やかに講じていただきますように要望いたしまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上です。

議長（文野慎治君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、防災についてです。

1点目、感震ブレーカーについてです。

この分につきましては、地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効ですが、設置をしている割合が僅か5.2%で認知度が低いことや、防火効果が実感しづらいことがあると指摘をされております。設置に結びつくのは広報の強化ではないかと思ひ、3月議会では啓発をとの質問をさせていただきました。

1点目ですけれども、地震に伴う通電火災などの電気火災を防ぐために、町として普及啓発はされているのでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）感震ブレーカーについてのご質問の1点目、地震に伴う通電火災などの電気火災を防ぐための普及啓発についてのご質問にお答えします。

令和7年3月議会の会派代表質問におきまして同じご質問をいただき、感震ブレーカーにつきましては、総合防災訓練等の機会を捉えて普及啓発させていただく旨のご答弁をさせていただいたところでございます。そして、先月9日に実施いたしました総合防災訓練の第2部の防災啓発コーナーで、関西電力送配電株式会社及び大阪府電気工事工業組合により感震ブレーカーの啓発を実施いただく予定でしたが、第2部が中止になったことで実施できなかったところでございます。

地震に伴う通電による電気火災を防ぐための普及啓発については、町のホームページに掲載するとともに、今後は自治会連合会総会や各自治会の自主防災訓練などの機会を通じて啓発してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。

ホームページに、通電火災にご注意くださいというところが検索したら出てきます。これにつきましては大分前からアップしていただいていたんですかね。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）アップさせていただいたのは先月、11月でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ホームページに感震ブレーカーのリーフレットがPDFで、今回資料にも1ページ、2ページというところで上げさせていただいているんですが、この分、2つあるんですけど、1つは経済産業省の分で、もう一つは総務省消防庁ということで、町としては経済産業省の分を上げていただいております。本当にすぐに対応していただいておりますかというふうに思っております。

ホームページを検索すると、なかなか「感震ブレーカー」というのを検索しても啓発というのを入れたら出てこなくて、「通電火災」でこのページにたどり着いたということなんです。やっぱりPDFでタップしない限りは見られないという、通電火災についてはそのような状況であるということはあるんですけど、このあたり、やっぱり検索しにくいなということで、お知らせというところで何か分かるような掲載というか、ずっとということではなく、防災の日というのが9月1日であるとか、また、熊取町としては家族で防災を考える9月の第1日曜とか、そういう日がありますので、防災を考える日というところでは、しっかりと町民の皆さんにこういう感震ブレーカー、また通電火災というところを知らせていくとかいうのはできないのかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）議員おっしゃいますように、区切りの日というか、防災の日であったりとか熊取町で防災を考える日とかの場合に新着というかお知らせのほうに上げ直すとかいうことについては、広報戦略課のほうと調整して進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。

また、あと総合防災訓練のときに私も感震ブレーカーの体験があるということでちょっと楽しみにしていたんですけど、雨でできなかったということで、すごく残念やったんです。これ、どう体験が見られるようなものだったんでしょうか。少し説明いただいたらと思うんですけども。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）大阪府電気工事工業組合、これは防災の啓発というのも一つの目的の組織になっておりますので、実際に機器を持ってきていただいて、それが作動する様子というか、それを見ていただくようなことを考えておりました。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。本当に見ていただいたらすぐに分かったかなということで、今後も防災のときにはまたやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次は、2点目にいきたいんですけども、啓発だけでは、先ほど言ったように設置率僅か5.2%というところで、なかなか設置が難しいのかなというふうに思います。熊取町は、災害があったときに水の被害はないですけど、通電火災というのはやっぱり少し考えておかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その分で設置の推進に、くまもり防災基金10億円を置いていますよね。利息がどんどんついているというような状況ですので、その分、防災というところで推進というか、設置について費用を出してはどうかと思うんですけど、このあたりいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）2点目の設置の推進にくまもり防災基金の利息分で補助を出してはどうかのご質問でございますが、くまもり防災基金につきましては、災害の発生時における応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるということにしております。

南海トラフ巨大地震の発生も現実味を帯びつつある中、当該基金の活用につきましては慎重な対応が必要と考えられ、現時点では補助制度の創設は考えてはおりませんが、普及のための啓発については積極的に取り組んでいきたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）なかなか使うのは厳しいということなんですけれども、大阪府でも松原市は助成というか、購入の支援をされております。費用についてはタイプ別で様々な金額は違うんですけども、一番簡単なものでしたら本当に2,000円ぐらいの補助というところで、その補助というところがあることによって住民は補助というので目につくのかなという、それがイコール普及啓発になるんじゃないかなというふうに思うんです。

一応、決算等をずっと積み上げている防災基金の利息の分を見ましたら296万5,000円あるんです。10億円につきましては、先ほどおっしゃったように防災基金としてしっかりと使うべきものということなのかなと思うんですけども、やはり先ほど言いましたように、熊取町で火事が起こるとそれよりもお金がたくさんかかるということを思ったら、まずは啓発していくこと、普及、設置していくことが重要じゃないかなというふうに思いますので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）感震ブレーカーの補助事業につきましては、先週、新聞報道でもあったんですけども、国、総務省の消防庁が令和8年度から設置費用の補助事業を開始するというふうなことで、来年度、国の予算案の中のものにのっているというところの中で、対象が木造住宅の密集地がある15市区ということで、大阪府内では大阪市、豊中市、門真市、寝屋川市、東大阪市が対象にどうなっているようでございます。将来的には他の自治体への拡大も検討していくということですので、その辺のこともちょっと情報として見極めながら今後進めていきたいというのは考えてございます。

それとあと、防災基金の件なんですけれども、今10億円、これは平成30年の台風21号のときに、

その翌年の元年に基金創設をして、それ以降、議員おっしゃるように利息分についてはそこに積んでいっているという状況でございます。南海トラフの地震の発生というのも懸念されるころなんですけれども、10億円あれば対応はできるであろうというふうに踏んではおります。一定、利息についても金利も上昇傾向にあるということの中で、防災全体の底上げにつながるようなことについては災害発生後ではなくてもそれを活用することも検討はしていけないのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。利息につきましては、感震ブレイカーだけではなく、防災に関わる部分でしっかりと一番いい形で使えるものがあるのであれば使っていくというのはすごく重要な。財政が大変な中で、少し利息としてある分を使うというところは使えるのかなと思いましたが、今回、それで感震ブレイカーというところで、2,000円ぐらいであればそんなに費用的なものもかからないであろうというところで一応質問させていただきました。

普及啓発の周知につきましては、先ほど言っていたように何かの形でもっと、防災の日とか総合防災があるときとかに目に届くところに表示をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2点目、災害時における福祉避難所施設利用に関する協定についてというところで、これ、平成29年に締結をされております。今、福祉避難所とされるのは総合保健福祉センター（ふれあいセンター）だけかなと思ひんですけれども、協定を結んでいる施設、12施設あったかなと思ひんですけれども、町とのマニュアルというんですか、そういうのを作成しているのかどうか、また、災害時にどのタイミングで開設するのか、開設したときの周知はどのようにするのかというところをお聞かせ願ひますでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）次に、災害時における福祉避難所施設利用に関する協定についての1点目、協定を結んでいる12施設と町との詳細なマニュアルは作成しているのかのご質問にお答えします。

現在、本協定書の運用に関しての情報共有は行っているところでございます。マニュアルについては作成過程という状況でございます。今後、各法人との調整を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）その内容についてはこれからだということなんですけれども、施設は幼稚園、保育所もあれば福祉施設、医療機関もあつたりとかというところで、次の質問にもちょっとつながるのかなというふうに思ひんですけれども、施設利用だけの受入れなのか、事業所の人材等全て使つてのそのあたりの協定というところがどのような感じなのかというのも分からないなど。ホームページには「民間の社会福祉施設等における避難所の開設について」というところで載っていたんですけど、「災害の状況により開設する必要が生じた場合は、災害時における福祉避難所施設利用に関する協定に基づき社会福祉法人等の協力のもと、施設の被災の状況により要配慮者等向けに福祉避難所の開設を検討できることになりました」というふうに載っているんですけど、実際、その協定って結んでいるんですけど、ちょっと内容が見えにくいんです。協定というところでどんなものか教えていただけますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）協定については平成29年に締結しているんですけども、災害が発生しますと町から各施設に対して開設の要請をするということになります。各施設では、その施設の被災状況もありますし、あと人的な専門職の配置の状況というのもあります。そんな中で受入れ

ができるということであれば受けていただけるというふうな、そういう協定になっております。

あと、避難に係る経費については熊取町が負担するというふうな内容になっているところがございます。

使える部屋とかも一定は想定していただいているかと思います。ただ、これを結んだのが平成29年になりますので、一定、施設の状態も変わってきているとは思いますが、そこは今後整理するマニュアルの中で整理をしていきたいというふうなところがございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。12施設ありますので、個々、もしかして協定を結ばれたときよりも受入れがなかなか難しいというところもあるかもしれませんので、そのあたりは、ちょっと後にも続きますけれど、人員的な何人避難できるのかというところも含めてマニュアルに入れていくべきかなというふうには思います。

内閣府の防災の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」というのが令和3年5月に主な改定というところで、そのポイントの課題として、障がいのある人等については、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般の避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設に直接避難したいという声がある。このあたりを考えて、災害時の開設が早ければ、障がいのある人や要配慮者の方は一旦指定避難所ではなく、家から近いところでの指定避難所に避難できるのではないかなというふうに思うんですけれども、一応、一般指定避難所を開設した後に皆さん一旦避難所に行かれて、その中でももしかして具合の悪い方は福祉避難所という考え方が避難所開設というふうになっているのかなと思うんですけれども、その辺は、協定しているところの福祉避難所というのはやっぱり一番最後になるということですかね。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）協定を結んでいる避難所を開設しましたということで周知をしますと、直接行かれる方もいらっしゃると思うんです。そこで受入れ体制がなかったとしたらそこで混乱が生じてしまうということにもなりますので、一旦は一般の避難所で生活できる方はそこで生活いただく。そこで厳しい、高齢であったりとか持病持ちであるとかいう場合の方は、ふれあいセンターの福祉避難所に一旦避難いただくことになるのかなと思います。そこで、ふれあいセンターのスタッフでなかなかお世話が難しいという場合であったりとかというのは、各協定を結んでいる高齢介護の施設であったりとか障がいの施設であったりとか、あと保育所も協定の中には法人として入っておりますので、その専門に応じたところで避難をいただくというふうな流れになるかなというふうに想定はしております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。一旦は避難所に行ってというところですね。

次、じゃ2点目です。受入先である福祉避難所の施設というのはどのぐらいの人数が避難できるかというのは、先ほどマニュアルというか、これからやっていくということなので、それもあらかじめ今の段階では把握というか、施設と打合せされていない段階では、どれぐらいの方を受入れしていただけるかという内容についてはまだできていないということですかね。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）そしたら、これ2点目の質問でよろしいですかね。すみません。

そしたら、2点目の福祉避難所はどれぐらいの人数が避難できるのかについてのご質問にお答えします。

これにつきましては、災害時の各法人の対象施設の被害状況や対応する専門職員の参集状況によりますので、現時点で避難が可能な人数の特定はしておりません。発災後に社会福祉協議会において、各施設の被害状況及び職員の状況について情報収集を行っていただき、各施設の受入れ可能人数を確認することとなるものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）社協が情報収集をするということになるということですかね。分かりました。

被害状況によっては受け入れられなくなる場合もあるというところは分かりますけれども、普通に施設があらかじめでもどれぐらいの人数とかできるであろうと、これだけだったら何とか受けられるだろうということのマニュアルがあれば、施設としてもきちっと、町と今何もない状態なので、いきなり協定の避難者やからどうですかと言われても難しいかなというふうに思いますので、そのあたり、把握しておくというのは町としても必要かなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

3点目、先ほどの福祉避難所の施設に避難する方はどういう方なのかなというふうに思うんですけど、それはどうですかね。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）3点目の福祉避難所の施設に避難する方はどういう方が対象になるのかというご質問でございますが、各法人と締結させていただいている協定書において、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者のうち、介助の有無や障がいの種類・区分に応じて医師等と相談の上、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族と規定しており、基本的にはこれらの方々が対象になるものと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。総合福祉センターとそう変わらないということですかね。総合福祉センター、ふれあいセンターのほうに避難される方と同じ感じですか。もう少し支援の要る方が協定の避難所のほうに行かれるというふうな感じですか。その辺どうなんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）まだ想定範囲なんですけれども、ふれあいセンターの場合は、家族の方が一緒について、ちょっと介助が要るけれどもというレベルの方を一つ想定しております。介助が必要であるとか、もう長時間寝ていることが必要であるとか介助器具が必要であるとか、そういう方については優先順位をつけながら、ケアのできるスタッフのいるそういう福祉施設のほうに移っていただけたらというふうなことを想定しております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ、なおさらもう少し細かい内容の部分で、一応協定はしているというだけではなかなか難しいところはあるのかなと思いますので、今後、もう本当にいつ災害が起こるか分からないというような状況ですので、そのあたりも含めてやっていただきたいなというふうに思います。

平時においてやっぱり概算というところと最大受けられるというところの避難できるというのの想定がなければ、せっかく協定を結ばれていてもそこに避難はできないのかなと思ったり、私は南小校区なので療育園が近くにあります。療育園のほうは学校に行くよりまあ言ったら近いんですね。もしそういう精神的な方であるとか障がいのある方が、一般避難所に行くよりは歩いてならすぐそこにあるところで受入れをしていただけるということがすぐ分かるのであるならば、多分そちらに先に行きたいというふうに障がいをお持ちのご家族の方はそんなふうに思うのかなというふうに思います。なので、災害時にどのタイミングで開設するのかというところと開設の周知というのはもうすごく難しいところだなと。周知した途端にすぐ来ると、また受けられないとかというところもありますので、そのあたり、しっかりと各協定を結ばれている施設との打合せをしていただきたいなと。これ平成29年で、もう今年たっているんですかというところがありますので、そこに向けてはやっぱり速やかに進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、4つ目へいきます。

福祉避難所の施設に本町からの備蓄の物資の支援というのはあるのかどうかというところなんですけれども、先ほど費用については町が持つということだったんですけれども、福祉施設では入所者の備蓄であるとかはきちっとされているかなど、来られる方については。でも、受入れとなったときに、福祉施設が予備として置いておけるというものがどうなのかなというふうに思いましたので、ちょっとこれ、聞かせてもらおうと思います。いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）4点目の福祉避難所の施設に本町からの備蓄物資の支援はあるのかについてのご質問でございますが、本町の地域防災計画において、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等、生活必需物資等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配することを定めております。また、協定書におきましても、各法人は必要な物資を熊取町に要請することができるかと規定されております。

したがって、熊取町が備蓄する物資については必要に応じて各施設に供給する体制となっておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ、あらかじめ福祉施設は予備にということではなくて、開設したときに頂きたいということで物資が届くというふうに思っていればいいということですかね。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは2点目、高齢者・障がい者支援についてお聞きをいたします。

1点目、独居高齢者について、現在、独居高齢者は何世帯あるのか、将来推計はどうかお聞きをいたします。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、独居高齢者についての1点目、独居高齢者は何世帯あるのか、将来推計はどうかについてご答弁申し上げます。

独居高齢者の世帯数については、毎月集計しているものではございませんが、令和7年9月末時点の住民基本台帳での集計による世帯数で申し上げますと3,430世帯となっております。また、いきいきまとり高齢者計画2024でも、高齢者世帯数の増加とともに独居高齢者の世帯数も伸びる見込みと推計しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）いきいきまとり高齢者計画2024の令和2年のときの分よりはかなり増えたということですか、数として。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）計画のほうは国勢調査を基に出させていただいている数字であって、皆様が答えている状況ではないということと、今回答えさせていただいたのが今現在取った住民基本台帳からですので、本当に独居、周りに誰も支援する人がいないのかどうかという、そこはちょっと把握できない形なので、数に乖離があるというふうに考えます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。結構なパーセンテージになるのかなというふうに思います。

じゃ、このことからですけれども、独居高齢者の見守り支援というところで、このあたりは増加をしてきているのかどうか、お聞かせ願えますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして2点目、独居高齢者の見守り支援は増加しているのかについてご答弁申し上げます。

本町では、独居高齢者等を対象にみまもりアンケートを実施し、その中でフレイル状態などでリ

スクが高いと判断した高齢者については、ふれあい元気教室等の介護予防事業へのご案内のほか、地域包括支援センターが年に2回電話でご本人の状況を確認し、個々に応じた困り事等がある場合は訪問するなど、きめ細やかな対応を行っております。

地域包括支援センターでの独居見守り対象者数は、令和4年度96人、令和5年度99人、令和6年度125人と増加している傾向でございます。

今後も引き続き、みまもりアンケートを実施し、対象者把握の上、見守り活動へつなげてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。みまもりアンケートは区域を決めてやっている分ですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）フォローできる人数ということもございますし、毎年しますとまたかというお声もありますので、地区を決めてというふうにさせていただいております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。周りに支援していただける家族がいらっしゃる方はいいんですけど、そのあたりでやっぱり不安だなと思われる方がいらっしゃるのかなというところで、ちょっと災害にもつながってくるのかなというふうに思いましたので、聞かせていただいております。

3番目の独居高齢者の災害時の個別避難計画の策定というところで、このあたりは進んでいますでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）独居高齢者についてのご質問の3点目、独居高齢者の災害時の個別避難計画の策定は進んでいるのかについてご答弁申し上げます。

要介護認定や身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方が避難行動要支援者としての対象区分となっております。独居高齢者に限定した把握は行ってございませんので、全体の状況として現在の状況をお伝えさせていただきます。

本町の避難行動要支援者は総数で1,256人、このうち名簿情報を平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供することに同意された方は426人となっており、約3分の1の方が同意者名簿に登録されている状況となっております。この同意された方々のうち、自治会等の避難支援等関係者のご支援並びに協力によりまして具体的な避難支援の個別計画を策定できた件数につきましては222件、同意いただいている方の52.1%となっており、要支援者ご本人、自治会等の避難支援等関係者と本町とで共有し、災害時に備えているところでございます。

今後も、さらなる高齢社会の進展や家族の在り方の変化により、災害時に支援を必要とされる方は増加するものと見込まれますので、大阪府等との情報連携を図りながら、関係機関との連携方法を検討し、いつ起こるか分からない災害に向け、一人でも多くの方の命が助かるよう、より実効性のある個別避難計画の策定と策定数の向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。二見議員。

10番（二見裕子君）要支援、介護が必要な方についての計画というところで、独居であるかどうかというところは分かりにくい、分からないというところですかね。はい、分かりました。

特に独居の方とか高齢者の方、災害には不安があるのかなというふうに思いますので、要支援というか、体がどうかというところでもですけども、やっぱり日頃から地域での声かけというのは必要じゃないかなと思うんですけども、そのあたり、地域の民生委員との情報提供の部分というのはどのようになっているのでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）同意者名簿につきましても民生委員とも共有させていただいております。

し、地域のことを一番分かっているのが民生委員であると思います。また、先ほど対象者の中では要支援であったりとか障がいをお持ちの方であったりとかということもございますけれども、一方で、自治会からこの方に必要ではないかといったお声がありましたらそういった方も対象としておりますし、ご本人からのお申出によっても対応している状況でもございますので、そういったあたりをご本人、自治会、また民生委員の皆様から情報をいただきまして、親身に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。今後、本当にそういうところがすごく心配なところ、先ほども避難所のことも聞かせていただきましたけれども、やっぱりどうやって避難していくかというところもすごく心配なところかなというふうに思います。

新しい基幹業務システムの統一・標準化が入れば、高齢者のみの世帯であるとか独居の高齢者の世帯の方とかいう世帯の把握みたいなのはできたりするんですかね。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）現行システムではどうしても独居の高齢者のみという抽出が難しいところでございますので、今回ご要望といいますかご意見いただいておりますので、次期標準システムの中でそういった対応ができるのかどうか、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。できれば、支援というところを考えたときに少しそういうところにも踏み込めればなというふうに、ちょっと個人情報的なこともあるのでなかなか難しい部分はあるのかなというふうに思いますけれども、そのあたりもシステムが変わるところでできること、取り込めることがあれば、そういうのもシステムに反映させていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そしたら4点目、地域包括支援センターの総合相談体制の強化で、高齢者の相談はしやすくなり、増えたのかというところですが、令和5年度から、重層的支援体制整備事業の機能の一つである相談体制の強化を図るため、地域包括支援センターに専従の生活支援コーディネーター1名を増員し、地域へ出向いて相談体制の強化を図ったというふうなことが載っておりました。なんですけれども、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果を見ますと、地域包括支援センターを知っているか、「知っている」57.3%、「知らない」40.4%というふうになっておりますし、また、地域包括支援センターの利用または相談をしたことがあるかということで、「したことがない」が50%、「したことがある」が35.9%というふうなことが載っておったんです。そのあたりを踏まえまして、相談しやすくなったので増えたかというところをお聞かせ願えたらと思います。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは4点目、地域包括支援センターの総合相談体制の強化で、高齢者の相談はしやすくなり、増えたのかについてご答弁申し上げます。

地域包括支援センターの総合相談支援業務件数については、令和4年度が1,255件、令和5年度が1,456件、令和6年度1,324件で、各年度1か月当たり100件を超える状況となっております。

一方、相談内容については、介護保険サービス、生活上の相談、認知症の相談の順に多く、これらの相談に幅広く対応するために、地域包括支援センターに令和5年度より生活支援コーディネーターを1名増員することで、個別のケースに加え、買物等の地域の困り事に対応する方策の検討を進めているところでございます。

相談への対応については、電話での相談、面接や自宅への訪問に加え、認知症カフェや地域での出前講座を活用し、気軽に相談できる機会を設けております。加えて、個別地域ケア会議も相談事例に応じて開催し、地域や関係機関とも連携を図り、対応しているところでございます。

また、地域包括支援センター職員のスキルアップも踏まえ、高齢者分野を専門とした弁護士や社会福祉士に相談できる体制も整え、様々な問題をはらむ困難事例への対応力強化に努めております。

今後も、相談できる機会を増やすとともに、より質の高い相談体制を整えてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。相談しやすくなったというか、1名増やしていただいてもやっぱり相談がすごくあるということで、増やしてよかったですねという感じで、まだまだ人が足りないのかなというふうに思っているんですけども、分かりました。

でも、なかなか周知というところ、こういうご相談ができますよというところは、もしかしたらあまりホームページとかちょっと高齢の方は見られないとなると、そこで周知されても分からないという場合もあるのかなと思いますので、やっぱり広報であるとか何か書面でもう少し周知もしていく。でも、だからといってすごく来るとまた大変なことにもなるのかなというふうには思うんですけど、そのあたり、周知というのは定期的にされているんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）まず、広報くまどりに包括のほうが毎月記事を出させていただいてまして、こういう相談ができますというのをいろんな形で周知させていただいているとともに、何か、みまもりアンケートのときに周知するパンフレット、そういうチラシ等についても相談先には包括支援センターというところは必ず載せていただくなど、行っているところです。

いきいきくまどり2024で50%程度の包括の周知率ということでしたけれど、その前に取ったときはもっと低かったんです。50%ですけども、50%に上がってきたということで、ある一定思っております、また今年も今年度、来年度へ向けて計画をつくるのにアンケートを行いますので、そこでどれぐらい上がってきているのかということとはまた評価していきたいと考えております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。周知についてもしっかりとさせていただいているということで、ニーズ調査というところでそんなに毎年毎年取るものでもないと思いますので、分かりました。ありがとうございます。

じゃ、次へいきます。

成年後見制度について、本町における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用数、成年後見制度利用支援事業の直近数年間の利用者数、今後の見通しというところで教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）ご質問の成年後見制度についての1点目、本町における成年後見制度、市民後見人制度及び成年後見制度利用支援事業の直近数年間の利用者数、今後の見通しについてご答弁申し上げます。

町の成年後見制度利用支援事業を利用せずに本人のご意思で成年後見人を選任されている方につきましては、裁判所が決定しておるため、成年後見制度全体の利用者数は町では把握できておりません。また、市民後見人制度を利用されている方につきましては、直近3年間ではゼロ人でございます。

続きまして、成年後見制度利用支援事業の直近3年間の利用者数ですが、高齢者では令和4年度はゼロ人、令和5年度、6年度にそれぞれ1名となっております。障がい者につきましては、この3年間、利用者はいらっしゃいませんでした。

今後の見通しでございますが、全国的に後期高齢者が増加する中、障がいをお持ちの方につきましても8050問題といったご本人共々親御さんの高齢化も深刻になりつつあります。そのため、今後、成年後見制度の利用者、市民後見人制度の利用者、ひいては成年後見制度支援事業の利用者も増加していくものと見込んでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。なかなか使われている方も少ないのかなというふうに思います。

決算等、予算等には金額が上がっていますので、この分につきましては、市民後見人の人材育成とか研修とか、そういう分にも使われているということですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）予算、決算については、市民後見人の分はまた項目が違う形で表されていると思います。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。なかなか使われている方は少ないなというふうに、もっと本当はいるのかな。裁判所決定の分で独自でされているとちょっと分からないというところですかね。はい、分かりました。

じゃ2点目、今回、基幹相談支援センターの設置の時期が決定しました。この基幹相談支援センターの中に権利擁護、虐待防止というところの中で成年後見人制度利用支援事業というふうなのがありましたので、そのあたりで運営とかはやるのかどうかというところをお聞かせ願えますか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）成年後見制度についてのご質問の2点目、障がい者の方の成年後見制度利用支援事業の運営を行うのかについてご答弁申し上げます。

基幹相談支援センターの設置につきましては、11月21日開催の議員全員協議会でご説明させていただいたところでございます。その中で、基幹相談支援センターの具体的な業務の中に先ほど議員がおっしゃった権利擁護・虐待防止がございますが、センターは成年後見制度利用支援事業における初期相談や制度についての説明など、利用に関する前さばきの業務を請け負っていただく、最初の初期相談を行っていただくような役割を果たしていただきまして、町長申立てやそれに付随する事務に関しましてはこれまでどおり町の役割と想定してございます。そのため、成年後見制度利用支援事業の運営はセンターと町とが連携して取り組んでいくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

じゃ、今まで基幹相談支援センターの設置が決まるまでというのは、この初期の相談というのはどこが担っていたんですかね。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）本町の窓口でも対応はしてございますし、相談事業所、また委託相談事業所、そういったところもそういったご相談、初期対応はしていただいているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ今後は、そういう窓口ではなくて基幹相談支援センターに全て持っていく形ですか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）基幹相談支援センターができたとしても、まず入り口のところで一番身近なところの事業所であったり委託事業所に行かれる方もございます。その中で個別の相談につきましてより専門性が高い場合、基幹に行っていただくこともございますし、直接基幹が先に対応することもございますし、直接これまでどおり町に来られる方もいらっしゃると思います。それぞれが独立して動くというよりは、今後、基幹センターができましたら、そこを頂点といいますか中核として、それぞれの事業所、町も連携して動いていくことをイメージしてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。基幹相談支援センターをずっと設置ということで、質問もさせていただいて、設置時期が決まったということで、本当にありがたいなというふうに思っております。ここが核となってというか、町も事業者、法人とここの運営をしていただくところと本当に一緒になってやっていただけるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では3点目、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みの導入はどうかというところで、成年後見人や被後見人は、町民税、国民健康保険、障がい福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があります、手続の煩わしさ、負担が大きい現状にあります。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政において、これらの手続を個別に受けることによる事務負担も少なくないのかなというふうに思います。

そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みを導入することが有効であるというふうに考えます。これによって、市民後見人を含む利用者の負担軽減と行政事務の効率化、双方を実現できるのではないかなと思うんですが、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、成年後見制度についてご質問の3点目、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入はどうかについてでございますが、現在、本町では対応してございません。また、これまでそういった後見人からのご相談、ご要望も、ケースもそれほど限られておりますので、現在ない状況ではございます。

ただ、今回のご質問を受けまして、今後、他団体の取組例を参考に、事務のワンストップ化という観点からも調査・研究はしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

ちょっと私も調べて、どれぐらいのところがやっているのかと。本当にまだまだ、この令和7年度から始めたようなところが検索していたら出てきたんですけども、埼玉県ふじみ野市あたりは令和7年8月1日にワンストップ窓口ということで開始をされております。兵庫県丹波市は令和6年11月、兵庫県小野市は令和8年1月から、広島市は令和7年4月、秋田市は令和5年6月、東京都は中央区が令和7年4月に、ここはもうオンラインで手続できるというふうな、もうすごく画期的な感じですけども、豊島区は令和7年11月、東京都昭島市は令和7年4月、神奈川県藤沢市は令和7年6月、埼玉県志木市ですか、令和7年4月というところで、ちょっと検索したらこれぐらいしか探せなかったんですけども、多分、うちよりはもっと市民後見人がいらっしゃるという、手続の部分がやっぱり大変というところで、大きな都市につきましてはもう早速そういうのを含めていますが、熊取町としてもやっぱりワンストップというのはすごくやっていただけるとありがたい。後見人でなくても、親戚とか身内がここへ行ってここへ行ってと、もう一々委任状を全て、課によっても同じ課なのに申請する、私もこの前あったんですけど、申請する内容によってまた委任状を出すという、もうとても本当に大変やなというふうに思いました。身内であるからできることではあるんですけども、その辺、1つの委任状があれば全てのところへ行けるとかという、そういう考え方というのはひとつ考えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは最後、4番目、市民後見人制度の活用促進に向けた取組状況と今後の方針ということで、なかなか厳しいかなというふうに思っているんですけども、認知症高齢者の推計人数が600万人

を超えて、軽度認知障がいの高齢者は約400万人と推定されています。またさらに、判断能力が不十分な方には認知症高齢者に加え、精神障がい者が約460万人、知的障がい者が約110万人おり、これらを合わせると全国で1,200万人に上ると推察をされております。

この近年の高齢化の進展に伴って認知症高齢者の増加というのが社会課題になっておりますので、成年後見人制度、また市民後見人制度等の利用というのが広がっていくのかなというふうに思われますので、町としてこのようなことを踏まえて取組とか、今後の方針というのはどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、次の4点目、市民後見人制度の活用促進に向けた取組状況と今後の方針はについてご答弁申し上げます。

市民後見人制度は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指す地域福祉活動として、判断能力が十分でない方々の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行うものでございます。

本町としての活動促進につきましては、市民後見人の養成や活動支援について、一連業務を大阪府社会福祉協議会に委託しております。その中で、本町においても市民後見人オリエンテーションについて広報紙への掲載、相談窓口へのチラシ配架を行うなど、啓発活動を行っているところでございます。現在7名が市民後見人バンク登録をされておりますが、受任ケースの実績はございません。しかしながら、バンク登録者に対しては、泉佐野市以南の3市3町共同で地域別バンク登録者研修を毎年開催するなど、家庭裁判所からの市民後見人選任ケースに対していつでも受任できる準備を進めているところでございます。

今後においては、成年後見制度への需要が高まり、市民後見人制度の利用も増えてくると見込んでおります。引き続き、市民後見人養成・活動支援事業を展開し、地域力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。7名の方が登録はしていただいておりますけれども、受任がないというところの状況もあるかなと思いますけれども、研修もしていただいているということで、今後また市民後見人になっていただく方というのは毎年募集されるんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）毎年行っております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

本当にこれから高齢化になっていって認知の方も増えてくるような状況でもありますので、今回、防災というところと高齢者の方の支援というところを絡めて質問させていただきましたので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「17時20分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和7年12月定例会会議録（第2号）

月 日 令和7年12月4日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	総 務 部 理 事 井口 雅和
住 民 部 長 山本 浩義	住 民 部 理 事 奥村 光男
健 康 福 祉 部 長 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 橋 和彦
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 坂本 佳弘	都 市 整 備 部 理 事 庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 河合 淳	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第65号 家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(文野慎治君) 発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、長田議員。

3番(長田健太郎君) おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、質問の前に一言お礼を申し上げます。

10月13日に閉幕いたしました大阪・関西万博、一般来場者は2,557万8,986人で、経済波及効果については、会期後半にかけて会場内外の買物が上昇しまして、昨年1月の試算を上回る3兆541億円に上ったとする推計が発表もされまして、大盛況を収めました。これもひとえに、暑い中、行列に並んでいただきました町民の皆様、そして大阪ウィークを盛り上げていただきました関係者、職員の皆様方のご支援があったからこそその結果であります。別に私は主催者ではありませんけれども、昨年より議会のたびに万博関連の質問をさせていただき、そして事業のほうでは一端を担わせていただきました者として、改めてこの場でお礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

ただ、心残りもありまして、駅下にぎわい館で万博グッズ販売ですね。ライセンス取得の壁や事前に商品が買取りになることなどのリスクを考慮し販売しないことになったとの誠に残念なご報告がありました。やっておけばよかったのになと今でも悔やんでおります。まさかミャクミャクがこんな人気者になるとは思いもしませんでしたので、私の売上予測というものが甘かったことを深く反省しております。

それでは、通告に従いまして質問のほうに入らせていただきます。

まず1点目、学校教育の取組についてお伺いいたします。

小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら教育活動を行っているのかについてご答弁申し上げますか。

議長(文野慎治君) 答弁を求めます。河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(河合 淳君) 長田議員の学校教育の取組についてのご質問のうち、まず1点目の小学校低学年の教員は中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら教育活動を行っているのかについてご答弁申し上げます。

小学校ではどの学年においても、何を学び、その学びがどこにつながっているのかを意識し、系統的に学習を進めております。また、学習が社会の中でどのように活用されているのかを考えることにより、生きて働く知識や理解、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力、主体的に学びに向かう力を身につけるよう指導しております。結果として、小学校低学年の教員も中学校卒業までにつけてほしい力やその姿をイメージして授業に臨んでいるところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(文野慎治君) 長田議員。

3番(長田健太郎君) ありがとうございます。

続いて2点目、中学校の教員は小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっていらっしゃいますか。

議長(文野慎治君) 河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(河合 淳君) 続きまして、ご質問の2点目、中学校の教員は小学校のどの学年

で何を学び何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのかについてご答弁申し上げます。

中学校におきましても小学校教員と同様に、学びの系統性を把握した上で授業を計画しております。また、単元の導入時には小学校での学びを振り返る活動を取り入れるなど、子どもたちがスムーズに学習に取り組めるよう指導に努めているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）続きまして、3点目です。北中学校校区での現状の課題（生徒数、施設・通学、教育環境）があれば教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、3点目の北中学校校区での現状課題（生徒数、施設・通学、教育環境）についてご答弁いたします。

まず、生徒数ですが、令和7年5月1日時点では熊取北中学校で313名、北小学校で468名在籍しており、在籍者数は減少傾向にあるものの教室などの大きな過不足等もなく、施設、教育環境ともに在籍する児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるものであると捉えております。

また、通学につきましては、法律上、通学距離が小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とあり、熊取北中学校、北小学校ともにこの圏内で通学できると捉えております。熊取北中学校には、北小学校だけでなく中央小学校から進学する生徒もいます。中央小学校からの進学者数は少数ではありますが、新たな出会いを大切に、仲間づくりを進めているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。ご答弁にもありました、やはり双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性、連続性に配慮して教育活動に取り組む機運が高まり始めています。

本町では、もう以前より教育長のほうが9年間を見据えたキャリア教育の計画を立てていらっしゃることや、9年間で子どもたちがどんな力をつけていくかというような視点で常に取り組んでいらっしゃるとの発言をされております。また、9年間を見通した目標の設定と、その目標の実現のための指導の一貫性の確保、義務教育段階で身につけておくべき資質、能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていくという視点も重要だと考えます。

小中一貫教育はよりよい教育を実現するための手段であって、それが目的ではありません。課題解決のための効果的な手段として小中一貫教育を構想する必要があると考えます。決して、行革や子どもの数が減ってきている時代背景を見ながら、だから統合すればよいというような考えでこれから質疑を行うわけではありませんので、よろしく願いいたします。

続いて、大きな項目に入らせていただきます。

小中一貫教育について、関心が周辺自治体で高まっていることにつきまして、1点目、認識はされておられますか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）小中一貫教育についてのご質問の1点目、関心が周辺自治体で高まっていることについてご答弁申し上げます。

今現在、複数の自治体において取り組まれていることや、今後取り組む予定であることは把握しております。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）続いて、その背景はどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）背景につきましては、児童・生徒が多くの教職員、児童・生徒と関わる機会を増やすことで小学生の中学校進学に対する不安感を軽減することや、中学生が小学生との触れ合いを通じて自尊感情を高めること、あるいは小学校教員と中学校教員が連携すること等、市町村により様々な目的があるものと捉えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

背景には小学校の段階と中学校で学習指導面の違いとか、あと生徒指導面の違いなんかもあるということが書かれておりましたが、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）小学校の段階での学習指導面と生徒指導面での違いということですね。

学習面につきましては、学習指導要領にのっとった形で指導を進めておりますので、大きな問題点というか、そういったものはないのかなというふうに思っております。

生徒指導面につきましては、小・中の生徒指導担当者が定期的集まるような機会も持っております。その中で情報共有をしながら把握しているという現状で今進めているところです。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

背景には児童・生徒の身体的発達の早まりというのもありまして、6・3制が導入された昭和20年代と比べるとやはり2年から3年、児童の発達の早まりも影響があるのではないかというお話もありますが、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）早まっているのかという実際の何か数値的なものがあるかというところ、そこにはないんですけども、様々な中学校で起こっていたような事案が小学校で起こったりというようなこともあったりしますので、早まっているのかと言われるとちょっとそこは分からないところではありますが、どちらであっても対応できるように学校のほうへの指導を進めているところです。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

では続きまして、この質問を令和7年3月議会でも私、させていただきます、デメリットについてご答弁いただきまして、ちょっとそれに触れて質問させていただきます。

まず、1点目です。その際にリーダーシップや自主性を養う機会の減少につきましてという項目ですけれども、学年ではなくステージ制を導入することや小学校5年生から中学校1年生を中核としたリーダー教育を行うことで、責任ある役割をより継続的に担うことができると思います。リーダーシップ教育をカリキュラムとして位置づけ、年間を通じて自主性を育成できる体制が整えられると考えられますし、縦割り活動や学校行事を小・中合同で運営するなど工夫次第で、リーダー育成の機会を減らすのではなく、むしろ質、量ともに改善できると考えますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の2点目、令和7年3月議会答弁の小中一貫教育のデメリットの見解の1つ目、リーダーシップや自主性を養う機会の減少についてご答弁いたします。

小学校では今現在も、例えば2年生が1年生に学校の施設の紹介をしたり、5年生が2年生の九九を聞いてアドバイスをしたりといった異学年交流を実施しております。また、中学校ではクラブ活動や学校行事における異学年交流を実施しており、小・中学校ともに子どもたちがリーダーシップを発揮する機会を設けております。特に、運動会・体育大会や音楽集会といった全校児童・生徒

が参加する学校行事につきましては、最高学年の子どもたちを中心にリーダーシップや自主性を養う機会として大きな効果があると捉えております。

子どもたちが活躍することで力をつけること、そして活躍する先輩を見てあんなリーダーになりたいと夢や希望を抱くきっかけとなっていること等、様々な教育効果があると考えておりますことから、小・中合同で運営することにより、小学校6年生の児童が体感している機会が減ってしまうことを危惧しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

続いて、2点目なんですけれども、9年間で人間関係が固定化しやすいにつきまして、既に義務教育学校を導入している他自治体では、毎年の学級再編や異学年交流活動の充実により、むしろ多様な人間関係が育つ傾向が報告されていますが、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、デメリットの2つ目、9年間で人間関係が固定化しやすいことについてご答弁いたします。

現在、小学校では毎年のクラス替えや異学年交流を行っています。単学級の学校では複数の学年合同で様々な行事を実施しており、いずれの学校におきましても子どもたちが多くの仲間や教員と触れ合う機会を設けております。

小中一貫にすることで、より多くの子どもたちとの出会いがあることや、小・中学校間の段差を減らし、いわゆる中1ギャップを解消するメリットがあることについては理解しております。一方で、小学校から中学校へ進学する節目を設けることで人間関係づくりを改めてスタートさせることができるという点において、大きなメリットがあると捉えております。

小学校段階で様々な経験を経て人とつながる力を一定つけたことが、中学校進学時の新たな仲間や教員との関係づくりにつながっていると考えており、そういった人間関係の広がり子どもたちの喜びや成長につながっていると実感しておりますことから、小学校と中学校が存在することの意義を感じているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。6・3という考え方もあれなんですけれども、9年間で逆にそういう対人スキルが、期間が長くなることで緩やかに広がっていくとか、そういったこともやはり考えられますよね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）9年間の間で子どもたちが過ごしていく中で、対人関係がより広がっていくというイメージですか。そういったメリットもあるというふうには捉えているところです。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次の項目です。中学校相当の生徒の悪影響のおそれについて、これにつきましては校舎の分離や、あと生活動線の調整などによりまして、中学生と小学生が常に一緒に行動するわけではなく、教育的効果がある場面に限定した交流を中心とすることにより、影響は少ないと考えられますし、実際には、生活態度の安定や学習支援など、中学生から小学生への好影響が多く見られている自治体が多数あるとのことですが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、デメリットの3つ目、中学校相当の生徒の悪影響のおそれについてご答弁いたします。

小中一貫校や義務教育学校で中学生と小学生が同一の施設で生活することにより、好影響があることも存じ上げているところです。一方で、中学生は思春期特有の悩みや不安を多かれ少なかれ抱いていることから、時には不適切な言動に至ることもあります。そのため、中学校現場では教職員がその言動に至る子どもたちの思いに寄り添い、受け止めながら指導しているところです。

小・中学生が同一施設で生活することにより、小学生が不適切な言動を目の当たりにし、その言動のみが切り取られ伝播するといった悪影響もあり得ると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次の項目です。教員確保が困難であるということについて、こちらですが、国が認める特認制度によりまして、いずれか一方の免許で両校種の指導を担うことが可能であり、全国の義務教育学校でも大多数の教員は片方の免許のみで勤務しているとのこと。また、教科担任制の活用により、中学校教員の専門性を小学校高学年に生かしつつ、小学校教員は基礎的学力保障や少人数指導で力を発揮するなど、免許に応じた柔軟な役割分担が可能です。さらに、学校を一本化することで教員配置に余裕が生まれ、欠員のリスク低減や人員確保の安定化が期待できると考えますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、デメリットの4つ目、教員の確保が困難であるということについてご答弁申し上げます。

免許制度については、いずれか一方の校種の免許で両校の校種を担うことが可能となる国による特例制度や、小・中両方の免許を所持している教員により、一定の対応が可能であると考えます。また、小学校で教科担任制を活用することにより、専門性を発揮した授業が期待されているところです。

一方で、教員に求められる能力が高度、特殊になることについても懸念されるところです。教育内容、発達段階ともに幅が広がり、いずれの児童・生徒にも対応できる教員のスキルアップが急務となります。また、特例制度があるものの、専門となる免許を持つ者が十分であるかなど、人事配置についても慎重に進める必要があるものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

期待されるという先ほどのお言葉で、これデータなんですけれども、ある自治体のデータで教科担任制の取組に対する調査研究の結果というのがありまして、授業の質の向上ということで、勉強が分かるようになったという児童が93%になった小学校もありまして、小学校のときに教科担任制での学習は中学校での学習生活に慣れることに役立ったかという質問に、「役立った」との回答が対象教科を1から3教科とする小学校で67.9%、6教科以上の小学校で77.8%という結果が出ております。授業以外でいろいろな教員と話す機会が増えたかと思うかという質問に対しては74%の児童、また、悩みや相談ができる教員が増えたかとの質問には57%の児童が肯定的に回答したというデータがあります。これについてご感想はいかがでしょう。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）現在も小学校のほうでは、例えば理科であったり英語であったり家庭科、音楽といった教科のほうの教科担任制というような形での授業をしております。また、交換授業というような形で、1組の担任が2組の教室に教えに行ったりであるとか、そういった形の対応も今進めているところです。できるだけ多くの先生がやっぱり関わるといのは大切なことだというふうに感じておりますので、そういった効果があるといのは十分理解できると思います。

以上となります。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

続きまして、令和7年3月議会答弁の小中一貫型小中学校を設立する場合の課題について、ちょっと見解をお伺いいたします。

まず、1点目です。小中連携を強めるための教職員の打合せの研修のための時間確保が難しい状況につきまして、校務分掌の統合やICT活用による効率化、スクールサポートスタッフの活用、共同研修日の計画化などにより、新たな負担を増やさずに連携時間を確保している自治体も多々あるとのこと。本町では小・中の交流という形は、先ほどもお話にありましたが、常に行っているため、その辺のハードルはさほどないというご答弁も過去にはありましたが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の3点目、令和7年3月議会答弁の小中一貫型小中学校を設立する場合の課題についての見解の1つ目、小中連携を強めるための教員の打合せや研修のための時間確保が難しい状況についてご答弁いたします。

本町におきましては、校務の効率化の推進やスクールサポートスタッフの活用により、教員が担うべき業務に専念できる環境づくりに努めております。その中で、町教委や学校が主体となり、小中連携を図るための様々な担当者会や研修会、交流会を実施している状況ですが、小中一貫型小中学校の設立に当たる打合せや研修については相当な時間を要するものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次に、校区の見直しについてですが、この点については保護者の不安や反対を生みやすい問題だと思います。北中に通われている、冒頭にもありましたが、中央小学校区にお住まいの生徒数、少数ではあるというお話でしたが、若干誤差はあると思うんですけども、2022年で11名、2023年で13名、2024年で1名と、少数とおっしゃられた人数にはなるんですけども、この人数で、選択通学などの弾力的な校区設定や危険箇所整備など通学負担を減らす施策を併せて検討することで、北中校区に関してはこの不安を解消しながら段階的な移行が可能と考えますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、課題についての見解の2つ目、熊取町全体の校区見直しが必要になることについてご答弁いたします。

さきの3月議会において、本町では1小学校1中学校による校区がないことから、熊取町全体の校区見直しが必要であるのご答弁いたしました。議員の北中校区に関して段階的な移行が可能ではというご提案ですが、そこには一部の中央小学校区があります。本町の校区割りには各地区・自治会の強い思いがあり、北中校区だけの見直しは困難で、校区見直しを行う場合はしかるべき時期が来たときに熊取町全体で見直す必要があると考えております。

また、選択通学など弾力的な校区設定などご提案いただきましたが、選択通学、いわゆる学校選択制のことだと思いますが、校区の課題はなくなるものの町内3中学校に偏りが生まれ、学校間で無用の競争が起こるといった新たな課題が生じることをご理解いただければと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）なかなか、全体をやるとなったらやっぱりボリューム的には大きくなってしまいますので、私が先ほど申し上げました北中校区に限り、モデルケース的な形で柔軟に選択通学などを対応できるということはやはり不可能なんですかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）先ほど数字のほうをお示しいただきましたが、今現在、北中学校

のほうに、学年にはよりますが、大体20%弱の子どもが通学しております。北中学校3年生であれば18人の子どもが中央小学校校区から通っているという状況です。大体、割合にしまして20%弱ぐらいの子どもが入っている状況ですので、そういった状況が今ある中ですので、なかなか今すぐに校区の見直しというところは難しいのではないかとこのように考えているところです。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）先ほど私が自分でちょっとデータを出したものですから、数字のほうが大変実際とはかけ離れておまして申し訳ありません。計算するときには小学校の卒業生と中学校の入学したときの誤差が中央小学校から来ていらっしゃる児童だと思い込んでしまったもので、大変失礼いたしました。

ですけれども、やはり20%といったら600人ですから百数十名ぐらいの子どもがいらっしゃるといことで、エリア的にも中央小学校からどうしても外環を渡ったりしないといけないかも分からないんですけれども、そういった通学負担を、先ほども申しましたように危険箇所などを洗い出して、ちょっとモデルケース的にそういったことも考えていただけたらと思いますので、そういったことが自然にお話が出る時というお話もありましたけれども、ちょっと前向きに考えていただけたらと思います。

自然にという言葉ですけれども、3月議会のご答弁の中でも、少子高齢化、子どもが減ってくるというのはもう当然今計画もしていることですし、その中でいろいろ統廃合について議論していくべきだと思いますし、自然にそういうことは出てくるものだと思ってございますというお話もありました。学校の統廃合という往々にして、自然にという言葉があるように仕方なく行うものといったマイナスのイメージがついてしまいます。しかし私は、そうした後ろ向きの統廃合ではなく、先を見据えた前向きな学校再編の在り方を今こそ議論すべきだと考えております。新しい教育の形というのは一朝一夕で実現できるものではなく、本当に何年もの準備期間と地域との丁寧な協議が不可欠です。

そこで、最後の質問になるんですけれども、小中一貫校の可能性調査を行う意思はありますか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）最後に、ご質問の4点目、小中一貫校の可能性調査を行う意思はあるのかについてご答弁いたします。

これまでご答弁申し上げましたとおり、小中一貫校については様々なメリット・デメリットがある中で、教育長がよく言っている熊取町で過ごす9年間を見据えた教育という部分において、子どもたちにどうい教育をするのかということをお考えしております。

教育大綱の中で目指す、どのような時代にあっても「自立した一人の人間」として、心豊かにたくましく生き抜くことのできる人材の育成のためには、やはり小学校、中学校といった別々のステージがあり、その中でそれぞれの発達段階に応じた教育活動を展開するほうがよいと判断しており、現時点において調査を実施する予定はございません。

これからも、小学校、中学校が連携しながらそれぞれの学校種ならではのよさを生かし、より充実した学校教育活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）子どもたちにとってよりよい学びの環境を将来にわたり安定して確保するために、今できる検討をお願いしたいというのが、今回、私の一般質問の趣旨であります。本町の教育環境をよりよいものにするという点では、議会も行政も目指す方向は当然同じであります。本日の議論を出発点としまして、今後も建設的に協力しながら検討を進めていただければと期待いたしますので、よろしくお願いたします。

次の大きな項目に移ります。

公共施設管理についてです。9月議会でも私、同じ質問をさせていただきましたけれども、学校

施設長寿命化計画の進捗はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の公共施設管理についての1点目、学校施設長寿命化計画の進捗について答弁申し上げます。

さきの9月議会で答弁させていただきましたが、厳しい財政状況の中で、施設の不具合状況と交付金措置のタイミング等の判断で西小学校の外壁等改修工事や門扉改修事業を実施するにとどまり、現在計画どおりに進んでいないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

続いての質問なんですけど、本町に遊休化が今後見込まれる公共施設というのはありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、3つ目の公共施設についてのご質問の2点目、本町に遊休化が見込まれる施設はあるのかについてご答弁申し上げます。

本町におきまして、公共施設の当初の目的を終えた後に建物を除却せず、活用も行わない状況となる遊休施設が見込まれる施設については、現時点で新たな施設が発生する見込みはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次の質問です。過去には遊休化した施設というのはありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）続きまして、ご質問の3点目、過去に遊休化した施設はあるのかについてご答弁申し上げます。

過去に遊休化した施設で現在もなお保有する施設といたしましては、旧大原衛生公苑、旧南保育所、旧東学童保育所、旧北学童保育所、旧町民会館分館の5か所がございます。この5か所の施設全てにつきまして、処分に向けて町一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

昨日の河合議員のご答弁のほうでもそういうお話がありましたけれども、まず一つ、一番大きいのが大原衛生公苑になるんですかね。その部分で遊休化するというか、していない、売却のほうを速やかに考えているということですが、大原に関してですけれども、使わなくなってから今まで期間というのはどれぐらいあるんですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）令和3年度に廃止しまして、そこから遊休化になってございます。4年強になります。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

あと町民会館分館、こちらに関して期間はどれぐらいになりますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）町民会館分館ですけれども、平成30年9月末に供用を廃止しております。現在で7年強ということでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

そうしましたら、まず大原のほうなんですけれども、これだけ期間が空く、遊休化が発生するのではないかという兆候はあったんですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）跡地の活用であるとか建物の活用であるとかは、兆候といいましょうか、何らか活用できないかということで、いろいろと当時は検討委員会を立ち上げてどのように活用できるのかということも考えたりだとか、紆余曲折といいましょうか、活用方法についてはいろいろ検証をやったんですけれども、なかなか財政状況もあったりだとか、あと施設の建物も後々使いにくい施設でございますので、また、施設自体がし尿処理施設の跡ということで土壌の関連する課題もあったりだとかということで、課題が山積している建物なので、そうは簡単に進まないというところがありましたので現在に至っているということで、最終的に決断したのが売却というようなプロセスを踏んでおります。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

同じ質問になりますけれども、町民会館分館に関してもやはり兆候というのは同じようなご答弁になりますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）旧町民会館分館は、そもそも青少年ホームという施設の時代がありまして、昭和51年に建築したものでございます。その当時から近隣の地権者の方との協議交渉というのがありまして、詳細のほうは差し控えたいと思いますが、そういった経過がある中で、売却という本格的なそういう動きになかなかつなげてこられなかったというところがあるかと思えます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）そうしましたら、大原に関しましては7年、分館に関しては30年からということなんですけれども、それからやはりこういう遊休化を防ぐための議論というのは、都度行われているという認識でよろしいですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）活用について議員の方々からの提案もいろいろいただいたり、町のほうからもいろいろ検証をやってきた結果が今になっているということのことなので、ずっと放っておいたような施設ではなく、常に議論の中心に置きながら取り組んできて現在に至るということでご理解いただければと思います。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）総務のほうから、公共施設の総合管理計画におきまして削減計画というのも立てさせていただいて削減に向けて取り組んでございますし、また、未利用地の有効活用の検討会議という形で課長級で年に数回会議をさせていただいて、何が問題なのか、今後どうしていくのかということの議論から一歩進んで、もう処分に向けてという形で決定したものでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）すみません、一言だけ行革のほうの立場からも。

今、総務部長が申し上げたとおりで、住民部長も申し上げましたが、それぞれの施設、今、名前を挙げていただいた施設については、当然ながら行革の側面からもまずは活用ということを検討してきたところで、大原なんかでしたら、いわゆるサウンディング調査、市場からアイデアをもらおうというようなこともやりました。いろんなことを考えたけれども、やっぱり大原に限って

いくと除却費用、4億円から5億円かかる。これに対して何の支援もないというのが現状でございまして、なかなかそれがネックになって難しいというところも含めて、一定今度は財政難というところも含めて、短期的な資金難という部分も含めて売却というところにかじを切ったと。

そのほかの当然ながら公園ですからため池とかその都度利用がなくなっているようなもの、またニーズがなくなっているようなものについては、利活用がどうなのかという視点からまず入っておるといところでございます。補足でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やはり建物は、使わない期間が長ければ長いほど老朽化が進みます。また、遊休化した施設の再利用となると修繕費や維持管理費が増大します。ご答弁で、先ほどは今後は遊休化が見込まれる施設はないとのことで安心はするものの、公共施設管理計画の中には、今後は人口の、先ほどもお話がありましたけれども、減少や高齢者人口の急増が見込まれ、公共施設を取り巻く環境や施設に対するニーズは大きく変化することが予想されます。これらの状況を踏まえ、これからは利用需要の見通しや行政が直接保有、関与する必要などを精査した上で、他市町との連携を視野に入れながら、今後も維持すべき施設と廃止や統合に向けた検討を進めていく施設を取捨選択していきます。また、施設を引き続き維持していく場合でも、利用需要等を踏まえた必要規模を十分に検討し、適正規模での維持管理を行っていきますと明記されております。公共施設の取捨選択や規模の見直しなどを通じて、遊休化した財産の利活用に当たっては貸付けや売却等を視野に検討を行います。ただし、当該財産の周辺地域に対する影響などを考慮の上、活用方法の検討においては地域住民の意向を十分に反映するよう努めますと続いております。

公共施設の管理については、情報技術の発達やライフスタイル、価値観の多様化など、取り巻く環境も目まぐるしく変化することが予想される中で、今後の社会状況においては、固定的な場として公共施設を設けることよりも、様々な機能、活用方法に対応できる柔軟性を持った場を設けるほうが、維持管理の面からも良好なサービス提供の面からも有効であるという考えも一緒に述べられております。

近年、全国的には、廃校施設については地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のためのオフィスや地元特産品の加工会社の工場として利用されるなど、地域資源を生かし、地域経済の活性化につながるような活用も増えてきておりました。文部科学省が「～未来につなごう～『みんなの廃校』プロジェクト」という形で廃校施設の活用を推進しておられます。

本町では、将来的に学校再編について議論が行われるであろうというところではございますが、だからこその段階から、もし学校が統合された際に、あれだけの大きな校舎をどのように活用すれば地域にとって最も価値が生まれるのかを前向きな視点で考えておく必要があると思ひまして、最後、4点目の質問になりますけれども、統廃合により使わなくなった学校施設の次の用途を考える未来利用計画を作成しませんか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは4点目、統廃合により使わなくなった学校施設の「次の用途案」を考える「未来利用計画」の作成について答弁申し上げます。

学校規模の基準につきましては、学校教育法施行規則において小学校・中学校の学級数の適正規模について示されており、現在、基準を下回っている学校は小学校1校となっております。

教育委員会としましても、今後の児童・生徒のさらなる減少を見据え、統廃合等については検討していかなければならない事案と認識しており、長期的視野に立って学校再編等の方針を策定していく旨、これまでも答弁してまいりました。

統廃合後の利活用について、今いろいろご提案いただいたところですが、現在はまだ方針策定の過程であり、統廃合等何も決まっていないうちで学校施設の次の用途案を考える未来利用計画の作成といったことは考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

将来的にそういった自然にお話が出てくる状況、そういったことがいろいろ検討された結果、未使用になるという校舎が生まれた際には、私のマニフェストであります泉州地域の観光振興を熊取から発信するその第一歩としまして、廃校施設を大胆に再活用しまして、日本の魅力を世界に向けて発信する拠点へと再生させることをご提案いたします。

具体的には、廃校施設を言わば小さな万博として生かす構想です。先日閉幕しました大阪・関西万博は、世界各国が参加して文化や技術、経済などを展示するイベントでしたけれども、私が構想しますのは、それを日本国内で参加者を募って行う小さな万博です。日本国内の企業、職人、生産者、飲食店など、自分の技術や味を世界に広めたいと、一度でいいから体験や試食をしてもらいたいと、そんな意欲のある方々がたくさんいらっしゃる。そんな方を募集しまして、教室や体育館をショーケースとして生まれ変わらせます。

学校施設には、体育館、教室、グラウンドなど多様なスペースがある点が大きな強みです。1つの場所で展示や体験、交流や飲食ができるため、SNSだけでは伝え切れない実体験価値を生み出す場として大きな可能性を持っています。また、本町は関西空港を拠点とする関西各地からつながる経路上にもありますので、インバウンドの誘客にも大きく寄与できると考えます。

また、実現した暁にはこの議会でオーバーツーリズム対策についての議論を行わないといけないと思いますので、その際はぜひともよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者選定について質問をさせていただきます。

まずは、1つ目の選定プロセスの透明性について、選定委員会の構成について、公平性・中立性、そして専門性というのはどのように担保されたのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）まず、1点目の選定プロセスの透明性についての1点目、選定委員会の構成について、公平性・中立性、そして専門性はどのように担保したのかについて答弁申し上げます。

指定管理者選定委員会の委員の構成につきましては、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会規則におきまして、委員会は委員6名以内で組織し、学識経験者、住民代表、町職員のうちから町長が委嘱し、または任命するとなっているため、今回、学識経験者として、野外活動などを専門とし、公園施設の管理運営、マネジメントに専門的知識を有する大阪体育大学の教授1名と、収支計画や安定的な経営基盤などの財務に精通する町内在住の税理士1名の各専門分野の学識経験者を2名、住民代表として、地元住民を代表する者として地元区長1名と施設利用者を代表する者として公募による1名を選出し、住民代表合計2名、町職員といたしましては、施設を所管する私、都市整備部長と住民部長の2名の計6名で組織してございます。

今回の選定委員会の委員構成については、指定管理者選定委員会規則に基づくもので、公平性、中立性、そして専門性については担保されているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

では、2つ目の選定委員会の評価結果です。各委員の例えばつけた点数であったりとか、当然伏せるところは伏せてというところになりますが、我々議員にもそうですし、住民の皆様にもどこまで

公開するつもりがあるのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2点目、評価結果、とくに評価点や講評について、住民に向けてどの範囲まで公開する考えがあるかについて答弁申し上げます。

当該選定委員会の情報といたしましては、会議の情報、会議開催のお知らせ、会議録を町ホームページにおいて公表してございます。また、指定管理者候補者の選定結果につきましても、候補者及び次点候補者として選定された団体名、採点結果として各団体の合計点数を町ホームページにおいて公表してございます。

なお、選定委員会における委員6名の得点合計が公園、墓苑の施設ごとに50%以上で、かつ全体の合計得点が最高得点であったものを候補者として選定した旨を記載してございます。採点結果の公表は合計得点のみで、委員個々の採点の公表は予定してございませんが、偏った採点はなかったものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。合計点数というのは分かったんですが、例えばどんな項目で、住民サービスについてがどうだったとか指定管理料がどうだったとか、そういうところの例えばこういう項目について評価を下しましたというところは、どこにも出ていないということですね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）個々の評価点数については公表はしてございません。項目としましては、全部で選定基準大項目として6項目、その6項目中、細分化したポイントとしておおむね16項目の採点の評価、もちろん議員がおっしゃられた事業計画の内容の提案であったり提示の金額であったり、その辺も含めた16の項目において、各委員において評価していただいたという状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）分かりました。公平に公正に選定委員会で選定をしていただいたということで、今回議案として上がってきているのが、変わらずそのまま今の指定管理業者が引き続き指定管理を行うという議案が上がってきています。

2つ目なんですけど、現指定管理期間の実績評価についてというところで、1つ目、現指定管理者指定期間において熊取町としてどのように実績評価を行って、その結果はどのような内容であったのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは、現指定管理期間の実績評価についての1点目、現指定管理期間において、町はどのように実績評価を行い、その結果はどのような内容であったかについて答弁申し上げます。

現指定管理期間の実績評価につきましては、指定管理者より毎月提出される月間業務報告書と毎年度終了後に提出される事業報告書を基に、事業の実施状況及び施設の管理状況等が事業計画の内容どおり適切に実施されているかを確認してございます。結果につきましては、適切に管理運営されているものと評価しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。実績評価していただいたものを確認しているということなんですけど、毎年KPIとかも出していただいているんですが予算委員会とかでいつも言わせていただいているんですが、KPI毎年未達成というところで、返ってきた返事が日曜日に雨が多かったというのは仕方がないかなと思うんですが、夏が暑かったとか、天候はそのときにならんと分から

んのですが、気候というのは大体、突然変わるものでもないので、これから夏が急に涼しくなるなんてことはないんですが、それについて毎年毎年、暑いなあ、人来えへんなあと言っているだけやったのかなというような心配があるんですが、そのあたりについてはどのように。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）K P I の指標としましては入場者数、その数を基に評価しているところなんですけれども、私が今適切に管理しているというところは、評価としましては人員配置でありますとか施設管理の状況、交通管理、苦情の対応であるとか、情報発信におきましてはインスタを積極的に活用して四季折々の発信をしている。それから草刈り、日曜清掃等をおおむね適切に対応しているという評価でございます。

先ほどのK P I につきましては、冒頭申し上げましたが人数だけの評価となっております。これについても、それに甘んじることなく、昨日の答弁でも、ほかの取組も広めて、公園だけにとどまらずいろんな形で集客をしていきたいというような考えでございます。今回候補者になった会社も団体も次点となった方も非常に積極的な集客の事業提案をいただいたところで、それらを評価した上で今回の結果となったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）分かりました。じゃ、おおむね良好であったということなので、2 つ目、利用者の満足度であったり利用者からの苦情の対応であったり事故やトラブルの発生状況など、住民サービスというところの観点から、今回の指定期間中には課題はなかったというような判断をなされたということやと思うんですが、その根拠となるものは何だったんでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2 点目の利用者満足度、苦情への対応、事故やトラブルの発生状況など、住民サービスの観点から課題はなかったと判断した根拠は何かについて答弁申し上げます。

利用者の満足度につきましては、年1回程度アンケートを実施しており、例えば露店のバリエーションが欲しいという利用者の声に対し、これまで出店したことのないキッチンカーを呼ぶなど利用者満足度の向上に役立ててございます。

また、住民サービスに対する課題につきましては、毎月、本町と指定管理者による定例会議を開催の上、要望苦情等の情報共有を行い、対応等について協議を行っておりますが、救急車を要請するなどの緊急を要する事故やトラブルについては、指定管理者の判断において対応する場合もあり、併せて本町への報告に努めていただいているところでございます。

現状におきましては、大きなトラブルや問題もなく、町とのコミュニケーションを図りながら対応してございますので、住民サービスの観点から課題はなかったと判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）分かりました。特に大きな問題となるようなことはなかったということなんですけど、毎月やっているような報告の会議であったりとかこんなことがありましたというような会議の内容とかというのは、例えばここにいる住民の代表として出てきている議員がそれをちょっと見せてほしいんやけれどとか言うと、見せていただけるようなものなんですか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）詳細の会議というか打合せ、情報共有の内容ですので、特に公表するものでないというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）分かりました。しっかりとやっていただいているということで、細かい話について

までは、公表できないわけじゃないでしょうけれど、そこまですることもないかなというような感じですね。

次の質問なんですけど、現指定管理者の運営上の課題、改善要望に対して、指定管理者としてどのように対応してきたのか。今先ほども答弁で少しありましたが、その改善というのが今回の選定についてどのような影響があったのかというのをご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは3点目、現指定管理者の運営上の課題や改善要望に対し、現指定管理者はどのように対応してきたのか。また、その改善が今回の選定にどのように反映されたのかについて答弁申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたが、現指定管理者とは毎月、定例会議を開催の上、施設の破損や老朽化に対する修繕など運営上の課題等についても協議を行い、その都度対応してございますが、現指定管理者の選定につきましては、選定委員会において、それぞれの事業者より提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行ってございますので、現指定管理者の課題への対応や改善内容が今回の選定に反映しているものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）よかったです。ちゃんと切り離して考えていただけているということで、混ざっていないかなという。気分的に変わらないほうが楽なんかなというように感じもやっぱりありますので、しっかりと選定委員会でそこは評価をしていただけているというのであれば、それはそれで大丈夫だと思います。

3つ目の質問なんですけど、指定管理者候補者及び次点管理者からの提案内容と住民サービスの向上についてということで、当然いろんな選定内容の中で、住民サービス向上についてこういうふうな取組をしたいとか、いろんな提案がなされていると思います。今回の提案の中で、住民サービス向上に向けて今よりもどんな具体的な改善策というか、こんなことを5年間やっていきたいんだというのが出てきたのか、今ここで言える限りでいいのでご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）指定管理者候補者及び次点候補者からの提案内容と住民サービス向上についての1点目、今回の提案内容の中で、住民サービス向上に向けて現在より具体的にどのような改善策が示されているのかについて答弁申し上げます。

指定管理者候補者の改善提案といたしましては、楽しみながら防災意識の向上を目指す防災イベントの実施、夏季期間の来園促進のためのエアプールの設置や昆虫スタンプラリーの実施、スケートボード広場の利用促進のためのスケートボードの貸出しや初心者を対象とした体験講座実施等の提案があったものでございます。

また、次点候補者の改善提案といたしましては、ふわふわ遊具の設置、ダンスイベント、工作イベント等、子どもが主役になれる体験を年間数回をめぐりに実施、また、スケートボード体験会・教室の開催、熊取町の特産品であるブルーベリーを使ったフードイベントの開催を推奨するという提案もあったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

具体的に、例えば指定管理者が自主イベントでやるとなると、年間このぐらいやってくださいねとか毎月やってくださいねというようなお願いは熊取町からはしているんでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）細かい回数等の協議とかはしておりませんが、その都度、事業者から提案もございます。そんな中、現状、ゆめのもりであいまいしょうであるとかワンダーフォレストであり

ますとかそのような取組、それから日々、先ほどもありましたが、出店いただいているキッチンカーでありますとか、これについてはもう自主的に誘致いただいて、人員の確保というんですか、集客に努めていただいているというものでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）今おっしゃっていただいたいろんな取組をやっていききたいなという中で、どの提案がどちらの事業者なのか僕らには分からないので、例えばどんな取組をこれからは熊取町としてやっていってほしいんだという思いがあって、そちらが高評価というような、評価点が高かったというようなものなのか、それとも単純に面白い取組があるから、熊取町の思いは別として、指定管理業者が楽しいイベントを持ってきそうだからというような評価の仕方なのかというのはお答えできますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）今回の選定、先ほど次点候補者、それから候補者の大きな提案内容をご説明させていただきましたが、双方非常に前向きな集客に向けた提案をいただいたというふうに考えてございます。

評価としましては、これは相対評価になるので比べての評価になるんですけれども、次点候補者が評価点で上回っていた部分もありますし、その辺は全体としてどちらかを選ぶところでこうなつたんですけれども、町のほうの思いといたしましては、今回の募集要項の中でも強く触れたところ、それから評価点の中でも割合を高めたところなんですけれども、町が提案というよりも自主事業として今回の指定管理者がいろいろ提案してきていただく各種イベントの開催であるとか誘致、先ほど申しましたが、近接施設を利用したイベント、今までであれば公園内だけのイベントに限った形で提案も募集していたんですけれども、今回、募集に当たっては、利用拡大につながるイベントとして公園以外の部分というんですか、全体、奥山雨山自然公園も利用したような集客イベント等についての提案も求めたところでございます。

内容につきましては個々ございますので差し控えますが、前向きな提案をどちらからもいただいたというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。前向きに考えていただいて、いろんな事業をこれからもやっていただけたらいいなというところなんですけど、なかなか今の感じを見ると、実際どれぐらいの事業をやってくれていたのかなというふうに思ってしまうんです。

ワンダーフォレストは毎年やってくれています。前にはゆめのもりであいましょうというのがあったりとかというのはあったんですが、前に水鉄砲で遊びましようみたいなこともやってくれたりしたりはしたんですが、それ以外に例えば大きな集客ができるような何かイベントをやっていたのかどうかというのは分かりますかね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それは、現指定管理者としましては今、議員おっしゃられた内容が主な事業となつてございますが、今回はそれに加えて様々な提案もいただいていますので、次年度以降はプラスアルファの新たな取組も実施いただけるものというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）それを見越して評価点をつけているということなので、監督責任というのはあると思うので、実施していただけていないのであれば、しっかり実施していただくように指導はしていただきたいなというふうに思います。

ゆめの森公園とか、昨日、町長の答弁でもありましたが、奥山雨山自然公園とかというのは熊取

町で常時、人を呼べるようなエリアやと僕は思っているのですが、しっかりといろんな取組をしていただきたいという思いがあるので、そちらの指導のほうはよろしくお願ひいたします。

次の質問ですが、今ご答弁いただいたんですが、新規事業や設備の改善、例えばICTの活用など、これから将来に向けた投資とかというものについて熊取町としてはどのような評価をなされたのかなというのをご答弁お願ひいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2点目、新規事業、設備の改善、ICTの活用など、将来に向けた投資について、町はどのように評価したのかについて答弁申し上げます。

今回の選定に当たり、指定管理者候補者からの提案書には、先ほど答弁申し上げましたイベントなどの新規事業、日陰スペースを確保するためのシェードロールの設置などの設備の改善、SNSを利用した駐車場の混雑状況をリアルタイムで発信するなどのICTの活用に関する記述もあり、指定管理者選定基準の中にこれらの採点項目として、事業計画の内容が永楽ゆめの森公園の設置目的及び効用を効果的・効率的に最大限発揮できるものであることがあるため、この項目について、選定委員会における6名の委員において評価いただいているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）そのところについては、熊取町としては大きく点数をつけているというところではなかったんですか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）選定委員会を設置していますので、選定につきましては6名の委員で選定いただいたもので、事務局である熊取町の評価、意見というのはここには反映されたものではございません。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ごめんなさい。選定委員会の選定基準の中で皆さん点数をつけていただけると思うんですが、例えば事業計画というものについて、こういった内容の事業計画でやっていきますというところは、ほかの16項目のうち例えば全部均等な採点基準なのか、それとも選定委員会の中でここを重要視しますというような、そこだけが少しマックスの点数が高いような採点だったのかというのをお聞かせいただけますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）採点の項目ですが、先ほど答弁させていただきました16項目を選定基準として選んでございます。その中で配点の重要度というんですか、その中で1項目当たり配点5点という形で16項目持たせておるんですけども、そのうち自主事業計画の内容については15点、それから指定管理料、金額ですね。金額の提案価格も15点の配分としてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）自主事業については大きく評価をするというふうなことだったと思うので、提案された自主事業が実施されたのかどうかというのはしっかりと毎年評価していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に4番目、指定管理料、今話が出ましたが、積算の根拠について、今の指定管理料と次の5年間の指定管理料について増減があるのか、それがあればその理由はどのように整理されているのか、ご答弁お願ひいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）4点目、指定管理料積算根拠についての1点目、前回との比較において指定管理料に増減がある場合、その理由はどのように整理されているのかについて答弁申し上げます。

今回の指定管理者選定に係る業務内容につきましては、前回募集時の状況と大きく変更する内容はございませんが、指定管理料を試算したところ、前回の指定管理者募集時の積算金額の約1.3倍となったもので、理由としましては人件費の上昇によるものと考えてございます。そのため、指定管理料の抑制策といたしまして、管理人の配置人員を細分化して見直すことにより、指定管理料の抑制に取り組み、結果、指定管理料は前回の1.1倍となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

永楽ゆめの森公園の指定管理料は、駐車場のところの計算ってどうなるんですか。マックス金額というのが決まっているんでしたよね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）駐車場の利用料金につきましては指定管理者のほうに入るという中で、それを差し引いた形で委託料を払っているという現状です。その想定した駐車場利用料は、これまでは1,500万円というふうな形を取っておりましたが、近年、先ほども集客をいただけていないという中で、1,500万円に満たない金額につきましては年度末に補正をさせていただいてお支払いしているという現状でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）駐車場が埋まらないのが指定管理業者だけのせいなのかというのはそれは別な話やとして、ただ、駐車場代も含めての指定管理料というところであれば、しっかりとそこも埋めていただく責任はあるかなというふうに思いますので、そのあたりもしっかりと指導をしていただきたいというふうに思います。

1.3倍だったものが1.1倍で今回いきましたというところだったんですが、人件費について、当然上がるのは仕方がない。この今の時代で人件費とかいろんなものが上がっていますから、上がるのは仕方がないというのと思うんですが、管理人を細分化して適切な配置にさせていただけるということなんですが、そのあたりは、今現状と比べて細分化しても大丈夫という判断でよろしいでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）これ、現指定管理者と協議をして、入場者数、それから季節ごとの区分を細分化したことによって対応したもので、現場のほうでもこれで対応できるというふうな答えはいただいております。

例えばですけれど、今の現期間につきましては通常期と繁忙期、この2項目、2班というか2グループで編成していたんですけれども、次の期間につきましては通常期の1、通常期の2、これは少ない通常期というんですか、2月、それから夏季期間の6月、9月、12月、これは比較的すいている期間、それから通常期としましては1月、5月、10月、11月、これについては通常期の2グループ目というんですか、繁忙期については3月、4月のみを細分化したものです。前期間については、繁忙期を3月、5月、それから10月、11月というふうに設定しておりましたので、人数につきましては土曜日、日曜日、祝日であれば4人の配置としておったものです。

今回、繁忙期を2か月に縮小することによって、そちらについては4人は維持するんですけれども、月数でいいましたら、前回でいえば5か月分繁忙期として計上していたところを今回2か月の繁忙期、その代わり通常期の中で0.5日単位の配置、午前中のみ混雑するという期間もございまして、そういう細分化をすることによって配置人員を見直して指定管理料の縮減に努めたというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。2つ目の人件費とか委託料の積算根拠についてのご答弁の
ような感じで、2つ目のご答弁、すみません、お願いします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2点目、人件費や委託費などの積算根拠について、町はどのように妥当性
をチェックしたのかについて答弁申し上げます。

1点目で答弁申し上げましたとおり、選定委員会につきましては中立性、公平性及び専門性を担
保した委員で構成されており、人件費や委託費などの指定管理料の妥当性につきましても、各委員
に提案内容を事前に確認いただいております。

また、指定管理者選定基準の中には、経費に係る評価項目として収支計画が適切かつ経費縮減の
ための取組が適切なものと指定管理料の提案価格の2項目を設けており、提出された提案書及び
プレゼンテーションに基づき評価いただいたものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

ちなみに、出てきた委託費というか指定管理料については、担当課だけじゃなくて、例えば財政
課としてこれぐらいが妥当だろうなというようなチェックは入るんでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）判断が入るというよりも、これはもう予算化する時点で一定予算として協
議をさせていただいておりますので、そんな中で決裁という形で庁内の担当部署については回覧して、
こういう金額というのを提示しております。そのうちの予定価格についても提案者に対して考え方
を掲示した上で、金額についても候補者、次点候補者に入れていただいたというところでございま
す。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

では、3つ目の次の指定管理期間中、施設の何か更新をするとか大きなお金が要るとかという
ところについては、きっと熊取町の財政負担になるのかなというふうに思っているんですが、そのあ
たりはどのような見通しになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）すみません。質問内容とうちの答弁内容とちょっと違うんですけども、
そちらの大きな修繕等につきましては、現状10年が経過した公園となっておりますので、適宜修
繕等は必要かと思いますが、大きな改修等の予定はしてございません。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）次の5年間の指定管理期間中に、例えばあまりにも夏が暑くて人が来ないので、エ
アプールとかじゃなくて、やっぱりちゃんとした遊べるような水場が要るなとかというような話が
指定管理者からこういうふうに造ってほしいと、造ってくれたら頑張って人を呼ぶからというよ
うな話が出てきたときに、熊取町としては、あのエリアに例えば山の上からちょっと溝を掘って川っ
ぼくしてみるとか、そういうような改善とかいうのを提案された場合にどのように考えるのかなど
いうのが。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）提案されていないのでまだちょっと分からないんですけども、費用のか
かる話になろうかと思っておりますので、それについては財政部局とも協議が必要でありますし、そ
ういう判断をしていくと。

ただ、今現状において提案いただいているのは、夏季期間の暫定のプール施設の設置であります

とか、今もミスト等については設置いただいているんですけども、さらに日陰エリアの拡大とか、あとテントの貸出しなど、そういういろんな提案はいただいているところですので、その範囲内はしていただける。プラスアルファについては、その提案いただいた方の事業者負担でやっていただけるのであれば幾らでも対応は前向きに協議はするんですけども、町のほうの費用負担が発生するとなればどういう形になるのか、ちょっと今この場で申し上げるとはしんどいのかなというふうに考えます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。もし仮にここにちょっと山の上から川みたいなのを造りたいんやというようなことが話として出てきたときにも、快く、おおええわ、やれやれと言っていたきたいなど、ただそれだけなんです。施設を何か無理にいじってほしくないとか、しっかりと指定管理者として考えたものを熊取町として応援してあげてほしいなということでお願いしたいんです。

熊取町が当然管理責任を負っているところを指定管理者として管理していただいているので、どんな提案が出てきたとしても、当然今お金がないときなので、お金がかかる話であればどんなお金を稼ぐ方法があるのかとか、どんなふうにしたらこれが実現できるのかということも考えていただきたいなというふうに思っています。お金がないのでできませんというのをもう言われると、僕らもああそうですか、仕方がないですねと言わんとしようがなくなるので、その前にちょっとしっかり考えていただきたいなというふうに思いますので、そこはよろしくお願いします。

次の5番目のリスク管理・安全管理についてというところなんですけど、一番最初のほうの答弁で、災害の体験のこんなこともやってみたいんやみたいな事業提案があったというような話があったので、1つ目の安全管理マニュアルとか、今現状、災害対応マニュアルとかというようなものは適切に整備をされているのか、答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）リスク管理・安全管理についての1点目、安全管理マニュアル、災害時対応マニュアルは適切に整備されているかについて答弁申し上げます。

今回応募のありました事業者につきましては、それぞれ他の自治体等においても公園施設等の管理運営を行っている実績もあり、提案書にも緊急時対応マニュアルについての提案もさせていただきます。また、指定管理者選定基準の中に、安全管理及び災害時対応に係る採点項目として、防犯、防災、その他緊急時の安全対策等リスク管理は適切なものかという項目があり、選定委員会において採点いただいているもので、適正かどうかについても含めて評価いただいているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）安全管理マニュアルだったりとか災害対応のマニュアルだったりとかというのは指定管理者のほうで作っていただいて、それをしっかりと遵守していただいいていくということでもよろしいんですね。そのあたりはしっかりと対応していただかないといけないかなというふうに思います。特に災害対応マニュアルというのはしっかりと作っていただかないと、避難所の話、昨日も質問でありましたが、公園で広く使えるところなので、あそこまで行けるかどうかは分かりませんが、災害のときに。例えば犬連れで避難をどうしてもしたいんやという人をもうあそこを集めてテントを張ってもらおうとか、それぐらいの使い方は十分できると思うので、熊取町として、どうしてもペットと離れたくない、避難はもう絶対犬と一緒にないと嫌やというような人はもうここに行けというような避難対応マニュアルにしておいてくださいというお願いもできるかなというふうに思いますので、あそこまで行ければの話ですが、あその場所を有効利用できるような災害対応マニュアルを作っておいていただきたいなというふうに思いますので、お願いをいたします。

次の人員不足や突発的なトラブルなど、運営に必要なが生じた際のバックアップ体制というのほどのように確保されているのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2点目、人員不足や突発的なトラブルなど、運営に支障が生じた際のバックアップ体制はどのように確保されているかについて答弁申し上げます。

指定管理者候補者から提出された提案書には、管理事務所において緊急連絡体制表と緊急時対応マニュアルを設置することで、速やかに対応できるよう万全の運営体制を整えるとの記載がございます。また、公園管理人につきましては地元人材を採用するとともに、委託業務についても地元企業に発注することとしており、迅速な対応が期待できるものと考えてございます。

今後も、永楽ゆめの森公園を快適にご利用いただくとともに、奥山雨山自然公園ハイキングコースなど公園周辺のにぎわいづくりにつなげられるよう、指定管理者と連携しながら適正管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

人員配置であったりとか、その辺は人件費を削るためにやっぱり人を削っていつていると思うので、もし急にお休みやとか急に何か朝行ったら木が倒れていたとか、そういうときの対応についてはしっかりと管理者で対応していただきたいなというふうに思いますので、そのあたりの運営に支障が生じないように体制をしっかりと整えていただきたいと思っています。

最後になるんですが、今回この質問をさせていただいたのは、当然熊取町では指定管理者の決定というのは最終的に議会に上がってきて、議会の議決が必要なものになっています。今回3件上がってきているんですが、町民グラウンド、ひまわりドームの指定管理については、議会にこういうふうな結果になっていますというような説明がありました。野外活動ふれあい広場はグリーンパーク1者だったので、それはまあ仕方がないかなというふうに思うんですが、今回、永楽ゆめの森と熊取永楽墓苑については競合の次点候補者になった方が出られたので、2者のうちどのような評価を下したのかなということを我々議員は聞かれます、あそこになったんやなど。そのときに、どういうふうないきさつでこういうふうに決まりましたよというのは我々説明しないといけないので、その説明ができるだけの資料は、説明に来ていただかなくてもいいですが、それぐらいの資料は頂かないと、我々も適切な判断ができないとまでは言わないですが、しっかりとした判断をして最終的に議会の議決というのが出るので、議決を出せないようなことにならないようにしてほしいなど。

今回、委員会では質問すればお答えいただけたんだろうなと思うんですが、委員会に入っていない方もおられますし、当然、議会として議案書が出た時点で見る方は見るので、こんな議案が上がってきてるね、あれってどういうことなのというようなこともありますので、ある一定、事前に説明をいただきたいなというふうに思っています。

当然、ここにいる今12名ですが、12名は熊取町の町民の代表としてここに立たせていただいているので、どのようにして選んだのか、指定管理のことであればどういうふうを選んだのか、どんな評価を選定委員会で下したのかとかというのは、僕たちが町民の皆さんに聞かれたときに返答できるぐらいのレベルではご説明いただきたいなというふうに思っていますので、これからもスムーズな議会運営のために皆さんご協力いただけたらなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）どこまで説明して議会の議決をとということなんですけれども、私、先ほど説明させていただいたとおり、こちらの委員会、町が何らかの働きかけを行ったものではなく、私も委員にはもちろん入っておりますが、施設管理者という立場で入らせていただいて公平に点数をつけさせていただいたというふうに考えております。ほかにも、学識経験者の方につきましても大学の教授、そういう野外活動の講義もされているような先生からの点数の評価もいただいた。それ

から経営に関する内容で町内の税理士からも評価いただいた。地域の住民代表として公募の方と地元区長という方からの評価をいただいた。こういうところで評価をいただいた、これは公平・公正性というふうに考えてございます。評価点数を誰が何点つけたというのは、これについては公表する予定はございません。そのあたりについてはご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（文野慎治君）南副町長。

副町長（南 和仁君）私のほうからは、競合した場合の指定管理者の選定については事前に説明等ということで、そういうご要望だというように考えております。

今回そういった事前の説明がちょっと永楽公園と墓苑の件についてはできなかったわけですが、まずは事前審査に関わらないような程度でしっかりと、こういった競合した場合には議員の方々に事前の説明、また報告はしっかりとさせていただくようにさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）すみません。そんなに重く考えていただかなくても、我々も聞かれる立場なんだと。当然職員の皆さんもいろんなことを言われると思うんですが、我々も当然、あれどないなってんねんというようなことをたくさん言われるので、やっぱりその方に対して、いやどうなんやろなどはなかなか言えないので、ある一定、説明ができるだけの材料は頂きたかったなというのが私の思いです。皆さんはどう思っているか分かりません。ただ私の思いです。

ただ、議員としてここに立つ以上、熊取町がどういうふうな判断をしているのかというのはある一定聞かせていただいて、ここで、じゃ私も賛成します、反対しますという判断をしないといけない立場ですので、そのあたりについてはよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

では、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時37分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）通告に従い一般質問させていただきます。

今回は大きい項目2点について質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

最初の質問、教育支援センターの取組と学校との連携についてですが、不登校関連の質問は今まで何度もさせていただいて、教育支援センターの設置要望についてもさせていただき、令和6年度から本町で開所していただいたことに感謝しています。今年度から週5日にアップデートもしていただいて、不登校児童・生徒の居場所、町営の安心感、選択肢の一つとして現状利用している児童・生徒がいること、ひきこもりにならないため、社会との接点の観点からも教育支援センターは有効なアプローチだと考えますし、本町でも不登校の児童・生徒が増え続けている現状も考え、ますます教育支援センターの取組や機能の充実は必要になってくると思います。

最初の質問ですが、教育支援センターでの児童生徒の活動状況を教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、多和本議員の教育支援センターの取組と学校との連携についてのご質問の1点目、教育支援センターでの児童生徒の活動状況についてご答弁申し上げます。

通所児童・生徒数につきましては、2学期以降、新たに小学生3名の申込みがあり、11月末現在

において小学生13名、中学生13名、計26名となっており、1日当たり平均で6名の児童・生徒が通所しております。また、1日も通所しなかったという日は1日もなく、最も多い日で13名の通所がございました。

活動としましては、午前2時間、午後2時間の活動時間を設けており、指導員と共に学習を行ったり、子どもたち同士でコミュニケーションを取りながら活動をしたりしています。基本的には、通所してくる児童・生徒の状況に応じて相談しながら活動内容を決定しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

失礼しました。1日も通所しなかったというふうにお伝えしてしまいました。すみません。一人も通所しなかったという日は1日もなくということです。申し訳ありません。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

午前2時間、午後2時間で時間を決めて、何かやることを決めて今活動されていると思うんですけど、これ例えば小学生と中学生と活動の違いなんかはあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）基本的には、子どもたちが自分でどんな内容を学習しようかというのを決めながら、指導員と相談しながら決定しておりますので、やっている時間帯としては同じ時間帯にはなるんですけども、内容については様々になっております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、小学生と中学生はもう同じ部屋で一緒に活動しているというような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）議員のおっしゃるとおり、同じ部屋でやるのが基本となっております。状況に応じて個別に学習したりというケースもございますが、そのときの状況によって、基本的には同じ部屋でというような考え方でおります。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

活動内容をいろいろ児童・生徒が自分で決めたりとか一緒に話し合っということなんですけれども、また、教育支援センターの中で、テストとかの対応というのは現状どうなっているのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）学校のほうでテストを受けられないというような状況がありましたら、学校のほうで別室でテストを受けるということを検討したりであるとか、教育支援センターのほうでテストを受けるということも検討したりしながらやっているとところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、教育支援センター内でテストを受ける実績というか、今までもあるということよろしいですかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）これまでも受けられた生徒はございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

次の質問ですが、運営体制なんですけれども、センター長とか主任指導員とか指導員、学生ボランティアとか臨床心理士だと思えるんですけども、今年度から週5日になったこともあり、さっきも人数のほうを聞かせてもらったんですけども、現状の人員体制について教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の2点目、現状の人員体制についてご答弁申

上げます。

センター長1名、指導主事1名、府費負担教職員の教育研究所加配教員1名、主任指導員1名、指導員2名の計6名で運営しておりますが、支援体制としましては常時3名で活動の支援を行っております。その他の人員として、不定期となりますが、学生ボランティアや臨床心理士も児童・生徒の支援のため配置しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

常時そしたら3人は必ずいるというような状況だと思うんですけども、日によって6名のときもあれば13名のときもあって開きがあると思うんですけども、13名のときでも今の人員で特に問題ないのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）3名の体制で基本、行っております。その中にはボランティアの学生に来ていただいたりしながらの体制をしています。個別の対応が今後増えてきた場合には、もう少し人員ということは考えていく必要があるかと思っております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

多い少ないの日があるということなんですけれども、今、学生ボランティアの話が出たんですけども、学生ボランティアというのは、例えば多かったら来てほしいなというときもあるかと思うんですけど、どういうふうな依頼というか、いついつ来られますかみたいなそういう依頼になっているのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）学生のほうはどうしても授業があったりする中でスケジュールを組みながら来ていただいているという現状ですので、来てほしいときに来るといよりも決まった枠で来ていただくというような形になっております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたらもう一つ、不定期の臨床心理士なんですけれども、この方の教育支援センター内での役割というのはどういう役割でしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）保護者のほうから相談があったりした場合に、専門家の意見というのをやっぱり聞きたいというようなケースもございます。そういったときに心理士のほうに声をさせてもらってご助言いただくような形になっております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。相談があった場合に心理士に来てもらって対応してもらおうというような形でしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）基本の形はその形になっておるんですけども、時にはセンターの状況で指導員のほうに心理的な視点から見たときのアドバイスをいただけるような形で、今こんなことに気をつけていったらいいですよというようなアドバイスをいただくためにも来ていただいたりする場合があります。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、臨床心理士が1日センターにいて、児童・生徒の雰囲気だったりとか活動なんかを見るということはあまりないということですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）1日を通してというような形ではなっておりません。半日の時間ぐらいのイメージでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）今は保護者の方への対応が主だと思うんですけれども、児童・生徒への何かカウンセリング的なことも併せてやられたりするんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）失礼しました。もちろん保護者だけではなくて、児童・生徒のほうから相談があって心理士の先生と話をしたいというようなケースであれば、当然対応させていただいておるところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、次の質問に移ります。

ホームページにも記載があるんですけれども、自立を支援するプログラム、学習活動や体験活動の実施となっています。私自身、グリーンパークからもブルーベリー狩りであったりとか野活のピザ焼きで広場遊びなどに来られて活動を楽しまれたということも聞かせていただいています。

学校とかでもいろんな体験活動に力を入れられていると思いますけれども、教育支援センターでの3番、校外学習や体験などの取組や今後の予定について教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の3点目、校外活動や体験などの取組や今後の予定についてご答弁申し上げます。

本年度は、図書館での読書やポップ作り、ひまわりドームでのスポーツ玉入れアジャタや水泳、ブルーベリー狩り、野外活動ふれあい広場でのピザ作り、手話講座や藍染め体験など、町の施設を活用しながら体験を行ってきました。また、教育支援センター内でもメダカの飼育や野菜の栽培、収穫体験なども行っており、今後も月1回は体験活動ができるよう計画を立てていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。町内の施設を有効に活用していただいているということで、僕が知っているのがブルーベリーとピザという話だけだったんですけれども、そういう図書館であったりとかいろんな校外活動というか、体験活動をしていただけてありがたいなと思っています。

僕は、聞かせてもらったブルーベリー狩りとピザ焼きですか、これは7月と11月に来られたということで、両方とも児童数が12名ずつ来られたというふうに聞いているんですけれども、こういう何かイベントがあるときは、前もって申し込まれている方にいついつブルーベリー狩りがあるから来られませんかみたいな案内は出すのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）事前に案内のほうを出させていただいて、保護者の方を通じて申込みしていただくような形を取っております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

児童が12人と、そのときは先生が5人というような人数やったと思うんですけれども、これ、移動手段はセンターから車か何かで野活のほうへ行ったりするのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）児童・生徒、指導員につきましては、教育支援センター前にひまわりバスを止めていただけるようになりましたので、そちらのほうの時間に合わせて出発し、そのバスに乗って帰ってくるような形で体験のほうへ行っております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。そういうひまわりバスとかも利用していただいているということで、すごくいい取組だなというふうに思っています。

グリーンパークの方からの感想なんですけれども、不登校の児童・生徒と思えないほど活発な子どもたちで、居場所がマッチングすればちゃんと成長できる現実を目にして感動しましたという声もいただいています。こういう活動ってすごくいいなと思って、私自身、グリーンパークからこんな話を聞かせてもらったときに、ああよかったなとかうれしいなという気持ちに実際になりました。

不登校ってやっぱり心というか、将来的な不安のある子もいらっしゃるかも分からないんですけども、私自身も最終学歴は熊中、中卒なんですけれども、失敗もたくさんしてきましたし、でもその分経験も蓄積されて、この年までたくましく生きてこられています。先日、若い頃かなりやんちゃされた方で、「普通ってなんや!？」という本も出版されている方で、今はもう事業にも大成功されている方の話を聞かせてもらうことができました。すごく共感できるような話であったりとか、例えば不登校の経験者で大人になられて成功されている方とかもいらっしゃるかも分からないですし、またそういう成功体験のある方に教育支援センターに来てもらったりとか話をしてもらったりとか、未来の希望につながる体験活動などを積極的に取り入れていただき、生きる学習の取組も考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）子どもたちにとってできるだけいろんなことを体験させてあげたいというのが私たちの思いです。その中で様々な形でご提案いただけるのは非常にありがたいなと思いますので、いろんな形で取組のほうをまた考えていきたいと思っていますところなんです。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

ちょっとだけ今のブルーベリーとピザ遊びに戻るんですけども、児童数12人ずつと聞いているんですけど、小学校と中学校の内訳的な、きっちりじゃなくてもいいんで、どれぐらい、中学生のほうが多かったとかそんなのはあるんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）申し訳ありません。正確な数字というのはちょっと分かっていないんですけども、センターに基本、通われている児童・生徒の中では小学生の子どもの方が多いです。その中で小学生の方はほとんど参加したというような形ですので、小学生がほぼほぼというように実態でございました。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。小学生がほぼということなんですけれども、また中学生にもいろんな体験を促してあげて、いろんな体験をしていただけたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

次ですけれども、不登校児童・生徒の支援を進めるために定期的な会議や連携しての情報共有、支援計画の立案などいろいろあると思われませんが、4番、センターと学校の連携について教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の4点目、センターと学校との連携についてご答弁申し上げます。

教育支援センターと在籍校が連携し、児童・生徒の状況を共有しながら支援を進めていくことは不可欠であると考えております。そのため、教育支援センターから定期的に児童・生徒の様子を在籍校にて電話連絡することや、在籍校の教職員が適宜教育支援センターを訪問し、児童・生徒の様子を直接確認することもしております。また、教職員研修を教育支援センターで実施し、教育支援センターの紹介も行っております。

また、週末には児童・生徒の出席状況や活動内容などをまとめた活動報告書を作成し、在籍校に送付して情報共有を行っております。さらには、学期に1回、学校を訪問し、教育研究所加配教員と指導主事とで、各学校における不登校児童・生徒の支援状況や教育支援センターの取組などの情報交換も行っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

教育支援センターとかそういったところに通っていただける場合だと、保護者の意向とか、連携に当たっては本人の意思を尊重して守秘義務にも配慮せなあかんということだと思うんですけども、そのあたり、気をつけていることとか何かありますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）当然、守秘義務に関わる場所については慎重に取り扱わないといけないと思っております。ただ、センターとしてこのような取組をしましたとかというようなことについては、積極的に情報をお伝えしているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

それは、ほんなら例えばそういうセンターと学校との情報のやり取りとか取組については、保護者の方にも説明されたりはしているような状況なんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）保護者の方とは、毎日送ってきていただいたときとか迎えに来ていただいたときとかに情報交換をするような形を取っておりますし、その中で、学校のほうにはこんな形で伝えておきますねとかというようなことの確認も行ったりしているところです。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

支援計画的なものというのはあったり作成されたりとかはしているのでしょうか。何か長期的な計画とか短期的な計画とか、そういうようなものってあるのでしょうかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）計画書というような形での作成はしていないんですけども、それぞれの子どもで短期的にはこんな目標で進めていきましょう、長期的にはこういう目標で進めていましょうということを指導員の中で確認しながら進めている状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。そしたら、指導員の中でその情報を共有されているということですよ。

今後、そういう計画書というか、例えば個別教育支援計画とか個別指導計画とかいろいろ不登校に関わるもの以外にもあるんかと思うんですけど、こういう計画なんかもあるかと思うんですけど、今後、そういう何か導入するとか何か計画書を作っていかなあかんというような考えとかというのは、先の話でもいいんですけど、どういう感じでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）具体的にその内容が必要かどうかというところの議論はまだしていないところなんですけれども、それぞれの子どもをどういうふうに見ていくのかということについては必ず確認していくべきことかと思っておりますので、そこに代わるようなものというのは考えていきたいというふうに思っているところです。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

センターと学校はやっぱり連携を密にさせていただいて、後の質問にも出てきますけれども、いろ

んなことが関係してくると思うんで、これからも一定、密にやっていただいて、子どもたちのために連携を強化してください。お願いします。

次の質問なんですけれども、9月議会で坂上巳生男議員からの質問で、49件の相談等があったということで、その中で保護者からの通所とか進路に関する相談内容ということだったんですけれども、具体的に何か話せるような、こんな相談があったというようなことがあれば教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の5点目、保護者からの通所、進路に関する相談内容についてご答弁申し上げます。

教育支援センターにおける今年度の相談件数は、11月末現在で68件でございます。現在通所している保護者や通所を希望する保護者から、多くの方からご相談を受けております。

通所に関する相談につきましては、教育支援センターの活動内容や通所の方法、出席扱いになるのかといった相談が多かったです。進路に関する相談につきましては、中学受験や高校受験に関することの中で、作文の書き方や面接の仕方を教えてもらいたいといった内容の相談もございました。

通所している児童・生徒の保護者とは、送迎のときなどに家庭での様子を聞いたり教育支援センターでの様子を伝えたりするなど情報交換に加え、学期末には指導員と保護者が個別に話をする機会を設け、保護者の思いを聞き取り、今後の支援につなげているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

68件相談があるということで、その相談の中には、何か要望的なものとかというのはあったりするんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）直接、要望として何か改善しないといけないというような議論になったことはないのですが、ひょっとしたら簡単な、すぐに対応できるようなものはあったのかも分からないです。その把握はできていないです。すみません。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

これから学期末に懇談会的なものを定期的に行う予定なのか、その辺どうですかね。もう一度聞かせてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）学期末には、必ず懇談会というような形で保護者のほうに希望のほうを聞かせていただいております。ほとんどの方が希望されて、指導員とお話して帰られているというような状況です。今後も継続してやっていきたいと考えているところです。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

その懇談会というのは、例えば面談室みたいなのがあったと思うんですけれども、ああいうところで話をされたりしているのか、それとも立ち話みたいなのが懇談会になっているのか、ちょっとその辺を教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）懇談につきましては、子どもがいてる部屋と別の部屋、迎えに来てもらったときのタイミングで、30分早く来てもらってその時間帯にやるとかというような形で別の部屋でっております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

要望とかそんなのは特にはないということなんですけれど、保護者から見ての教育支援センターへの声というか、助かっているとかよかったとか、そういう喜びの声みたいなものとかというのは聞いたりされていますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それが非常に励みになる言葉をいただいております。子どもが今までなかなか外に出られへんかったただけでも、これが出られるようになってきたんだとか、割と肯定的なご意見をいただいておりますのでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。そういつて実際、教育支援センターを選択肢の一つとできている子どもたちがいてくれるというのはすごく喜びやし、いいことだなと思いますので、今後も当然、まだ不登校の数も増えていくのかなというような、ちょっと分からないですけども、保護者に対してとか、進路相談も含めしっかりやっていただけたらいいのかなと思います。

次の質問なんですけれども、さっきの話とつながるんですけど、今の時代、無理に学校に戻すことを目的としない取組が一般になってきているのかなというふうに思っていますし、私自身も同じ考えなんですけれども、例えば小学校から中学校に進学する、環境が変わるタイミングで学校に行ってみようかなとか、心境の変化もあるかと思えます。進学とか進級って何か変化のポイントになるかなと思って、丁寧なフォローとかが必要じゃないかなと思いますけれども、6番、小学校から中学校への進学時の取組や対応について教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の6点目、小学校から中学校への進学時の取組や対応についてご答弁申し上げます。

小学校から中学校への進学が不登校児童にとって不安が高まりやすい重要な時期であると考えております。

教育支援センターでは、指導員が児童や保護者に対し、進学に対する不安を丁寧に聞き取り、在籍校とも連絡を密に取りながら、少しでも不安を解消できるよう支援を行っているところです。また、小学生と中学生と一緒に過ごす中で、中学校のイメージが湧き、安心できる材料の一つとなることもございます。

今後も、児童や保護者の不安を丁寧に聞き取り、不安を取り除く手だてを一緒に考えていくとともに、中学校入学後も生徒の状況に応じて引き続き通所することができるよう切れ目のない支援に努めてまいります。

また、不登校児童・生徒にとって教育支援センターが安心できる居場所の一つとなれるよう、一人一人の状況に応じた支援を心がけ、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）丁寧に対応していただいておりますありがとうございます。

今、教育支援センターができて、よりこういうケアができやすくなっているのかなと思います。教育支援センターのなかったときは、きっと小学校から中学校に上がるよみみたいな学校同士のやり取りだけで済んでしまって、貴重な変化のタイミングを逃している子どもたちもいたのかなという思いがあります。だから、今、小学生のほうが多いということなんですけれども、そういう進学時に対してはちょっといろんなことを考えていただいて、絶対に学校へ行かなあかんというわけではないんですけど、やっぱり心境の変化に教育支援センター自身がついて行ってあげてほしいなとか、そういうところをしっかりとフォローしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

次なんですけれども、学校の進路説明会であっても学校には行きたくないとかいう生徒もいるのかと思いますし、今後そのようなケースも出てくると考えられますが、例えばセンターでの進路説

明会などの実施の状況なんかを教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の7点目、センターでの進路説明会実施の状況についてご答弁申し上げます。

現在、教育支援センターでは進路説明会は行っておりませんが、中学校の校長を経験している教育研究所加配教員が児童・生徒及び保護者の状況に応じて個別に進路相談へ対応しているところです。また、中学校から高等学校等のパンフレットを集め、教育支援センターでいつでも閲覧できるようにすることで、児童・生徒や保護者が無理なく情報を得られる環境を整えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

センターで進路説明会はしていないけれども、進路説明会のようなことはしているみたいな感じで受け取っていいんですかね、個別にということ。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）中学校の校長を経験している経験豊富な教員が1人入っておりますので、その者からこの高校はこういう状況だよとか、こういうことに力を入れているよというようなことは伝えられるので、そのような形で個別対応をしているような状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今、個別対応でやっていただけているということですが、当然学校は学校で進路説明会があると思うんですけれども、内容的には、学校でやっていただいている進路説明会と個別で対応していただいている説明会というか説明と、中身はやっぱりリンクしているというか、同じような形で説明していただいているんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）個別対応が基本となっておりますので、その状況に応じてという形にはなるかと思っております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

これから今、やっぱり進路のこととかそうやって悩みが増える子どももいらっしゃると思うので、この進路説明、実際、今は教育支援センターとしてはやっていないということなんですけれども、今後、やらかなあかんよなという時期が来るかも分からないですし、そういった先のこともしっかり考えていただいて、子どもや児童・生徒や保護者の方にきっちり説明できるような体制をつくってほしいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次ですが、教職員は不登校関連に関する研修を校内研修であったり校外研修であったり、自主研修であったり初任者研修とか管理職研修とか段階に応じていろいろあるかと思うんですけれども、8番、指導員・教員向けの不登校関連の研修などの実績について教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の8点目、指導員・教員向けの不登校関連の研修などの実施についてご答弁申し上げます。

教育研究所加配教員や指導主事が大阪府教育庁主催の不登校に係る研修会に参加しております。また、学んできたことを他の指導員や学校へも指導助言しながら全体のスキルアップに努めているところです。さらに、教職員研修を教育支援センターで行い、その都度、教育支援センターを紹介することで教職員の理解を深めております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）教育支援センターで教職員研修を行うという。紹介も兼ねてということなんですけれど、これは、具体的に今例えば何人ぐらいの規模でどんな感じの研修になっているんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）教育委員会主催の研修会、例えば生徒指導の研修会であったりとか学力向上の研修会であったりとか、いろんな担当者会的な研修会を行っております。その研修会の場所を教育支援センターの一室を利用することで、そのときに、教育支援センターで今こういう掲示をしたりとかこういうことを取り組んでいるんですよというような紹介をしたりしているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

研修といっても今、不登校関連の研修とか講演とかそういうのは、新しい考え方の講演などともいろいろ開催されていると思うんです。全てが本町とマッチしないのかも分からないですけども、これだけ不登校が増えている現状があること、新しい考えや取組なんかもいっぱいあると思うんですけども、そういった何か新しい取組に対する研修とか、そういったものの考え方というのは何かありますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）最新の情報という形で、大阪府教育庁のほうから我々指導主事に対しての研修会というのが年間で何回か設定されております。それが最新の情報であり、今後こんなことに気をつけていったらいいよとかいう注意であったりしますので、それが新たな研修の内容になってくるのかなというふうには感じているところです。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

研修といっても内容は様々やとは思いますが、実際、不登校に対する研修って主なというか、どういう話が多かったりするんですか。やっぱり子どもの心理とかそういう話が多かったりするんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）そのときのテーマにより様々なんですけれども、今多くあるのが、大阪府教育委員会のほうでも教育支援センターを設置されました。そこでの取組、よかった内容であるとか好事例を我々のほうに教えていただいているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

実際、府とか公的などところだけではなくて、自由研修というところでもいろんな取組についての研修はいろいろあるかと思えます。そういったやつも積極的に、教育支援センターの指導員だけじゃなくて、やっぱり先生も受けていただいて、しっかり知識を身につけるといいうか、やっぱり気持ちを捉える力というか、不登校には要因がいろいろあり過ぎるんで、これというところはなかなか難しいとは思いますが、まず児童・生徒や保護者の気持ちをやっぱり共感できるというか、傾聴できるような研修をやってほしいなというふうに思っていますので、お願いしておきます。

次ですけども、民間施設とか積極的に連携して、それぞれの得意分野を生かして包括的な支援ネットワーク構築なども必要だと考えますが、9番、近隣市町の教育支援センターやフリースクールとの連携について教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の9点目、近隣市町の教育支援センター・フリースクールとの連携についてご答弁申し上げます。

現在、不登校関連の研修会等において、近隣市町の教育支援センターの運営状況などについて情

報共有を行っております。また、大阪府教育庁が所管する大阪府不登校支援センターと連携している中で、児童・生徒がオンライン配信に参加することもございます。

フリースクールとの連携につきましては、学校が連絡を取り合い連携しているフリースクールに教育研究所加配教員と指導主事で訪問し、活動内容などの情報交換を行いました。今後は、スクールソーシャルワーカーも訪問し、連携体制の構築に努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

しっかりやっているとということだと思えますけれども、例えば近隣市町の教育支援センターで、あそこはこうやったけれどもこちらはこうやなとかいろんな気づきもあったりするかどうか、そういうことというのは交流することによって何かあったりしますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）近隣の市町の開設の状況、開設時間が何時に設定されているのかとどれぐらいの頻度で開設している、また人数がどれぐらい来られていてどんな内容を活動しているんですかというようなことを確認していく中で、うちの町で今の子どもたちの状況に合わせた対応はこういう対応になるよねというようなことを確認をしているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、大体同じような内容ではあるけれど、それぞれ独自の形で運営されているのが一般的という形ですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）活動の仕方としては、やっぱり個別対応を中心ということになってきますので、個に応じた、子どもたちにとって一番いい活動ってどういう活動だろうと考えていく中ですので、似たような活動になってきているのかなというふうな感触を受けているところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

さっきの例えば校外研修とか学習とか、グリーンパークであったりいろんな町の施設であったりとか、これから不登校に関連してというか、他機関の連携の強化というのはやっぱり大事なことなんじゃないかなと思いますし、教育委員会が中心となって、福祉、保健医療とか地域の様々なネットワークの構築の取組が今後も必要になってくると思いますので、そのあたりも考えていただければ幸いです。

次の質問ですけれども、今の時代、伝える・伝えるホームページが重要だと考えています。昨日の河合議員の質問の中で常任委員会合同視察、池田町の取組について話がありましたが、取組内容もそうなんですけれども、ウェブページ、紙媒体ともに伝える見せ方に明確なビジョンがあり、統一感があったのがすごく自分の中で残りました。

それで、今これから質問ですけれども、10番、教育支援センターホームページの年間アクセス数を教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の10点目、教育支援センターホームページの年間アクセス数についてご答弁申し上げます。

令和6年11月1日から令和7年11月1日の1年間の教育支援センターホームページのアクセス数は731件でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

1年間で730件、自分のイメージしていたよりは割と多いのかなとも思ったりするんですけども、実際これ、児童・生徒の保護者以外にも我々関係者であったりとかいろんな方が見ているので、本当に届くべきところにこのアクセス数が届いているのかなというのがちょっと微妙なところではあるんですけども、もちろんまだ1年なんで、当然今後もいろんなこういうことも考えていただかないといけないなということなんですけれども、教育支援センターの現状のページは他の自治体でも本町と同じく見出しとテキストのページが多いことは把握していますが、他の自治体と同じである必要はなく、教育支援センターのページは、見出しとテキストはもちろんですが、心と安心を発信することが重要だと考えています。町内の方にはもちろん、不登校経験のあるご家族が熊取町を選びたい、教育支援センターのページが転入のポイントになるかも分かりませんし、このページにたどり着く方はそこに期待感や心を感じたい方だと僕は思います。

現状、熊取町教育支援センターと検索すると、資料にもつけていますが、最上位に教育支援センターについてのページ、2番目には熊取教育支援センターが出るんですけども、そこをクリックするとA4のPDFが表示されるような状況になっています。まだ1年半なんで、僕は始める当初はこの形のスタートでよかったと思うんですけども、今現状26名利用していただいて、これから増えるかも分からないというところの観点から見ると、少し厳しい言い方になって申し訳ないですけども、今の現状のページだと、私が例えば保護者として熊取町の教育支援センターに頼りたいとかすがりたいとかどんなのかなと思って見に行くと、見出しとテキストしかないということだと、やっぱり5秒でもうページバックすると思います。

だから、本町の教育支援センターも最初はこれでよかったけれども、やっぱりだんだん日数がアップデートされるようにページのほうもしっかりアップデートしていただきたいというのは思っているんですけども、3月議会でも本町のホームページについて質問させていただき、ユーザーの立場での使いやすさ、伝わるページを提案させていただき、ヘッダーメニューの固定や様々な改善もしていただきました。例えば、ふるさと応援寄附のページでも写真やイラスト入れて改善していただいて伝わるページになってきたと思いますし、そのアップデートには感謝しています。

資料につけていますけれども、令和6年10月号広報で、教育支援センターについて心が伝わるすてきな記事を掲載いただいています。日常の業務がある中でホームページを考えたりデザインを考えたりするのは時間的にもかなり大変だとは思うんですけども、せっかくいろんな校外学習とかをやられているというお話もありましたし、イメージを伝えるためにストックフォトなどの活用、それと、同じ役場内に広報が作っている分かりやすい、伝わるイラストやテキストがあるのが現状やと思います。このすばらしい素材をそのままほっておくんじゃなくて、やっぱり有効活用すべきやと思うんです。それに対してホームページのリニューアルというか、少しグレードを上げてほしいなというところなんですけれども、まず広報の立場として、このイラストの提供とかページ作成への協力は可能でしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指名でございますので、広報ホームページ担当としてご答弁申し上げます。

ご提出いただきました資料で改めて確認させていただきましたところ、まず、ホームページのほうなんですけれども、ご指摘のとおり文字のみの構成となっております、せっかくのすばらしい施設が表現し切れていない、伝わり切れていないように、これは正直感じるところでございます。

一方、昨年の10月の広報紙の特集のほうですけども、イラスト、写真、またスタッフや利用者のインタビューなども掲載いたしました。ただ、不登校というセンシティブな、非常にそういった内容であることから、ある意味攻めた記事を作ったわけなんですけれども、正直若干の不安はござ

いましたが、ただ、批判等は一切ございませんで、逆に多くの住民の皆様から温かい気持ちになりましたといったような、そのようなうれしい評価をいただき、広報戦略課のスタッフも非常に自信につながる10月号となったところでございます。

この10月号広報のとおり、本町の教育支援センターのほうは、心温かいスタッフがいる人とのつながりを重視したすばらしい施設であるにもかかわらず、現時点、ホームページではそれが伝えられず、もったいない感じがします。そういったことから、10月号広報紙の記事、写真などを使いながら、議員からご提案のありました心のこもったセンターが少しでも伝わるように、ふるさと応援寄附のページの改良のときと同様に、教育委員会と相談、調整の上改良してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。ぜひ、見ていただける方に心を伝えられるページのアップデート、これも常々、1回だけアップデートしたらいいというわけではなくて、やっぱりその時代その時代に合ったことが求められると思いますので、またよろしく願いします。

次なんですけれども、資料もつけさせていただいているんですけれども、例えば令和5年度第1回総合教育会議の中で町長が、教育支援センターを設置さえすれば、不登校が解決できるのではないかと考える人が多いと感じるが、そうではない。不登校の子どもが人を信じたり、人と信頼関係を築けるような支援を教育センターでカバーすることが重要と発言されています。本町の教育支援センターは、他の自治体から見ると後発にはなりましたが、他の自治体での失敗や成功事例を研究できるのが後発の強みだと思っています。その上で、11番、機能の充実を図る上で、新たな取組の考えについて教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の11点目、機能の充実を図る上で、新たな取組の考えについてご答弁申し上げます。

教育支援センターがさらなる不登校支援の要となるためには、機能強化は重要な課題であると認識しております。そのため、通所時間の延長や指導員の増員、オンラインでのやり取りについても検討しております。

また、教育支援センターに通所している児童・生徒の中には週の数日、学校へ登校する児童・生徒もおります。学校に登校した際には校内教育支援センターを利用することが多いため、校内教育支援センターの充実が不可欠です。今まで以上に、児童・生徒の情報共有を密に行い、教育支援センターの活動内容を校内教育支援センターに伝えるなどして充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

実際、校内教育支援センターというのもあるんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）学校のほうで別室対応というような形で、校内の教育支援センターという形で設けております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

機能の充実というのは、いろいろさっきのホームページだけではなくて、いろんな機能の充実を図っていく必要があると思います。先ほどの総合会議の中で、この時期だと前教育長の言葉だと思うんですけど、そのとき吉田教育長も理事であったということで内容共有等はされていると思うんですけども、教育長が熱い思いを語っておられますけれども、開所から1年半なんで当然完璧ではなくて、それでいいと思うんですけども、現段階で吉田教育長が今、熊取町の教育支援セン

ターを見て、この前教育長がおっしゃった内容に向けてどれぐらい達成できていると思われそうですでしょうか。

議長（文野慎治君） 吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君） まず、私のほうは、先ほど支援センターで行われている様々な行事がありますけれども、できるだけ時間が空いているときには私も参加させてもらうようにしています。そのときの子どもたちの笑顔であるとか、あるいは支援センター内で小学生、中学生が年齢の垣根なく教え合いをしたりお話をしたり笑顔であったりというシーンを見て、ああ子どもたちにとってこういう居場所があるということは本当すばらしいことだなと思っています。

ですから、前の教育長がおっしゃっていた文章を私も読みましたけれど、当然それについては達成できているというふうには思うんですが、ただ、こういった支援というのは最終点が僕はないとされていて、だからどこまでいったら成功で失敗かという問題ではなくて、やっぱり常々子どもの状況や保護者の考え、思い、指導員の思いも全て含めてどんどんと次を目指しながら取り組んでいくことが必要だと思っています。ただ、支援員も含め十分に頑張ってくれているというふうに評価させていただきます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。ありがとうございます。

終わりがないということなんですけれども、これからもきめ細やかな対応をしていただいて、保護者や子どもたちに教育支援センターに来てよかったというか、楽しかったみたいな思いを持っていただいて、またいろんな体験を通じてやっぱり社会に生きていけるようなことも学んでいっていただけるようにご指導をお願いしておきます。

一応、教育支援センター関連については以上となります。

ちょっと時間がないので、去年12月にも今回と同じ質問をさせていただいているんですけれども、そのときも現状において条例基準のおおむね40人を大きく上回っている状況となっており、現有施設においてこの状況を解消することは困難であるため、現在、3クラブの運営に向け検討を行っているというところのご答弁をいただいていた。

東小学校敷地内にユニットハウスを設置する案であったりとかいろんなところ、それは去年の12月にそういうお話を聞かせてもらったんですが、現状、1番、東学童保育所3クラブ化についての考えを教えてください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） それでは、学童保育所についてのご質問の1点目、東学童保育所3クラブ化への考えについてご答弁申し上げます。

まず初めに、東学童保育所の入所児童数の状況についてご説明させていただきますと、現在2クラブで運営しており、本年4月当初は、うち1クラブが施設の受入れ可能人数47人に対して42人、ほかの1クラブが受入れ可能人数65人に対して52人の合計94人となってございましたが、11月1日時点ではそれぞれ44人と45人となっております。

また、現在、10月に実施いたしました令和8年度当初の入所希望調査におきましては、現有施設での受入れ可能人数である112人以内に収まり、全児童の受入れが可能と見込んでいるところでございます。

東学童保育所の3クラブ化についてでございますが、昨年12月の多和本議員の一般質問において検討を行っている旨ご答弁をさせていただきましたが、指定管理者であるNPO熊取こどもとおとなのネットワークに対し、現施設と別の場所で町が一定の土地や建物を確保することで新たなクラブ運営が可能か協議を行っているところですが、さらなるクラブ増設のために必要となる人員確保が極めて厳しい状況となっているものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

去年、前進しそうかなとちょっと思ったんですけど、ちょっと後退しているというか、止まってしまっているというような現状だと思うんですけども、実際やっぱり人数は今の範囲の中ではいけているということなんですけれども、そもそも40人以上を大きく上回っていることにはもう間違いないということで、やっぱり3クラブ化は必要やし、中央学童に関しては今年度1クラブ増設していただいてすごくありがたかったと思うんですけども、やっぱり東学童を何とかせなあかんよねというところだと思うんです。

時間がないんでちょっと短くなんですけども、実際、財政がこれだけ厳しくなっている現状も踏まえて、児童も減ってきていると思われま。学校の教室に本当に空きはないんでしょうか。ちょっと短めでお答えしていただけたらありがたいですが。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）児童・生徒数自身は減ってきている、増えている学校も実際あります。その中でいろんな形での授業というのが増えています。支援学級が増えたりであったりとか通級指導教室が必要であったりとか増えている中で、空きがないというのが現状でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

実際、我々地区の人間が学校にお邪魔したときに多目的室なんかを利用させてもらうことが結構多いんですけども、その多目的室とかも使うことは難しいんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）学校の中でも様々な活動をしておりまして、縦割り活動であったりとか多くの人数が集まってやるような授業もありますので、そういった中で多目的室等を使うということが多くありますので、なかなか難しいというような現状でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

どちらにしても、やっぱり東小学校の児童のことやし熊取町の子どものことなんで、進んだり戻ったり、立場ではいろいろあると思うんですけども、最終やっぱり児童のことを一番に考えてあげてほしいし、またその辺、再度しっかり検討していただけたらと思います。

もう時間がないんでいきなりなんですけれども、2番、学童保育所の支援員への保育就労支援金の考えはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、2点目の学童保育所の支援員への保育就労支援金適用の考えについてご答弁申し上げます。

本町では、NPOが学童保育所運営を担っているところがございますが、定期昇給や最低賃金上昇に伴うNPO職員の給料表見直しに係る経費等については、適宜指定管理委託料に上乘せするなど一定の処遇改善に取り組んでいるところではありますが、全国的な成り手不足や近年のクラブ数増加の影響などにより、支援員の確保がさらに厳しい状況となっております。

ご質問いただきました就労支援金の学童保育所支援員への適用につきましては、まず成り手不足の解消が前提であることから、現在のところ実施する考えはございませんが、支援員の処遇改善に向けた国の動向を見据えつつ、NPOとも協議を行い、支援員の確保につながる方策の一つとして念頭に置きながら検討はしてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

夏休みの短期のこともありますし、支援員ってやっぱり足らへんのかなと思うんです、僕も聞いている話の中ではね。だから、保育就労支援金の適用で町内の保育所は以前より就労していただける

方の確保が割と進んでいるということで、割とこの効果がちょっと出ているのかなというようなイメージがあったりするんですが、何かしら学童保育所の支援員の処遇改善であったりとか、新しく雇用するときに何かこういう補助があったら少しでも動きがあるんじゃないかなと思っているので、いろいろ考えていただいているとは思いますが、今後も引き続きお願いしておきます。

それと、12月1日に熊取町学童保育連絡協議会が熊取学童保育所事業の拡充を求める要望書として町長宛てに署名とともに提出されていると思いますが、その中でも触れられていて、私も学童保育所に関する質問、提案、提言をさせていただいていますが、厚生労働省が出している放課後クラブ方針、熊取町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、東学童の3クラブ化、恒久施設での施設整備、放課後支援員の処遇についてなどの要望がされていると思いますが、これについてもきちんと考えていただいて、対応いただけたらと思います。

最後になりますが、何度も要望しているんですけども、学童保育所の実施主体は熊取町です。関係するそれぞれの立場とかもいろいろあるかと思いますが、本町の子どものたちのために、環境整備を含めた解決策をいま一度考えていただくよう強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、通告に従いまして私から一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は町内のPFAS汚染についてであります。

熊取町内における地下水のPFAS汚染については、これまで汚染の広がり調査を中心に取組みまれてきました。汚染源の特定については、9月議会での江川議員の質問への答弁で、目標値を大きく上回る濃度を検出した井戸の所有者は、原因の調査と汚染の広がりを防ぐ対策を検討していると答えています。これは6月議会の私の質問への答弁とほぼ同様であります。

そこでお尋ねしますが、まずPFASの問題についての1点目、事業所における原因の調査は進んでいるのでしょうか、把握していることがあれば報告願います。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、町内のPFAS汚染についての1点目、事業所における「原因の調査」は進んでいるのかにつきましてご答弁申し上げます。

さきの9月議会での答弁以降、新たに報告できる情報はございませんが、これまでの調査において目標値を大きく上回る濃度を検出した井戸の所有事業者は、その原因の調査及び専門家を招いての汚染の広がりを防ぐための対策の検討などに継続して取り組んでいると聞いてございます。

町といたしましては、引き続き、この状況を注視しながら、原因の特定と新たな動きが出た場合は大阪府等関係機関と協議し、適切な対応が取れるよう協力してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいま報告いただいた答弁の内容は、これまでと大きく進んでいるというふうにはあまりを思えないような答弁であったかと思うんですが、これまでの答弁と唯一違うといえば、専門家を招いてとかそういった表現を若干付け加えているということであったかと思うんですが、何もしていないわけではなく、事業所においても原因究明の調査は続けているというふうに判断していいかと思うんです。

6月議会で質問した折にも私、それぞれの事業所のホームページでの報告事項等を引用をしながら発言させていただきましたが、事業所においては一定、調査がまとも次第といいますか、ある程度進んだところで何らかの形で公表する、報告するというか、そういう意図はあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）あると聞いておりますし、そのように町のほうからも求めてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）その公表というのは、これまでのようにホームページでの公表ということなんでしょうか。それとも、熊取町に対して何か正式な報告とかそういうことになるんでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）報告の方法までは聞いてございませんが、現在でも、状況が変わったりだとか新たな情報が判明した場合にはその事業所のホームページのほうで公表しているかと思えますし、その対応は変わらずやっていくのかなというふうには認識してございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。ぜひ、一定調査は区切りのついた段階できちんとした報告をしてほしいというふうに願っているんですが、何分、昨年12月の大阪府のプレス発表以来ほぼ1年が経過しております。また、今年2月の調査報告からは10か月、これまで事業所のホームページで原因究明の調査をしているとかそういったことはいろいろ書かれているんですが、あまりにも長時間が経過しているということで、非常に関心を持っている方にとってはもやもやとした状態が続いているというのが現状であります。

もちろん一般住民が飲用している水道水においては一応心配はないというふうに言われておりますので、多くの住民はそれほど大きな心配を抱いていないかもしれませんが、やはり関心のある方、そしてまた農業されている方とか、いろんな方々で多くの関心を持って心配をされている方も多数おられるかなと思います。

6月議会のときにも私、報告させていただきましたが、もう一度、念のためここで議場の皆さんへの共有として報告させていただきますと、理事者側の答弁ではなるべく事業所名は出さないようにしておられますが、住友電工ファイナポリマーでは5月13日のホームページでのお知らせで、PFOAが残留していた可能性のある原材料の使用は2015年までに廃止していると記載しております。2015年までに廃止しているということは、それまではPFOAが残留していた可能性のある原材料を使用していたということであって、だから2015年以後も敷地内にPFOAが残っている可能性があるということですね。

一方、原子燃料工業は5月29日のホームページの報告で、過去に行った電子線照射事業でPFOAを副生する物質を取り扱った。副生するというのは電子線照射事業の過程でPFOAが発生するという、そういう意味だと思いますが、そういうPFOAを副生する物質を取り扱っていた。ただし、電子線照射は2019年に終了していると、そういうふうなことを報告しております。

原子燃料工業に関しては、電子線照射事業で果たしてどれだけのPFOAが発生したのかとか、その後どれだけ残留しているのかとか、そういったことも専門家の意見を聞きながら調査して、それを報告したいというふうなこともホームページには書かれておりましたが、いずれにしましても、両事業所において何らかの形で長らく事業所内にPFOAが残留していた可能性があるということなんですね。その残留していた可能性のあるPFOAをどのように処理したのか、それが非常に気にかかるところであります。事業所内に放置していて雨ざらしになっていなかったのかとかそういったこと。結局、事業所内の井戸の水の検査においても、現在使用している井戸においては全く低い数値であったと。過去に使用していた井戸において高い濃度のPFOAが検出されているという、そういう非常に不思議な状況になっております。これについてはぜひとも明快な説明、なぜそうなったのかという説明を事業所において明らかにしていただかなければ、我々は安心できないということをおきたいと思えます。

そうしますと、質問項目の2点目ですが、熊取町の独自調査で2か所のため池が目標値を超過していた。継続調査を予定していると聞いておりますが、結果はどうなったのでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、2点目、熊取町の独自調査で2か所のため池が目標値を超過していた。継続調査を予定していると聞いたが、結果について答弁申し上げます。

令和7年3月17日に町独自で行った町有ため池の水質調査結果を公表してございますが、水道水として国が定める暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルを上回った2か所のため池の継続調査につきましては、農繁期を迎える前の令和8年4月を予定してございます。

また、調査結果につきましては町ホームページにおいて速やかに公表する予定としてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）もうちょっと早く調査をしていただいているものと思っていたんですが、令和8年4月ですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）令和8年4月、ちょうど8年度の農繁期を迎える前に再度調査しようと考えてございます。

今年度につきましては、以前6月議会のほうでも答弁させていただいたとおり、1個のため池につきましてはもうそこを介さず上流のため池から水を取ることによって下流の耕作ができる。もう一つにつきましては耕作に使われていないということでしたので、今そういう8年4月にもう一度しようとしているところでございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

ため池の継続調査はぜひやっていただきたいんですが、その際に、暫定目標値を超えた2か所のため池に限定するのではなくて、これまで調査しているため池全てについてやっていただいたらどうかと思うんです。というのも、これまでの調査で例えばヨシ池は49ナノグラム、坊主池が43ナノグラムというふうになっております。そもそもため池で、もちろんナノグラム・パー・リットルという数値ですから濃度としてはそんなに極端な濃度ではないんですけども、暫定目標値の数値の基準に極めて近い数値が出ている池もございます。本来、こういったため池においてはもっとも低い、限りなくゼロに近いような数値であってしかるべきかなと思うんですが、ところが50ナノグラムに非常に近い数値が出ているため池もございます。また、そのときの事情でたまたまそういう数値にはなっていたけれども、別の日に検査すれば50ナノグラムをオーバーしているかもしれません。

ですから、できることならばこれまで検査した全てのため池について継続調査をすべきではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）確かに、議員おっしゃられるように数値のばらつきというのはございます。ため池ですのでどこから入ってきているのかというのはなかなか断定しにくいものなんですけれども、空中を浮遊しているものとかもございます。

測るときによって多少の違いが出てくるのかもしれませんが、今、一応目標暫定値であります50を超えたものだけを追跡調査していきたいと考えてございますので、今のところ2か所のため池の調査をしようとしているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）現在のところは2か所のため池に限定しているという答弁の繰り返しであります。ぜひともその辺についてはもう少し慎重に検討していただきたいということを申し述べておきます。

それから、3点目の質問に移りますが、6月議会の私の質問への答弁では土壌調査は考えていないとのことでありましたが、環境省が公表している暫定測定方法を用いての調査は可能と考えますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君） 3点目の環境省が公表している暫定測定値を用いての土壌調査は可能と考えるが、いかがかについて答弁申し上げます。

現在、農林水産省で農業環境中のPFOS、PFOAの米への移行、蓄積性についての研究結果を公表しております。今回の研究結果に基づけば、水田土壌から玄米へのPFOS及びPFOAの移行、蓄積は小さく、玄米からPFOS及びPFOAが検出されたとしてもその濃度は低く、一般の流通品の含有量と同程度の水準であることから、主食米の栽培に当たり、水田土壌や農業用水の浄化など特別な対策は不要と考えられるとの内容について示されたところであり、土壌調査等の対応は予定してございません。

ただ、引き続き大阪府や関係機関と連携しながら対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 今おっしゃっていただいたのは、環境省の何か資料を引用しておっしゃっていただいたのでしょうか。もう一度、どういう表現を使われたのか、おっしゃっていただけますか。

議長（文野慎治君） 庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君） 今引用したものでございますが、一応農林水産省のホームページの中の食品中のPFASに関する情報というところで、一番最近でいきますと、7年11月5日付の農林水産省のホームページの中に掲載されております研究結果を今、引用させていただいております。

もうちょっと詳しく説明させていただきますと、PFAS、PFOAそれぞれに分けて研究されているようなのですが、それをどのようにしたかといいますと、まず、主にPFASが検出されている河川、大体最大値で暫定目標値を超えている200ナノグラム・パー・リットルの川から水をくんでその土壌に水を入れて、そこで米作をした場合、あと、PFOAが主に検出されている河川としまして、これは大分大きな5,000ナノグラム・パー・リットル、目標値の約100倍近い川の汚染された水を取水して耕作地で耕作した農作物のそれぞれを今、農林水産省のほうで土壌にどれだけ移行して、そこで作った米にどれだけ移行されているかという研究をされたところの結果が、今答弁で申し上げた内容でございます。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 分かりました。要するに農林水産省の研究結果の資料を引用して説明していただきましたが、その点については私、ちょっと不勉強で知りませんでした。私が今回の質問通告をするに当たって参考にさせていただいたのは、環境省が今年3月に公表しているPFASハンドブックというのがございます。このPFASハンドブックについては担当課も知っておられるかと思うんですが、環境省のPFASハンドブックという資料の中の50ページのところに土壌中のPFASについてという項目があります。その表現をちょっと引用させていただきますと、「土壌中のPFASについては、日本国内で統一的な測定方法が確立されていなかったことから、環境省は、2023年7月、PFOS・PFOA・PFHxSの3種類についての暫定測定方法を取りまとめ、全国に周知しました。ただし、この測定方法は限られた試料数・土質の土壌を用いて精度を検証したものであり、様々な土質の場合にも同等の精度が得られることは確認されていません。このため、測定精度、試料の採取・分析等での課題を把握した場合は、環境省への情報提供を要請しています」ということで、環境省のこの資料においても測定方法についてはまだ暫定的であると、要は研究途上だということなんですけれども、暫定的な測定方法ではあるんですけれども全国的に環境省のほうで周知をしているという状況です。

この文章を解釈すれば、暫定的な測定方法ではあるけれども、これを用いて測定をしていただきながら、そこで出た結果等についてまた環境省へフィードバックしていただきたいと、より精度の高い測定方法を確立していこうではないかみたいな、そういうふうに私は受け取っております。

現に環境省の方も何か関わりながら土壌調査を始めている、そういう地域があるということも聞いております。ぜひ、この辺は熊取町においてもこの暫定測定方法を用いて調査する意義はあると

思うんですが、例えば農地についての測定ということであれば、これは個人が所有している農地を勝手に測定するというわけにはいかないでしょうから、当然その農地の所有者の意向を尋ねながら、農地の所有者が希望すれば暫定測定方法を用いて調査するというのも検討の余地はあると思いますが、いかがですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）今、議員おっしゃられたように、環境省の引用を今していただいたかと思えます。農林水産省のほうでも暫定測定法というのはございます。それもやはり環境省と同じで、まだサンプリング量が少ないということで、統一的な見解が求められるものではないということで、農林水産省のほうも暫定という言葉をつけてございます。

それによっても土壌検査、今、個人の農地とかで個人の承諾を得られればできるということは確かにそのとおりであります。先ほど僕、答弁でも申しましたように、もしそういった暫定目標値より高い水を使って耕作した場合、土壌にも幾分か移行はされます。ただ、そこでまた米作をしたところでも米への移行というのは僅かなものであって、日常市販されているものともそう大きく変わりはないというようなことも今、農林水産省の研究の結果では出てございますので、そこまで研究結果があるということであれば、逆に土壌検査をする必要がないのかなというふうな今考えを持っているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それはお役所が勝手に決めることではないでしょう。それは、住民の安全、命に責任を持つ行政としては、やはり住民の方々が不安を持っている、もし調べてほしいということであれば仮に暫定的な測定方法であっても活用しながら調査するという、そういう姿勢が必要なんじゃないですか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）議員おっしゃる内容につきましては理解は十分してございます。ただ、測定も暫定値であってサンプリングもないという状況なので、現在、する状況にないというふうに考えてございます。

町としましては、ため池のPFASが検出された、その目的は何か。稲作で使うための目的に使われていますので、まず農作物に影響がないと今回農林水産省が断言されております。土壌改良についても特別な対策は不要と考えられる。ということは、口に入れる農作物については残留している濃度というのが一般市販品と変わらないところまで書かれてございますので、我々としては、そういう耕作に使われる土壌調査については必要ないというのは農林水産省の見解で、それに従うというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）その点についてはこれ以上やり取りしても堂々巡りになりますのでそれぐらいにしておきますが、土壌調査ということについては、先ほども引用した文章の中にもありましたように、まだまだより精度の高い調査方法が確立されていないということなんですが、それは逆に、サンプリング調査する結果の数が増えることによって精度が高まっていきます。ですから逆に言えば、環境省の調査に協力するというふうなそういう姿勢の住民が現れれば、ぜひその意向を酌んで積極的に調査をしていただきたいということを述べておきたいと思えます。

それでは、次の質問項目に移ります。

大きな質問項目の2番目ですが、泉陽ヶ丘住宅地内の雨山川に架かる「不明橋」についてお尋ねします。

熊取町内の不明橋について、令和4年12月議会において質問した際、二級河川に架かる橋については大阪府ほか関係機関と可能な範囲で連携を図っていくとの答弁でありました。とりわけ泉陽ヶ

丘の雨山川に架かる不明橋については、地域の方々が毎日利用されており、早期の対策が必要と思われまます。大阪府との協議は進んでいますでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）ご質問の2点目、泉陽ヶ丘の雨山川に架かる「不明橋」について早期の対策が必要と思われるが、大阪府との協議はどうかについて答弁申し上げます。

大阪府におきましては、令和元年より大阪府が管理する河川に架かる管理者が明らかでない橋梁、いわゆるご質問の不明橋について、権利関係が不明であり、また大阪府の管理対象でもないことから、落橋による河川の閉塞や安全の確保を目的に管理者の調査を進めてきたところではございますが、全ての不明橋の管理者の特定には至っていない状況でございます。

そのような中、今年度において本町から積極的な対応についてお願いをしていたところ、このたび大阪府におきまして、大阪府管理河川内に存在する不明橋は、健全度が不明なまま現在に至っており、健全度不明な橋梁の早急な安全確認が必要であるとの認識の下、早急に点検を行う方針が示されたところです。

現在、大阪府におきまして点検の準備を進めていただいております、時期、方法等が確定し次第、地元自治会長に説明の上、今年度末をめどに点検を実施するとのことでございました。

本町といたしましては、この調査結果をもって、橋梁の今後の必要な対策などを大阪府と可能な範囲で連携を図ってまいりたいと考えますので、ご理解賜り、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）前回の質問から若干の前進があったようですが、今年度中に点検を行う方針が示されたという理解でよろしいんですね。はい。

点検を行うというのは、それは要するに橋梁としての安全性の点検という言葉と思いますが、その点検によって当分の間通行しても心配ないですよとなるのか、あるいは耐震性にちょっと不安があるということで、これは耐震補強しなければいけないというふうな結果になる場合もあると思いますが、もし補強しなければならぬかということになれば、それは大阪府が実施するんですか。誰が実施するんでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）点検後の結果にもよりけりですけれども、もし何か手を加えないといけないということの結果が出た場合には、その辺はまだ大阪府がしてくれるものなのか、また違う、町でしないといけないのかという、その辺はまた協議のほうになってこようかと思っております。だから、今の時点ではその辺が誰がするという断定したことはちょっと言えない状態です。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）なるほど。そうしますと、点検はするけれども、その後、点検の結果を受けてどうするのかということは不明なまま点検をするということなんですね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）先ほど庭瀬の答弁でもありましたように、こちらについては管理者不明、権利関係というのはやっぱり非常に難しいもので、どこがするかというところにはいまだ踏み込めていない状況です。

ただ、大阪府につきましては、関係者というわけではないんですけれども、二級河川、今も使われていますけれども、河川管理者として大阪府は、そこに架かっている不明な橋梁という扱いの中で関わっていただけるという状況です。だから、権利者と言えるのは所有者、設置者、不明ですが、あと利用者、使われている住民の方というのも一つの権利者。ただ、熊取町はなかなかそこには、先ほど説明させていただいたように、不明な権利者、権利関係というのは非常に難しいので、町が率先して関わられるという状況にない中、一旦今大阪府が点検までしていただけたという状況になったというところがございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今回、全国的に、そして大阪府でも一斉に調査されたこの不明橋なんですけれども、誰が架けたのか分からないという不明橋が日本全国あちこちにたくさん存在しているわけなんです。泉陽ヶ丘地区の不明橋については、あくまでこれは推測の話ではありますけれども、あそこはかなり以前、正確な年数はちょっと定かではないですが、今から30年以上前に開発された住宅地でありますけれども、その住宅開発をした業者が言わば工事用の仮設の橋として架けた橋である可能性も大きいかと思うんですが、その辺の調査というのは全くされていないんでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）議員もご存じのとおり、その開発というのが、道が今、位置指定道路になられているというのはご存じかと思います。位置指定道路の指定というのが昭和45年にかけてでございます。ですので、それ以降の開発にはなろうかと思うんですけれども、ただ、僕らも聞く人も特にいってませんので、今ある明示図面だとか古い航空写真とかを確認した上で分かっていることで知り得た情報というか、あれになるんですけれども、一応40年の明示図面では、今の橋は今の場所にはありませんでした。じゃどこにあったのといったら、もうちょっと下流側で橋が1個ございました。でも、42年の航空写真を見る限りはもう今の位置に橋がございました。だから、42年以降、今の位置に橋があるような状況となってございました。ですので、誰が架けたかというところまでいくと、僕らもそこらまではちょっと分かってはいないんですけれども、今見られる資料の中で見た中ではそういうことでございました。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

意識的に開発事業者が架けたのではないかというふうな調査は特にしていないということですかね。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）今も言いましたように、位置指定道路というのが住宅内から橋梁までを全部一つの位置指定道路として申請して認定を受けているようでもございました。でも、それ以前よりその橋は写真には載ってましたので、なかなか開発事業者が架けたものなのかという断定はちょっとしかねるところでございますので、そういうような状況でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

場合によったら住宅開発以前に、ある意味で農業用といいますか、そういう目的で農家の方が架けたのかもしれないということかも分かりませんが、大阪府のほうでいろいろ調査していただいた中では、現在までのところ管理者不明の橋であるという状態が続いているということなんです。はい、分かりました。

今年度中には点検を行うということで、その点に関しては若干進展しているということで一安心ではあるんですが、点検、調査した後の対応についてもぜひきちんと対応していただけるようお願いしておきます。

それでは、大きな3点目の質問に移ります。

可燃ごみ指定袋の無料配布の拡充についてお尋ねします。

これにつきましては、9月議会における条例改正で可燃ごみ指定袋が値上げとなりました。これにつきましては、紙おむつを使用する方への配慮ということで、本町では満2歳未満の子どものいる世帯や要介護4、5の方と同居する世帯に一定枚数の指定袋が無料配布されています。これは、紙おむつを使用する方はそれだけごみがたくさん出るからということでの配慮であります。一方、紙おむつを使用せざるを得ない障がい者への無料配布も必要だと思われま。これについては、日常生活用具給付事業において紙おむつ等の購入に対する補助を受けている重度障がい者に対しては、

熊取町でも指定ごみ袋の支給が既に行われています。しかし、紙おむつ補助の対象とならない障がい者で紙おむつを使用する方への配慮も必要と思われます。田尻町ではそういう方々へも指定ごみ袋の支給を実施しています。

熊取町でも、要綱を改正して常時紙おむつを使用する障がい者に配慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご質問のほうで、この要旨のほうにそういう詳細がなかったのかみ合わないかも分かりませんが、答弁のほうを申し上げさせていただきます。

可燃ごみ指定袋の無料配布の拡充についての紙おむつを使用せざるを得ない障がい者への無料配布につきましてご答弁申し上げます。

さきの9月議会における会期前議員全員協議会で説明させていただき、また、江川議員からの一般質問に対する答弁でも申し上げたところでございますが、一定要件の障がい者（児）のいる世帯に対しまして、ごみ処理手数料減免制度としてごみ袋の無料配布は既に実施してございます。

具体的に申し上げますと、ストマ装具の使用が困難な者または3歳以上の者で高度の排便もしくは排尿機能障害の者等で紙おむつの支給を受けている障がい者（児）のいる世帯を対象としてございます。この制度につきましては、平成21年4月に可燃ごみを有料化した際に導入し、現在まで継続してきたところであり、福祉的配慮という制度の趣旨を考慮し、今回継続実施することといたしました。

議員ご質問のところとはちょっと違うかも分かりませんが、現時点では一定、紙おむつを支給させていただいている障がい者（児）の方全てにおいて可燃ごみ袋の無料配布をさせていただいておりますので、現時点で窓口においての拡充についての要望等も聞いてございませんので、今のところ、その拡充については考えてございません。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）窓口で要望等も聞いていないとおっしゃいましたが、実際、住民と接している私どもの下にはそういう要望は届いております。

田尻町では家庭系可燃ごみの処理手数料減免制度というのがございまして、これは恐らく熊取町のごみ袋の無料配布を定めた要綱とほぼ同等かと思うんですけれども、今回、特に質問資料としては提示しませんでした。こういったものもホームページで見られるような形で田尻町ではこういう要綱を定めております。満2歳に達しない者のいる世帯、これがまず一つ。これは熊取町と全く一緒ですね。それと、要介護認定を受け居宅で介護を受ける者がいる世帯、これは熊取町とちょっと違ってまして、熊取町の場合は要介護4、5の方が対象なんです。田尻町では要介護認定3以上の介護保険加入者でおむつの使用が証明できる者、田尻町のほうが若干幅広がっていますね。要介護3でも人によっては紙おむつを使用している方がいるかと思われますので、ちょっと広めに対象者を設定しております。

そして、3つ目には障害者手帳等を所持し在宅で介護を受けている者がいる世帯、これが今回私が田尻町のようにしてはどうかという根拠なんです。障がいを証する手帳等を所持する者でおむつの使用が証明できる者、障害者手帳、これは身体、精神、知的、全てひっくるめてですね。そういった手帳の1級、2級とか級については特に限定していません。おむつの使用が証明できる者であればいいということで、常時おむつが必要である旨の内容が記載された医師の意見書または診断書等、お医者さんに行って、この方はおむつを常時使用していますよという診断書または意見書、そういうのを書いていただけたら大丈夫ですと、そういう条件なんです。

直接田尻町の、このホームページの係は生活環境課ですが、電話して聞いてみました。ここで言っている障がい者というのは日常生活用具給付の対象者ですかと言ったら、いえそうではありません。だから、日常生活用具給付事業とは別枠のこういう補助の対象者として設定していますとい

うふうにおっしゃってございました。これは、非常にある意味で妥当なといいますか、理にかなった制度だと思います。

紙おむつを使用している方というのは、必ずしも日常生活用具給付事業を受けている方だけではないのであって、そこから外れる障がい者の方も結構おられますので、ぜひとも障害者手帳を持っている方で在宅で介護を受けている者に対する、本当はそういう方を対象とした紙おむつの補助も必要ではあるんですけれども、これは以前にも紙おむつ補助をしてはどうかという質問をしたときに、熊取町の財政状況は厳しいのでちょっとそれはできませんという答弁をいただいているんですが、せめてごみ袋の支給という点では、こういった障がいのある方への無料配布も対象とすべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 障がい児、障がい者へのおむつやごみ袋の支給に関しまして、これまで基本的に支給している方、当然おむつのごみが出る、そこに補助という形でごみ袋の無料配布をしております。

今、田尻町のお話も聞きましたし、本町でも他団体の状況というのも一定把握してございます。ただ、どこかで一定線を引いているところもございます。全てをオーケーにすればいいわけですが、でもどこかで、例えば田尻町でも要介護であれば3で一旦区切っている。じゃ2、1はどうなのとか、いろいろやっぱりどこかで線を引く中で、本町におきましては現状、日常生活用具で支給されている方への無料配布、介護においては4、5、あと乳幼児の方、これについての福祉的な観点での拡充は現在考えてございません。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） それは、全く検討の余地はないんですか。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 当然、前提としては今の財政状況というのもございます。今後、財政状況が大幅に改善した場合、財政部局との調整もありますけれども、現時点ではございませんというのが考え方でございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 非常に残念な答弁でありますけれども、このごみ袋に関してはいろんな自治体がありまして、どこの自治体も決して財政状況が豊かである、安心できるという自治体はそんなにございません。熊取町と同様に厳しい自治体が多くなってきているかと思うんですけれども、いまだに可燃ごみについては無料収集をしている自治体もございます。岬町がそうですね。岬町はまだ指定袋を導入していない。また、大阪府の北部、北摂とかそういったところに行きますとまだ無料で収集していたり、あるいは指定ごみ袋を導入していても一定枚数は無料で配布するという自治体も結構ございます。

一定枚数無料で配布している自治体においては、今、田尻町でお示していたような乳幼児、要介護4、5の方とか、あるいは障がい者の方とか、そういう方々に対しては指定ごみ袋を追加で配布していると。一般の家庭に一定枚数無料で配付しているのだけれども、そういう配慮の要る方々に対しては指定ごみ袋を追加配付していると、そういう自治体も幾つかございます。

大阪府下においても、ごみ袋については完全な統一的な制度にはなっておらずに、自治体によって様々なんですけれど、そこは住民負担への配慮、そこをどう考えるかということになるかと思うんですが、その辺はぜひとも、しかもごみ袋の値段が2倍に値上がりするというそういう状況の下で、物価高騰が続いている中でごみ袋の値段が大きく上がると、そういうときこそ紙おむつ使用の世帯でごみ袋の負担を大きく感じている方への配慮というのは必要だと思うんですが、もう一度お尋ねしますが、検討の余地はございませんか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）今回の使用料の見直しにつきましては、住民の方々に対してのご負担もあろうかと思えます。丁寧に説明をさせていただいて、熊取町の現在置かれている財政状況であるかどうか、ごみを減量化していくことについての町の姿勢であるかどうか、いろんなところを丁寧に申し上げながらご理解を得ていきたいなというふうに理解をしております。

先ほど私も、また橋のほうもご答弁させていただきましたけれども、福祉的配慮に対しての拡充は現時点では考えてございませんが、やはりいろんな意見も今後出てこようかと思えますし、現時点では、我々はまずは財政状況、熊取町を立て直す、ここを最優先にやらせていただきますけれども、この先、熊取町、優しいまちづくりのためには必要なタイミングもあろうかと思えますので、そこは柔軟に考えていきたいと思えます。現時点では、まずは財政状況を立て直し、住民の方々のご理解を得ながら今回の使用料改定に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今すぐ、はいやりますとなかなか言えないんでしょうけれども、今後の熊取町の財政状況、そして住民生活の状況等を見ながら、また必要に応じて検討していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時10分まで休憩いたします。

（「14時50分」から「15時10分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、質の高い行政サービスを維持するための持続可能な財政・人材戦略についての1点目、本町の人件費率が類似団体より高い状況にあります。その要因分析をさらに精緻化していく必要があると考えます。人件費率の高まりの要因と中長期的な財政見通しについてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）ご質問の質の高い行政サービスを維持するための持続可能な財政・人材戦略についての1点目、人件費率が高い要因と中長期的な財政の見通しについてご答弁申し上げます。

令和7年9月議会定例会においてご答弁申し上げたとおり、本町の人件費率が高い水準にあるのは、類似団体と比べ会計年度任用職員の割合が高いことが要因の一つであると分析してございます。

また、中長期的な財政見通しについては、近年の人事院勧告の動向から賃金は今後も上昇傾向が予測され、これに伴い一定の歳入の増加は見込めるものの、それ以上に人件費が町財政に与える影響は大きいと、行財政構造改革プランの柱の一つとして位置づけ、人件費の抑制に向けた取組を実施していく必要があると考えてございます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今後の職員の構成の変化とか中長期の財政にどのような影響を与えるのかということころは、もうちょっと詳しくはまだ考えられていないですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）中長期的には、今50歳以上の職員が多い状況でございまして、その職員が新陳代謝といえますか、替わることによってある程度の抑制は見込めていくものだと思います。ただ、

再任用職員の方も活躍していただいたりというところで、その辺のバランスを取りながら、ただ、本町としての会計年度の割合が高いところに、そこの削減を一旦目標にしていきたいと思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

じゃ、2点目です。9月定例会で類似団体との単純比較は困難との答弁でしたが、施策の方向性を示すために比較軸の設定が必要だと思います。類似団体比較の明確化と改善への活用についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）類似団体比較は、自治体の財政状況や行政運営の特徴、課題などを客観的に把握できる参考資料の一つではありますが、委託化の状況や一部事務組合の有無などが自治体間で異なり単純比較ができない部分もあるため、本町といたしましては、今後も府内の自治体や特に近隣市町との比較について注視していく必要があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）難しいんでしょうけれども、その辺の比較というか、詳しく見ていくことが必要なのかなと思うんですけども、難しいとは、比較は多少なりしたんだと思うんです。その際に、特に着目した指標とか改善の可能性が大きいと考えられた項目があれば具体的にお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）9月議会でもご答弁させていただいた今、坂上昌史議員が言われている類似団体というのが全国に本町のV-2という規格で100団体ございまして、2万人以上の町、大阪府でいいますと本町と島本町、和歌山県でいいますと白浜町、この辺も見て考えたんですが、やはり産業構造上違うとか求められている住民のニーズが大きく異なるとか、京都府とか奈良県になりますと全く、すみません、勉強不足で状況が分かりませんし、注視している本町のように安全・安心とか教育・子育てというところも違いますので、ただ、坂上昌史議員に言うていただいて比較確認書を見たところ、物件費とか一部事務組合費とかの比較もできますので、その辺は参考に今後も取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）類団比較の見方というところにもなってくるんですけども、総論としては総務部長が申し上げたとおりです。各団体で大きさも違えば産業構造も違えばというところがやっぱり類団とはいへございますので、一概に個々のケースで見ていくというのはなかなか難しい。ただ、例えば一組でいきますと、過去から類団の比較はやっております。その中で例えば水道の広域化、消防の広域化というようなことをやってくる中で、人件費は落ちるけれども補助費が増える。補助費もともと類団よりも低かったというところがあるんで、これがだんだん補助費並みになってきたというようなところまで、あと残っているとすれば、補助費でいうたら今特別委員会でもお願いしております清掃工場の広域化とかいうようなところが残ってくると。それ以外になるとなかなか難しいというか、もう広域化するところというのはなかなかないだろうななんていうような見方はしますが、個別にどこがどうだ、扶助費のここがどうだというような分析というのは、これはやはり困難と言わざるを得ない。

一つの財政状況を見る指標として類団というのは見るんですけども、そこまで突っ込んだ見方というのはなかなか困難というのが本当のところでは。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。難しいことは僕もこの辺を見ながらいろいろ違うなというところは

思うんですけども、何かしらどこか目標を設けたりベンチマークをつけたりというのは必要なのかなというところで、今回また言わせてもらっています。

じゃ、3つ目へいきます。

質の高い行政サービスを維持するためには、単なる職員数管理ではなく、正規職員、会計年度任用職員、再任用職員、それぞれの特性や専門性を踏まえた適材適所の配置が重要であると考えます。適材配置と業務最適化に向けた人員配置方針についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、3点目の適材配置・業務最適化に向けた人員配置方針についてご答弁申し上げます。

本町の行政運営におきましては、限られた人員を最大限に活用し、社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化いたします住民ニーズに的確に対応した質の高い住民サービスを提供することが求められてございます。このため、業務の最適化に向けまして、アクションプログラムに掲げる事業の見直し、業務の委託化の検討等を取り組むとともに、各職員の能力、知識・経験等を十分に発揮できるよう適材適所を基本とした人員配置に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その適材適所というのは分かるんですけども、再任用職員とかを含めた職員ですね。どういった基準でスキル、経験を把握したり、デイロジックで部署配置を決めているのかというのがありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）適材適所というのは、年度当初に全課に照会をかけまして、今の人員配置に対する問題点、課題、懸案事項、これをどうして変えていくのかという人事当局のほうでも確認はさせていただいてございます。直感的に変えるのではなく、本町のほうは今の時点で人事評価制度も見込んでおりまして、この職員は果たしてどんなスキルがあって、どういう経験値を踏んでどういう評価をされているのかということも、評価を何項目に分けて実績、取組姿勢、その職員の今後のスキルと、この職場にどう合っていくのか、ただ、短期的にだけ見ますとなかなか集中するところがございまして、中長期で管理職となり得る職員、専門分野でそこでも管理職になっていく職員等の育成も含めまして、短期的にはちょっと無理があっても中長期的には有効な人材、直感的にやっているものではございませんので、ある程度の指標を持ちながら検討してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）よく分かりました。

では次、再任用職員についてちょっとお伺いします。

経験や専門性をどのように評価してどの業務に配置するのか、判断は具体的な基準とかはありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）再任用職員も同様で、今までの経験値、スキル等々でそこに合うご希望を聞きながら、自己の今までの経験でやってきた指導的立場で作業できる方は指導的立場を補完できるころ、現場が得意な方については現場が得意な方という形で、経験がやはり30年、40年ございましてそこは敬意を払いながら適材適所、皆様が再任用できる一番最大限の職種に合わせて検討してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そうですね。そうやっていただきたいと思います。

それでもう一点、業務量の偏りとか繁忙期、閑散期を踏まえた柔軟な人員配置の仕組みとかはど

の程度整備されているか、また、その改善余地とかというのはございますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）その辺につきましては、年齢構成とか社会的な持つ環境とかも考えながら、また、専門性の高い職員については外部人材を登用したり、あと部内異動、課内異動を柔軟にさせていただくなり、本当に特殊な緊急の喫緊である課題についてはプロジェクトチームを立ち上げるなどの対応で、頑張っ事業を推進してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。一部にすごい負担がかかったりしないようにお願いしたいと思います。

では、4つ目へいきます。

行政サービスの質を維持、向上するためには人材への投資が不可欠と考えています。行政サービスの質を支えるための人材育成・スキル向上戦略についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、4点目の行政サービスの質を支えるための人材育成・スキル向上戦略についてご答弁申し上げます。

行政サービスの質を安定的に確保し、さらに向上させていくためには、職員一人一人の資質向上に向けた取組が不可欠であると認識してございます。このため、本町の人材育成基本方針に基づき、外部の研修を積極的に活用するほか、職場内での研修の実施や資格取得助成に注力するとともに、人事評価により評価結果のフィードバックを人材育成に活用することで、職員の生きがい、働きがいや資質向上を図り、効果的かつ効率的な人材育成に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その取組の効果の評価というのはどのようにされていますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）ここで人事評価制度につきましては、まず、年度当初に目標設定を各職員で4項目程度挙げます。これに関しては、担当でも今までの業務の達成をしていく、何々業務について、アクションプログラムで掲げております改革項目も入れて、主事は主事級なり、課長は課長級なり、部長級なりで4項目程度挙げて、それを一旦管理職で面談させていただいて、計、中間、最終、評価結果をフィードバックのときに再度面談させていただいて、それが達成できたのか。達成できなければマイナス要因ではなくプラスですね。何をどうしていけばもっと伸びるのか、何か悩み事がないのか、ノルマではなく目標を持ったフィードバックという形で心がけてございます。

成績優良であれば成績率に合わせまして勤勉手当の増額等もございませし、下限の職員についてはかなりの時間を本庁の管理職とつくっていただいて、一次、二次で評価していますので、そこではきっちりと指導、助言といいますか、日頃の通常のところでは聞けないところまでかなり相談に乗ってやっておりますので、その辺は全職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

会計年度任用職員の方が今、熊取町では比較的多いというような状況で、先ほどもちょっと抑制していくというようなことがありましたけれども、今、全国的に公務員になりたいという方が減ってきているような状況なので、今いてる方、それからこれから公務員の採用試験を受けられる方というのは非常に重要になってくると思います。

それで、熊取町で人材確保をめぐる課題というのはどのように認識しているのか、また、他の自治体との差別化ですね。魅力の発信とか待遇面の工夫とか採用、競争力を高める取組とかあれば、

ここで伺いたいんですけども。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）一般職の方、専門職の方、今ネットで受付してございます。以前ですと用紙を役場まで持ってきていただくなり郵送なり、試験についてもセンターですので、今お住まいのところで時間を何時から何時まで適性検査と基礎学力はそこでもうできますので、広く皆さんが受けやすい状況になってございます。そこで、ある一定のレベル、学力なり適性が合格ですと一次で通させていただいて、二次からはもう人物重視、本当に役場としてコミュニケーション能力があるとかリーダーシップを取っていけるのか、自主的に何か動けるのかというところで特性を見ながらさせていただいてございます。

今のところ一般職についてはかなりのご応募がありまして、人選についても頑張っておるんです。専門職につきましても今年度ほぼ募集が来まして、以前ですとゼロというのを列記していたんですが、今、人事当局のほうでは各課にわたりましてチラシを作って、また専門学校なり学校の就職指導の先生に直接訪問していったり等々、かなり熊取町という職種が分かっていただけの、末端の私たちのお客様に対してできる公務員としての魅力発信をその辺は浸透させていって、徐々に成果は出ているのかなと思ってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。これから採用難、もっとひどくなってくるんじゃないかなというようなことも予想される中で、行政のサービスの質が低下しないようにこれからもよろしく願います。

次、2つ目の質問にいきたいと思います。

国の制度化の動向をふまえた給食費の無償化についてということで、近年、全国で学校給食費の無償化が進んでおります。政府においても、小学校を中心に全国一律の無償化に向けた制度設計が進められると報じられています。生活者の負担軽減という観点からも、国、地方ともに重要な政策課題になりつつあります。一方で、自治体が単独で無償化を進めるためには財源面の制約が大きく、国の動向を踏まえながら持続可能な形で実施していく視点が不可欠です。

そこで、国の制度化の動向をどのように分析し、町の今後の判断につなげていくのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、国の制度化の動向をふまえた学校給食費無償化についての1点目、国の制度化の動向をどのように分析し、町の今後の判断につなげていくのかについて答弁申し上げます。

学校給食費につきましては、本来、学校給食法の規定に基づき、食材費相当額を保護者負担として徴収するものでございますが、令和2年度から緊急生活・経済支援または物価高騰対策として無償化に取り組んでまいりました。

このような情勢の中、今、議員もおっしゃられたように、国において学校給食費の無償化が議論され、今般の連立政権の合意事項の中に小学校給食の給食費の無償化が盛り込まれたところでございます。しかしながら、詳しい制度設計の情報がいまだに開示されておらず、我々としても対応に苦慮しているところであり、引き続き国の動き等を注視してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分からないのでそんな答えなのかなというようなことは予想していたんですけども、国の動きが具体化した場合、今のところ小学校中心にということなんで、現在実施している中学校の無償化の判断はどのような影響があるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）昨日の江川議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、給食無償化というのは本町の子育て支援の、中心は言い過ぎかも知れないですけども、継続してやってきた大事なものですので、当然継続性は考えてございます。ただ、議員おっしゃっていただいたように単独では非常に厳しいというところで、今般の臨時交付金、この状況も踏まえて、来年の中学校というものも視野に入れながら検討を進めているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そうですね。すごい財源がかかっているのは重々承知な上で、国の動きも分からない中でわざとこの質問しているんですけども、ぜひ中学校のほうは、もし小学校は国のほうで負担してくれるとなっても実施してほしいなと思うところです。

2つ目へいかせていただきます。

本町の給食費の無償化の現状の評価と、これは国が制度化しなかった場合、小学校への拡大に向けた考えについてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、2点目の本町の給食費無償化の現状評価と、小学校への拡大に向けた考えについて答弁申し上げます。

先ほども答弁しましたとおり、令和2年度から緊急生活・経済支援や物価高騰対策として、交付金等を活用しながら給食費無償化を続けてまいりました。アンケート等を実施したわけではございませんが、保護者からは喜ばれているものと考えてございます。

しかしながら、今、議員もおっしゃられたように、給食費の無償化には多額の費用がかかり、特に今の厳しい財政状況の中においては、各種交付金等の活用なくして小学校への無償化拡大は困難と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）まあそうですね。単純に僕も金額は伺っている中であえて聞いているので、そうだろうなと思います。

では、3つ目です。財源の裏付けと持続可能性の確保についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、3点目の財源の裏付けと持続可能性の確保について答弁申し上げます。

繰り返しになりますが、給食費の無償化については多額の費用を要することから、各種交付金等の活用なくして無償化実施は困難であり、持続可能性の確保につきましては、学校給食法の法改正等国において恒常的に実施するための施策を打ち出さなければならぬと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そうなのかなと思う部分もあるんですけども、ぜひ頑張ってくださいたいところではあります。

給食費の無償化というのは、一度始めると継続が前提というか、住民にとっては前提と思ってしまふような施策であります。国の政策、ぜひこの辺は進めていただきたいんですけども、仮に継続が困難となった場合、町としてどの段階で判断して持続性の評価を行うのか、お伺いしたいんですけども。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）まず一つは令和8年というのがございますので、当然ながらこの予算編成の中で一定の結論を出すというのが一つでございますので、その中では、やはり先ほどの今年の国からの交付金がどうなるのかという視点と、あと、税収の上振れが一体本町の場合どうなるのか、

行革の効果額が一体どれぐらい見込めるのか、この辺でどれぐらいの財源が出てくるのかみたいなのところも踏まえながらの検討になるので、現時点でどうこうというのは言えませんが、まずは令和8年度予算がどうなるかというのがポイントの一つかなと思っております。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）私も予算書や決算書を見る立場にありますので、見ていて厳しいなというところはあるんですけども、私の周り、同級生や後輩とかというのはもうまともに子どもたちがいて、小・中学校に通わせている世代です。非常に私に言うてくるのは、小学校の給食費の無償化はしないんですか、どうなんですかというご意見が本当に多いです。なので、あえて分からない中で今回質問させていただきました。なので、ぜひ財政当局には頑張っていたいただきたいなと思いますし、教育委員会のほうも後押ししていただきたいなと思います。

次の質問にいきます。財源確保に向けたふるさと納税のブランド化戦略の強化です。

くまとりやもん^んとして認定されている26品目のうち、実際にふるさと納税の返礼品として活用されているものがどの程度あるのか、その活用状況と、また、返礼品として採用されているものについては寄附者の反応や売行きをどのように分析しているのか、ブランド認定品の返礼品化と市場分析についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、財源確保に向けたふるさと納税とブランド戦略の強化についての1点目、ブランド認定品の返礼品化と市場分析について答弁申し上げます。

現在、くまとりやもん^んのブランド認定品71品目のうち、16品目が返礼品化されております。また、ブランド認定品としてのくまとりやもん^んは、各事業者からの申請に基づきブランド創造会議において認定を行っているものであり、市場分析については、町が主体的には実施してございませんが、ブランド認定品の中でふるさと納税の返礼品として寄附額が多い認定品につきましては、泉州タオルや水なす、蜂蜜を使ったブランド認定品となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）数を把握しているだけでなく、特に売行きの分析とかはしていないということですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）数字で申し上げますと、令和7年度の11月までの寄附実績でいきますと、やはり上位1位、2位につきましては泉州タオルを使った認定品となっております、3番目が水なすを使った認定品というところでございます。返礼品化されている16品目トータルで97件281万1,000円となっているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

では、次の質問へいきます。

これまで町内事業者と連携した特産品や開発、販売促進など、一定の取組が行われてきたと理解しています。しかし、ふるさと納税の寄附額を短期的に伸ばすためには、返礼品の開発やセット商品の展開、さらには定期便の設定など、寄附者に選ばれやすい形へ磨き上げていく必要があると考えています。既存資源の収益化に向けた短期的な方針についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして、2点目の既存資源の収益化に向けた短期的な方針について答弁申し上げます。

令和7年9月定例会における坂上昌史議員の一般質問への答弁で申し上げましたとおり、くまとりやもん^ん認定品をはじめとする既存資源の情報発信の強化に努めるとともに、新たなふるさと納

税の返礼品にもなり得る魅力的なブランド創出に向けて、現在、ブランド創造会議の委員の皆様にも意見を聞きながら認定事業の在り方を検討しているところでございます。

また、既に返礼品化している個別の既存資源であるブランド認定品を組み合わせる新たな返礼品を創出するといった取組も実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

今年度は昨年度と比べてどの程度返礼品の数が増えて、その中で、返礼品全体ですけれども、受付停止しているものはどの程度ありますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）返礼品全体としましては、この11月17日時点で全体で642品目でございます。

これの前年11月17日時点、同じ時点では578品目という形になっております。ちなみに令和7年、この4月時点……。すみません、間違えました。578品目、間違いです。すみません。この11月時点で642品目、令和6年4月時点では289品目、令和7年4月時点では489品目というような形でかなりラインナップとしては、いつもふるさとのときに私、答弁させていただいているラインナップをまず増やすというところが一つもございまして、かなり増やすことはできたのかなと。まだちょっと足りないですけれどもというところで。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）あと、受付停止しているものってどの程度今ありますか。把握していらっしゃるんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）特にこちらから停止している品目というのはございません。

すみません。忘れていました、1つ。例えば水なすなんていうのは季節物ですので現在は停止していると、こういうものはございまして、いわゆる品薄になってとかというような停止というのは特にはございません。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

その辺、供給体制が整っていないから受付停止というようなところは、ぜひ町で補助なり何なりしてそこを強化していただきたいと思いますと思って、今ちょっと聞かせていただきました。

では、3つ目へいきます。

現在、産業振興アクションプログラムや産業活性化基金、商工会との連携などが進められているものの、これらの取組が必ずしもふるさと納税の寄附額増という結果につながっていない点が課題だと考えられます。ブランド戦略とふるさと納税を一体で推進する体制についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして、3点目のブランド戦略とふるさと納税を一体で推進する体制についてご答弁申し上げます。

現在、熊取ブランドとしてのくまもりやもん^んの認定等につきましては産業振興課が担い、ふるさと納税については企画財政経営課が担当し、相互に情報共有を行うなど連携して推進しているところでございます。

今後におきましては、ブランド戦略とふるさと納税をさらに一体的に推進するための体制づくりについても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今、専任担当の方っていらっしゃいますよね。いらっしゃいませんでしたっけ。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ふるさと自体の専任というような置き方はしておりません。企画経営グループの職員がやっておると。ただ、主にふるさと寄附をやらないと時間が足りない。ポータルサイトの写真から文章から全てを今まではやっておりましたので、ほぼ専任に近いような形ではやっておりますが、必ずしも専任ではございません。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。その方を核にしつつ、全庁的な推進体制をどのようにするかとかが重要になるかなと思うんですけども、その辺はどう考えていらっしゃるんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）役場全体の体制として、アクションプログラムの柱にもなっておりますふるさと納税と返礼品、くまとりやもん、この辺はもう密接しますので、今答弁でも2つの課に分かれたんですが、人事当局として、体制として今後強力に進めていく体制を今検討中でございますので、また機会を見させていただいてご報告できると思います。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ぜひ強化していただきたいポイントではあると思います。

では、4つ目へいかせていただきます。

短期的な財源確保という観点から、町として今後どの程度ふるさと納税寄附額の増加を見込んでいるのか、短期的な財源確保としての寄附額の見通しと目標の設定についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）最後に、4点目の短期的な財源確保としての寄附額の見通しと目標設定についての答弁を申し上げます。

まず、今年度実績につきましては、令和7年11月17日現在で寄附額が約3,000万円、前年度同時期比では約38.5%、830万円増加しております。

ご質問の見通しにつきましては、1年のうちで最も寄附が多く集まる12月の寄附見込みと先ほどの実績を踏まえ、前年度実績である約4,500万円からの上積みを目指して新規返礼品の追加等を実施してまいります。しかしながら、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の目標額である1億5,000万円の達成は厳しいと言わざるを得ない状況でございます。

また、今後の寄附額の目標設定につきましては、先ほどから答弁申し上げておりますブランド戦略の強化とともに、ふるさと納税業務に係る中間管理事業者によるポータルサイトデザインの改善等を通じて令和7年度以降における寄附額を増加させるための取組の協議を開始しているところであり、その中で適切に寄附額の目標を設定してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今年度目標に達成しないだろうと思われる一番の要因は何でしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）やはり何かというと、先ほども言いましたが、もともとヒット商品をつくるのはそんな簡単なことではないんですが、ポータルサイトも含めた見せ方ですね。例えばSEO対策ですか、どうキーワードを入れれば一番に熊取町が出てくるか。タオル一つ取っても何百ページとございます。その中の1ページ目に入る、これが非常にポイントになってくる。このためには、我々のようないわゆるそういう業界の素人では限界がやはりある。写真一つ取ってもなかなか難しい。だからこそ、これまでご説明も申し上げてきた中間管理事業者への委託という形に何とかめどがついたということですので、ここがやはり一つの大きなポイント、見せ方という部分になってくるのかなということになってくると考えております。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。その辺を思っていただけなのであれば、来年以降順調に寄附額が増加してくるのかなと思っています。

また、あと返礼品数ですね。やっぱり600ぐらいでは少ないのかなというような、1億円以上寄附を集めているような自治体は、特別な要因がなければやっぱり1,000ぐらいあるというのは大体アベレージなのかなと感じていますので、非常に今急激に増やしていただいているところではありますけれども、一定その辺をボーダーラインにしてみてもいいんじゃないかなというところを思います。

ふるさと納税というのは短期的にもうまさに自分らでお金を集められる制度でありますので、職員の方にはぜひ頑張っていていただいている熊取町の財源確保のために動いていただきたいと思っておりますし、頑張ったら頑張ただけ増える財源であると思っておりますので、ぜひ今、主に頑張っていていただいている方が中心となって、もっともっと寄附額を増やしていただきたいと思いますと思って、私の質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第4 議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、以上5件を一括して議題といたします。

本5件について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正条例となっております。

第1条 一般職職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同様の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

右が改正前、左が改正後でございます。

第14条は通勤手当の規定で、第3項の通勤手当の上限額を定めているものですが、規則において、最長の距離区分の額と同額、すなわち上限額を定めていることから、条例上の「3万1,600円を超えない範囲内において」を削除するものでございます。

第20条は期末手当の規定で、第2項は一般職の期末手当の支給額の改正で、「100分の125」を「100分の127.5」に改正するものでございます。

3ページをご覧ください。

第3項は定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率の読替規定で、改正前「『100分の125』とあるのは、『100分の70』」を改正後「『100分の127.5』とあるのは、『100分の72.5』」に改正するものでございます。

第21条は勤勉手当の規定で、第2項第1号は一般職の勤勉手当の支給率の改正で、「100分の

105」を「100分の107.5」に、第2号は定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率の改正で、「100分の50」を「100分の52.5」に改正するものでございます。

4ページから10ページは一般職職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表の改正で、今回の人事院勧告に伴う月例給の改正となっております。

次に、10ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第20条は期末手当の規定で、第2項は一般職の期末手当の支給率の改正で、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、第3項は定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率の読替規定で、改正前「『100分の127.5』とあるのは、『100分の72.5』」を改正後は「『100分の126.25』とあるのは、『100分の71.25』」に改正するものでございます。

11ページをご覧ください。

第21条は勤勉手当の規定で、第2項第1号は一般職の勤勉手当の支給率の改正で、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、第2号は定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率の改正で、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改正するものでございます。

附則でございます。

第1条は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

12ページをご覧ください。

次の第2条は遡及のための適用規定で、第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用するものでございます。

第3条は給与、期末手当及び勤勉手当の内払い規定でございます。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与、期末手当及び勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による給与、期末手当及び勤勉手当の内払いとみなすものでございます。

第4条は規則への委任規定で、附則第1条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

以上で、議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに合わせ、会計年度任用職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

右が改正前、左が改正後でございます。

別表第1のとおり給料表を改正するものでございます。

2ページから8ページは会計年度任用職員の給料表改正で、今回、人事院勧告に伴う月例給の改正で一般職職員給与の改定を行うことに合わせ、改正するものでございます。

8ページをご覧ください。

附則でございます。

第1条は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2条は給与の内払い規定でございます。改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

第3条は規則への委任規定で、第2条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

以上で、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに合わせ、任期付職員の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、異なる施行日とする必要があるため、2条立ての一部改正条例となっております。

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

右が改正前、左が改正後でございます。

第6条は特定任期付職員の給与に関する特例の規定で、一般職の任期付職員の給料表を今回の人事院勧告に伴う月例給の改正で一般職職員の給与の改正を行うことに合わせ、改正するものでございます。

第7条は一般職職員給与条例の適用除外等の規定で、3ページをご覧ください。

第2項は特定任期付職員に対する支給率の読替規定で、改正前、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるものは「100分の95」と、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるものは「100分の87.5」に、改正後「100分の127.5」とあるものは「100分の97.5」に、及び「100分の107.5」とあるものは「100分の90」に、それぞれ改正するものでございます。

次に、第2条による一部改正でございます。

第7条は一般職給与条例の適用除外等の規定で、第2項は特定任期付職員に対する支給率の読替規定で、改正前、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を、改正後「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、及び「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に、それぞれ改正するものでございます。

4ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに合わせ、常勤特別職の給与についても改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正条例となっております。

第1条 常勤特別職職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

右が改正前、左が改正後でございます。

第3条は手当の規定で、第2項 期末手当の支給率「100分の227.5」を「100分の232.5」に改正するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第2条による一部改正でございます。

第3条は手当の規定で、第2項 期末手当の支給率「100分の232.5」を「100分の230」に改正するものでございます。

附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は遡及のための適用規定で、第1条の規定による改正後の常勤特別職職員給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものでございます。

第2条は期末手当の内払い規定で、この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

4ページをご覧ください。

第3条は経過措置の規定で、この条例の施行の際、現に町長の職にある者の期末手当の額は、改正後の常勤特別職職員給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、町長の給与の特例に関する条例第2条の規定を適用するものでございます。

以上で、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。

最後に、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和7年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに合わせ、議会議員の報酬についても改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

本条例の改正につきましては、異なる施行日とする必要があることから、2条立ての一部改正となっております。

第1条 議会議員報酬等条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

右が改正前、左が改正後でございます。

第4条は期末手当の規定で、第2項 期末手当の支給率「100分の227.5」を「100分の232.5」に改正するものでございます。

次に、第2条による一部改正でございます。

第4条は期末手当の規定で、3ページをご覧ください。

第2項は、期末手当の支給率「100分の232.5」を「100分の230」に改定するものでございます。附則でございます。

第1条は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、遡及のための適用規定で、第1条の規定による改正後の議会議員報酬等条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものでございます。

第2条は期末手当の内払い規定で、この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、それぞれ原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本5件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第9 議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

第18条は、利用乳幼児及び職員の健康診断に関する規定となっております。

まず、改正前の規定をご覧ください。

本来、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康診断を利用開始時に加え、少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時的健康診断を行わなければならないとされてございますが、児童相談所等における利用開始前の健康診断が行われた場合、その当該健康診断が家庭的保育事業所等の利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、その結果を把握するときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるものとされてございます。

次に、改正後をご覧ください。

今回の改正案につきましては、先ほど申し上げました規定に加えまして、健康管理のさらなる円

滑な実施に資するため、母子保健法第12条または第13条に規定する健康診査の内容が利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、その結果を把握するときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができる規定を新たに追加するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

第3項は、先ほどご説明いたしました第2項の改正に伴いまして、母子保健法の法律制定番号を省略するものでございます。

最後に、附則についてでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、本町では現在、家庭的保育事業者等はございませんので、本条例の改正に伴う影響はございません。

以上で、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第10 議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由についてでございます。児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

なお、このたびの法改正に伴って整理をすべき条例につきましては、保育所条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、そして放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の4件となっております。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、第1条は、保育所条例の一部改正についてでございます。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すよう改正するものでございます。

第3条は町立保育所職員に関する規定についてでございますが、これまで大阪府など国家戦略特別区域においてのみ認められていた地域限定保育士制度について、今般の法改正に伴い国の認定制度として一般制度化されたものの、改正前の国家戦略特別区域に規定する国家戦略特別区域限定保育士についても引き続きその効力を有することができるよう改正案に盛り込むものでございます。

次に、第2条は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。こちらも、次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すよう改正するものでございます。

3ページをご覧ください。

第13条は職員による虐待等の禁止について規定するものですが、この条で引用する児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたため、「法第33条の10第1項各号」と改正するものでございます。

次に、第24条第2項については家庭的保育を行う職員に関する規定でありまして、先ほどの保育所条例でご説明した内容と同じく、保育士として国家戦略特別区域限定保育士が含まれるよう改正するものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

同様に、第30条は小規模保育事業所A型事業所、第32条は小規模保育事業B型事業所、第45条は保育所型事業所内保育事業所、第48条は小規模型事業所内保育事業所について、それぞれの事業区分における職員の規定について同様に改正を行うものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

附則の内容について、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に関する特例に関する規定中、第10項における保育士について、国家戦略特別区域限定保育士を対象として加えるものでございます。

次に、第3条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すよう改正するものでございます。

第25条は虐待等の禁止に関する規定となっており、先ほどご説明いたしました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、この条で引用する児童福祉法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改正するとともに、幼保連携型認定こども園と幼稚園については認定こども園法第27条の2第1項各号を適用する旨を規定するものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

第4条は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すよう改正するものでございます。

第11条は職員に関する規定であり、保育士として国家戦略特別区域限定保育士を含むことができるよう改正するものでございます。

8ページをご覧ください。

第13条は虐待等の禁止についてでございますが、これまでのご説明と同様、この条で引用する児童福祉法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改正するものでございます。

最後に、附則についてでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第11 議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上健康福祉部理事。
健康福祉部理事（阪上正順君） それでは、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

まず、提案理由についてでございます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に当たり、設備及び運営に関する基準について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）を基に、条例で定める必要があることから、この条例案を提出するものです。

それでは、内容について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

本事業は、いわゆるこども誰でも通園制度を民間事業者が実施しようとする際、市町村による認可基準を定めるものでございます。

当該基準については、国が定める基準を踏まえ市町村が条例で定めることとされており、本条例は、国と異なる基準とすべき特段の事情が認められないため、国基準に準じて定めることを基本としてございます。

条例の構成は、第1章の総則から第3章の雑則までの3章立てとしてございます。

まず、第1章、総則でございます。

第1条は趣旨で、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものでございます。

第2条は、用語の意義は法に定めるところによると規定しております。

3ページをご覧ください。

第3条は基本理念について、この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を提供することにより、利用している乳児または幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

第4条は基準の向上について。町長は、児童福祉審議会の意見を聞き、事業者に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができると規定し、町は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるものとしております。

次に、第5条は、事業者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとした上で、条例で定める基準を超え、設備を有し、または運営している事業者においては、条例基準を理由として、その設備等を低下させてはならないと規定するものです。

4ページをご覧ください。

第6条は事業者の一般原則で、利用乳幼児の人権に十分配慮することや、地域社会との交流及び連携、保護者等に対する運営内容の説明を行うとともに、定期的な外部評価と結果の公表を行い、常に改善を図るよう努めなければならないと規定しております。

また、その他必要な設備や事業所の構造設備について、保健衛生及び危険、危害防止の十分な配慮、そして暴力団等の排除等について規定しております。

5ページをご覧ください。

第7条は、非常災害対策について、必要な消火用具、非常口、非常災害に必要な設備を設置するとともに、具体的計画を作成して、不断の注意と訓練に努めることとし、少なくとも月1回の避難及び消火訓練を行うことを義務づけるものとしております。

次に、第8条は安全計画の策定等に関する規定であり、事業者は、利用乳幼児の安全確保のため、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとし、職員に対する周知、研修、訓練を行うとともに、保護者への周知、定期的な計画の見直しを行うよう規定するものでございます。

6ページをご覧ください。

第9条は、事業所外での活動等のために自動車を運行する場合に、利用乳幼児の乗降者時の点呼や所在を確認するよう規定するとともに、利用乳幼児の送迎を目的に日常的に運行する場合は、当該自動車の形態に応じてブザーその他の防止装置を備え、所在確認を行うことを義務づけるものです。

第10条は、職員の一般的要件について、職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理性を備え、児童福祉事業に対する熱意を持ち、できる限り児童福祉事業の理論及び実務の訓練を受けた者でなければならないと規定するものです。

次に、第11条は、職員の知識及び技能の向上等に関して、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め、事業者は職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保することを義務づける規定となっております。

7ページをご覧ください。

第12条は、他の社会福祉施設等を併せて事業所を設置するときは、この事業に支障がない場合に限り、必要に応じて設備及び職員の一部を併せて設置するほかの社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるとしております。

次に、第13条は、事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または費用負担の有無による差別的得扱いは禁ずる規定となっております。

第14条は、虐待等について、職員による児童福祉法に掲げる暴行やわいせつ行為など、心身に有害な影響を与える行為を禁ずる規定となっております。

次に、第15条は事業者の衛生管理等に関する規定で、設備や食器、飲料水の衛生的な管理に努めることを義務づけた上で、感染症及び食中毒の予防及び蔓延のための研修や予防訓練の定期的な実施、必要な医薬品の配置と適切な管理について規定するものです。

8ページをご覧ください。

第16条は、食事の提供を行う場合に必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるよう規定するものです。

第17条は事業運営についての重要事項に関する規定を定めるよう規定するもので、事業の目的及び運営方針のほか、支援の内容などの項目を列記してございます。

9ページをご覧ください。

第18条は、事業所における職員や財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備するよう規定してございます。

第19条は、職員並びに職員であった者の秘密の漏えい防止策を講じるよう規定するものです。

第20条は、苦情への対応について、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、町から指導または助言を受けた場合に必要な改善を行うよう規定するものです。

続きまして、第2章でございます。

第1節は、通則となっております。

10ページをご覧ください。

第21条は、乳児等通園支援事業の区分について、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業とに区分するものでございます。一般型については余裕活用型に該当しないものと規定するものでございまして、余裕活用型の説明として、保育所等において、その施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員の総数から利用児童数を除いた以下の数をもって、乳児等通園支援事業を行うものと定義するものでございます。

次に、第2節、一般型乳児通園等支援事業についてでございます。

第22条は、設備の基準でございます。一般型乳児等通園支援事業を行う事業所に関して、満たすべき設備と面積などの要件を列記してございます。

少し飛びまして、14ページをご覧ください。

第23条は、職員の配置基準について規定するとともに、諸要件を満たすことができれば一定の緩

和要件が適用される旨などを規定するものです。

15ページをご覧ください。

第24条は、一般型乳児等通園支援事業の提供について、国の指針に準じて、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて行わなければならないと規定するものです。

次に、第25条は保護者との連絡について、一般型乳児等通園支援事業者は、保護者と密接な連絡を取り、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう努めるよう規定するものです。

次に、第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業についてでございます。

第26条は、設備及び職員の基準について、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の各区分に応じて定められた基準を満たすことで、事業実施に関して設備等の基準を満たせるものと規定するものです。

16ページをご覧ください。

第27条は準用規定で、一般型事業に関する第24条及び第25条の規定については、余裕活用型事業の実施に関しても準用する規定でございます。

次に、第3章は雑則でございます。

第28条は、事業者及び職員は、記録、作成その他これらに類するもので書面で行うことが規定されているまたは規定されるものについては、書面に代えて電磁的記録で行うことができるとするものです。

17ページをご覧ください。

附則についてでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、現時点において民間事業者による事業の実施は未定となっており、また、町立保育所が事業を行う場合においては、認可手続は必要ございません。

以上で、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第12 議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についてご説明申し上げますので、議案書をご覧ください。

指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、熊取町野外活動ふれあい広場でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、所在地が大阪府泉南郡熊取町若葉1丁目10番13号、特定非営利活動法人グリーンパーク熊取、代表理事中村洋一でございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第13 議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について議案書をご覧ください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称は、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑でございます。

2、団体の名称は、大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号、株式会社ハウズビルシステム、代表取締役坂下芳史でございます。

3、期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

以上、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第14 議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンドでございます。

指定管理者となる団体の名称は、鹿児島県鹿児島市宇宿2丁目18番7号、熊取町健康・交流サポーターズ代表団体、株式会社セイカスポーツセンター、代表取締役大原禎久でございます。

なお、熊取町健康・交流サポーターズは2社が共同して指定管理業務を行う団体であり、代表団体である株式会社セイカスポーツセンターが施設統括管理及び管理運営業務を担当し、もう一社の構成団体であるグローブシップ株式会社が施設、設備の維持管理業務を担当するものでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の選定に当たりましては、8月から9月にかけて指定管理を行う団体を公募したところ、3者から応募があり、10月28日開催の第3回指定管理者選定委員会においてプレゼンテーションを実施し、採点いただいた結果、応募団体3者のうち熊取町健康・交流サポーターズを含む2者が同点の最高得点となりました。これを受けて、選定委員会において施設の利用促進への取組、経

費削減のための取組に重きを置いて慎重に審議をいただいた結果、議案に記載の団体が指定管理候補者として選定されたものでございます。

以上で、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第15 議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告等に伴う人件費の補正、国庫等補助金の精算額確定に伴う返還金などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,635万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億991万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業2,158万2,000円につきましては、標準準拠システム移行に伴う戸籍附票システム及びコンビニ交付システムの改修について、システム移行時期が令和8年1月から令和8年7月に変更があったことやシステムベンダーの体制等により年度内完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正、1追加でございますが、図書館大規模改修工事については、令和8年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和7年度から8年度までの期間で限度額を3億1,952万円と設定するものでございます。

次に、基幹相談支援センター業務委託については、今年度中に募集を開始するため、令和7年度から8年度までの期間で限度額を725万円と設定するものでございます。

次に、小学校訪問看護業務委託については、町立小学校において医療的ケア実施の看護師を配置するに当たり、令和8年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和7年度から8年度までの期間で限度額を555万円と設定するものでございます。

続いて、2変更でございますが、小学校及び中学校GIGAスクールネットワーク回線利用について、令和8年1月から回線を更新するに当たり、回線速度の改善に係る対応として、当初予定していた1年契約ではなく5年間の契約とするため、令和7年度から令和12年度までの期間で、限度

額を小学校で415万8,000円、中学校で249万6,000円の設定に変更するものでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金5,600万1,000円の増額につきましては、介護・訓練等給付費に充当するもの及び令和6年度分の当該負担金の精算額確定に伴う追加交付でございます。次の子どものための教育・保育給付交付金6,636万3,000円の増額につきましては、民間保育所等助成事業の施設型給付費等に充当するもの及び令和6年度分の当該交付金の精算額確定に伴う追加交付でございます。次の障がい児通所給付費等負担金201万4,000円の増額につきましては、障がい児通所給付費に充当するものでございます。次の児童手当負担金623万2,000円の増額につきましては、児童手当給付費に充当するものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金593万3,000円の増額につきましては、日常生活用具購入費等助成金及び障がい者自立支援給付審査支払等システム改修費に充当するものでございます。次の重層的支援体制整備事業交付金93万3,000円の増額につきましては、令和6年度分の当該交付金の精算額確定に伴う追加交付でございます。次の介護保険事業費補助金54万2,000円の増額につきましては、地域包括支援センター運営委託料に充当するものでございます。

次の目 衛生費国庫補助金の健康管理システム改修事業補助金7万3,000円の増額につきましては、健康管理システムの改修経費に充当するものでございます。

続いて、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金1,889万4,000円の増額につきましては、国庫と同じく介護・訓練等給付費に充当するもの及び令和6年度分の精算額確定に伴う追加交付でございます。次の子どものための教育・保育給付交付金2,602万1,000円の増額につきましても、国庫と同じく民間保育所等助成事業の施設型給付費等に充当するもの及び令和6年度分の精算額確定に伴う追加交付でございます。次の障がい児通所給付費等負担金100万7,000円の増額につきましては、障がい児通所給付費に充当するものでございます。次の児童手当負担金91万6,000円の増額につきましては、児童手当給付費に充当するものでございます。

次に、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域生活支援事業費等補助金62万1,000円の増額につきましては、日常生活用具購入費等助成金に充当するものでございます。次の重層的支援体制整備事業交付金46万7,000円の増額につきましては、令和6年度分の精算額確定に伴う追加交付でございます。次の施設型給付費等地方単独費用補助金45万4,000円の増額につきましては、民間保育所等助成事業の施設型給付費等に充当するものでございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金10万円の増額につきましては、国際ソロプチミスト大阪ーりんくう様からいただいた寄附金で、図書館における図書購入費に活用させていただくものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金8,630万2,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金200万5,000円の増額につきましては、学校給食における食材費価格高騰対策に充当するものでございます。

次の項 特別会計繰入金、目 下水道事業繰入金94万9,000円の増額につきましては、令和6年度下水道事業会計精算に伴う繰入金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金4,053万円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修等に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

14ページ、15ページをご覧ください。

なお、歳出のうち人事院勧告等に伴う人件費の補正につきましては、40ページ以降の補正予算給与費明細書の中で一括して説明させていただきます。

それでは、まず14ページ下段の款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の人事一般事務経費、電子計算システム開発委託料77万円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度創設に伴う給与システム改修経費でございます。

次に、目 財産管理費の町有財産管理事業、不動産鑑定手数料19万2,000円の増額につきましては、大宮地区集会所用地売却に係る不動産鑑定手数料でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料4,264万1,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度創設等に伴う基幹系システム改修経費でございます。少し飛びまして、20ページ、21ページをご覧ください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、介護・訓練等給付費5,421万9,000円の増額につきましては、障がい福祉サービス利用者の増によるものでございます。次の障がい者地域生活支援事業、報償金2万4,000円の増額につきましては、基幹相談支援センター設置に係る選考委員会委員報償金でございます。1つ飛ばして日常生活用具購入費等助成金248万6,000円の増額につきましては、ストマ装具申請の増加などによるものでございます。次の地域共生社会推進事業、国・府支出金等返還金257万8,000円の増額につきましては、令和6年度重層的支援体制整備事業補助金の確定に伴う返還金でございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

1つ目の地域包括支援センター運営事業、地域包括支援センター運営委託料54万2,000円の増額につきましては、環境整備のためのパソコン、タブレット導入経費でございます。

次の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金1,734万7,000円の増額につきましては、令和6年度後期高齢者医療定率負担金の精算によるものでございます。次の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金435万9,000円の増額につきましては、人事院勧告等及びシステム改修によるものでございます。

次に、一番下の段の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料4,795万8,000円の増額及び次の24ページ、25ページをご覧ください。一番上の保育事業補助金612万9,000円の増額及び施設型給付費4,354万9,000円の増額につきましては、国の定める公定価格の増によるものでございます。次の国・府支出金等返還金153万3,000円の増額につきましては、令和6年度子育てのための施設等利用給付費の確定に伴う返還金でございます。次に、児童手当事務経費、国・府支出金等返還金31万1,000円の増額につきましては、令和6年度子ども・子育て支援事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

次に、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、障がい児通所給付費403万円の増額につきましては、児童発達支援など利用者の増によるものでございます。次の子育て支援事業、国・府支出金等返還金3,032万7,000円の増額につきましては、令和6年度子ども・子育て支援交付金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費806万5,000円の増額につきましては、令和6年度の児童手当制度改正に伴う対象者増によるものでございます。次の国・府支出金等返還金722万6,000円の増額につきましては、令和6年度児童手当国庫交付金確定に伴う返還金でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金384万円の増額につきましては、人事院勧告等及びシステム改修によるものでございます。

26ページ、27ページをご覧ください。

項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金1,348

万7,000円の増額につきましては、人事院勧告等及びシステム改修によるものでございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の子ども等予防接種事業、国・府支出金等返還金53万8,000円の増額につきましては、令和6年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。次の母子保健事業、国・府支出金等返還金115万7,000円の増額につきましては、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金等の確定に伴う返還金でございます。次の新型コロナウイルスワクチン接種事業、国・府支出金等返還金416万5,000円の増額につきましては、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の確定に伴う返還金でございます。

少し飛びまして、34ページ、35ページをご覧ください。

下の段の款 教育費、項 小学校費、目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金142万円の増額につきましては、学校給食における食材費のさらなる物価高騰対応分でございます。

36ページ、37ページをご覧ください。

項 中学校費、目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金58万5,000円の増額につきましても、小学校と同じく、食材費のさらなる物価高騰対応分でございます。

続いて、項 社会教育費の一番下の目、図書館費の図書館運営事業、次の38ページ、39ページをご覧ください。図書費10万円の増額につきましては、歳入で申し上げましたとおり、寄附金を活用した図書購入費でございます。次の図書館施設管理事業、消耗品費26万円及び庁用器具費10万円の増額につきましては、図書館大規模改修工事に伴う館内図書の移動に要する備品等でございます。

次に、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、測量・設計・監理等委託料136万円の増額につきましては、大宮地区集会所用地売却に係る測量業務でございます。

続いて、40ページをご覧ください。

人事院勧告など人件費に係るものにつきましては、この補正予算給与費明細書にてご説明申し上げます。

まず、1、特別職ですが、一番下、比較の行において今回の補正予算による増減をお示ししております。

期末手当の列をご覧くださいと、人事院勧告に伴い28万3,000円の増額、共済費の列において11万5,000円の増額となり、合計で39万8,000円の増額でございます。

41ページをご覧ください。

2、一般職の総括でございます。こちらは、人事院勧告に伴う増額のほか、職員の人事異動や育児休業等に伴う増減を反映した形となっております。

詳細につきましては、次の42ページをご覧ください。

一般職について、まずア、会計年度任用職員以外の職員ですが、人事院勧告及び人事異動等に伴いまして、一番上の段の給与費をご覧くださいと、比較の行のところで給料が11万2,000円の増額、職員手当が88万1,000円の増額、共済費が654万9,000円増額となり、合計で754万2,000円の増額となっております。

次に、会計年度任用職員ですが、人事院勧告に伴いまして、一番上の段の給与費をご覧くださいと、比較の行のところで報酬が490万7,000円の増額、職員手当が150万4,000円の増額となり、合計で641万1,000円の増額となっております。

43ページをご覧ください。

給料及び職員手当の増減額の明細として、上段で給料、下段で職員手当の区分により、今回の人件費補正について整理をさせていただきます。

上段の給料につきましては、今回の増額11万2,000円のうち人事院勧告による給与改定に伴う増分が3,735万9,000円、人事異動等によるその他の減分が3,724万7,000円となっております。

下段の職員手当につきましては、今回の増額88万1,000円のうち人事院勧告による制度改正に伴う増分が2,794万7,000円、人事異動等によるその他の減分が2,706万6,000円となっております。

次の44ページ、45ページにつきましては、給料及び職員手当の状況をお示ししておりますので、

後ほどお目通しをお願いいたします。

最後の46ページにつきましては、債務負担行為に関する補正調書でございますので、こちらも後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第16 議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第17 議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本2件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人事異動並びに人事院勧告等に伴う人件費及び子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修に係る補正でございます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,517万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,964万8,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 子ども・子育て支援事業費補助金3,839万円の増額につきましては、歳出予算における子ども・子育て支援金制度創設に係るシステム改修費に対する補助金の補正でございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金384万円の増額につきましては、人事異動並びに人事院勧告等に伴う職員の給与費等の人件費の増額によるものでございます。

次に、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金705万1,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整でございます。

続きまして、歳出です。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業363万9,000円の増額及び一般管理経費3,154万円の増額のうち、人件費に係る20万1,000円の増額につきましては、補正予算給与明細書において後ほどご説明させていただきます。一般管理費のうち電子計算機使用負担金3,133万9,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に係るシステム改修費の増額によるものでございます。

それでは、10ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

まず、2、一般職の総括です。

こちらは、人事院勧告に伴う増額のほか、職員の人事異動や職員の育児休業等に伴う増減を反映したものでございます。

次の11ページをご覧ください。

上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増減をそれぞれ比較の行でお示しております。

まず、ア、会計年度任用職員以外の職員です。一番上の表の比較の行が今回の補正額となっております。人事院勧告及び人事異動に伴いまして、給与費では給料が136万3,000円、職員手当が102万1,000円、1つ飛ばしまして共済費125万5,000円をそれぞれ増額し、合計で363万9,000円の増額となっております。

次、イ、会計年度任用職員です。同じく一番上の表の比較の行が今回の補正額です。人事院勧告に伴いまして、報酬が7万8,000円、職員手当が9万2,000円、1つ飛ばしまして共済費が3万1,000円それぞれ増額、会計年度任用職員の合計で20万1,000円の増額、人件費総額では384万円の増額となるものです。これは、当初予算の積算以降の人事異動並びに人事院勧告の影響によるものでございます。

12ページの給料及び職員手当の増減の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）すみません。ちょっと待ってください。

議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。どうぞ。

健康福祉部理事（橋 和彦君）続きまして、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、人事異動並びに人事院勧告等に伴う人件費及び子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修などに係る補正でございます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ824万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,294万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料69万2,000円の増額につきましては、歳出予算における保険料過誤納の返還金の執行見込額の増額に対応するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金435万9,000円の増額につきましては、人事異動並びに人事院勧告等に伴う職員の給与等の人件費の増額によるものでございます。

続いて、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 子ども・子育て支援事業費補助金264万円の増額につきましては、歳出予算における子ども・育て支援金制度の創設に係るシステム改修費に対応する補正でございます。

次に、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入55万円の増額につきましては、歳出予算における集団健診の受診見込み者数の増加に伴う健診委託料の執行見込額の増額に対応するものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業55万2,000円の減額並びに一般管理費75万1,000円のうち、人件費に係る11万1,000円の増額につきましては後ほど補正予算給与費明細書において説明させていただきます。一般管理費のうち電子計算機使用負担金744万円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に係るシステム改修費の増額によるものでございます。

続きまして、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費、後期高齢者保健事業55万円の増額につきましては、集団健診の受診者の見込み者数の増加に伴う健診委託料の増額によるものです。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 保険料等還付金、後期高齢者医療保険料等還付金69万2,000円の増額につきましては、保険料過誤納金の返還見込額の増額によるものでございます。

それでは、10ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

まず、2、一般職の総括です。

こちらは、人事院勧告に伴う増額のほか、職員の人事異動や育児休業に伴う増減を反映したものでございます。

次の11ページをご覧ください。

上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増減をそれぞれ比較の行でお示しております。

まず、ア、会計年度任用職員以外の職員です。一番上の表の比較の行が今回の補正額となっており、人事院勧告及び人事異動等に伴いまして、給与費では給料が23万2,000円の増額、職員手当が58万1,000円、1つ飛ばしまして共済費が20万3,000円それぞれ減額となり、合計で55万2,000円の減額となっております。

次に、イ、会計年度任用職員ですが、同じく一番上の表の比較の行が今回の補正額となっており、人事院勧告に伴いまして報酬が9万3,000円、職員手当が1万8,000円それぞれ増額となり、会計年度任用職員で合計11万1,000円の増額、人件費総額で44万1,000円の減額となるものでございます。これは、当初予算の積算以降の人事異動並びに人事院勧告等の影響によるものでございます。

12ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、それぞれ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第18 議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） それでは、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費並びに産休代替に伴う任用額の補正、令和7年度税制改正に係る介護保険料システム改修に伴う補正でございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,436万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,744万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 介護保険事業費補助金87万5,000円の増額につきましては、システム改修に伴う経費のうち国庫補助金額見込みを増額するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金1,348万7,000円の増額につきましては、職員給与費の国庫補助金額見込み1,174万8,000円とシステム改修経費並びに会計年度任用職員報酬額等の一般会計負担分として事務費繰入金173万9,000円を増額するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入1,000円の増額につきましては、産休代替職員の雇用保険本人負担金を増額するものでございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

続きまして、歳出でございます。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費1,362万4,000円の増額のうち職員給料関係事業1,176万9,000円及び介護保険事務事業のうち10万4,000円につきましては、人事院勧告等に係る人件費の増額によるものでございます。一般管理費のうち175万1,000円の増額につきましては、システム改修に伴う電気計算機使用負担金の増額によるものでございます。

次に、項 介護認定審査会費、目 認定調査等費40万3,000円の増額並びに款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費8万円の増額につきましては、会計年度任用職員の報酬等の増額によるものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費5万9,000円の増額につきましても、会計年度任用職員報酬等の増額によるものでございます。

次に、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費19万7,000円の増額につきましては、職員給与関係事業では人事院勧告等に伴う人件費、認知症総合支援事業では産休代替に伴う任用費用によるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

まず、2、一般職の総括でございます。

こちらは、人事院勧告に伴う増額のほか、職員の人事異動や産休代替等に伴う増減を反映したものでございます。

次の13ページをご覧ください。

上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増減をそれぞれ比較の行でお示ししております。

まず、ア、会計年度任用職員以外の職員でございます。一番上の表の比較の行が今回の補正額と

なっており、人事院勧告及び人事異動等に伴いまして、給与費では給料が516万5,000円の増額、職員手当が472万2,000円の増額で、1つ飛ばしまして共済費が186万1,000円の増額となり、合計で1,174万8,000円の増額となるものでございます。

次に、イ、会計年度任用職員でございます。同じく一番上の表の比較の行が今回の補正額となっており、人事院勧告並びに産休代替等に伴いまして報酬が67万1,000円の増額、職員手当が12万円の増額、1つ飛ばしまして共済費が6万6,000円の増額となり、合計で85万7,000円の増額となるものでございます。

次に、14ページ以降、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

以上で、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第19 議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容ですが、令和7年4月人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正及び令和6年度決算確定に伴う一般会計繰入金の精算金返納に係る補正を行うものでございます。

それでは、資料1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。

令和7年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 収益的収入及び支出の補正でございます。

令和7年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額に287万9,000円を減額し、補正後の額を10億4,975万7,000円とするものでございます。次に、第3項 特別損失の既決予定額に94万9,000円を増額し、補正後の額を144万9,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億5,176万4,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

令和7年度熊取町下水道事業会計補正第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億8,435万9,000円」を「3億8,649万4,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億384万5,000円」を「1億598万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に213万5,000円を増額し、補正後の額を7億5,568万8,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を12億1,766万円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

職員給与費の既決予定額より74万4,000円減額し、補正後の額を9,876万6,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。詳細については8ページの説明書でご説明いたしますので、8ページをご覧ください。収益的支出でございます。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の管渠費189万2,000円の増額、総係費477万1,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴うものでございます。

次に、第3項 特別損失の過年度損益修正損94万9,000円の増額は、令和6年度決算確定に伴う一般会計繰入金の精算返納金に係るものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額11億5,369万4,000円に補正予定額193万円を減額し、11億5,176万4,000円とするものでございます。

次に、9ページの資本的支出をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費213万5,000円の増額は、人事異動及び人事院勧告に伴うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額12億1,552万5,000円に補正額213万5,000円を増額し、12億1,766万円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和7年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。

4ページから6ページまでは、補正予算給与費明細書でございます。

また、7ページは令和7年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第2号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第20 請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件を議題といたします。

本件の請願書を朗読いたします。木村議会事務局長。

議会事務局長（木村直義君）それでは、請願書の朗読を行います。

2ページ、3ページをご覧ください。

請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願。

請願代表者、くまもり社会保障推進協議会会長 大浦正義。

紹介議員、坂上巳生男議員。

物価が高騰し、実質賃金マイナスが続いている中、結婚・出産に踏み切るための若者の所得向上や子育て費用の負担軽減の必要性が各方面から求められています。とくに、保育所などの乳幼児や小学校1年生から中学校三年生までの給食費無償化は子育て費用の負担軽減に直接つながります。

憲法26条は、「義務教育は無償」としており、小中学校で教育に関する費用は公費（国及び自治体）で負担すると決められています。しかし、給食費は、これまで無償化が進まず食材費を保護者負担としてきました。2020年代になって全国的にも大阪府下でも多くの自治体で給食費無償化が進み、2025年度は、府下43自治体中、条件付きも含め無償化を行っている自治体は32（うち恒久的に

実施している自治体13、大阪社保協調会)となっており、年々実施する自治体は増加しています。

このような地方自治体が先行するなか、国においても、「まずは小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ2026(令和8)年に実施する」「その上で中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する」と表明しており、制度や財源確保について検討がおこなわれています。

熊取町は、2020年度から毎年度期限付き「無償化」を継続してきており、先駆けて「給食費無償化」を実施してきた自治体です。国の動向に左右されず、2026(令和8)年度にむけて小中学校給食費の完全無償化を実施するよう下記のようにお願いします。

記

1. 熊取町として2026(令和8)年度より小・中学校において、給食費の完全無償化を実施されたい。

2. 無償化の財源は、国及び府において全額負担するよう働きかけられたい。

以上でございます。

議長(文野慎治君)以上で請願書の朗読を終わります。

本件については、議会会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(文野慎治君)以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(「17時19分」散会)

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和7年12月定例会会議録（第3号）

月 日 令和7年12月16日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	住 民 部 長 山本 浩義
住 民 部 理 事 奥村 光男	健 康 福 祉 部 長 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 橘 和彦	健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順
都 市 整 備 部 長 白川 文昭	会計管理者兼会計課長 根来 雅美
教 育 次 長 巖根 晃哉	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書

追加付議議案

議案第76号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）
議案第77号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議員提出議案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月10日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和7年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしまして、理事者提出の議案で、令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件、令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件、議員提出議案として、地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の件、以上3件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の2件及び議員提出の1件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案2件、議員提出議案の意見書1件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件、日程第7 議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、12月4日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。二見総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託されました議案7件の審査を行うため、12月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第60号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第61号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第62号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第63号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。石井議員。

4番(石井一彰君) それでは、大阪維新の会を代表しまして、本議案に反対の立場で討論をいたします。

今回の期末手当の上げは、人事院勧告を理由とされています。しかし、人事院勧告は、本来、国家公務員の給与制度に関するものであり、地方議会議員に自動的に従う義務はありません。現在、物価高の影響は町民生活を直撃し、家計は厳しさを増しています。熊取町も人口減少や公共施設老朽化など将来負担が大きい中で、行財政運営が一段と難しくなっています。このような状況で、議員自身の期末手当を引き上げることについて住民の理解が得られるとは言えません。

議員の報酬の在り方は、本来、住民目線や財政状況、議会改革の進捗を踏まえ主体的に議論すべきものであり、人事院勧告に機械的に合わせるべきではありません。

以上の理由から、大阪維新の会は本議案に反対いたします。引き続き、自らに厳しく住民の負託に応える議会改革を進めてまいります。

以上で反対討論といたします。

議長(文野慎治君)次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第64号について討論を終わります。

それでは、議案第64号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第70号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）日本共産党熊取町会議員団を代表しまして、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）に反対討論を行います。

今回の補正予算には、来年度から始まる子ども・子育て支援金制度創設に対応するためのシステム改修費が含まれています。この支援金は、現在でも高額な国民健康保険料や後期高齢者医療保険料に上乗せして徴収されます。また、子どもの有無にかかわらず、高齢者を含む全世帯、全医療保険加入者に負担を強いる仕組みです。これは世代間、世帯間の不公平感を生み出してしまいます。このシステム改修費は国が決めた制度ではありますが、多くの問題を持った制度です。町が準備し住民に新たな負担増を押しつけるための経費であるものなので、認めることができません。

よって、引き続き議案第72号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第73号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についても、不公平な住民負担増を前提とした補正であるという同じ理由で反対いたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第71号について討論を終わります。

それでは、議案第71号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 7名)

起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第8 議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第10 議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件、日程第11 議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件、日程第12 議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件、日程第13 議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第14 議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第15 議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第16 議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上9件を一括して議題といたします。

本9件は、12月4日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。田中事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（田中圭介君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託されました議案9件の審査を行うため、12月10日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第65号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番(坂上巳生男君)それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に対し、反対の立場で討論いたします。

この条例は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に向けて事業認可の基準を定める条例であります。来年度は、まず町立保育所で実施し、今後、民間の事業者がこの事業に参入するに当たっての認可の基準を定めた内容であると説明がありました。町内の民間の保育所、認定こども園では、現在5か所で一時預かり保育が実施されています。通常の保育をしながら一時預かり保育を行うのは、子どもの安全や保育士の体制を考えれば負担の大きい事業だと言えます。民間保育園の努力によって一時預かり事業は成り立っていると言えますが、そこになぜ誰でも通園制度という形で新たな通園支援事業が追加されるのか、その意義が極めて不明瞭、曖昧です。

議案説明の折に、一時預かり事業は保護者のため、誰でも通園制度は子どもの発達のためという説明がありました。これはこども家庭庁の説明でもありますが、全くの詭弁だと言わざるを得ません。保育所で子どもを預かる保育をするということは保護者のためでもあり、同時に集団保育の中で子どもの発達を保障する発達保障の場でもあります。一時預かり事業との違いを際立たせるための無理やりの説明と言わざるを得ません。子ども・子育て支援金を財源とする新たな事業として政府が発案したのですが、子どもの発達を考えるならば保育士の配置基準を見直し、1、2歳児の保育をより手厚くすることがまず必要ではありませんか。現在の保育士配置基準のままで新たな通園支援事業を開始する意義が全く理解できません。

仮に現在の一時預かり事業では受皿として不十分であるなら、一時預かり拡充をできるよう保育

士の処遇改善や配置基準見直しを先行させるべきであります。条例の内容に即して言えば、保育士資格のある保育士は2分の1でよいとされていることも大きな問題です。国の統計によれば、保育施設における子どもの死亡事故は2004年から2024年の間に237人に上ります。通常の保育ですら神経を使う乳児の保育ですが、0、1、2歳の保育を有資格者が2分の1でよいとする制度は子どもの安全と健全な発達を願う制度だとは言えないのではないのでしょうか。

一時預かり事業とは別に、新たに誰でも通園制度を設ける意義が不明瞭です。その財源があるなら保育士配置基準を見直し、保育士の処遇改善こそ進めるべきです。また、子どもの発達を第一に考えるなら、有資格者が2分の1でよいとするような規制緩和の発想はやめるべきです。

以上の理由から、本条例案に反対といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第67号について討論を終わります。

それでは、議案第67号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第68号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第69号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第72号について討論を終わります。

それでは、議案第72号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第73号について討論を終わります。

それでは、議案第73号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第74号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第75号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案75号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第17 請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件を議題といたします。

本件は、12月4日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本件に関し、総務文教常任委員会の報告を求めます。二見総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、総務文教常任委員会における請願審査報告をいたします。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願の件の審査を行うため、12月11日開催の総務文教常任委員会において、請願者及び紹介議員の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会における請願審査報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。長田議員。

3番（長田健太郎君）大阪維新の会熊取議員団を代表いたしまして、小・中学校の完全給食費無償化を求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、申し上げますが、子育て世帯の負担軽減や全ての子どもに温かい給食を保障したいという本請願の趣旨そのものを否定するものではありません。給食費無償化については、請願内容にも記されているとおり、国が小学校については2026年4月より無償化する方針を示しており、その後、中学校にも拡大する計画です。自治体が先行して町単独で完全無償化を恒常的に実施する必要性は乏しく、結果として財政負担だけを町が抱え込むことになりかねません。本町は、学校施設や公共施設の老朽化対策、少子高齢化への対応、防災・減災対策など、将来に向けて取り組むべき重要な課題を多く抱えています。限られた財源をどの施策に優先配分するかは長期的視点で判断すべきであり、安易に支出を増やすべきではありません。

国の制度として確立させるタイミングを待つことこそ自治体財政の健全化にとって最も合理的な選択だと考えておりますので、本請願には反対とさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書について、日本共産党熊取町会議員団を代表して、賛成討論を行います。

私たちは、今、物価高騰と実質賃金の低下が続くという非常に厳しい経済状況の中にいます。こうした中、子育て世帯の多くが食費をはじめとする生活費のやりくり日々苦慮しており、給食費

の負担はもはや小さな支出ではありません。この請願は、単なる財政要求ではなく、子育て世帯の生活を守り、安心して子どもを産み育てたいという住民の切実な願いが込められたものです。議会は多様な意見を持つ場ではありますが、その役割の第一は、こうした住民の願いを真正面から受け止め、それを政策として実現することにあります。財政的な懸念があるからといって、この切実な声に蓋をすることはできません。

また、熊取町は2020年度から毎年度、期限付とはいえ給食費無償化を継続してきました。これは、町がこの施策の重要性を認識し、財源を捻出してでも実施してきた住民の願いに応える実績です。今、全国的にも府下でも無償化の流れが加速し、国も2026年実施を視野に入れている状況です。熊取町がこの先駆的な取組を完全無償化へと進化させることは住民への継続的な約束であり、町の誇るべき施策となります。

反対会派の皆様からは財源の問題を指摘されるかもしれませんが、しかし、政治の役割とはできない理由を探すことではなく、住民の願いを実現するためにどうすればできるかという道筋をつけることにあります。この請願は、無償化の財源について、国及び府において全額負担するよう働きかけたいという項目を掲げています。まずは町として完全無償化を決断し、その上で町民の願いを背負い、国や府に対し強力に財源の確保を求めていくことこそ大事な役割ではないでしょうか。この完全無償化は子育て世代の生活を支え、全ての子どもたちに平等な教育環境を保障する未来への希望につながる投資です。

よって、議員各位におかれましては、地方議会に課せられた住民自治の本義に立ち返り、本請願の趣旨に賛同され、賛成されますよう心からお願い申し上げ、私からの討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に反対の方の発言を許します。二見議員。

10番（二見裕子君）熊取公明党を代表し、請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願に賛成できないという立場で討論させていただきます。

熊取公明党といたしましても、小・中学校の給食費の完全無償化については、子育て支援施策として最優先に取り組んでいただきたいと望んでいます。また、物価高騰の中、子育て世帯には子育て費用の負担軽減になります。請願書にある国の動向に左右されず熊取町として2026年度より小・中学校の学校給食費の完全無償化を実施するようにとのことですが、国においては2026年度から小学校の給食費については無償化が開始されることが進んでいます。また、中学校の給食費につきましても、本町として国の重点支援地方交付金等を活用して無償化を実施予定とされています。

本町の財政状況につきましても、行革に取り組んでいかなければならない厳しい財政状況の中で、小・中学校給食費の無償化には年間約1億7,000万円が恒久的に経常経費としてかかるため、国の動向に左右されず本町に実施を求めるのは責任ある議会としては難しいと考えます。

また、無償化の財源は、国及び府において全額負担するよう働きかけられたいとのことですが、昨年そして本年2月にも総務省こども家庭庁、文部科学省に要望活動に行っていました。文部科学省には、学校給食法の改正も含めた学校給食の無償化の早期実施と制度化されるまでの間、保護者負担の軽減のため財政措置も併せて要望をしてまいりました。請願者の思いに反対するものではありませんが、責任ある議会としてできることに全力を尽くしてまいります。

以上、反対討論とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。田中議員。

13番（田中圭介君）小・中学校の完全給食費無償化を求める請願について、自由民主として反対の立場で討論をいたします。

今回の請願については、おおむね理解はできるものであり、小・中学校の給食費無償化について反対ではありません。しかし、請願項目の熊取町として令和8年度より小・中学校において給食費の完全無償化を実施という点については、慎重な判断が必要であると考えております。熊取町の令

和6年度の経常収支比率は98.5%と財政の硬直化が極めて進んだ状況にあります。また、くまとりふるさと応援寄附金は4億3,300万円から4,500万円へと89%減少しており、財政状況が非常に厳しいものとなっております。このような中、年間約2億4,000万円を要する小・中学校の給食費無償化を熊取町単費で実施することは現実的に困難であり、容易に賛成することはできません。

しかし、我々は、令和6年5月、また今年2月にも文部科学省へ出向き、学校給食の無償化を求める要望書を金城前文部科学大臣政務官に直接提出をしまりました。また、令和6年6月議会におきましても、国の負担による学校給食の無償化を求める意見書を熊取町議会から国へ提出をしております。このような国への継続した要望活動もあり、現在、国会において令和8年度からの予定で小学校の給食費無償化の議論が進められており、中学校についても今後段階的に拡大していく考えが示されております。また、給食費無償化の財源につきましては、国及び府、あるいは国が主体となって負担する方向で示されており、自治体負担の実施を前提としたものではないと認識しております。

したがいまして、今後も国への要望活動を継続し、中学校給食費の無償化につきましても早期に実施されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、本請願に対する反対討論とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（文野慎治君）以上で、請願第1号について討論を終わります。

それでは、請願第1号 小・中学校の完全給食費無償化を求める請願書の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 3名）

起立少数であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第1 議案第76号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第76号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の主な補正の内容でございますが、重点支援地方交付金及び物価高対応子育て応援手当支給補助金を財源とした物価高騰対策、環境センターごみクレーン巻き上げ装置の緊急修繕等でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,947万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ180億6,938万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 民生費、項 社会福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業1億6,529万2,000円につきましては、給付金について年度内に全ての給付が完了せず、令和8年4月以降の給付も想定されるため、次年度に繰り越すものでございます。

次の款 商工費、項 商工費の地域振興券事業2億4,311万1,000円でございますが、振興券の使用期間が令和8年8月末の予定であるため、次年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金3億5,000万円の増額につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するため、地域振興券事業及び小学校給食費無償化などに活用するものでございます。

次に、目 民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1億6,529万2,000円の増額につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業に充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金2,482万3,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金8,064万5,000円の減額につきましては、当初予算計上の小学校給食費物価高騰対策支援及び中学校給食費無償化に対し、地方創生臨時交付金を充当することに伴う財源振替でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の物価高対応子育て応援手当支給事業でございますが、会計年度任用職員報酬127万円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

次の超過勤務手当150万円の増額につきましては、給付金事業に係る職員の超過勤務手当でございます。

次の費用弁償3万円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

次の消耗品費19万2,000円、その下の印刷製本費19万2,000円の増額につきましては、コピー用紙や送付用封筒の印刷経費などの事務経費でございます。

次の通信運搬費140万4,000円の増額につきましては、確認書などの郵送料で、その下の公金取扱手数料等70万4,000円の増額につきましては給付金の振込手数料でございます。

次の物価高対応子育て応援手当給付金1億6,000万円の増額につきましては、18歳以下の子ども1人当たり2万円を給付するものでございます。

次の款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業でございますが、修繕料982万3,000円の増額につきましては、ごみクレーン巻き上げ装置の緊急修繕料でございます。

次の一般廃棄物処理負担金1,500万円の増額につきましては、泉佐野市田尻町清掃施設組合等への12月30日までの分の可燃ごみ受入れに係る負担金でございます。

次の款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域振興券事業でございますが、消耗品費8万円の増額につきましては、コピー用紙等の事務経費、その下の通信運搬費15万円の増額につきましては地域振興券を新生児等へ追加送付する経費でございます。

次の電子計算システム開発委託料200万円の増額につきましては、地域振興券のシステム改修経費で、その下の地域振興券換金等委託料2億2,511万8,000円の増額につきましては、地域振興券の

作成、登録、店舗募集、換金等に係る委託料、その下の地域振興券発送等業務委託料1,576万3,000円の増額につきましては、地域振興券の封入封緘及び発送等に係る委託料でございます。

次の款 教育費、項 小学校費、目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金2,624万4,000円の増額につきましては、令和7年度3学期分の小学校給食費無償化に係る補助金でございます。

14ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。

14ページでは、2、一般職の総括といたしまして、一番上の段の給与費をご覧くださいますと、比較の行のところで報酬が127万円の増額、職員手当が150万円の増額となり、合計で277万円の増額となっております。

次の15ページでは、上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増額をそれぞれ比較の行でお示しております。

16ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示しております。

以上で、議案第76号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。11ページお願いします。

地域振興券事業につきましてですが、今国のほうで補正予算の審議やっております、今も説明ございましたが、国のほうが重点支援地方交付金という形で2兆円財源を確保し、それぞれの市町村に交付するという形になっておりまして、本町におきましては、先ほどの入の中でも3億5,000万円という形で入のほうで計上していただいています。本町としましても、それをどのように活用するかというところで今回このように補正予算で上げてくださっているかと思うんですが、私たち、この分につきましては、今のこの物価高騰の中で本当に生活支援、経済支援という形で一番困っている方たちに支援をということでこの交付金を活用する内容につきまして、私たち熊取公明党といたしましては11月27日に町長のほうに緊急要望させていただきまして、地域振興券等3項目、水道基本料金とかひまわりバスの運賃無償化とか、そういったことも含めて3項目要望させていただきまして、その中で地域振興券配布ということもこの事業の中に盛り込んでいただきましたことを感謝するものでございます。

それで、ちょっと地域振興券の2億4,311万1,000円の内容につきまして、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）こちらのほうの地域振興券でございますけれども、先ほど説明ありましたとおり、住民の方1人当たりに対して5,000円ということで全住民に配布するということになってございます。あわせて、今回の地域振興券の使用可能期間というのを、前回第4弾を参考に一応8月末までと設定してございますので、8月28日までに生まれた新生児の方も対象とするというところで考えておるところでございます。振興券の交付方法につきましては、申請等を要せず、世帯ごとにまとめて券のほうを世帯主宛てに郵送するというようなところで考えておるところでございます。この券の使用可能期間につきましては、今現在のところ何とか早くというところで調整しておるところでございます、3月下旬ぐらいから使えるような形で今現在調整してございまして、最終期間のほうは、先ほど申しましたとおり8月末というところで今制度設計のほう検討しておると

ころでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。まずは印刷とかいろいろしなければならぬ作業が多いかと思いますが、3月下旬から郵送という形になるということですね。また、地域の事業者等にも協力してもらわないといけないというところで、前回もずっとやっていただいているので皆さんもご承知かと思いますが、また参加していただけるように働きかけをしていただきまして、地域の事業者にも経済支援という形で返ってくるように、しっかり地域振興券の配布に関しては取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

8月末までということで、新生児も対象ということでありがたく思います。1人5,000円ということで、大変皆さん喜ばれるかと思しますのでよろしく願いしておきます。

議長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。河合議員。

14番（河合弘樹君） 附属資料の歳出で環境センター運営事業ですが、先ほどの説明でも修繕費、ごみクレーン巻き上げ装置の緊急修繕費として982万3,000円、そして泉佐野市田尻町清掃施設組合等への可燃ごみ受入れに係る負担金が1,500万円、これ12月末までということですが、先日この事業についてちょっと説明を受けたんですが、部品を今注文しているが3か月も4か月もかかるかもしれないということで、これが1,500万円が2か月なんか3か月なんか、来年になったらまた必要になると思うんですが、それでも少しでも早く修理するということなんですが、部品が入らないということで、その部品自体が欠けているのであれば鉄工所なりそういったところで修理してもらおうとか、そういった考えとか、そういうのもあるんですか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 議員ご指摘のとおり、現在、ごみクレーンの一部部品老朽化によって故障が発生しておりますが、その部品につきましては、メーカーではなしに、議員ご指摘のとおり鉄工所と言いましたけれども金属加工会社のほうにお願いしているところでございます。3か月、4か月と言いましたのは、一定メーカーのほうにもう修繕を現に発注していた中で機械が故障してしまったというところでありますので、応急的に仮復旧という意味でこの金属加工会社のほうに発注し、一部部品を納品していただいて最速で復旧を目指しているという状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 河合議員。

14番（河合弘樹君） 今の説明で分かりました。

そこで、これ修繕費980万円と高額なんで、その業者が1社だけとかじゃなしに、やっぱり2社、3社、見積り入れたりすることも慎重にさせていただきたいと思うんです。だから、業者1社の言い値の値段じゃなしにそういったことも考えていただきたいのと、これ急なことであれですけども、何でこんなことが起きたかという耐用年数を過ぎてもまだ使っていたということですね。もうその耐用年数のときに交換していればこういうことは起きていなかったんであれですけども、それはなぜかと言うたら行革で少しでももたすためにやった結果がこうなったんじゃないかなと思うんで、そういうこともしっかり考えていただきたいと思います。

以上です。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） まず、金額の件ですけれども、いろいろ私たちも早い復旧を目指してあらゆるところに問合せをさせていただいた中で、やはり特殊な技術が必要で、早いこと納品やっってくださいということをお願いする中では受けていただける事業所がほとんどなかったんです。その中で、わらをもすがる思いといいましょうか、実際にこのコアな部品を作っている金属加工会社のほうに飛び込みでお願いしていったというところであります。ただ、金額につきましては、これまでの付き合いもありますし、正当な金額で受注いただけるのかなというふうには思っております。

また、耐用年数につきましては、当該この設備についての実際の耐用年数というのはメーカーでは示されておりません。そんな中で定期的に保守点検もやっておりますし、少しでも異常があれば止めるわけにいかない施設ですので、迅速に対応をやっている現状でございます。今回のこの老朽化につきましては、その機械の中のコアな部分でありますのでなかなか発見には苦労したんですけども、ただ異音があったらすぐにということで対応をやっていたさなかでのこの機械の故障になったということで、イレギュラーな面はありますけれども議員ご指摘のところは参考にさせていただきながら、今回このような件になっておりますが、もうしばらく環境センター必要ですのしかりと維持管理、運営やっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）行革で経費を削減しているからこういうことになったというような旨の発言があったかと思いますが、行革の議論の中で、例えば安全・安心も含めてですけれども、こういう基幹的な施設の整備、メンテに関して削減というような議論はしたことはございません。やはり一定確保していくべきであろうし、ただし予算編成の中で議論というのは当然当たり前のこととしてありますし、修繕計画に基づいてどうしていくのか、現状どうなのか、また環境センターについては広域化というところもございまして、やっぱりできるだけお金をかけたくないという、メンテについてです、という気持ちはありますけれども、だからといって行革の中で財政的にしんどいから削るというようなことは一切ございませんので、ご留意いただきたいと思っております。

議長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13番（田中圭介君）その仮復旧なんですけど、いつ頃完成をするというか稼働する見込みになっているんでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）現時点で、明確な日は申し上げることはちょっと難しい状況でございます。できるだけ早くというところで取り組んでおります。ただ、先ほども申し上げましたように、この部品を作っていただける事業者が決まりましたので、今は納期のところで交渉しておりますので、年内もしくはちょっとまたぐかも分かりませんが、その辺はしっかりと年内に納めていただけるようには交渉しておりますが、ちょっとそこは明確な返事はないというような状況です。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）多分正月等々、年末年始が重なるところで、仮復旧をできるだけ早くしていただきたいと思っております。そして、仮復旧をした後に、また令和14年度、また新しい施設に移行するまでに再度そういった部品の交換等々はしなければいけないと思うんですけども、そういうのもまた一から計画をされるんですか。部品というか、その交換をする、この仮修繕でこのまま令和14年度まで持っていくのか、途中で、まだ数年あるんで耐久性がどれだけあるのかちょっと分からないんですけども、その辺どういう考えですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）先ほど申しましたように仮復旧でございますので、発注をやった後でのこの施設の故障でありました。当初ユニットで全体的に換えるというところの発注をやっていたやつはまだ継続しております。ですので、3月末には本格的に全体的に修繕できるのかなというふうに思っております。これが完成すればクレーンの巻き上げ装置につきましては令和14年、広域化のタイミングまではもつのかなというふうな理解でやっております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、3月末ぐらいまでの仮の修繕費用に関してこの980万円ぐらいの仮の修繕をするという考えでいいですね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）非常に高額だというふうには思いますが、ちょっとコアな部品を今回取り寄せるのにかなり苦労しましたものですから、2セットを発注するというを想定した予算になっております。ですので、その2セット分であるということと、あと金額のところでは一定幅を持たせたということもあります。また、緊急に対応していただくというようなことで人件費のほうが、ずっと長い間技師のほうで動いてもらうということで割高にもなっているかとは思いますが、できるだけ金額的には抑えていくような形では考えてございますし、あと復旧に最速でいきたかったんですけども、今現時点でもまだ復旧できていないというところで、もうしばらく部品の製作に時間がかかるということですので、2セットを作っていたかどうかというふうには思っておりますが、後ろに行けば行くほど1セットで済むのかなというふうな理解をしております。例えば、その分復旧に時間がかかれば負担金がやっぱりそれだけ多く要りますし、復旧が早ければ負担金は少ないですけども、やっぱりセットは2セット、複数個数必要なのかなというところでちょっとリンクするところはあるかと思っておりますけれども、今回補正予算上げさせていただいている中で何とか運用していきたいというふうには理解しております。

以上です。

議長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）先ほど、渡辺議員が質問された内容の関連になるんですが、今回熊取町で発行する地域振興券の使用期限がたしか8月末というふうにおっしゃっていたかと思うんですが、その新生児にも地域振興券を配布するというので、その新生児の期限はどうなっていましたか。もう一度教えていただけますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）使用期限につきましては、新生児の方も含めて8月末ということになってございます。ですので、前回の第4弾のときでもそうなんですけれども、もう最終週に例えば生まれた方とかであれば、住民課の窓口で登録に来られている方に対してその場で券をお渡しするとか、そんなようなところで対応しておりますので、今回についてもそういった対応で何とかぎりぎりまで新生児の方も対象にしていきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ぎりぎりに出産された方への確実な配布というのは、本当にできるのでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）随時の分につきましては郵送とかで対応はしているんですが、ぎりぎりの分につきましては、これまでも前回もやってございます。しっかりその住民課の担当のところと連携を取りながらしてございますので、今回もしっかりと対応していきたいというふうにご考えてございます。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）一般質問で物価高騰対策の質問をさせていただきました。そのときには具体的な答弁をいただけなかったんですが、追加議案での提案ありがとうございます。その提案の中に学校給食費無償化と小学校のほうの3学期の分と全世帯向けの地域振興券、これも含めて提案していただいたということで、本当に助かるなど、喜ばれると思っております。

ちょっと気になったのが、議会で今日議決されるんですけども、その前にマスコミで報道されましたよね。今日の請願の反対討論の中でも、まだ議決されていないことを評価したような内容もありましたので、この報道の仕方にはちょっと問題があったのではないのかなという感想を持ったんですが、その辺はいかがですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、広報戦略のほうから答弁申し上げます。

予算プレスにつきましては、当初予算もそうなんですけれども、基本的に議決される前に一定予算という形で報道提供させていただいておりますので、今回の補正予算につきましても当然可決前でございますけれども出させていただきますという、そういった理解で提案させていただいたというところでございます。今回の分につきましては、特に追加議案という性質もございますし、また一定世論の目も注目を浴びている案件であるといったことから、先に報道提供させていただいたというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）内容は一定評価しているので特にそうなんですけれども、でも議会で議決される前に報道されるというのがちょっと議会軽視ではないのかなと感想を持ったので、そう思ったんですが、何かあるようでしたら。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）当然、議会軽視という面につきましては、我々も絶えずプレス発表するときは意識して対応しております。今回につきましても、一定議会運営委員会のほうが終了した後というところで、議運で諮らせていただいているということで情報提供に近いといえますか、という理解も踏まえて、決して議会軽視ということではなくプレスリリースさせていただいたというところでご理解いただければと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）一応今回は分かりました。でも、あまりこういうことが頻繁にあると困るなど、そこは議長とも相談していただいて、議会としてきちんと成立するようにしていただけたらなというのを感じております。

それと、先ほども皆さんがおっしゃってましたごみのクレーンの件なんですけれども、皆さんがおっしゃったように、やっぱり行革の影響があったのではないかなというのは私も否めないなという気持ちを持っています。できるだけ延命させたいというのは気持ちの中であつたので、その辺がやはり職員の中にもある中で結果的には高くついてしまったのではないかなと、結果がそうなってしまったのではないかなというのを感じています。その辺は何かありましたら答弁お願いします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）環境センターの管理につきましては、委託ではなしに直営で職員がやっております、機械、電気の技師なんかを配置しております。ですので、日々異状なところを感知しながらしっかりと対応をやっておりまして、先ほど総合政策部長も言われたように広域化も目指しながら、さらにそこまで何とか効率的、効果的に運営するようには取り組んでおります。

行政改革についての影響というのは、やはり施設の維持管理、さらに特にやはり環境センターなどにつきましては止めるわけにいかない住民に一番近いところの施設でありますので、議員はそう感じたかも分かりませんが、維持管理する側は常にそういう行政改革のあおりを受けているというものは全く感じておらず、必要であるのであれば臨機応変に対応していただいておりますし、適時適切な維持管理にできているのかなと。

また、もう一つ言わせていただければ、環境センターにつきましては、ほかの施設の状況、議員どれだけご存じか分かりませんが、かなり故障をやって止めている近隣施設もございます。そんな中で熊取町の環境センター、今回この故障によって一時休止みたいなことに追い込まれたのは初めてなんです。それだけに我々もいろいろ感じるものはあるんですけども、しっかりこれまで優秀に維持管理をやってきた成果がここまで何十年ももってきたというふうには理解しておりますので、その辺は、議員は理解やっていただければと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）非常にやっていただいているということは理解しておりますが、定期的な点検をや

っている中でこういうことが起こったというのが、ちょっと本当に残念だなと思っております。非常に大変な事態に早急に対応して下さっているようですので、早く部品ができ整うように願っております。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。さっきのごみクレーンの巻き上げの件で、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、処理のほう、負担金のほうなんですけれども、一応先ほどの説明ではその負担金、12月30日までの分とおっしゃっていましたよね。今年のこの12月30日までの分の負担金が1,500万円というところで、早く復旧処理して12月30日までに復旧したいというところで予算が計上されているのかと思うんですけれども、ちょっとこの負担金についてももう少し説明していただきたいんですが、今ここには泉佐野市田尻町清掃施設組合等となっていますが、等だけではなくてどこということと、12月30日というところの考え方、ちょっとその辺の見通しも含めてもう少し説明をお願いします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）1,500万円の内容でございますけれども、単価が1トン当たり2万5,000円、こちらは泉佐野清掃施設組合に今年泉南市のほうで搬入をしたということをお聞きしております、そのときの実績を参考に2万5,000円ということ割り出してございまして、この金額単価については当組合とも協議済みでございます。1日当たりが30トン、これは1つのパッカー車で1.5トンぐらい積めるんですけれども、これが20台を想定してございまして、ですので日量30トンで考えてございまして。掛ける実働の年末まで、30日までの日数20日を掛けて合計1,500万円という形になっておりますが、まだ復旧は鋭意努力、迅速に最速で対応しておりますが、その辺はまだ明らかなことは言いかねるところではありますけれども、この予算計上するこのタイミングでは年末をめどに復旧ということで考えておりますが、少しその辺はまだ流動的であるということは含ませていただいて、先ほど私申し上げましたように修繕料が2セットを計上しておりますけれども、これが後ろに行けば行くほどもう2セットも要らないん違うかな、1セットでいいん違うかなというようなところもありますので、その辺予算の活用というのを慎重に臨機応変に対応していかなければいけないのかなというふうには考えております。この時点では、明らかに予算計上をしっかりと個別で具体性のあるものにしたかったんですけれども、なかなかそういうわけにもいなくて、とにかく意思表示をまずは審議をやっていただくということで、この2項目の予算計上になったというところでございます。

あと、すみません。清掃施設組合等の「等」なんですけれども、岸和田市貝塚市清掃施設組合にも協議を進めております。昨日、そこの局長が当環境センターのほうに来られましてピットの中のごみの量の確認であったりとか、またちょっと一部野積みを行っているんですけれども、野積みをやっているようなところの現況であったりとかの確認をしに来ていただきました。これは受入れに熊取町の環境センターがどのような状態にあるのかということの確認が必要やというところがあったので、来ていただいて確認していただいたというところなんです。

また、「等」のほかには、まだ具体的なところはございませんけれども、泉南市のほうの施設であったりとか、あと大栄環境という民間事業所にもアプローチはしております。ただ、やはりそれぞれの、先ほども申しましたように施設で故障が発生やっておってクレーン2つあるところ1個しか動いていないんでとか、そういうおのおの施設の事情がありますので受入れには消極的なところもございましたし、また大栄環境につきましては協議しなければいけない機関が多数ございまして受入れに時間がかかるということがありましたので、まずは迅速に対応できる近隣の施設のほうにアプローチをしたと。これがもっと3か月も4か月も復旧に長引くようなケースであるのであれば、大栄環境のほうにもお願いするというようなケースも発生するかもしれませんが、今回はそういうような事態にはなっていないという理解をしております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。年末でちょっと今町民にも協力をお願いして広報していただいています。年末でごみの量も増える中、またそういった他市町も同じようにごみが多い中で、そういうところにも負担金をお支払いしながら協力してもらわないといけないというところは大変だと思います。ご尽力いただきまして、30日までに処理、復旧できればいいんですが、それを越した分につきましては、また、2セット要る修理かかるのが1セットで済むならば、1セット分を負担分に充当するというご説明があったとかと思うんですけども、上手に運営をしていただきまして年内に解決できますようによろしく。この負担金がまたさらに、来年度また補正で上がってこないことをお願いしておきます。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君）すみません。続いてごみの話なんです。しっかり予算取っていただいて早急に対処していただいていると思うんですが、ホームページでもごみの持込みできるだけというところ、上がっています。30日まで予算取っていただいているんですが、最後のほうになってもうほんまにごみを置くところないというような状況にならないのか、それであればもうちょっと予算しっかり取って、20車のやつを30車にしておくとかにはならないですか。大丈夫ですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それまでに復旧が基本と考えておりますけれども、その辺もまた検証をやっていきたいなと思います。延びるんであれば延びるなりの予算の措置というものも考えながら、またそれは後になるかも分かりませんが、議員のほうにもお示しさせていただくタイミングがちょっとしたらあるかも分かりませんが、その節は議員各位におかれましてはご理解、ご協力のほうをお願いしたいなと思います。

また、住民の皆様に対しまして、現時点ではあくまでも協力の要請でございます。日々の回収につきましては通常どおりやっておりますし、ラインからすれば資源ごみもラインは確保できております。粗大ごみにつきましては年末多くなるかと思っておりますけれども、一旦破砕機に通しまして減量化をやって上で環境センターで保管という形を取らせていただいております。この先ピットのほうがいっぱいになってきておりますし、少し平たくやった上でまだまだ入るような状況をつくっていきなすとは考えておりますけれども、いっぱいになった後には基本的に災害とかでよくある野積みになるかと思っておりますけれども、環境センターの施設の中でできるだけ復旧後は速やかに通常の形に持っていきなすというところもありますので、施設のスペースを利用して、野積みも視野に入れながら今後は受入れを、住民の皆様にはご迷惑がつかないように環境センター一同取り組んでおりますので、その辺も理解やっておいていただければと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第2 議案第77号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） それでは、議案第77号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、保険料収入見込額の増額に係る補正でございます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,891万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,185万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料6,891万5,000円を増額につきましては、被保険者の増加及び1人当たりの保険料の増額に伴い、特別徴収保険料を3,376万8,000円、普通徴収保険料を3,514万7,000円それぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金、保険料等負担金6,891万5,000円を増額につきましては、被保険者数の増加及び1人当たりの保険料増額に伴う広域連合への負担金の支払いの増額によるものでございます。

以上で、議案第77号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川議員。

8番（江川慶子君） ただいま説明いただきました被保険者の増加があったということなんですが、どのくらい増えたのか教えていただけますか。

議長（文野慎治君） 橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君） 当初の見込みよりは増えているといえますか、後期高齢者医療保険料の特別会計の成り立ちなんですけれども、まず連合のほうから見込みとして来年度の納付金が幾らになります、それは連合のほうで全体の医療から熊取町の分を見込んでいますんですけれども、我々はその入ってきた保険料をそのまま連合にお渡しする形になってございます。我々が国民健康保険と違ってこれだけの賦課してそれを集めるというわけではなくて、連合のほうで熊取町の見込みはこれだけなので来年度負担金としてこれだけください、入ってきたお金をそのままお支払いするんですけれども、今回12月当初の補正予算の段階では、まだ連合からこれぐらいの調定になるという見込みがちょっと示されていなくて、それ以降にこれだけの賦課のいわゆる調定額になりますというご案内が連合のほうから来まして、歳出予算の負担金の支払いの額をこの12月で補正しておかないと、2月、3月、お金は入ってきてもお支払いするだけの予算が確保できていないという状況が見込まれます。例年は3月にそれを補正して対応しておったんですけれども、今回それがちょっと間に合

わないということで今回の補正になってございます。ですので、被保険者が実際当初の見込み、連合がどれぐらいをしていて今回どれだけ増えたというのは連合のほうでの試算になりまして、そこまで情報はいただいておりますけれども、高齢者の収入の一定増加、当初の見込みよりも連合のほうから説明として増えていたということで調定額を示されておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）今のお話でしたらば連合のほうが見込みを上げているということで、保険料の増加見込みがあって、そこで予算との乖離があるというふうに理解したんですが、その点もやはり追加議案で出てきたということがちょっと今までになかったのが気になったんですが、そこまで乖離が出たというのは何か制度が変わったからなんでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）先ほども答弁申し上げたとおり、例年3月の補正で何千万円単位で一応補正させていただいております。今回、ここに額で示しておりますとおり、6,000万円以上のいわゆる負担金が今の予算額からすると足らなくなるという見込みになりましたので、今回させていただいております。令和6年度の補正予算であれば3,000万円何がしの補正させていただいたりはおるんですけども、それ以上の負担金が多発発生するだろうということで今回の補正になっておりますし、タイミングにつきましては先ほど申し上げましたとおり、連合のほうから示された情報が今回補正予算の当初の予算編成の後にちょっと示されたということで、追加となっているところをご理解いただきまして、よろしくようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ちょっと分かりにくいんですけども、予算との乖離がちょっと気になったので質問させていただきました。また、後でも詳しく教えてください。

議長（文野慎治君）よろしいですか。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）1点申し訳ございません。予算書の1ページのところで、ちょっと数字の文字化けをしているところがございます。また資料の差し替えのほうさせていただければと思っております。まずちょっとご案内だけさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第3 議員提出議案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議員提出議案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について説明申し上げます。

まず、議員提出議案第6号をお開きください。

議員提出議案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	大林 隆昭
賛成者	熊取町議会議員	多和本英一
同じく		石井 一彰
同じく		江川 慶子
同じく		二見 裕子
同じく		河合 弘樹

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされた。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求める。

記

一、令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。

一、今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年12月16日

大阪府泉南郡熊取町議会議員 文野 慎治

以上本件について、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第6号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決しました。

議長(文野慎治君)次に、追加議事日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和7年12月定例会閉会から令和8年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和7年12月定例会閉会から令和8年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(文野慎治君)それでは、ここで私のほうから、議会改革検討特別委員会の審議結果の報告をいたします。

議会改革検討特別委員会報告。

去る12月10日、委員6名出席の下、議会改革検討特別委員会を開催いたしました。

案件は、議会活動の拡充についてであります。

本特別委員会では、より開かれた議会、町民の皆様と共に歩む議会となるため、各委員から議会活動の拡充策について意見を出し合い、提案された中から、相談会の実施とSNSの活用について議論を行いました。

その結果、この2点について、まず、やってみようという姿勢で、委員間での協議・検討の結果、一人でも多くの町民に町議会議員を身近に感じてもらえる機会の創出となり、議会活動の活性化と充実が図られ、町民の皆様にご満足いただける場とするため、相談会の実施を決定いたしました。

できるだけ早く新たな活動を始められるよう、相談会の名称、開催時期、議員体制、開催場所、運用について委員からの提案を受け、協議の上、意見の取りまとめを行い、次のとおり決定いたしました。

まず、名称を、議会カフェとします。

次に、開催時期は、令和8年2月、5月、8月、11月の年4回とします。

次に、議員体制は、1回当たり3名とします。

次に、開催場所は、熊取町公民館かむかむプラザ文化・交流ラウンジとします。

また、議会カフェの開催に当たり、各委員から運用について次の提案がありました。

1点目、町民の声などは議員全員で共有する。

2点目、対応・検討の必要な事項は、別途、全議員で協議する。

3点目、目印として、のぼりを作成する。

4点目、開催に当たり、必要な経費は全会派の政務活動費から均等に支出する。

5点目、個人情報の取扱いについては、熊取町議会の個人情報保護に関する条例等に基づき対応する。

以上、運用に関する事項5点を決定いたしました。

以上のとおり、本特別委員会では議会活動の拡充として、一人でも多くの町民に町議会議員を身近に感じてもらえる機会を創出し、また、議会活動の活性化と充実を図るため議会カフェの開催を決定しました。

この議会カフェの第1回の開催日時など詳細につきましては、令和8年2月発行のくまもり議会だより72号でお知らせいたします。

これからも町議会として、この新たな活動の機会を通じて、議員一同、より一層、開かれた議会、また、町民の皆様に町議会、また議会議員を身近に感じていただけるよう努めてまいります。

以上で、議会改革検討特別委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をしながら、さらなる町政発展につなげてまいりたいと存じます。

結びに、今年も残すところあと半月ほどとなりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、新年を健やかにお迎えになられますようご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。よいお年をお迎えください。

議長（文野慎治君）これもちまして、令和7年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時01分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年12月16日

熊取町議会

議 長

文 野 慎 治

議 員

大 林 隆 昭

議 員

坂 上 巳生男